

平成 23 年 第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 23 年 9 月 5 日～9 月 27 日

熊本県菊陽町議会

平成23年第 3 回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 5	月	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告
9 / 6	火	議案審議（認定第 1 号～報告第 8 号）質疑・委員会付託 議案審議（議案第45号～議案第47号）質疑・討論・表決
9 / 7	水	休会（議案調査）
9 / 8	木	休会（議案調査）
9 / 9	金	休会（議案調査）
9 / 10	土	休会
9 / 11	日	休会
9 / 12	月	休会（議案調査）
9 / 13	火	休会
9 / 14	水	一般質問
9 / 15	木	一般質問
9 / 16	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 17	土	休会
9 / 18	日	休会
9 / 19	月	休会（敬老の日）
9 / 20	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 21	水	休会（議案調査）
9 / 22	木	議案審議（議案第39号～議案第44号・報告第 4 号）質疑・討論・表決
9 / 23	金	休会（秋分の日）
9 / 24	土	休会
9 / 25	日	休会
9 / 26	月	休会（議事整理）
9 / 27	火	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成23年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	小林久美子 (P65～)	1. 子ども医療費について	①子ども医療費を町外病院でも窓口無料化に
		2. 国保税について	①4月の国保税値上げの影響は ②税の徴収強化体制とは ③一般会計からの財源の繰り入れで国保税の値下げを
		3. 省エネルギー・エコの町づくりについて	①原発に依存しない社会づくりのため自然・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・エコの町づくりなどについて学習・講演会などの企画を
		4. 災害に強い防災の町づくり	①防災体制の見直しで改善された点は
		5. 第5期菊陽町総合計画前期基本計画（素案）について	①5年間の重点施策と新規の取り組みは ②町長が特に進めたい町づくりの構想は
2	吉本 孝寿 (P80～)	1. 保育ママについて	①待機児童数の算出基準は ②保育ママ制度についての町の考え方は
		2. 子ども教室の実施について	①放課後子ども教室の実施は ②学校支援地域本部事業の実施は ③学校支援ボランティア制度の充実は ④地域人材の活用・促進は ⑤部活動で野球やサッカーがあるように勉強クラブの設立は可能か
		3. ホームページ運用について	①現在のホームページに至るまでの経緯は ②維持管理費は ③現在のアクセス数は ④みんなの掲示板が利用されていないのは ⑤バナー広告がないのは ⑥町出身のプロスポーツ選手・著名人の紹介は
3	川俣 鐵也 (P95～)	1. 総合計画を問う	町の持っている資源を最大限活用し、併せて経済的効果が上がる工夫をする 【基本構想にある町づくりの目標（4つの都市像）を有機的に結びつけて実現していくために】 ①里山（竹林）の整備について ・環境がよくなる ・特産品作りができる ・新旧住民の交流の場とする

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			②文化財の掘り起こしと活用について ・観光客の誘致 ・ウォークラリー（10月には、ねんりんピック）
4	甲斐 榮治 (P105～)	1. 菊陽中部小学校建設について	①現在の進捗状況と今後について ②事業遂行上の危機管理の現状について ・指名業者及び落札業者の経営状況のチェック ・経営状況に瑕疵が発見された場合の対処 ③建設工事発注の仕方について ④総工費について ⑤仮設校舎での教育事業運営の現況について
		2. 公的交通機関の整備について	①交通弱者・買い物弱者への対応を含めた整備計画について ②県民運動公園經由空港行きの軌道敷の延長が町民の声としてあるが、町の見解を問う
		3. 西部地区の道路行政について	①現在進行中の事業及び将来のヴィジョンを示せ ②県道熊本大津線については、交通混雑・通学路の安全・排水の不完全・交差点の不整備などの問題がある。町が関与できることがあるか
5	中岡 敏博 (P119～)	1. 危機管理・安全対策について	【1】危機管理室の組織・庶務について ①危機管理室の役割と構成員について ②その他に関連業務（防犯講話、不審者対応訓練）はないか ③危機管理機能をより充実させるための課題は 【2】自主防犯団体・組織について ①団体名・団体数・人数・活動内容について ②連携・協力・組織拡大・育成のためにどんなことをしているのか、また、定期的な講習会の開催や防犯グッズの提供は 【3】スクールパトロール隊の構成・業務について ①雇用体系について ②中学校・小学校・保育園・幼稚園の業務内容を具体的に示せ ③これまでの活動効果はどうだったのか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 学校・子どもに関する防犯について	【1】子ども110番の家について ①菊陽町の全体設置数及び小学校別（6校区）の設置数は また、児童数・通学路など環境の理由で設置数に違いはあるのか ②子ども110番の家の設置依頼は、どこが責任を持って行いどのような依頼内容であるのか ③子ども110番の家の現状をどう認識しているのか ④子ども110番の家がより充実するためにどのような対策をしているのか 【2】学校の安全対策について（不審者侵入時対応） ①不審者が小・中学校に侵入または、侵入しようとした時に具体的にどのような対応をするのか。 ②不審者侵入時対応マニュアル等は作成しているのか
6	石原 武義 (P137～)	1. 地域共同体のコミュニケーションの育成と充実について	【町は暮らしやすく安全安心な町づくり（基本計画）を目指している。その第一歩は地域共同体（行政区）におけるコミュニケーションの充実にあると思う。そこでは各地域での夏祭り、運動会等が重要な役割を担っている。この主旨に基づいて下記の質問を行う。】 ①町は各行政区での各種行事の催しの現状についてどう把握しているかについて問う ②各種行事等（夏祭り、運動会）に対して町はどう援助し助成しているか。その現状について問う 【より助成金が必要と思う。その捻出には「ふるさと納税制度」を利用拡充し、その金額を各行政区へ分配したらどうか提案する。そこで下記の質問を行う】 ③ふるさと納税の現状を問う ④ふるさと納税の拡充にはPRと啓発が必要である。今後の取り組みについて問う ⑤まずは当面の目標額が必要である。どの程度に設定するか努力目標を問う

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 巡回バスの運用とサービスの向上について	【運用の在り方について】 ①選挙時における投票場への運用をも行い、投票率の向上に役立てるべきだと思う。その用意はあるか問う ②町内には道幅の狭い行政区（例えば中尾）もあり小型バスも取り入れる必要がある。その用意はあるか問う 【サービスの向上について】 ③利用者を乗せる時は所定の場所でよいが降ろす場合は利用者の都合のよい場所にしてもよいと思う。行政側の考え方を問う
7	渡邊 裕之 (P150～)	1. 給食費徴収条例制定について	【給食費未納を解決すべく、これまでの取り組みと問題点、更には法的措置、条例化などの必要性について】 ①未納者への対応。行政、学校、PTA ②子供手当からの天引きは検討されているのか ③私会計から公会計へ ④徴収条例制定の必要性
		2. コミュニティスクール（学校運営協議会）制度導入について	【コミュニティスクール全般について】 ①これまで文科省推進の学校運営協議会制度の検討をしてきたのか。推進しないのか ②学校運営の問題点 ③事故事件、給食費問題、いじめ、地域との関係、PTAの形骸化など、学校を取り巻く問題を解決するためにも学校運営協議会を推進すべきである
8	福島 知雄 (P167～)	1. 情報管理について	【情報管理システムの整備・充実のための対策は】 ①情報セキュリティ対策は ②バックアップ機能は万全か
		2. 町内巡回バスについて	①平成20年6月に一般質問しているがその後の利用者数の推移は ②第5期総合計画前期基本計画（素案）では「町内巡回バスの見直し」となっているがその計画は ③デマンド交通システムの導入検討はしたのか ※完全予約制でタクシーの便利さとバス並の料金で利用できる

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
9	坂本 秀則 (P178～)	1. 新町井手問題について	①新町井手（北、中）の現状を把握しているか ②新町井手改修工事の考えはないか
		2. 上井手かんがい排水事業について	①上井手北側護岸工事の進捗状況は ②本年度の工事予定は ③今後の計画は
		3. 下原・堀川線と原水新山線三差路について	①下原・堀川線と原水新山線三差路の安全確保は充分か ②将来は信号機を設置すべきではないか ③県道大津・西合志線までの延伸は考えられないか
		4. 図書館ホールについて	①ホールリハーサル室・倉庫等の建設計画が予定されているが具体的な説明を ②建設検討委員会を設置し使用者の意見・希望を取り入れるべきではないか ③ホール使用者及びスタッフ等のホール入場・退場の時間を見直すべきではないか ④CD・書籍等の販売を許可するべきではないか ⑤ホール運營業務委託契約はどの様に結んでいるのか
		5. し尿処理場跡地及び白菊保育園跡地について	①し尿処理場跡地の利用計画はあるのか ②白菊保育園跡地の利用計画はあるのか

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成23年9月5日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成23年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成23年9月5日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 認定第1号から議案第47号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

9 番 芝 和 長 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

15 番 上 田 茂 政 君

17 番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10 番 岩 下 和 高 君

12 番 福 島 知 雄 君

14 番 加 藤 眞佐男 君

16 番 小 林 久美子 君

18 番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

7 番 石 原 武 義 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 吉 岡 典 次 君

産業建設部長 松 本 東 亞 君

総 務 課 長 平 野 誠 也 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

人権教育・
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

健康・保険課長 村 田 節 子 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

福祉生活部長 眞 鍋 清 也 君

会計管理者兼
会 計 課 長 阪 本 修 一 君

総合政策課長 吉 野 邦 宏 君

税 務 課 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君

介護保険課長 宮 本 義 雄 君

環境生活課長	大 山 陽 祐 君
武蔵ヶ丘支所長	堀 川 正 信 君
建 設 課 長	松 村 孝 雄 君
下 水 道 課 長	今 村 敬 士 君
総務課長補佐 兼庶務法制係長	服 部 誠 也 君
学 務 課 長	松 本 洋 昭 君
生涯学習課長	佐 藤 清 孝 君
菊陽町代表 監 査 委 員	中 原 輝 男 君

町 民 課 長	山 崎 謙 三 君
農 政 課 長	荒 木 一 雄 君
都市計画課長	坂 本 恭 一 君
商工振興課長	吉 川 義 則 君
図 書 館 長	堀 行 徳 君
中央公民館長	矢 野 陽 子 君
農業委員会事務局長	志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	廣 野 豊 徳 君
書 記	山 川 真喜子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成23年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番石原武義君、8番甲斐榮治君を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る8月29日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より9月27日まで23日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月27日まで23日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月27日まで23日間と決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、別紙配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、今回受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したので、報告します。

要請第5号から陳情第8号は配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４ 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から23日間にわたり、平成23年第３回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中、しかも例年になく厳しい残暑の中にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、第５期菊陽町総合計画の前期基本計画の策定について報告します。

第５期総合計画の基本構想については、本年の３月に町議会の議決をいただき定めたところであります。その基本構想を実現していく具体的な施策を掲げるものが基本計画であります。

基本計画の策定につきましては、本年４月から３回の総合計画策定審議会を開催し、素案をまとめていただきました。その素案をもとに、小学校区ごとに住民懇談会を６回開催したところです。今後は、懇談会で住民の皆さんからいただいたご意見や提案等を総合計画策定審議会に報告し、議論等いただき、審議会でもまとめられました答申をお受けしたいと思います。

なお、住民懇談会の参加者は、延べ人数で170名ほどの参加をいただいています。

次に、仮称光の森複合施設の建設についてであります。仮称光の森複合施設の建設につきましては、住民の代表等によります建設検討委員会を間もなく設置し、施設の内容の検討に入っていく予定としております。

次に、第２土地区画整理事業における直接工事について報告いたします。

本事業の進捗率は、仮換地指定率で申しますと、約７割が指定済みとなります。そのような中、物件の移転補償の協議が調わず、このままでは本事業が大幅に遅れるおそれがあることから、施行者であります町が直接移転及び除却をする必要な箇所が出てまいりました。今回の直接施行の箇所は、下原堀川線の西側約２ヘクタールの範囲であります。その西側を含めました一帯の雨水排水は、ハンズマンの北側の調整池で放流量を調整しながら白川に放流する計画であります。道路築造、面整備とあわせ、雨水管の布設を早急に行う必要があり、直接施行を実施している状況にあります。

次に、下水道事業につきましては、まず菊陽第２土地区画整理事業地区内での区画道路築造に伴う雨水管・污水管の布設工事及び農業集落排水事業地区内での管路布設工事、昨年度の開削工事跡の舗装、本復旧工事を行っております。さらに、マンホールポンプや污水中継ポンプ場のポンプ修繕工事等にも取り組んでおります。

また、長時間停電等の危機の発生を想定した自家発電機によるマンホールポンプの稼働訓練も昨年に引き続き取り組み、さらに管路の閉塞事故を未然に防止するため、飲食業が多く点する地域の管路清掃作業を実施しております。

次に、企業誘致についてであります。リーマン・ショックの後、景気は一たん持ち直しましたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響を受けて、企業の投資は依然として厳しい状況にあり、新規の誘致となると非常に厳しいものがあります。

このような中、8月31日に富士フイルム株式会社と第4・2期工場の建設に係る工場増設に関する協定を締結しました。さらに、緊急の報告ですが、9月12日に原水工業団地内にナカヤマ精密株式会社と工場立地に関する協定を締結する予定であります。厳しい状況の中、本町への投資を決定していただき、経済波及効果や雇用創出効果への期待が広がり、大変うれしく思っているところであります。

次に、パスポートの申請、受け付け、交付についてであります。10月1日から、県からの権限移譲により、パスポートの申請、受け付け、交付を町で実施することになりました。取扱時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとなっています。このため、既に庁舎会計課前に専用ブースを設置し、交付に向けての準備を実施しているところでございます。

次に、レジ袋の削減について報告します。

レジ袋の削減は、ごみの減量化や地球温暖化防止等の環境対策につながることから、本町では、先進的な取り組みとして、平成20年にマイバッグを全世帯に配布し、マイバッグ持参率の向上によるレジ袋の削減に取り組んできました。熊本都市圏においても、レジ袋の削減についての取り組みが進められています。

レジ袋の削減は、大型小売店舗等の事業者、住民団体、熊本都市圏レジ袋削減推進協議会及び町がそれぞれの役割を担い、協働による取り組みを進めていくことが重要であります。本町においても、マイバッグ持参率及びレジ袋の削減率の効果が高いレジ袋の有料化について、町内の大型商業施設と協議しながら準備を進めているところです。

次に、中部小学校の改築関連について報告します。

1学期に仮設校舎が完成しまして、予定どおり夏休み中に無事に引っ越しを終えました。児童たちは、8月29日の始業式から使用しております。

今後は工事発注へ移行しますが、これまで9月定例議会で工事請負契約の承認を提案する旨の説明をいたしておりましたが、開発許可申請につきましては既に許可をいただいておりますが、建築確認が当初計画より若干時間を要しております。工事請負契約承認の準備が整いましたら議会へ提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、施工に当たっては、安全確保と騒音防止にできる限り配慮したいと考えております。

次に、菊陽中部小学校合唱部について報告します。

去る8月24日、福岡でNHK全国学校音楽コンクールの九州ブロックコンクールが開催されました。小学校の部に菊陽中部小学校合唱部が熊本県代表として出場いたしまして、金賞の荣誉に輝きました。10月9日に東京のNHKホールで行われるNHK全国学校音楽コンクールの小学校の部に九州ブロック代表として出場することになりました。

合唱部の児童の皆さんやご指導いただいた先生方に心からお祝いを申し上げたいと思いま

す。菊陽町といたしましても応援したいと考えているところであります。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 認定第1号から議案第47号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案認定第1号から議案第47号までの18件について、一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、本定例会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

付議事件は18件であります。その内訳は、認定8件、報告1件、議案9件についてご審議をお願いするものです。

付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から第8号までは、平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算7件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法96条第1項の規定により議会の認定を求めるものであります。

報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。監査委員の意見をつけて、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものです。

議案第39号は、菊陽町暴力団排除条例の制定についてであります。

内容は、本町における暴力団の排除に関しては、議会での決議や個別の条例、要綱等により対処してきたところですが、基本となる条例を制定していないので、今回基本理念等を定めた条例を制定するものです。このことにより、町、町民と、及び関係機関が連携し、暴力団の排除を推進するとともに、町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することとするものです。

議案第40号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るために地方税法等が改正されたことに伴うもので、主なものは、不申告に係る過料の引き上げ、寄附金税額控除等に係る条文の整備、肉用牛免税に係る期間の延長などについて改正するものです。

議案第41号は、平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に6億7,334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億3,134万3,000円と定めるものです。

歳入の主なものとしましては、地方交付税を4,136万4,000円、財産収入を1億3,043万8,000円、繰越金を3億7,610万5,000円、諸収入を1億172万3,000円、町債を6,810万円それぞれ増額し、繰入金6,000万円を減額するものです。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を2億2,976万7,000円、土木費を2億3,680万4,000円、消防費を1億1,083万9,000円、それぞれ増額するものです。

議案第42号は、平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,441万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,245万4,000円に定めるものです。

歳入の主なものとして、支払基金交付金を168万3,000円、繰越金を1,097万6,000円増額しております。

歳出の主なものは、総務費を583万7,000円、基金積立金を766万3,000円増額するものです。

議案第43号は、平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,023万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,073万7,000円と定めるものです。

歳入では、使用料及び手数料を1,115万円、分担金及び負担金を1,049万円、一般会計繰入金を2,522万1,000円、繰越金を947万2,000円を増額し、町債を1,610万円減額しております。

歳出では、総務費を47万円、維持費を5,879万3,000円増額し、事業費1,903万円を減額しております。

議案第44号は、平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,440万1,000円と定めるものです。

歳入では、一般会計繰入金を188万4,000円、繰越金を5万8,000円を増額しております。

歳出では、維持費194万2,000円を増額しております。

議案第45号、議案第46号、議案第47号は、町営光団地の建設に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、平成22年度より事業実施中の社会資本整備総合交付金事業として、平成23年度公営住宅建設事業費により建設するものであります。

議案第45号は、第1期1・2棟、木造2階建て2棟8戸を、議案第46号は、1期3・4棟、木造平家建て1棟2戸及び木造2階建て1棟4戸を、議案第47号は、1期5・6棟、木造平家建て1棟2戸及び木造2階建て1棟4戸を建設するものです。

以上、付議事件の要旨について申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説

明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、認定第1号から認定第8号まで8件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） おはようございます。監査委員の中原でございます。

私の方から、平成22年度の決算及び財政健全化法に基づく財政健全化判断比率などの監査結果にきまして報告をさせていただきます。

皆様のお手元には22年度の決算監査報告書が配付されておりますので、それに基づき説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本決算監査報告書にあります地方自治法233条第2項の規定によります22年度の菊陽町決算及び財産、基金の運用状況審査についてでございますが、まず1ページをあけていただきたいと思っております。1ページの方に監査の概要が述べてあります。審査の対象になりましたのは、(1)の一般会計、それから2から8までの7つの特別会計の歳入歳出決算と、それから9の財産に関する調書、それから10の基金運用状況、これを審査対象といたしまして、一応加藤監査委員ともども、その2番目の監査実施時期の日程で本庁役場監査室で審査を行い、それを取りまとめたのがこの決算報告書でございます。

審査の方法につきましては、2ページを見ていただくと審査の方法というのが書いてありますが、これに書いてありますとおりに、町長の方から送付されました22年度の各会計決算書、それから決算事項明細書など、審査に関する関係書類につきまして計数の確認をまず行っております。それと同時に、会計課が保管してありますいろんな書類、それから関係課からの各担当者職員から提出された書類、それから必要に応じましてその説明を受けまして、予算の執行や会計処理が適正で合理的に行われているかを審査しております。

なお、この報告書につきましては、表の方につきましては一応円単位まで表示しておりますけれども、文書につきましては、ちょっと分かりにくいというお話もございましたので、一応1,000円単位ということで表示してありますので、多少端数、一番最後の部分が合わない部分がございますけど、ご了承いただきたいと思います。

それから、2の決算の概要につきましてでございますけど、この付近につきましては、時間の都合もありますし、後日歳入歳出に関する決算の審議が各常任委員会などで行われるというふうに聞いておりますので、本日は審査に基づきました留意すべき事項等につきまして、ちょっと20ページをあけていただきたいと思っておりますけれども、この20ページの第3の審査の結果というところに取りまとめておりますので、そちらを中心に各会計の報告をさせていただきたい

と思います。

それではまず、一般会計についてですが、2ページ、表1を見ていただきたいと思います。前年度に比べまして、歳入歳出額とも増額しております。当該年度の歳入歳出の差し引き残額を見てみますと、7億5,435万4,000円で、これから翌年度に繰り越しますところの繰越財源2億2,824万9,000円、これを差し引きました実質収支額につきましては、5億2,610万5,000円というふうな黒字になっております。

それからまた、平成18年度からの5カ年間の推移につきましては、平成20年度までは実質収支額は多少減っておりますけど、減少傾向で示しておりましたけれども、この2年間ににつきましては増加傾向にあります。その5カ年間の実質収支の平均額を計算してみますと、大体5億2,455万8,000円程度の黒字となっておりますので、一般会計につきましては収支バランスのとれた健全な財政運営がなされているものと認めました。

それから次に、特別会計についてですが、特別会計につきましては、9ページの国民健康保険特別会計から、それから19ページの土地取得特別会計までありますけれども、これにつきましても、この報告書の中身を見ていただくとお分かりになると思いますけど、まず12ページの老人保健特別会計と、それから19ページの土地取得特別会計、これが歳入歳出同額となっております。それ以外の特別会計についても、いずれも実質収支額はすべて黒字となっております。したがって、特別会計につきましても、総括的には収支バランスのとれた健全な財政運営がなされているというふうに認めております。

なお、先ほど申しましたとおり、概要に関する詳細な説明につきましては本報告書をご覧くださいというふうに思っております。

したがって、先ほど述べましたとおり、20ページの、次は審査の結果の方に説明を移らせていただきたいと思います。

まず、審査の結果でございますけれども、決算されました平成22年度の菊陽町の一般会計をはじめとした各特別会計歳入歳出決算書等の決算審査関係調書、これは、地方自治法とか、あるいはその施行令、施行規則に様式等規定されておまして、その付近につきましてはその規定に従った作成がなされておりました。それから、歳入歳出決算書、それから現金の保管高、それから基金現在高などについても審査、照合した結果、すべて正確であるということも確認しております。

また、予算の執行時の財産管理についても、法的には適法で、適正に処理されておりました。

なお、決算審査の内容や予算執行での効率、効果などにつきましては、以下に書いておりますような事項につきまして、必要に応じて担当職員の方々と今後の処理の方法について協議し、検討していただくようお願いをしております。

まず、1番目の一般会計での収入率でございますが、調定額に対して96.8%となっており、そのうち町税の徴収率が94.4%で、前年度に比べて0.26ポイントほど増加しております。それ

から、収入未済額も1,918万5,000円の減となっております。これは、国民健康保険税も含めた差し押さえとか、あるいは交付要求、分納措置など租税の徴収向上対策による努力の結果というふうに認めております。今後とも、税の公平負担や歳入確保による行政運営で支障がないよう、引き続いて努力をお願いしたいと思っております。

ただ、町税の不納欠損額が前年度に比べて1,803万2,000円ほど増えておりますが、これは、個々の事案に対するいろんな検証が行われた結果、法的に徴収不能な執行停止、あるいは財産がない、あるいは経営不振などの事案が増えたためでございます。この付近につきましては、今後とも引き続き十分な調査を行い、適正な法的処分を含めた努力をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、3番と4番、これは保育料の負担金、それから町営住宅の収入未済額について記述しておりますが、これにつきましては、年々これも増加傾向を示しております。この付近の滞納整理につきましては、その実態、特に保育料なんかにつきましては、子ども手当なんかも支給されていることでございますので、その実態について十分な調査を行った処理を行っていただきたいということでございます。この付近も、歳入確保の観点あるいは納付者の公平の観点からも、徹底した徴収努力をお願いしたいというふうに思っております。

それから、5番目、一般会計の繰越明許費についてでございますが、これは9事業の3億344万6,000円というふうになっております。これは、前年に比べますと、5事業、3億3,410万4,000円の減となっております。この付近につきましては、法的事務手続も適正に行われておりましたが、国あるいは県からの交付決定時期が遅れたことによる執行の遅延等、事務上やむを得ないと思われる面もありますけれども、予算の効率的執行の観点からも、今後とも極力この繰り越しが出ないように、予算編成の精査と計画的執行をお願いしたいというふうに思っています。

それから次に、6番目に入りますが、これから先、特別会計の関連について説明したいと思います。

まず、国民健康保険特別会計の保険税収入未済額と不納欠損額、この付近につきましては、先ほど一般会計で述べましたとおりでございますが、9ページの表12、この付近の保険税収入状況表の推移を見てみますと、大体収入率が70%台前半で推移しておりますし、またこれを財源といたします11ページの保険給付費、これが20億4,383万2,000円と、前年度より1,977万4,000円増えております。

今後におきましても、この付近につきましては高齢化に伴う保険給付費等の増加が懸念されておりますので、この付近につきましては、国民健康保険運営協議会、この付近との連携をとりながら、保険税収入事務の円滑化と滞納整理の向上に努められると同時に、定期健康診断などの健診向上による早期発見、早期治療の徹底に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、7番目の老人保健制度、これにつきましては、ご承知のとおり、平成20年3月末で制度は廃止されておまして、決算の内容は過年度の診療に関する清算処理でございます

が、その処理は適正になされておりました。

なお、この会計処理につきましては、平成23年度から一般会計に引き継いで処理されるというふうに聞いております。

それから、8番目の後期高齢者につきましては、制度が開始されてから3年目でございますが、その医療特別会計歳出額が平成20年度開始当時の約1.14倍と増加しておりますし、また1人当たりの医療費については、まだ調査が1年間のものしかございませんが、これも対前年比に比べて増加傾向を示すような数値となっております。

将来的にも、本制度の被保険者は増加して、現役世代が減少することが予測されておりますし、他方、現役サラリーマンの平均年収が年々下がっております。そういう事実もありますので、将来的な被保険者の保険料負担の増額あるいは負担の公平性の維持の観点からも、収入未済額の減少は無論、高齢者の健康保持、さらには医療の重複受診や不必要な薬の投与回避による効率的医療提供など、今後とも適正な運用が推進されますよう努めていただきたいというふうに思っております。

それからまた、介護保険特別会計につきましても、歳出の92.3%ほどを占める保険給付費が15億4,849万5,000円で、前年度の14億9,011万5,000円より約5,838万円ほど増加しております。これも年ごとに増加しておりますし、介護保険の不納欠損額は5カ年平均で約200万3,000円ほどで推移しておりますけれども、収入未済額については1,105万7,000円と、前年度の1,006万5,000円より99万2,000円ほど増加しておりますし、過去5年間の推移を見ても、毎年度年間120万8,000円ほど増加しております。したがって、この付近につきましても、後期高齢者医療同様、なお一層の歳入確保と健康保持に対する対策をとっていただきたいというふうに思います。

それから、10番目、これは下水道特別会計の決算についてでございますが、これは歳入につきましては、使用料と受益者負担金、合わせて1,043万6,000円が収入未済となっております。それから、不納欠損額は146万円となっております。この付近につきましては、今後とも、水道料金徴収事務、この付近との調整を図りながら、運営に支障が生じないように努めていきたいと思っております。

なお、下水道につきましては、現在、平成22年度末で、その普及率が97.2%、水洗化率は93.8%ということになっておりまして、業務のメインは維持管理業務となっておりますが、下水道施設は昭和58年度の着手で、28年間が経過しております。近々、この将来的な老朽化による更新、さらには耐震化にも備える必要が生じてくると思われますので、農業集落排水も含め、現段階から維持修繕のデータ保存、それから資産整理、それとその分析、そういうことを行った施設の更新の平準化や経営安定化に向けた会計方式への移行など、合理的経営が検討されることを期待いたします。

なお、11番目の農業集落排水につきましては、下水道会計と連携調整された運営がなされておりますが、決算については適正に処理されているというふうに認めております。

それから最後に、土地取得特別会計ですが、22年度には特別会計による新たな用地取得等は行われておりませんし、その会計処理も適正に行われていましたので、ここで報告をいたします。

以上が一般会計と特別会計の審査に対する留意すべき事項でございます。

次に、引き続きまして、22ページの財産に関する調書と23ページの基金運用状況調査の審査について報告をさせていただきます。

内容の詳細については割愛させていただきますが、財産に関する件では、22ページの表34、35に取りまとめておりますが、普通財産の方で増減が減となっておりますし、債権の方がまた増減で減となっております。これは、肥後銀行グラウンド空き地あるいは土地区画整理の第1地区保留残の売却による普通財産の土地と、それから住宅の新築改修資金の償還による債権が対前年度に比べて減となったということでございまして、そのほかのやつにつきましては前年並みか増というふうになっております。

それから、基金の運用状況、これにつきましては、24ページの表36を見ていただきたいと思いますけど、これに取りまとめております。この18基金のうち11基金につきましては利息の積み立てでございまして、残りの7基金につきましてはの積み立てあるいは取り崩しというのが行われておりますが、これは21年度から22年度の決算期であります3月末から5月末にかけて、一時借入れ等々の精算的運用がなされた結果でございまして、結論といたしましては、一番下に書いてありますけど、22年度5月末での基金残高は43億5,015万3,000円ということで、対前年比7,110万7,000円の増となっております。

いずれにいたしましても、財産、基金につきましては、管理運用につきまして、その設置趣旨に沿った適正な運用がなされておりました。

それから次、25ページの第6、本町の財政構造と財政指数について説明をさせていただきます。

財政構造につきましては、その構成表を見ますと、これは25ページの表37に示しておりますとおりに、自主財源と、それから依存財源の比率は64.3%対35.7%というふうになっておりまして、多少自主財源の割合が前年度に比べると1ポイントほど減少しております。これは、不動産売却などの財産収入、それから町税の滞納金、預金金利、その他雑入による諸収入の減少によるものでございまして、他方、依存財源の方は、地方交付税、それから地方特例交付金、町債、こういうものが増加してるというところによるものと思っております。

それから、4ページの表3を開けていただきたいと思いますけど、ここに書いてある表3の自主財源と依存財源の合計の数値とこの37ページが多少数値が違います。この付近につきましては、財務会計統計上の総務省の統計のとり方が普通会計ベースで取りまとめられますので、この表37には一部土地取得の特別会計の費目が含まれておりますので、多少違いますということをご了解いただきたいと思います。

それから、25ページの表の38には、普通会計収入における経常収支と臨時的収支との3カ年

間の推移を示しておりますけれども、年度により増減は多少あるものの、平均的には経常的収支がおおむね74%、それから臨時的収入は大体26%となっておりまして、これを賄いますところの経常一般財源は全体の64.5%となっております。

それから次に、歳出でございますが、歳出の構成につきましては、普通会計の性質別歳出決算額が、26ページの表39にあらわしてみえますが、この2カ年の平均を見てみますと、歳出が約38%、それから投資的経費が約16%、残りが、約46%がその他の経費というふうになっておりまして、これに充当された経常的一般財源はおおむね74%であるというふうになっております。

このような歳入歳出にわたる財政構造に対する本町の財政力につきましては、次のページ、27ページ開けていただくと書いてありますけれども、表40を見ていただきたいと思います。これを見る限り、本町の財政力指数につきましては、ほぼ昨年並みでございまして、財政の弾力性を示す経常収支比率、公債費率、この付近は、全国的な値に比べれば非常にいいんですけれども、望ましい値というのが、70ないし75%の間に入ることが望ましいとなっておりますので、この付近から比べると多少硬直化の傾向が見られると。ただ、本町の標準財政規模が一番後ろの方に1,000円単位で書いてございますけど、これは年々伸びております。したがって、傾向としては好ましい傾向で進んでいるのではないかなというふうに思っております。

以上が大体決算審査で取りまとめた内容でございますが、それにつきまして、28ページに審査の意見という形で総括的な表現をさせていただいております。

これにつきましては、上段に述べておりますけれども、変動が激しいグローバル化での経済回復の不透明さや政権交代のねじれによる政局混迷、そういう社会的背景のもと、平成22年度の決算は、最終年度となる第4期の菊陽町総合計画の着実な実現と第5期総合計画への検証を行うため、重点的な予算配分が編成されておりました。その執行面では、制度上の、先ほど申しましたような多少問題はありましたけれども、各事業とも総括的には効率・効果的な執行が行われ、当初の計画はおおむね達成しているというふうに認めております。

まず、歳入と歳出の全体について見てみますと、先ほど申したように、土地取得と老人保健特別会計が収支がゼロとなっておりますが、そのほかについては、一般会計、特別会計とも実質収支額は黒字となっておりますので、本町の財政は健全であるというふうに認めております。

ただ、一般会計、特別会計を合わせました繰越額と、それから不用額の合計を足しますと、約9億6,300万円ほどあります。この付近につきましては、財政制度あるいは業務実態上の、先ほどから何遍も申しますけども、やむを得ない面もあるかなとは思いますが、なお一層業務の把握と分析による精度の高い予算編成が行われて、計画的で効率的な予算執行が行われるよう努めていただきたいと思います。

それから、例年のことなんですが、不納欠損額、収入済額については、徴収強化も図られておりますし、本年度も菊池郡の周辺市町と協力しての徴収強化を図るというお話も聞いており

ますが、一般会計、特別会計とも対前年に比べて増加の傾向をしておりますし、不納欠損額は増えておりますが、収入未済額につきましては、一般会計で町税をはじめとする使用料・手数料、負担金・分担金、こういうものを全部トータルいたしますと一応減少の方向にしておりますので、この付近はこういう形で今後とも努力していただきたいと思いますと思いますが、ただちょっと気がかりがありますのは、特別会計の国民保険税、これが現年分と今年分合わせると、その収入率は、先ほど申しましたように71.7%と低いし、収入未済額も2億5,453万7,000円と高止まりの状態にあります。介護保険、後期高齢者給付費も増加しておりますので、この付近には注意していただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況にあつて、町の債権である町税、国民保険税、負担金あるいは使用料が納付期限まで納められないと、行政運営に圧迫があるだけでなく、公費負担の原則から、その削減対策は喫緊の急がれる課題であるということで、適正な法的処分も含めた納税対策の一層の強化を図っていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど申しましたように、財政力、財政構造については、財政力については県内市町村の中でも高い財政力を示しておりますが、財政の弾力性を示す経常収支比率や公債費率、これにつきましては懸念されるものがあります。これは今日の社会的背景に起因する面も多いかと思いますが、基幹財源の町税をはじめとする自主財源比率の減少傾向も見られますので、極力財政の硬直化を招かないよう、中・長期的な地域経済の活性化対策も図りながら、安定的財源の涵養に努めていただきたいというふうに思っております。

それから、今回はこの財政健全化法に基づいたやつも一緒に報告させていただきたいということで、ちょっと30ページの方に地方公共団体財政健全化法に基づく監査意見書というものをとじております。これに基づきますと、この場をおかりしてこの付近の報告もさせていただきたいと思います。

ポイントにつきましては、31ページ、ちょっとあけていただきますと、書いてありますとおりに、平成22年7月27日、これ決算審査を行ったわけですけども、この決算審査を行ったのにあわせまして、本町役場監査室でこの付近につきましても加藤監査委員とともども中身を審査させていただいております。

この法律の概要とか審査の概要、それから審査方法及び概要については、報告書に書いてあるとおりでございますので、目を通していただくということでお願いしたいと思います。

32ページ、審査の概要のところに、この健全化判断比率についての表がございます。これで見ますと、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、この付近については、決算が、先ほど申しましたとおりに、黒字のため、数値化がされておられません。それから、起債や将来見込まれる負債の状況を見る実質公債費率、それから将来負担比率、これも指標でございます早期健全化基準の以下でございます。したがって、本町の財政状況は健全段階にあるというふうに認めております。

ただ、ここでちょっと注意していただきたいのは、将来負担比率の21年度から22年度につき

まして、20ポイントほど比率が減少しています。これは、指標算定をする分子の、将来負担額からそれに充当可能な財源を引く数値が前年度に比べて13億4,000万円ほど減になっておりまして、逆に分母の方は、標準財政規模から差し引く、普通交付税に措置される元利・準元利償還金が前年度に比べて2億3,000万円ほど増加しております。こういうことによって20ポイントほど、安全側の方に行っておるんですけども、増えているということでございます。

それから次、企業会計の部分のことについては、この33ページの資金不足比率、これはうちでは下水道と農業集落排水の事業規模に対する資金不足の程度をチェックしているわけですが、この資金不足比率につきましても、33ページの表2に示すとおり、下水道も農業集落排水もすべて黒字でございますので、数値は出ておりません。したがって、こちらの方も、財政健全化法に基づく意見書といたしましては、すべて健全であるというふうに認めております。

最後になりましたけれども、最後にちょっとまとめのことが書いてありますけれども、これちょっと読ませていただきますと、昨今の報道でもご存じのとおり、ねじれ国会、それから円高による日本経済の先行き不透明、こういうことにつきましては、地方の方に対しても影響が今後多方面で出てくるというふうに思っております。

幸いにも本町の財政は健全化段階にありますけれども、ただ財務の弾力性を示す指標には懸念される値も出ておりますので、今後とも長期化する景気低迷による地方税の減収あるいは地域主権に向けた事務事業の基礎自治体への移行、あるいはひもつき補助金の一括交付金の動向、こういうものが非常に不透明なものがあります。そういうこともありますし、また本町には、先ほど町長の方から報告もありましたように、学校とか町営住宅の建て替え、耐震改修、それから道路、下水、土地区画整理事業の社会基盤の継続、それから光の森の複合施設の整備、こういう大型事業が準備されております。したがって、不確定要素も非常にありますので、この付近については、第4期の計画をよく検証されまして、第5期計画の方にスムーズに移行できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、将来世代に過度の負担を残すことのないよう、計画にはある程度余裕を持った弾力的な計画になっていただけたらなというふうに監査委員としては思っております。

以上が大体、長時間にはなりましたが、決算監査と、それから財政健全化法に基づく審査の結果でございます。

以上で報告は終わらせていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、大変ご苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時56分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成23年9月6日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成23年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成23年9月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 認定第1号 平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2 認定第2号 平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3 認定第3号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4 認定第4号 平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 認定第5号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6 認定第6号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7 認定第7号 平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 認定第8号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
（委員会付託）
日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について（町営光団地第1期1・2棟建設工事）
日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について（町営光団地第1期3・4棟建設工事）
日程第11 議案第47号 工事請負契約の締結について（町営光団地第1期5・6棟建設工事）

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 中 岡 敏 博 君 | 2番 | 野 田 恭 子 君 |
| 3番 | 吉 本 孝 寿 君 | 4番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 5番 | 渡 邊 裕 之 君 | 6番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 7番 | 石 原 武 義 君 | 8番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9番 | 芝 和 長 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 7番 | 石 原 武 義 君 | 8番 | 甲 斐 榮 治 君 |
|----|-----------|----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 水 上 孝 親 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 岡 典 次 君 | 福祉生活部長 | 眞 鍋 清 也 君 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 産業建設部長 | 松 本 東 亜 君 |
| 総 務 課 長 | 平 野 誠 也 君 |
| 財 政 課 長 | 實 取 初 雄 君 |
| 人権教育・
啓 発 課 長 | 堀 川 俊 幸 君 |
| 健康・保険課長 | 村 田 節 子 君 |
| 環境生活課長 | 大 山 陽 祐 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 堀 川 正 信 君 |
| 建 設 課 長 | 松 村 孝 雄 君 |
| 下 水 道 課 長 | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 |
| 学 務 課 長 | 松 本 洋 昭 君 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 清 孝 君 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 阪 本 修 一 君 |
| 総合政策課長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 税 務 課 長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 福 祉 課 長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 介護保険課長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 町 民 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 農 政 課 長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 都市計画課長 | 坂 本 恭 一 君 |
| 商工振興課長 | 吉 川 義 則 君 |
| 図 書 館 長 | 堀 行 徳 君 |
| 中央公民館長 | 矢 野 陽 子 君 |
| 農業委員会事務局長 | 志 垣 敏 夫 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 廣 野 豊 徳 君 |
| 書 記 | 山 川 真喜子 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより平成22年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、認定第1号の平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げますが、最初に1カ所だけ訂正をお願いいたしたいと思います。

12ページをお開きいただきます。

12ページの左端には節の区分が並んでおりますが、上から2段目の滞納繰越分（町民税個人）の欄の備考欄でございますけれども、その備考欄の2行目「800円含み」という表示をしておりますけれども、この部分が「880円」でありましたので、その分の訂正方をお願いしたいと思います。表示上で「800円」としてございましたけれども、「880円」が正確な数字でございますので、その旨訂正をお願いいたします。

それでは、説明申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から決算監査報告がなされ、また議長が先ほど申されたように、各委員会に付託される予定となっておりますので、詳細につきましては、その際各担当課から説明することとしております。

決算書をご覧いただき、表紙をめくっていただきますと、目次をつけておりまして、決算の認定に付します歳入歳出決算書を1ページから8ページ、上の方の部分でございますけれども、そこに掲載しておるということでございます。そして、この決算の認定をいただくための資料として、事項別明細書を10ページから228ページにかけて、最後に実質収支に関する調書を229ページに掲載し、さらに別途、事前に配付しておりますけれども、款ごとの主要な施策の成果、財産に関する調書及び基金運用状況調書、決算額の前年度との比較表を配付しております。

そこで、私の方では、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入または支出済額の前年度との比較を中心にご説明申し上げますので、配付いたしました今の決算書と平成22年度菊

陽町一般会計歳入歳出決算参考資料をあわせてご覧ください。

なお、ご質問に際しましては、担当課長等からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1、2ページをお開きいただき、参考資料の方も1、2ページでございます。

歳入でございますが、款項ごとの予算現額及び調定額につきましては省略させていただき、収入済額について、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

また、町税の徴収率、不納欠損額及び収入未済額につきましては、決算監査報告書にあり、代表監査委員からの報告がありましたので、省略させていただきます。

まず、款の1町税は、2億8,892万4,533円、4.9%増の62億4,313万1,161円で、歳入総額に占める構成比は51.3%から50.3%へととなっております。

その中で、項の1町民税は、3億878万8,291円、16.2%増の22億1,143万3,177円で、そのうち個人町民税は1億1,725万3,471円の減、法人町民税は4億2,604万1,762円の増となりました。

また、項の2固定資産税は、3,626万5,858円減の36億8,421万1,784円で、そのうち土地が1,606万1,614円減の8億202万7,699円、家屋が1億5,681万2,101円増の13億5,325万725円、償却資産が1億7,582万245円減の14億8,524万1,760円、交付金は119万6,100円減の4,369万1,600円となりました。

次に、項の3軽自動車税は、367万4,680円、5.5%増の7,043万9,140円、項の4たばこ税は、1,272万7,492円、4.8%増の2億7,704万7,060円となりました。

次に、款の2地方譲与税は、379万4,878円減の1億8,337万7,082円で、これは国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、地方揮発油譲与税は増となったものの、航空機燃料譲与税等は減となっております。

次に、款の6地方消費税交付金は3億1,086万4,000円で、近年の増加傾向から一転して、53万6,000円の減となっております。

次に、款の12地方交付税は、3億2,723万5,000円、81.3%増の7億2,979万5,000円で、歳入総額に占める構成比は2.4%増の5.9%となり、そのうち普通交付税が3億3,435万8,000円増の5億8,924万7,000円でありました。

決算書は3、4ページをお開きいただき、款の14分担金及び負担金で、項の2負担金は、4,484万1,511円、18.7%増の2億8,479万9,552円で、保育料をはじめといたします児童福祉費負担金が約91%を占め、私立保育所2園の開設がありました。

款の15使用料及び手数料は、429万5,099円増の1億2,940万6,566円となりました。

款の16国庫支出金は、1億152万3,201円減の14億4,250万2,311円で、そのうち項の1国庫負担金が5億4,671万4,019円の増で、子ども手当関係の増が主なもの、項の2国庫補助金は6億5,081万8,219円の減で、定額給付金事業費補助金がなくなったことが主なもので、この中には平成21年度からの繰越明許費の財源2億3,444万7,500円を含んでおります。

次に、款の17県支出金は、2,480万6,189円減の7億3,174万8,465円で、主なものでは、安心こども基金特別対策事業補助金、私立保育所の施設整備に係る補助金でございますけども、これが2億2,017万3,000円分が減となっております。

款の18財産収入は、1億6,210万1,596円減の8,028万9,144円で、そのうち第2地区保留費処分金は、1億9,809万2,680円減の2,970万6,620円となりました。

参考資料は3、4ページをご覧ください、款の19寄附金1,248万5,400円は、有限会社さんふれあからの一般寄附金1,234万8,000円及びふるさと寄附金13万7,400円でございます。

款の20繰入金は、1億3,735万9,074円増の4億2,059万1,074円となっておりますが、基金繰入金を1億3,801万4,000円増の4億1,729万4,000円としており、なお基金につきましては、歳出の方でも7億1,761万6,127円を積み立てております。繰入金は取り崩しておりますけども、歳出の方では7億円積み立てているということでございます。

款の21繰越金は、1億3,403万2,800円増の7億5,804万1,152円で、この中には平成21年度からの繰越明許費の財源2億3,976万8,000円を含んでおります。

款の23町債は、1億7,580万円増の8億9,660万円で、款の1総務債、7土木債は増、項の2民生債、5農林水産業債、8消防債、9教育債は減としており、土木債には平成21年度からの繰越明許費の財源1億5,930万円を含んでおります。

以上の歳入合計が、ただいま申しました平成21年度からの繰越明許費の財源、資料の方に、合計の下に入れておりますけども、6億3,351万5,500円を含み、トータルで124億1,694万3,598円で、前年度から8億1,850万1,865円の7.1%の増となりました。

さらに、決算書4ページの、今のページの4ページの右端の予算現額と収入済額との比較のマイナスとなっているもので、款の16の国庫支出金及び23の町債の中には、平成23年度への繰越明許費に係る財源の未収入額7,519万7,000円を含んでおります。

決算書、参考資料ともに5、6ページをお開きいただき、歳出につきましては、予算現額、翌年度繰越額、不用額及び予算現額と支出済額との比較については省略させていただき、款項ごとの支出済額について、前年との比較を中心に説明させていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄につきましては、これは繰越明許費でございまして、平成23年第2回の議会定例会において繰越明許費に係る繰越計算書として報告させていただいた内容でございますし、決算監査報告書の8ページも一覧として整理いただいているところでございます。

それではまず、款の1議会費でございますが、前年度とほぼ同額の1億425万6,580円となっております。

次に、款の2総務費は、4,609万1,207円増の22億6,698万7,594円で、歳出総額に占める構成比が19.4%となっておりますが、項の1総務管理費が6,035万33円の増で、この中では、定額給付金事業費5億3,793万3,918円が全額となりましたが、役場庁舎耐震補強等工事で1億2,011万8,411円を執行し、さらに基金の利子及び前年度からの繰越分以外で、公共施設整備基金に1億円、学校建設基金に3億5,000万円を積み立てました。

なお、平成21年度からの繰越明許費で、役場庁舎本館トイレ改修事業費1,276万8,459円、またまちづくり基本整備計画策定事業費139万円、電子計算事業費449万4,000円を含んでおります。

次に、款の3民生費は、5億9,704万7,484円、21.5%増の33億7,558万881円で、歳出総額に占める構成比が28.9%となっております。

なお、項の1社会福祉費は、1億8,816万2,596円増の14億4,356万615円で、この中には、国民健康保険特別会計繰出金1億8,595万5,187円、介護保険特別会計繰出金2億3,738万7,036円、後期高齢者医療特別会計繰出金6,126万9,941円及び熊本県後期高齢者医療広域連合負担金2億3,653万388円を含み、すべての区分で増となっており、また介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金の計上及び障害者福祉費の扶助費の増が主なものでございます。

また、項の2児童福祉費は、4億888万4,888円、26.8%増の19億3,202万266円で、私立保育所の整備に係る、歳入でも申し上げましたが、安心こども基金特別対策事業費補助金分2億4,769万3,000円は減となりましたが、子ども手当及び児童手当で4億9,184万3,000円の増、私立分の保育所運営費負担金で2億607万2,730円の増となりました。

次に、款の4衛生費は、3,088万3,429円増の10億8,400万7,679円で、項の1保健衛生費が子ども医療費扶助費で1,742万414円の増となっており、また項の2清掃費で、菊池環境保全組合負担金は、901万2,000円減の4億5,583万円を支出しております。

次に、款の5労働費は1,828万5,771円で、勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の運営費で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、款の6農林水産業費は、4,817万8,686円減の2億6,693万6,694円で、項の1農業費には、農業集落排水特別会計繰出金3,138万2,000円、平成21年度からの繰越明許費で、土地改良単独事業費886万2,000円を含んでおり、県営事業負担金が7,013万4,000円の減となりました。

款の7商工費は、2,190万1,816円減の8,116万532円で、企業誘致関連工事費等の減が主なもので、平成21年度からの繰越明許費で、下大谷1号線道路改良事業費1,439万4,692円を含んでおります。

次に、款の8土木費は、1億8,710万8,489円増の18億2,917万1,194円で、歳出総額に占める構成比は15.7%となっております。

そのうち、項の2道路橋梁費には、平成21年度からの繰越明許費で、道路橋梁維持事業費、また横道合志2号線道路改良事業費、北小学校原水駅線道路改良事業費、緑ヶ丘線道路改良事業費及び原水駅線道路改良事業費、合計で3億2,281万5,768円を含んでおり、当該繰越明許費等で1億6,608万402円の増となりました。

また、項の3都市計画費には、平成21年度からの繰越明許費で、土地区画整理事業費及び杉並木公園園路改修事業費の1億2,425万5,987円、下水道特別会計繰出金4億1,356万1,000円を含んでおり、5,361万5,985円の減となりました。

さらに、項の4住宅費は、光団地の設計委託料及び土地購入費があり、7,500万6,859円の増

となりました。

次に、款の9消防費には、菊池広域連合負担金2億7,325万6,000円及び平成21年度からの繰越明許費で全国瞬時警報システム整備事業費746万5,500円を含んでおり、1,969万3,075円増の3億4,085万8,134円となりました。

次に、款の10教育費は、前年度とほぼ同額の10億9,814万3,267円で、歳出総額に占める構成比は9.4%となり、項の小学校費では、平成21年度からの繰越明許費で菊陽中部小学校建設事業費5,300万2,215円を含んでおり、菊陽中部小学校改築に必要な経費などの学校建設費が1億6,181万400円の増となりましたが、項の中学校費では、学校建設費が、武蔵ヶ丘中学校耐震補強工事費の減があり、9,508万2,702円の減となっております。

さらに、項の5社会教育費では、中央公民館の耐震補強工事や図書館の施設改修工事などがあり、3,841万3,194円の増となりました。

次に、款の12公債費は、繰上償還額3,226万8,686円を含み、1,287万7,140円増の11億9,720万477円でありましたが、繰上償還額を除くと、元金、利子ともに減という状況でございました。

なお、平成22年度末の地方債現在高は100億7,592万3,864円で、繰上償還もあり、前年度末から1億2,683万2,626円の減となりました。

一方、平成22年度末の基金現在高は、決算監査報告書にもありましたように、財政調整基金が2億6,225万8,508円増の17億4,563万7,107円、減債基金が94万7,323円増の4億5,376万1,654円、その他特定目的基金が3,711万6,296円増の20億1,281万2,012円となり、一般会計総額では、3億32万2,127円増の42億1,221万773円を確保することができました。

決算書は7、8ページをお開きいただき、款の予備費につきましては、支出済額はございませんが、226ページをお開きいただき、右端の備考欄、一番下の方ですね、226ページの右端の一番下から次のページにかけて記載しておりますように、8つの目へ充当を行ったところでございます。

8ページにお戻りいただき、以上の歳出合計が、平成21年度からの繰越明許費に係る支出済額、参考資料の方にも記載しておりますが、5億4,944万8,621円を含み、合計で116億6,258万8,803円で、前年度から8億2,218万8,222円の7.6%の増となりました。

したがって、歳入歳出差し引き残額は、7億5,435万4,795円ということでございます。

最後の229ページをお開き願います。実質収支に関する調書で、1,000円単位の数値でございますが、歳入総額124億1,694万3,000円に対し、歳出総額116億6,258万9,000円でありますことから、歳入歳出差し引き額が7億5,435万4,000円となり、なお翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の2億2,824万9,000円が必要でありますことから、実質収支額は5億2,610万5,000円となっており、前年度と比較いたしますと、783万2,000円の増となりました。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、決算報告書であり、代表監査委員からの報告がありましたので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第2号 平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、認定第2号平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 認定第2号の平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけておりますが、この特別会計は用地先行取得事業に係ります歳入歳出を経理するものでございます。

また、1枚めくっていただきますと、平成22年度決算書をおつけしておりますが、7、8ページをお開きいただき、歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入につきましては、予算現額88万2,000円に対して、調定額、収入済額ともに88万1,649円で、これは土地開発基金の利子でございます。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金でございますが、予算現額2億3,353万円に対して、調定額、収入済額ともに2億3,337万5,816円でございますが、これは維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものでございます。

以上の歳入合計が、収入済額の欄で2億3,453万8,865円となっております。

9、10ページをお開きいただき、歳出でございますが、款の1土地開発基金積立金につきましては、予算現額88万2,000円に対して支出済額88万1,649円でございますが、これは歳入で受け入れた基金利子を積み立てたものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費につきましては、予算現額89万7,000円に対して支出済額74万3,957円で、これは平成18年度に取得しました武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業地内の南側複合施設用地、主要な施策の中にも書いておるかと思います、7,049.86平方メートルの除草作業手数料221万550円、北側の仮称菊陽町光の森多目的広場用地3万91.77平方メートルの維持管理費として、消耗品費、光熱費、管理委託料で、合計52万2,407円を支出いたしました。

款の3公債費は、公共用地先行取得等事業債の返済元金2億1,459万円及び利子1,832万3,259円でございます。

なお、平成22年度末の町債残高は、12億8,754万円となっております。

以上の歳出合計が2億3,453万8,865円となっており、最後の11ページには実質収支に関する調書をおつけしておりますが、1,000円単位でございますが、歳入総額が2億3,453万8,000円に対し、歳出総額が2億3,453万8,000円と同額でありますことから、歳入歳出差し引き額が0となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も0ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第2号の土地取得特別会計の歳入歳出決算の認定について今説明がありましたけれども、これから恐らく総合計画の前期基本計画の中に入ってきますけれども、この菊陽町光の森の多目的広場の今後建設等考えていかれると思いますが、このいろんな工事を進めていく場合、この特別会計のところとは直接関係ないかもしれないんですけれども、どんなふうに財源をこれから考えていくのかというと、やはり基金とかで積み立てていくとかいろいろあると思いますけれども、今考えられていることがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 財源という視点でございますので、仮称光の森多目的広場の建設に向けては、最終的な担当というのはまだ明確ではないかとも思いますけれども、総合政策課を中心にいろいろと協議が進むものと思っておりますが、財源という視点で申し上げますと、ただいま小林議員もございましたように、一般会計の基金積み立ての中で、財政調整基金あるいは公共施設整備基金、学校建設基金等々の積み立てを行ったという説明を申し上げました。この多目的広場の建設につきましても、同様に公共施設整備という視点でございます。当然財源といたしましては、国庫あるいは県の補助事業にのせていくということが一番のベターな選択肢であると思っておりますけれども、その財源が充当できない部分の残りにつきましては、当然その中で最大限起債を起こし、それを活用することで、一時の負担を軽減し、あるいは将来的に少額での長期での返済をゆっくりやっていくという考え方があろうかと思います。

ただし、補助事業にしても、単独事業にいたしましても、どうしても補助金、起債充当残が一般財源として必要になってまいりますので、そういった部分を含めて考えていきますと、なるべく先ほど申しました基金の積み立てというのも視野に入れながら考えていく必要がある部分だと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます前に、訂正と書きかえをお願いいたします。

まず、訂正でございますが、決算書に添付しております平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計に関する主要な施策の成果の1ページの3行目に、平成22年度特別会計決算は、歳入総額「30億6,948万2,000円」を「30億6,948万1,000円」に訂正をお願いいたします。

（「もう一度お願いします」の声あり）

はい。3行目のところです。主要な施策……

（「何ページ」の声あり）

1ページになります。1ページの3行目の歳入総額が、「30億6,948万2,000円」を「30億6,948万1,000円」に訂正をお願いいたします。

同じく5行目ですけれども、差し引き残額が「459万8,000円」とありますが、これを「459万7,000円」に訂正をお願いいたします。

次に、申し訳ありませんが、同じく資料の2ページになります。4の世帯数及び被保険者の状況の表の世帯数のところですが、右の方に年度平均という欄があります。その「4,530」を「4,597」に訂正をお願いいたします。

次につきましては、書き加えをお願いいたします。歳入歳出の決算書の方になります。8ページを開いていただきたいと思います。節の2番、後期高齢者支援金分現年課税分という欄がありまして、右の備考の欄の「未済額22万7,609円を含む」の前に「還付」を記入をお願いいたします。

非常に申し訳ありませんでした。以上が訂正と書き加えをお願いしたところです。

それでは、お手元の決算書の1ページをお開きください。

22年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでになっております。次に、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算執行状況でございます。そして、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託されることになっておりますので、これからは1ページから4ページまでの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入

歳出決算事項別明細書の説明については省略させていただきます。

まず、決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下段ですけれども、欄外の方に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が30億6,948万1,853円、歳出総額が30億6,488万4,025円で、歳入歳出差し引き残額が459万7,828円でありまして、この差し引き残額が平成23年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについて説明をいたします。

1ページと2ページをお開きください。

表題の款、項、予算現額、調定額については省略いたしまして、2ページの左上、収入済額についてのみ、主なものを説明させていただきます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税は、一般分と退職分の現年度課税分及び滞納繰越分であり、6億9,059万3,430円となっております。国民健康保険税の現年度分の収納率は92.4%であり、前年度に比べまして0.4%改善しております。不納欠損額は1,746万4,130円、収入未済額は2億5,453万6,828円となっております。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は、6億2,746万3,115円となっております。

項の2国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財源調整交付金が主なものであり、2億5,328万8,186円であります。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金は、国民健康保険被保険者の65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入状況に応じて調整されて交付されるものであり、4億8,202万9,893円でございます。

款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金で、制度に基づき国民健康保険団体連合会から交付されるものであり、3億8,842万1,633円でございます。

款の13繰入金、項の1他会計繰入金は、一般会計からの繰入金であり、1億8,595万5,187円でございます。

項の2基金繰入金は、療養給付支払い等に充てるための繰入金であり、療養給付支払等基金を8,000万円取り崩しております。その結果、平成22年度末の基金残高は、4,396万3,930円でございます。

以上により、表の一番下の行、歳入合計は、予算現額31億6,058万円、調定額33億4,168万7,276円、収入済額30億6,948万1,853円、不納欠損額1,746万4,130円、収入未済額2億5,474万1,293円、予算現額と収入済額との比較ですが、9,109万8,147円でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3ページと4ページをお開きください。

歳出につきましても、予算現額は省略しまして、4ページの左上、支出済額についてのみ主なものを説明させていただきます。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は、療養給付費、療養費などを合計したものであり、

18億80万4,720円でございます。

項の2高額療養費は、被保険者の一部負担軽減を図ることを目的に、算定基準額を超える部分を高額療養費で支給されるものであり、2億1,927万7,934円でございます。

款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等は、3億4,454万6,366円でございます。

款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金は、小規模保険者の運営基盤安定化を図るため、市町村からの拠出金、国及び県からの負担を財源に、高額医療費について県単位で費用の調整を図るものであり、4億959万8,338円でございます。

以上により、表の一番下の行、歳出合計予算現額31億6,058万円、支出済額30億6,488万4,025円、翌年度繰越額0円、不用額9,569万5,975円、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

次に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額459万7,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第3号についてお尋ねをします。

歳出のところで、ページ23、24で、保健事業費の中に特定健康診査の事業費や、ページ26ページでは人間ドックの補助金等とありますけれども、今保健事業については、経年的に見てどのように変化しているのかお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） まず、特定健康診査は、ご存じのように、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、それぞれの保険者が責任を持って健康診断、特定健康診断をするというふうになっております。40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者の方に、生活習慣病を早期に発見し、早期に予防する、改善するということを目的に、平成20年度から菊陽町国民健康保険の方では実施をしております。

開始した当初は、受診率が33%ぐらいでした。それから、少しずつ、私どもの方からの積極的な働きかけによりて34、22年度は一応35.5だったと思いますが、それぐらい受診率は微増傾向にあります。

国の目標はかなり高いものを設定されているんですが、なかなか強制力がない健康診断、事業主であれば従業員の健康診断ということで強制力があるんですが、国民健康保険加入者の場

合は強制力というのがなかなかありませんので、ご本人の自発的な意思、健康管理に対する意識に基づいて実施しているというところで、今のところ伸び悩んでいるというのが現状であります。

ただ、これからも積極的に対象者の方には啓蒙啓発、あるいは個別にいろいろな文書とか電話等で職員が打診しまして、受診者数、そしてまた受診率の向上に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 認定第3号について質問いたします。

歳入歳出決算書の2ページですが、質問兼確認ということになるかと思いますが、繰入金の件ですが、1億8,500万円、それから基金の繰入金が8,000万円ありますですね。これは、税の改定によって、将来はなくなっていく、ないしは減額していくものというふうに認識しておりますが、それは間違いないかどうかですね。

それから、8,000万円の基金の繰入金がありますが、現在4,000万円残っているということですので、この基金はもういずれゼロになるのかどうか、取り崩されてゼロになるもののかどうかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） まず、他会計からのこの繰入金ですけれども、これは国とか県とかからの交付金等を繰り入れておりまして、一応まず一般会計に入れて、それから国保の特別会計に入れるというふうな流れになっている関係で、こちらの方に記載をしておるというふうになります。

それと、基金の繰入金ですけれども、今年度税率を、国保税をアップさせていただきました。国保の被保険者の職業というのが、どちらかというと自営業、最近では非正規労働者というふうなところで、なかなか苦しい中でも、国保財政には非常に寄与していただいているところですので、税率アップによりまして、今後収支が若干あるいは伸びていくかと思いますが、基本的には基金については、今年度についてはそのまま留保というところで考えております。

ただ、税率アップによりまして国保税の歳入がどれぐらい伸びるかにもよるかとは思いますが、今のところはそのような考えでおります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、私の認識が間違ってるかもしれませんが、この一般会計から健康保険の方に、特別会計の方に繰り入れがなされますね。結局これを避けるために税の改定がなされたというふうに認識をしてるんですが、それからすると、これは将来的にはなくなるべきものじゃないかという質問をしたんですけど。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 今、他会計の繰入金ですけれども、これは法定内、つまり一般会計から特別会計に繰り入れていいですよというふうに決められたものであります。

（８番甲斐榮治君「いや、それは分かってます」の声あり）

はい。それで、これはもうそのまま、この項目、他会計繰入金はそのまま、ゼロにはなりません。

（８番甲斐榮治君「ああ、今後続くということですか」の声あり）

はい、そうです。それと、先ほどちょっと訂正いたしました基金の繰り入れですけれども、今現在4,300万円ほど、22年度の段階であります。医療費が非常に伸びている関係で、今年度中にはこの基金を使用せざるを得ない状況ではないかなというふうに考えております。その点は訂正させていただきます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第３号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第４ 認定第４号 平成２２年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第４、認定第４号平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 認定第４号平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

お手元の決算書の１ページをお開きください。

平成22年度の歳入歳出決算書は、１ページから４ページまでとなっております。次に、６ページから10ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。そして、最終11ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託することとなっておりますので、これからは１ページから４ページまでの款項の主なものについてご説明を行い、６ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきます。

この老人保健特別会計は、平成20年３月までの診療における老人保健給付の過誤調整等、主に第三者行為によるものですが、この事務処理を行うために、後期高齢者医療制度に移行後も設置されておりましたが、本年３月31日をもって廃止されたところであります。

決算書の３ページと４ページをお開きください。

４ページの下段、欄外に歳入歳出差し引き残額を記載しております。歳入総額、歳出総額は同額の672万2,292円、歳入歳出差し引き残額は０円であります。

それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1 ページと 2 ページをお開きください。

予算現額、調定額につきましては省略しまして、2 ページの収入済額について説明させていただきます。

款の 1 支払基金交付金、項の 1 支払基金交付金は、医療費の負担に応じて国から交付される負担金であり、285円であります。

款の 5 繰越金、項の 1 繰越金は、平成21年度からの剰余金で、665万1,429円であります。

款の 6 諸収入、項の 3 雑入は、返納金であり、7万578円であります。

以上、歳入合計は、予算現額672万8,000円、調定額672万2,292円、収入済額672万2,292円、不納欠損額 0 円、収入未済額 0 円、予算現額と収入済額との比較は、5,708円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

3 ページと 4 ページをお開きください。

予算現額は省略しまして、4 ページの支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の 1 総務費、項の 1 総務管理費は、平成21年度歳入歳出決算書の印刷製本費として 1 万 500円であります。

款の 3 諸支出金、項の 1 償還金は、過年度分返還金として341万4,718円、項の 2 繰出金は、老人保健特別会計廃止のため、剰余金の一般会計へ戻し入れとして329万7,074円であります。

以上により、歳出合計が、予算現額672万8,000円、支出済額672万2,292円、翌年度繰越金 0 円、不用額5,708円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

次に、最終11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額 0 円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第 4 号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、認定第5号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 認定第5号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

お手元の決算書の1ページをお開きください。

平成22年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。そして、最終15ページは実質収支に関する調書となっております。

決算書につきましては文教厚生常任委員会に付託される予定になっておりますので、これからは1ページから4ページの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書の説明については省略をさせていただきます。

決算書の3ページと4ページをお開きください。

3ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が2億5,429万5,079円、歳出総額が2億4,546万2,658円で、歳入歳出差し引き残額は883万2,421円でありまして、この差し引き残額が平成23年度への繰越金になります。

それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページと2ページをお開きください。

予算現額、調定額につきましては省略しまして、2ページ左上、収入済額について主なものを説明させていただきます。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険料収入であり、1億8,151万4,420円であります。収入未済額につきましては、155万8,960円でございます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金で6,126万9,941円の繰り入れを行っております。

表の一番下の行ですが、以上、歳入合計は、予算現額2億8,804万4,000円、調定額2億5,595万1,339円、収入済額は2億5,429万5,079円、不納欠損額9万7,300円、収入未済額155万8,960円、予算現額と収入未済額との比較は、3,374万8,921円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額は省略をいたしまして、4ページの支出済額について主なものを説明させていただきます。

款の1総務費、項の1総務管理費は、後期高齢者医療事業運営に係る事務費であり、169万2,163円であります。

項の2徴収費は、保険料徴収を行うための事務費であり、69万3,025円であります。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金は、2億3,815万7,654円で、これは歳出総額の97%を占めております。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は、463万6,916円となっております。

以上により、歳出合計は、予算現額2億8,804万4,000円、支出済額2億4,546万2,658円、翌年度の繰越額0円、不用額4,258万1,342円、予算現額と支出済額の比較も同額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、最終15ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額883万2,000円で、実質収支額も同額でございます。

以上で平成22年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第6号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、認定第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（宮本義雄君） 認定第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

平成22年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから24ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。そして、最終25ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、委員会に付託される予定になっておりますので、これから1ページから4ページまでの款項の主なものについてご説明を行い、6ページ以降の歳入歳出決算事項別

明細書の説明については省略させていただきます。

次に、決算書の3ページと4ページをお開きください。

4ページの下欄、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が16億8,875万8,648円、歳出総額が16億7,758万1,891円で、歳入歳出差し引き残額が1,117万6,757円でありまして、この差し引き残額が平成23年度への繰越金になります。

では、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

1ページと2ページをお開きください。

款の1保険料、項の1介護保険料は、第1号被保険者、65歳以上の方の保険料収入で、3億3,068万3,460円、収納率は96.2%であります。不納欠損額は207万640円、収入未済額は1,105万7,540円であります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金でありまして、負担率が20%から25%の分でありまして、2億7,071万2,085円でございます。

項の2国庫補助金は、介護保険の財政調整のために国から交付されるものでありまして、9,107万8,633円であります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は、第2号被保険者であります40歳から64歳までの分30%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、4億7,503万2,154円あります。

款の6県支出金、項の1県負担金は、介護納付費及び予防給付に要する県の負担金で、交付割合は12.5%です。金額は、2億3,162万8,708円あります。

項の3県補助金は、介護予防事業費及び包括支援事業の補助金でありまして、781万7,316円あります。

以上、歳入合計は、予算現額16億9,118万2,000円、調定額17億188万6,828円、収入済額16億8,875万8,648円、不納欠損額207万640円、収入未済額1,105万7,540円、予算現額と収入済額との比較は、242万3,352円のマイナスとなっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額は省略をいたしまして、4ページの支出済額について主要なものを説明させていただきます。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用でありまして、15億841万3,774円であり、前年度よりも5,071万6,190円増加しております。

項の3高額介護サービス等費は、要介護者が1カ月に支払った利用者負担、一定の上限額を超えたときに払い戻しされる事業でありまして、3,322万6,904円でございます。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、地域活動の支援、通所による運動教室を行う事業でありまして、1,996万3,478円あります。

項の2包括的支援事業・任意事業は、地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができる

ための相談業務あるいは家庭介護用品の助成、在宅介護などの支援事業でありまして、2,976万2,729円であります。

以上により、歳出合計が、予算現額16億9,118万2,000円、支出済額16億7,758万1,891円、翌年度繰越額0円、不用額1,360万109円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

これで歳出の説明を終わります。

次に、25ページ、最終ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き額1,117万6,000円、実質収支額も同額でございます。

以上で平成22年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、認定第7号平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、認定第7号平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、次のページには主な施策の成果を掲載いたしております。

決算書の1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから20ページまでが事項別明細書でございます。また、21ページに実質収支に関する調書を添付いたしております。

なお、下水道特別会計におきましても委員会付託となっておりますので、主なところだけを説明させていただきます。

決算書の1、2ページ目をお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款の1使用料及び手数料、項の1使用料、収入済額7億53万5,590円、前年度と比較しまして4,307万1,460円、率にしまして6.5%の増でございます。これは、22年度は、大口の利用者であります企業の生産設備の拡充と処理人口の増加により使用料は増加いたしております。

次に、款の2分担金及び負担金、項の2負担金は、収入済額が3,822万5,570円、前年度比957万7,271円、20%の減でございます。

次に、款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、収入済額は8,657万4,000円、前年度よりも1

億7,342万6,000円の減、率にして66.7%の減でございます。これは、平成22年度は補助対象事業自体を縮小しておりますけれども、これまでの補助金制度が新しい交付金制度に改められて、いわゆる社会資本整備交付金制度でありますけれども、その結果、交付金の下水道への配分が減少したことによるものでございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額は4億1,356万1,000円、前年度比218万3,000円、0.53%の減でございます。

次に、款の6繰越金、項の1繰越金、収入済額は2,684万5,101円、前年度比716万3,788円で、21%の減でございます。

次に、款の7諸収入、項の2雑入は、収入済額502万7,726円、前年度よりも407万3,600円増え、率にして5.27倍の増でございます。これは、21年度決算分の消費税の確定申告による消費税の還付金と、熊本北部流域下水道におきまして汚泥の発酵消化ガスによる発電が行われ、これをグリーン電力証書として販売し、その収益が流域市町に対し配分されたものでございます。

次に、款の8町債、項の1町債、収入済額は4億8,650万円、前年度比5,910万円、13.8%の増でございます。これは、下水道の建設に係る起債分は減少いたしておりますけれども、22年度におきまして、年利6%以上の高利の起債分の繰上償還を行うための借換債を発行いたしております。この繰上償還を行ったことによりまして、4,543万5,224円の利子の負担軽減を図っております。

以上の歳入合計が17億5,755万7,576円となっており、前年度から8,634万6,022円、率にして約4.7%の減となっております。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額4,442万3,367円、前年度と比較しまして、205万278円、率にして4.4%の減でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、支出済額4億893万4,173円、前年度比1,530万4,258円、3.88%の増でございます。

次に、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、支出済額は3億7,895万1,852円、前年度よりも3億1,604万976円の減で、率にして45.5%の減でございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、支出済額8億9,977万1,527円で、元金が6億1,987万134円、利子が2億7,990万1,393円、前年度比2億1,780万9,418円、31.9%の増でございます。これは、先に歳入部分で説明いたしました高利起債分の元金の繰上償還によるものでございます。

以上の歳出合計が17億3,208万919円となっており、前年度から8,497万7,578円、率にして約4.7%の減となっております。

また、歳入歳出差し引き残額につきましては2,547万6,657円で、前年度から136万8,444円、

約5.1%の減額となっております。

最後に、21ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額17億5,755万7,000円に対しまして歳出総額は17億3,208万1,000円でありますことから、歳入歳出差し引き額が2,547万6,000円となっております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も2,547万6,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 認定第8号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、認定第8号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 認定第8号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、次のページには主な施策の成果を掲載いたしております。

1ページから4ページまでが歳入歳出決算書、6ページから12ページまでが事項別明細書でございます。また、13ページには実質収支に関する調書を添付いたしております。

農業集落排水特別会計におきましても委員会付託となっておりますので、主なところだけを説明させていただきます。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入について説明させていただきます。

款の1使用料及び手数料、項の1使用料、収入済額786万5,190円、前年度と比較しまして11万7,590円、率にして1.47%の減でございます。

次に、款の4財産収入、項の1財産運用収入、収入済額4万583円、前年度比は1万3,274円、24.6%の減でございます。

次に、款の5繰入金、項の2一般会計繰入金、収入済額は3,138万2,000円、前年度よりも908万円増え、率にして40.7%の増でございます。

次に、款の6繰越金、項の1繰越金、収入済額129万1,004円、前年度比26万683円、25.3%の増でございます。

以上の歳入合計が4,057万8,777円となっており、前年度から920万9,659円、率にして約29.35%の増となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。款の1総務費、項の1総務管理費、支出済額48万2,452円、前年度と比較して、5万6,568円、率にして10.5%の減でございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、支出済額976万6,724円、前年度比37万856円、3.9%の増でございます。これは、浄化センター内の機器の修繕等による増加でございます。

次に、款の3事業費、項の1農業集落排水事業費、支出済額は912万7,650円でございますが、これは新たな管路埋設を行うための地質調査や測量実施設計を行ったものでございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、支出済額は2,014万3,026円で、元金が1,290万3,046円、利子が723万9,980円、支出額は前年度と同額でございます。

以上の歳出合計が3,951万9,852円となっており、前年度から944万1,738円、率にして約31.4%の増となっております。

また、歳入歳出差し引き残額につきましては105万8,925円で、前年度から23万2,079円、率にしまして約18%の減となっております。

最後に、13ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,057万8,000円に対しまして歳出総額が3,952万円でございますので、歳入歳出差し引き額は105万8,000円となっております。実質収支額も105万8,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第8号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第8号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第8号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委

員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について（町営光団地第1期1・2棟建設工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第45号工事請負契約の締結について（町営光団地第1期1・2棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） では、議案第45号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第45号は、平成23年8月23日に指名競争入札に付しました町営光団地第1期1・2棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第1期1・2棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,331万3,500円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、藤島・古荘・渡辺特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社藤島工務店代表取締役藤島友一。

次に、工事内容についてご説明申し上げます。

参考資料の次の次のページの配置図をご覧ください。

これは、本年度から平成25年までの3カ年で48戸を建設します町営光団地と平成26年度建設の集会所と公園の全体の配置図でございます。建物に斜線が入っているのが2階建てでございます。そのほか、斜線が入ってないやつは平家でございます。

本年度建設しますのは、団地の西側の畑を現在造成工事中でございますが、新たな土地に、約3,000平米の土地に6棟20戸を建設することとしております。配置図の左側の1棟から6棟までの20戸でございます。

議案45号の建設場所は、北側の黒く着色しております1棟及び2棟で、1・2棟とも木造2階建て3DKタイプ4戸、延べ床面積323.3平米を2棟、計8戸、延べ床面積646.6平米を建設するもので、電気・機械設備を含んだ工事でございます。

次のページは、建物の1、2階の平面図で、次のページが立面図でございます。

工期につきましては、平成23年9月7日から平成24年2月17日までを予定しております。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 参考資料の次のページをお開きいただきます。

町営光団地第1期1・2棟建設工事の指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入

札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして指名審査会を経まして、本工事が規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内の営業所の設置を含む建築業者により自主結成された4つの特定建設工事共同企業体、下の一覧表の上の4社でございます、と、競争性を高めるために、県内の建築業者6社、5番から10番まででございますけども、の10社を選定いたしましたところでございます。

なお、指名しました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、今回の入札では品質の確保を図りますために最低制限価格を設けましたが、該当する入札はありませんでしたので、10社の中で最低の価格で入札のあった、上から2番目の藤島・古荘・渡辺特定建設工事共同企業体を落札者に決定いたしました。

なお、税込でございますが、予定価格9,875万2,000円に対しまして落札価格が9,331万3,500円で、落札率は94.49%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、これ議案第45号、第46号、第47号すべてにかかわる問題ですけども、今回坂本議員が紹介議員として請願も出されております、この下請の問題等々、やはり町内のこういった下請の業者さんを優先的に使っていただくと。もちろん入札されました企業単位で、それなりの県外業者、菊陽外業者さん等いらっしゃるかもしれませんが、やっぱりこういう景気の状態であります。できるだけ地元の業者の皆さんがこういった公共事業に入るように配慮をいただきたいと。そういった面で、行政当局といたしまして、そういった指導なり、お考えというのをもちか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） もしも間違った方向でのご回答を申し上げましたときには再度ご質問いただければと思います。

下請についての町内業者の活用という点で1つ申し上げますと、建設工事の指名業者の通知におきましては、県内あるいは町内、いろいろと指名業者さんがございますが、その中に町内業者の業者名、住所、電話番号等の一覧をおつけいたしまして、町長名をもつての下請における町内業者の活用をお願い、これはあくまでもお願いでございます。町としての契約相手方は元請と町だけの関係でございますので、下請については町と直接関係がありませんので、お願いをしております。

また、下請に活用される場合の価格についても、適正な価格でお願いしたいという部分も含めた部分でお願いしているような状況でございます。

そういったことで、下請については取り組んでいるような状況でございます。

また、元請の発注につきましては、今回の議案第45号、第46号、第47号で、今回の案件もそうでございますけども、基本的には町の指名競争入札の業者選定については、5社以上の10社を目途にしていけますことによって競争性を高めるということで取り組んでおりますので、工事の内容によりまして、町内業者さんで十分品質の確保ができる工事につきましては、なるべく町内業者さんの育成を図るための指名をしていく姿勢は、町長の方からも強く指示いただいているところでございますので、今回は、3つとも同じような状況でございますけども、共同企業体という町内の自主結成による業者さんの指名を1つ方法としてとらせていただきました。

ただし、4社目での競争では競争性が低いということまでは申しませんけども、より高い競争性を高めるために、あるいは町工事がより低価格に落札いただきますと、それだけ予算の余裕ができ、ほかの事業に向けられるという点もでございますので、あくまでも基本的な入札の基本、競争性を確保していくという部分で、県内の業者さん6社を含めた10社としたものでございます。

以上でございます。何か追加等ございましたらご質問ください。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今議案第45号の議論ですけれども、地元の業者の方が入って地元業者育成というのはとても大事だと思いますが、今回は議案第45号、第46号、第47号とちょっと連動してるんですけれども、この共同企業体が議案第45号、第46号、第47号でそれぞれ違うんですが、この場合、私の感覚では、同じ共同企業体の方が指名を受けて入札されるのではないかとこのように思ったんですけれども、やっぱりこのように同じ光団地の建設を請け負う場合に、こういうふうにその内容ごとに共同企業体が変わるというのは普通なんでしょうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 特定建設工事共同企業体についてのご質問でございますけども、この共同企業体につきましては2種類の方式がございます。経常建設工事共同企業体、それと特定建設工事共同企業体ということで、年度当初と申しますか、年間を通じた共同企業体での入札を最初からお願いしていくと、これは本町では採用しておりませんけども、その場合には、その共同企業体で登録されて、その登録された共同企業体に対して指名していきますので、その共同企業体に参加されるメンバーの方はその期間中同じであるということになるかと思えます。

次に、今回の場合のように特定建設工事共同企業体の場合には、今回予備指名と申しますか、頭に立っていただく、この主となって工事の施工をいただく業者さんと、それから出資率は高くないけども、下に入っていて仕事をやっていただく方のグループで特定の建設共同企業体を組んでいただきます。この特定建設企業体につきましては、契約案件ごとの特定共

同企業体であります。したがって、今回の場合、3本たまたま続けた状態の中で、建設工事共同企業体という形で、町内業者さんの育成という部分もありまして、同じでないメンバーでの共同企業体になっておりますけれども、あくまでも今回の特定建設工事共同企業体は、それぞれの工事に対する自主結成でのメンバーでございますので、同じ場合であっても、違う場合であっても、それは問題ないというふうに思っておりますし、また一応町の原則といたしましては、特定建設工事共同企業体の構成員は、多くとも3社までかなというふうに基本的には考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 今課長の方から説明がありましたが、特定の建設企業体といいますか、菊陽町にはまだたくさん事業主はおると思われますが、例えば先ほど、町外の方が高いということで、町内の方が安いということだったと思うわけです。しかし、入札率が94から5近い入札率が高いわけです。ですから、この辺のところをもう少しお考えになって、そして少なくとも90前後ぐらいでいかんと、何かちょっと町を食い物にしようというような感じにも見受けられます。

公共事業に対しては、多少もうけのリスクはあるかもしれませんが、例えばこの分け方についても、もう少し町外の人を避けて、まだまだ工夫する点があるんじゃないかと、こう思われますけれども。ですから、同じ菊陽町に事業をさせるならば、もう少し企業、AかBかCか知りませんが、そういう人たちはどんどん入れて、そして大枠でさせていただきたいと思います。

例えば特定なんかすると、大きい建設業は皆持ってるわけです、水道から、土木建築から。何もかんも持ってるけん、何もかんもされるわけですよ。ですから、その辺のところは別々に考え直して今後やっていただきたいと。

こういうことが再三起きれば、やっぱりちゃんと徹底した、私たちも追及していかなければならないと、勉強もしていかなければならないということになりますので、どうかひとつその辺のところは十分お考えになって、そして今後やっていただきたいと思います。

（「要望」の声あり）

ああ、よかですよ。要望でよかですよ。もうこれは落札して。今後についてお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまのご質問は、ご要望ということでお話があったようでございます。先ほども申し上げましたように、競争の結果が出たものにつきましては、これは業者さんが工事を適正にするために必要な金額で入札されたものということでありましょうから、町の方として、高い、安いということを申し上げることは当然ございませんが、1つだけ、ですから競争性を高める中であるべく安く発注していくという基本的な姿勢は、一般競争入札の導入等もあろうかと思っておりますけれども、日々入札担当課あるいは発注課含めて、いろいろと検討は

していきたいと思います。その点、お礼申し上げます。

1つだけ、90%を望むというようなお話がある中で、この点については、国の方で、国の公契連というところがありますけども、建設工事について、ある程度最低制限価格等を設けて、無理しない範囲で工事が施工できて、あるいは品質ができる価格というのを標準として示してあるものがあります。平成21年度改正があり、さらに23年度の改正もありまして、最近これは設計書の中の工事の本体あるいはもろもろの諸経費等、それぞれに率をかけて求めるものがございますけども、その最低制限価格あるいは低入札での調査価格というのがどんどんどんどん上に上がってきておりまして、最近の、23年改定を見て、私どもの設計、それぞれのもとに計算していきますと、85から90%の間になってます。

そういうことで、国の方からの標準としては、最低制限価格がどんどんどんどん上がってきてる状況もございます、私どもの方としては、なるべく低く落札いただきたいと思う一方で、国が示した最低制限価格をどのように取り扱っていくかという点については若干苦慮しているところがございます、その辺も含めて、きちんとした適正な入札ができますよう勉強もしていきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案の第45号ということで、第46号、第47号にも関連しますけれども、この入札の状況を見ますと、地元の業者が共同企業体を組んで、ほかは単一ということですが、説明としては、できるだけ地元の業者に受注を流すといいますが、そういう視点と、もう一つは競争的な視点を入れたということですが、何か余りにも結果として、これはもう町の外の業者、町外の業者はもう結果については何か予想がつくような、果たしてまじめにやったのかなという気もしますし、今後こういう形が仮に出てくるときには、もう一定の予想ついてまじめにやらんということもあり得るというふうに思います。

ただ、先ほどから出ているように、町内の業者さんがこういう工事についても受注できるというのは非常に大事なことです、むしろそうであれば、もう視点を絞って、こんな、町外の人たちをこういう工事の場合には加えないとか、そういうふうなことも大事じゃないかという気がいたします。これは意見ですが。

それで、1つだけ質問ですけども、この町内の業者については、共同企業体を組めという指導をされたんでしょうか、その点だけ質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 今回の特定建設共同企業体につきましては、先ほど少し述べましたように、工事の規模が比較的に大きく、建築一式工事ということもありまして、町内の業者さん1社よりも、工期も年度内ということで限られており、建設課長が申しあげましたように、第2期、第3期というふうが続いてまいる工事でもありますので、より本年度中に適正に工期の

中で工事を施工していただきたいという部分で、より技術力を結集していただくために共同企業体をお願いしたところでございます。

したがいまして、先ほどもちょっと申し上げましたけども、町の方から町内の建設工事共同企業体を組んでいただくメンバーをお示ししまして、そのメンバーの中から自主結成のもとに、今資料にありますとおりの4つの共同企業体の申し出がありまして、そのそれぞれの共同企業体の状況についてチェックいたしました結果、指名業者たることに適性なものがありましたので、その4社を指名することに決定した流れでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について（町営光団地第1期3・4棟建設工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第46号工事請負契約の締結について（町営光団地第1期3・4棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） では、議案第46号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第46号は、議案第45号と同じく、平成23年8月23日に指名競争入札に付しました町営光団地第1期3・4棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第1期3・4棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。  
3、契約金額、5,722万5,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3、アスク・酒井・大津特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社アスク工業代表取締役上村信敏。

次に、工事内容についてご説明申し上げます。

参考資料の次の次のページの配置図をご覧ください。建設場所は、議案第45号と同じく、本年度建設します中央の棟の黒く着色しております3・4棟で、3棟が木造平家建て2DKタイプ2戸、床面積100.52平米、4棟が木造2階建て2DKタイプ4戸、延べ床面積233.05平米、合わせまして6戸、333.57平米を建設するもので、電気・機械設備を含んだ工事でございます。

次のページは平家建ての平面図、次のページが平家建ての立面図でございます。次のページが2階建ての平面図、次のページが2階建ての立面図でございます。

工期につきましては、議案第45号と同じく、平成23年9月7日から平成24年2月17日までを予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、町営光団地第1期3・4棟建設工事の指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

参考資料の次のページをお開きいただきます。

この議案につきましても、設計金額が300万円を超える工事でありますので、指名審査会を経まして、本工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内の営業所の設置を含む建築業者により自主結成された4つの特定建設工事共同企業体と、競争性を高めるため、県内の建築業者6社の10社を選定いたしました。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、今回の入札では、品質の確保を図りますために最低制限価格を設けましたが、該当する入札はありませんでしたので、10社の中から最低の価格で入札のあった、上から4番目のアスク・酒井・大津特定建設工事共同企業体を落札者に決定いたしました。

なお、税込でございますが、予定価格6,039万4,000円に対しまして落札価格が5,722万5,000円で、落札率は94.75%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について（町営光団地第 1 期 5 ・ 6 棟建設工事）

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第47号工事請負契約の締結について（町営光団地第 1 期 5 ・ 6 棟建設工事）を議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） では、議案第47号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第47号は、議案第45号、議案第46号と同じく、平成23年 8 月23日に指名競争入札に付しました町営光団地第 1 期 5 ・ 6 棟建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、町営光団地第 1 期 5 ・ 6 棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。
3、契約金額、5,730万9,000円。4、契約の相手方、熊本県熊本市保田窪 1 丁目 3 番20号、山口・太照特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社山口工務店代表取締役山口道有。

次に、工事内容についてご説明申し上げます。

参考資料の次の次のページの配置図をご覧ください。建設場所は、議案第45号、議案第46号と同じく、本年度 6 棟20戸を建設します南側の黒く着色しております 5 ・ 6 棟で、議案第46号と同じく、5号棟が木造平家建て 2 DKタイプを 2 戸、床面積100.52平米、6 棟が木造 2 階建て 2 DKタイプ 4 戸、延べ床面積233.05平米、合わせまして 6 棟、333.57平米を建設するもので、電気・機械設備を含んだ工事でございます。

次のページは平家建ての平面図、次のページが平家建ての立面図でございます。次のページが 2 階建ての平面図で、次のページが 2 階建ての立面図でございます。

工期につきましては、議案第45号、議案第46号と同じく、平成23年 9 月 7 日から平成24年 2 月17日までを予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 町営光団地第 1 期 5 ・ 6 棟建設工事の指名業者及び入札結果について、参考資料の次のページでご説明申し上げます。

本議案につきましても、設計金額が300万円を超える工事でありますので、指名審査会を経て、本工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内の営業所の設置を含む建築業者により自主結成された 4 つの特定建設工事共同企業体と、競争性を高めますために、県内の建築業者 6 社の10社を選定いたし

たところでございます。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、今回の入札では品質の確保を図りますために最低制限価格を設けましたが、該当する入札はありませんでしたので、10社の中で最低の価格で入札のあった、一番上の山口・太照特定建設工事共同企業体を落札者に決定いたしました。

なお、税込でございますが、予定価格6,039万4,000円に對しまして落札価格が5,730万9,000円で、落札率は94.89%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第47号は、契約の相手方が、主たるところが保田窪、熊本市内なんですけれども、これは、太照建設は町内ですが、町内の業者で企業体は組めなかったんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問につきましては、一番上の山口・太照特定建設工事共同企業体の代表者の住所が熊本市保田窪ということであります。そこで、町内業者ではないのではということでございますが、今回の建築一式工事の指名業者の選定に当たりましては、熊本県のランクがA2以上ということで代表者の方を選定していくことといたしました。A1のランクの方では、町内には建築一式工事の施工業者はおられませんが、山口工務店さんにつきましては、菊陽町内に営業所を構えておられる建築一式工事施工業者さんでございます。したがって、本店で、菊陽町を母体として、よそにも支店を設けてらっしゃる業者さんもおられたり、よそに本店を持たれて、菊陽町に営業所を持たれておられる町内の業者さんもおられますが、今回の町内業者さんの選定におきましては、本店のみならず営業所を含む熊本県のA2ランクの業者さんを代表者とする旨、予備指名を行って、このような形で構成されたということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、ちなみにA2ランクの町内の業者名をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 建築一式工事の町内のA2ランクの業者さんということでございます。今、議案第45号、第46号、第47号でも今の指名業者一覧がございますけれども、その1番、2番、3番、4番、その一番左に名称が載っております、特定建設工事共同企業体の名称の頭についておられるところ、例えば今の分でありますと1番が「山口」となっておりますけど

も、ここが株式会社山口工務店さん、A 2 ランク、2 番目の藤島さん、「藤島」と書いてありますが、株式会社藤島工務店さんがA 2 ランク、そして3 番が「坂本」としてありますけども、株式会社坂本建設さんがA 2 ランク、「アスク」と書いてありますが、株式会社アスク工業さんがA 2 ランク、以上、町内に営業所を設置される業者さんを含めて4 社が町内でA 2 のランクを獲得されてる業者でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○15 番（上田茂政君） A 級ランクというのはA、B、Cということでしょう。今4 社言われました。ほかにもう全然おらないわけですね。大体町長の方針は、選挙のときも、菊陽町の業者を優先的に、例えばC の人はB に上がるような、技術力を上げていくような仕事をやるというようなお考えだったろうと思うわけです。内容は、山口さんがどうのこうのじゃなくて、この人だけをこの年から取り入れたということは、私としては余りよくないわけです。できるならば、対象、特定等、もう少し菊陽町の、例えばサトウ建設とかいろんな、いろいろ業者いっぱいおりますので、何とかこう。

だから、例えば指名のだれが何人になったか知りませんが、今後はやはりもう少し、菊陽町の業者、土木、建築、要するに左官、それぞれいっぱいありますんで、その人たちの名前まで突っ込んで、何とかちゃんと、別々でやっても私はいいいと思います、一括でなくても。この企業体で分かんじゃないんですけども、例えば壁塗りはだれだれがするとか、建物はだれだれがするとか、もうそういう、本当にそういう形で透明化していただけるならば、私はなお町民の方々に、ああ、ちゃんとやっとなと言われるような形になると思います。選定、大変難しいと思いますけども、そこをよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 要望でいいですか。

○15 番（上田茂政君） はい、要望でよかですよ。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時15分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成23年9月14日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成23年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成23年9月14日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君 | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君 | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君 | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君 | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9 番  | 芝 和 長 君   | 10 番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12 番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14 番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 君 | 16 番 | 小 林 久美子 君 |
| 17 番 | 梅 田 清 明 君 | 18 番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 7 番 | 石 原 武 義 君 | 8 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                   |           |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長             | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 長             | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長           | 水 上 孝 親 君 |
| 総 務 部 長           | 吉 岡 典 次 君 | 福祉生活部長            | 眞 鍋 清 也 君 |
| 産業建設部長            | 松 本 東 亞 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 阪 本 修 一 君 |
| 総 務 課 長           | 平 野 誠 也 君 | 総合政策課長            | 吉 野 邦 宏 君 |
| 財 政 課 長           | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長           | 阪 本 浩 德 君 |
| 人権教育・<br>啓 発 課 長  | 堀 川 俊 幸 君 | 福 祉 課 長           | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 健康・保険課長           | 村 田 節 子 君 | 介護保険課長            | 宮 本 義 雄 君 |
| 環境生活課長            | 大 山 陽 祐 君 | 町 民 課 長           | 山 崎 謙 三 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 堀 川 正 信 君 | 農 政 課 長           | 荒 木 一 雄 君 |
| 建 設 課 長           | 松 村 孝 雄 君 | 都市計画課長            | 坂 本 恭 一 君 |
| 下 水 道 課 長         | 今 村 敬 士 君 | 商工振興課長            | 吉 川 義 則 君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 | 図 書 館 長           | 堀 行 徳 君   |
| 学 務 課 長           | 松 本 洋 昭 君 | 中央公民館長            | 矢 野 陽 子 君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

本日は、岩下和高君から遅れてくるとの連絡がありましたので、ご報告いたしておきます。
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知をお願いします。

なお、本定例会の一般質問からしばらくの間、質問回数に制限のない一問一答方式と反問権の付与を試行的に行いますので、よろしくお願いをいたします。

一般質問の発言の順位が決定していますので、報告します。

1番小林久美子君、2番吉本孝寿君、3番川俣鐵也君、4番甲斐榮治君、5番中岡敏博君、6番石原武義君、7番渡邊裕之君、8番福島知雄君、9番坂本秀則君の順となっています。

なお、今回は2日間の予定でありますので、本日は1番から5番までの方をお願いいたします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。

本日はご多用の中、傍聴においでいただきありがとうございました。

注意事項になりますが、私語や拍手などはされないようお願いいたします。

それでは、小林久美子君、一般質問を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

6月議会でも取り上げましたが、東日本大震災、原発事故が発生しまして、半年がたちました。しかし、今なお被災地では、先の見えない、困難で不安な生活が続いています。

昨日、野田新総理が所信表明を行いました。復興財源については、税と社会保障の一体改革の名で10%をねらう消費税増税について、次期通常国会へ法案を目指すと強調しています。また、農業の関係でも、TPP交渉参加についても早期に結論を出すという表明でした。

私は、今回の一般質問では、初めに子どもの医療費について、2番目に国保税について、3番目に今の原発の事故を受けて国のあり方を考えるためにも、省エネルギー、エコのまちづくりについて、4番目に災害に強い防災のまちづくり、最後に今町が計画をしまして第5

期菊陽町総合計画前期基本計画素案について、町執行部並びに町長の所信を問うために一般質問をさせていただきます。

今回の質問では、初めに、子どもの医療費、町外病院でも窓口無料化にということで質問をします。

この問題につきましては、以前にも議会で取り上げました。町執行部の回答では、事務委託費にお金がかかる、大体五、六百万円はかかるということの説明がありました。また、地元の医療機関に配慮してということで無料化はできないということでしたけれども、お母さん方とお話をしますと、子どもの病気の場合、緊急性があつて、例えばすぐ近くの日赤病院などに急にかからなければいけないときにお金のことが心配だと言われます。また、領収書をなくすこともあり、小さな子どもさんを抱えているお母さんの場合、何人も子どもさんがいらっしゃる場合はなかなか下の子どもにも手がかかって役場に行く時間がとれないなどあります。ぜひ窓口無料化にしてほしいという声が多く寄せられました。私は4月の統一地方選挙のときにも、皆さんの声を請願に、署名に賛同してもらうために署名もお願いしまして、そのときは約百七、八十名の方が賛同をしていただいております。今回の9月議会にも請願を提出をしていますが、ぜひこの問題はお隣の大津町では既に実現をしている問題であり、この菊陽町は熊本市が周辺にありますし、大津町の病院にかかったり、日赤や、また菊陽町の西部方面でも、町内の病院にももちろんかかりますけれども、町外の病院にかかるときにぜひこの制度に改善できないかというお母さん方の思いがありますので、まずこの点について、町執行部のお考えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 子ども医療費を町外病院でも窓口無料化にというご質問に対して答えさせていただきます。

安心して子どもを産み育てる環境を整備することは国を挙げての課題であり、経済的支援である医療費の負担軽減は、子育て支援の有効な手段と認識しております。本町は、子育て支援の一環として、病気やけがで病院を受診した際に医療機関に支払う医療費の一部負担金の助成を平成4年から開始し、助成の対象年齢を順次拡大しております。

本年4月現在の熊本県内の市町村の子ども医療費の一部負担金に対する医療費の助成状況を見ますと、県下45市町村のうち就学前までとしているのは、熊本市や荒尾市、宇城市、人吉市を含む6市町となっております。次に、小学3年生までとしているのは、宇土市や長洲町を含む4市町、小学6年生までとしているのは、大津町や合志市を含む15市町村となっております。本町と同じように対象年齢を中学3年生までとしているのは、菊池市や阿蘇市を含む20市町村となっております。つまり、中学3年生までの義務教育期間まで拡大しているのは、熊本県内では約4割の市町村であり、半数に満たないということになります。この20市町村の中でも、本町と同じく費用助成の方法が同じで中学生まで自己負担分を無料にしているところは、南関町、小国町、嘉島町、益城町、そして本町の5町のみであります。これは県下45市町村の

うちの約1割にとどまっております。それ以外の市町の状況としましては、外来受診の場合、一月に1,000円の定額の自己負担を設けているところがあります。この自己負担の対象年齢を小学生以上としている市町もあれば、中学生以上としている市町もあります。また、入院につきましても、一月に2,000円の定額の自己負担を設けているところや、医療費のうちの3分の1は自己負担としているところもあり、子ども医療費一部負担金の助成内容は、各自治体により異なります。

中学3年生まで無料としている市町村で、窓口での支払いがない方法が適用される医療機関の地理的範囲を見ますと、町内あるいは市内のみの医療機関というように限定されております。また、医療機関が少ない市町村においては、郡内の医療機関あるいは隣接する市町村にある医療機関までというように、範囲を限定されている市町が約8割となっております。

次に、医療費の一部負担金の助成方法について申し上げますと、先ほど申し上げました医療機関での窓口負担がない現物給付と、一たん保護者が医療機関の窓口で自己負担額を払い、後で支払った分を還付される償還払いがありますが、この両方を併用しているところが32市町村で、約7割となっております。また、償還払いのみを行っているところが13市町村で、約3割となっております。なお、入院につきましては、医療保険の付加給付の関係で全市町村とも償還払いとされております。現在、本町は、町内の医療機関を受診されたときの支払いにつきましては、町内の医療機関のご協力のもと、保護者の窓口支払いがない現物給付を行っております。また、町外の医療機関を受診につきましては、一たん支払っていただき、後で全額還付する、償還払いを行っております。

熊本県内を見ましても、本町のように中学生までの助成対象年齢を拡大し、なおかつ保護者の自己負担をなくしている市町村は5市町と、少ない状況にあります。このようなことから、本町は熊本県内では先駆的である、非常に手厚い子育て支援をしていることがご理解いただけるのではないのでしょうか。

本町の子ども医療費の件数を見ますと、平成22年度のゼロ歳から小学6年生までの受診件数は8万9,312件となっており、総額が1億5,336万円です。この中で現物給付を行っております町内の医療機関の件数は6万1,636件で、約7割を占めており、その額は9,135万円です。また、償還払いとなる町外の医療機関が2万7,676件で、約3割を占めており、その額は6,201万円となっております。

子ども医療費を町外の病院でも窓口無料化にというご意見ですが、このようにした場合、支払い事務の委託料として国民健康保険団体連合会などへの支払いが新たに生じることになります。小学6年生までを対象としました平成22年度の実績をもとに、県内の医療機関で受診された場合の窓口支払いを無料化、つまり現物給付にした場合の委託料を試算しますと、委託料として毎年約750万円の負担が生じることが予想されます。これに、今年度からは中学生の件数が加わりますことから、試算以上に負担額は増すということになります。ご意見のように熊本県内医療機関での窓口支払いを無料化にいたしますと、国保被保険者分につきましては、国保特

別会計への国庫補助金が約500万円減額されます。先ほど委託料の約750万円を加えますと、約1,250万円の新たな負担が毎年加わることが予測されます。医療費の適正な使い方の観点から、かかり医を決めて、通常の診療時間に受診していただくようお願いしているところですが、窓口払いを無料にすることは、多受診やはしご受診を生み出す可能性が予想されます。また、現在、現物給付にご協力をいただいております町内の医療機関との事前調整も必要と認識しております。

このような点から、子ども医療費をすべて窓口無料化にするということは、さらに町の負担を増すこととなりますので、一部負担金の助成方法につきましては今後も現状のまま継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 詳しく説明をしていただいております。それで、今の一つは、現物給付にした場合750万円の負担が予想されるということで、これは国保連合会などの事務委託金だと思いますが、それと国民被保険者分の500万円の減額は、これは国保のペナルティーということなのかどうかという点を1つお尋ねをします。

それから、もう一点ですけれども、町内の医療機関との事前調整ですが、町内の医療機関に今7割の方が受診をされているわけなんですけれども、この町外の医療機関が現物給付にした場合に町内の医療機関にどのような影響を与えるというふうにお考えでしょうか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） まず、1点目の国保の補助金が減額されるっていうところですね。国保の方が病気等で通院あるいは入院されたときの医療費の国からの補助金あります。償還払いの場合は丸々認められまして、減額をされないんですが、窓口での支払いがない現物給付にいたしますと、0.86の減額、基準額に対して0.86のペナルティーが科せられて、その分がここに上げてますような最終的に500万円減額をされるというふうになります。

2点目ですけれども、町内の医療機関でどのような影響が出るかというふうなご意見というふうに承りました。

今は、今現在は、町内の医療機関、医科も歯科も調剤薬局も町内にはご協力いただいて、直接町の方に請求書を毎月々出していただいているというふうなところで、それについては医療機関のご協力というふうなところで、支払い等がスムーズにできてるといふふうに考えております。

ほかの現物給付で国民健康保険団体連合会等に委託した場合は、その診療明細書をそれぞれの国保は国民健康保険団体連合会、それ以外の方は社会保険支払基金等に郵送していただく、あるいは送っていただくというふうな手間が発生をするかとは思いますが、あと、それぞれのレセプトに被保険者に個人番号等を記載するというふうな事務手間が発生はするのではないかと

というふうに予想しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私がお聞きしたかったのは、町外の医療機関を現物給付にした場合、町執行部としては町内の医療機関に今ご協力いただいているので、町内の医療機関のことを配慮されてなかなか町外の現物給付というのは難しいというふうに考えておられるのではないかと、いうふうに思ったんですけれども、私も病院で働いてましたけれども、恐らく町内の医療機関が例えば町外で現物にしたからといって大きな診察への差は、影響は私はないのではないかと、いうふうに思いますが、その点についてどういうふうに考えておられるのか、再度お尋ねしたいと思います。

それからもう一点は、熊本県段階では非常に県の補助が医療費無料化、県段階で就学前までとかしているところはとあるんですけれども、熊本県は全国で下から2番目に低いっていうのはご存じだと思いますけれども、今3歳未満までの医療費無料化しかできていません。ですから、今県では子ども未来課とか新しくできていますが、やはり県が就学前までなどに拡大をすれば医療費の補助が出ることになります。私たち女性、婦人、お母さん方と一緒に医療費無料化を求めて、県段階でも約5万筆の署名を集めて県にも交渉しているところなんですけれども、ぜひ子どもたちの子育て支援を進めていくというところで、町からも県に要望を上げていただきたいというふうに思います。それが2点目です。

再度、町長にお尋ねをします。

後藤町長になり、町の歳出の構成比は大きく変わりました。以前、私は今17年目ですけれども、富永町政時代は区画整理や光の森ニュータウンの建設などがありまして、町の一般会計の予算の中で土木費が全体の25%を長期に占めていました。これは、県内のほかの市町村と比べましても非常に突出して、十数年にわたりそういう状況になってきたわけです。私が言うまでもなく町執行部の方はもちろんその経緯はご存じだし、今のその反映する人口が大きく増えている、その背景にそういうことが、そういうせざるを得ない状況だったと言われればそれまでなんですけれども、後藤町長になりまして、その後民生費が大きな構成比を占めています。やはりそれは、子育て支援、子どもの医療費などの充実を、ほかの市町村に先駆けて町長が今年の4月から中学3年生までの医療費無料化など英断されたように、町長の政治姿勢の反映だと思っています。この窓口無料化、町外の窓口無料化は、今述べてきましたように、なかなかほかの町村よりももう進んでるからということではなくて、何でも今まではお隣の町を見てとかということが結構多かったんですけれども、お隣の天津町は小学校6年生まで無料化で、県内どこでも現物給付、要するに窓口で払わなくていい制度なんです。ぜひここは菊陽町は中学3年生まで無料化にし、また町外でもそういう医療機関に協力を求めて、町外の医療機関は協力はしていただけたらと思いますので、その改善していただく方向でお考えいただけないか、この点は町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） ご質問の点の第1点ですけれども、町内の医療機関に配慮して熊本県内を現物給付にしていないのではないかというふうなご趣旨のご発言がございましたが、それはさておいて、ご存じのようにこの今申し上げましたように子ども医療費をすることによりまして新たに町民の方々にご負担をしていただかなければならない。その額は、試算しましたところ、今の段階では約1,250万円というふうなのが予想されるので、確かに子育てで窓口を無料にするということは保護者にとっては非常に利便性があるかとは思いますが、今のところまずは中学3年生まで拡大をいたす、医療費の無料化を拡大するっていうことに主眼を置いてしておりますので、新たに町民の方々にその窓口の保護者の手間を省くためにご負担をいただくのはいかなものかというふうなところを今考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 医療費の方のいわゆる現物給付を町外にまで広げていただけないかという件でありますけれども、この件につきまして今、健康・保険課長の方からも申し上げましたように、これをこの拡大いたしますと、いわゆるこの委託費の関係で町外の分だけじゃなくて、いわゆる町内で今医療機関にご協力いただいている分についても町外の分については委託するというか、そういうことを一方だけするわけじゃなくて、医療機関の方も当然そうなれば町内の医療機関についてもやはり委託の方に変わっていくようなことになると、さらにこの子ども医療費の助成額がまた大きくなるような状況であります。

そして、本町ではまた非常に人も増えておる関係で、子どもさんたちもまた増えていくような状況にある中でありますので、一方ではこのペナルティーの分については国保会計の方に影響が出ますし、そういった点から、大津町の方では現物給付、町外も出してあるということでもありますけれども、本町の場合には非常に医療機関の方も恵まれておりますし、その辺は今のところ現状でこのまま継続していきたいと考えております。

そして、県の方のこの子ども医療費に対する県の補助が少ないというところにつきまして、こういった件につきましては、議員が言われるように県も非常に厳しい財政状況の中でありまして、県の方に行くと、よく蒲島知事の方から、先般も企業立地の協定に行きましたけれども、菊陽町は元気がいいから県に親孝行してくれってすぐ言われるんですけれども、そういう状況にありますけれども、要望としてはやはり非常にこの子ども医療費の重要性が出ているような状況でありますので、機会があるごとにそういった要望活動はしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ県にも要望をお願いしたいと思います。

今、1点、町長の答弁でちょっとよく分からなかったんですけれども、町内の医療機関も今は医科も歯科も調剤薬局も医療機関の方で協力をしていただいているが、これが委託、町外で

例えば無料にした場合、町内の医療機関もシステムが変わるというような委託に変わっていくということでしたけど、この点についてはこれはどういう流れなんでしょうか。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 現物給付にした場合ですけれども、お子さんが病気で通院あるいは入院された場合、それが診療報酬として7割は保険者が負担して払いますけど、子ども医療は残りの3割を町の方が今払ってるわけなんですけれども、現物給付にした場合は医療機関は先ほど申しあげましたようにそれぞれの加入されております保険者、つまり国保でしたら国民保険団体連合会、社会保険でしたら社会保険支払基金の方に、その診療報酬明細をその方の保険証の番号、あるいは子ども医療の受給番号をつけて送るっていうふうな流れに変わるっていうふうに考えております。

以上です。

（「議場の注意に反して申し訳ないんですけど、答弁者はもう少し音量を上げていただけませんか。全然聞こえません」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、町内の医療機関、例えば町外の病院での窓口無料にした場合に、今の委託費用と、そのした場合は町内の医療機関の委託に関する費用も発生するのかなど、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 現在、町内は現物給付にしております。今現在、国とか県からの補助金が約200万円ほど減額をされております。その分をすべて町内も町外も現物給付、窓口無料化にしますと、そこに書いておりますように国保の会計が500万円ぐらい減額をされるということになります。だから、トータルいたしますと約700万円ぐらい、それに委託料としての750万円が新たに加わる、そしてまた中学3年生までの分がまた新たに加わるというふうな数字、試算になります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、先ほど町長がこれを拡大すると町外分だけでなく町内の医療機関も委託にかかわってくるって言われたので、金額にかかわるのかなということで質問をさせていただいたんですけれども、どうもそういうことではないようですね。結局、影響額としては国保の被保険者分の500万円の減額と、現物給付をした場合に750万円の負担が予想されて、合計1,250万円と、それに今年の4月から中学3年生まで医療費が無料化になりましたので、その分が影響してきますよということで理解しておけばいいということですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（眞鍋清也君） 今、健康・保険課長もちよっと説明申し上げて理解されたかと思うんですけど、現在町内の医療機関については現物給付で行っております。既にこの分のペ

ナルティーとして国からの補助金で、国保に対する補助金については約200万円、もう既に減額されておると。これを町外まで延ばしますと、追加分として500万円が減額されますので、国保会計については合わせて700万円程度が現在では減額をされるのかなという感じでおりますので、町外に延ばした場合はさらなる国保会計の収入が減額されるということになりますので、現在の町内で約200万円、町外に増やしたら500万円減額されますので、合わせて700万円が国保会計から収入として減額をされるという形で予想をしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、最終的に今の説明でいきますと、国保の被保険者分のペナルティーが町内が今既にもう200万円あるので、それが700万円と。それと、町外で現物給付にした場合は750万円の予想がされるので、1,450万円プラス中学生の医療費無料化というふうに考えたらよろしいんですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私が、今担当課長の方から言いましたけども、現在はこの町内の現物給付の事務についてはそれぞれの医療機関からその事務をしておるというふうに私は担当の方から聞いておったところであり、そんなふうに理解しておりました。それで、町外の分を現物給付にしますと、これは国保連合会等に頼むようになりますので、町外の分についても当然町外が現物給付を町が委託するということになれば、その事務は自分たちもしないというふうになりはしないかということで、委託料の方も増加するんじゃないかと、そういうふうに聞いておったところであります。その辺はちょっと、そこももう少し確認させますので、ちょっとお待ちください。

（「時間を止めてもらいましょうかね」の声あり）

（16番小林久美子君「いいです、いいです。大丈夫です。これがメーンですから。皆さんに理解しておいてもらわないと請願のときが分からないから。そうですよね、そこははっきりしていただかないといけません。議長、ちょっと休憩してちょっとまとめてもら……」の声あり）

（「議長、休憩」の声あり）

（16番小林久美子君「休憩というか、ちょっと時間を止めてもらって」の声あり）

（「じゃあ、動議を出してくれ、動議を」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 休憩しますか。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時35分

再開 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） それでは、再開をいたします。

福祉生活部長。

○福祉生活部長（眞鍋清也君） どうも失礼いたしました。750万円の委託料について再度お答えをしたいと思います。

現在の流れを申し上げますと、町内医療機関に受診された保護者については現物給付ということで、一部負担ございませんので、医療機関はまず7割については各保険者の方に請求されますけども、3割保護者負担分の3割については直接サービスとして菊陽町の担当健康・保険課の方に請求をされて、保健、医療機関の方に町は支払うと。これを町外に現物給付を拡大しますと、町内の医療機関もすべて国保連合会あるいは社会保険診療報酬基金の方に直接7割と3割、合わせて10割をそれぞれの保険者に請求しますので、そうなりますと現在サービスで行っていた医療機関がすべて有料として委託料が発生すると、その金額が750万円ということになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 750万円の現物給付になった場合の委託料ということは、町外の医療機関の分だけではなくて、町内の医療機関のシステムの変更も相まって750万円かかるということでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（眞鍋清也君） 今申しましたように、議員が言われるようにそのような形に手続上変更がなされるということになります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、事務の委託料の方は、変更した場合トータル750万円ということと、あと国保のペナルティー、減額される分が700万円で、合計1,450万円影響が、この現物給付を取り入れた場合は1,450万円の影響があるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（眞鍋清也君） はい、そういうことになります。それから、22年度までは小学校6年までを対象としておりましたので、今年度から中学3年まで引き上げますので、中学1年から3年までの医療費総額に応じて、若干この金額は750万円、あるいは国保会計の700万円等についても影響があると思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、中学3年生まで引き上げられたのは後藤町長なんですけれども、引き上げていただいて大変喜ばれていますし、中学生は小学校6年生までと違って、少

し病気にかかるのも少ないかと思います。それでは、一番影響があるという、恐らく千五、六百万円で、中学生をかんがみても1,450万円ですから1,500万円か、それぐらいの手出しをすればこのサービスが今まで町内やってた分も合わせての金額ですから、そのサービスができると思いますが、町長、この点について、こういう財政措置がこれから第5期の構想でも子育て支援の充実は入ってますけれども、その点について取り組まれる思いはありませんか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この子ども医療費につきましては、中学3年生まで拡大したということで、先に述べましたように総額では22年度で1億5,000万円も超えたような状況であります。そして、23年度では中学生まで引き上げた分と、小学校6年生までも児童、いわゆる子どもの数が増えておるということで、さらに医療費も発生するようなところであります。そういった面で、やはり町民の皆さんの血税の中からその負担が出ていくということになりますので、現物給付の分、保護者の方にはいわゆる窓口で負担、一たん払われる分につきましては、その辺はご理解いただいて、やはりこの財政運営上、できるだけそういった、いろんな方にこの財源が必要でありますので、こういった点についてもご理解いただいて、手続上あるいは一たん負担しなければならないとかがありますが、その辺はご理解していただいて、現状のまま継続をしていきたいというに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 再度お尋ねしますが、それでは大津町は今県内どこでも無料なんですけれども、大津町が中学3年生まで拡大して、県内どこでも現物給付でできるといった場合は考える余地はありますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その点については、まだ大津の状況の方もどういう状況になるかは見ておきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、次の国保税に移りたいと思います。

4月の国保税、1人当たり1万500円の値上げが行われました。6月に国保税が通知されますと、私の方にも相談や問い合わせが多く寄せられました。町としては値上げによる影響をどうとらえておられるかについてお尋ねをしたいんですが、私の身近な方で65歳以上のご夫婦二人暮らしの場合のどういうふうに変化したかを少し分かりやすいように説明をしたいと思います。

この方は、平成22年度の課税所得額が352万円で、平成23年度が330万8,000円でした。平成22年度の国保税は37万7,400円。平成23年度の国保税は42万700円です。収入は21万2,000円収入が減り、反対に国保税は4万3,300円の増加となりました。この方は、介護保険料、また町県民税と合わせますと、合計で84万8,900円です。平成22年、23年度の課税所得330万円から84万8,900円、これは計算しますと約25.6%ですから、約4分の1は税金の負担で消えていく

ということになります。やはり年金暮らしの方にとりまして、この国保の問題と介護保険料というのは、非常に大きな負担になっています。

国民健康保険は、農業、自営業者、失業者、年金生活者などの方が加入され、今は会社に勤めている方も退職後は国保に加入しなければなりません。年収の13%を超える高過ぎる国保税、払える税額に引き下げすることはすべての町民の願いです。こういう状況では、この収入層といえますか、この方は1人当たり1万500円ではなく、1人当たりもう本当2万円以上の値上げになっていますが、こういう影響、また町当局にも町民の方からのいろいろな苦情や問い合わせ等あっていると思いますが、どのような影響がありましたか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税でございますけれども、国民健康保険税は現在は医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護給付金分の3つに分かれておりまして、それぞれ所得割額、被保険者均等割額、世帯別の平等割額の合算額を計算しまして、その3つの合計額が国民健康保険税として課税されている状況にあります。

平成22年、23年度につきましては、3月の議会で税率を上げさせていただきましたし、また納期も1期増やしております。また、3月31日には専決処分をさせていただきまして、地方税法の施行令に伴います課税限度額の引き上げなどもさせていただきまして、国民健康保険税条例を改正させていただきました。

条例改正の主な内容は、一応確認でございますけれども、医療給付費分の所得割の税額を100分の6.8から100分の8、結局8%にということでございます。それから、平等割額を2万2,000円から2万4,000円に2,000円のアップでございます。それから、後期高齢者支援金等分の所得割額の税額を1.5%から2.0%、均等割額を5,000円から6,000円、それから平等割額を5,000円から6,000円にそれぞれ引き上げさせていただきました。また、専決処分では、医療費給付分の課税限度額を50万円から51万円、後期高齢者支援金等分につきましては13万円から14万円、介護給付金につきましては10万円から12万円にそれぞれ引き上げさせていただきまして、課税限度額の合計額を73万円から77万円になったところでございます。

以上の改正によりまして、税額としましては8,700万円ほど増えるのではないかというふうに見込んでおりましたが、実際平成23年度の現年度分の課税を見てみますと、現時点で調定額が7億9,200万円でございます。平成22年度の最終調定額の7億400万円から8,800万円増加いたしておりますので、ほぼ見込みどおりというところでございます。ただし、実際の増加でいいますと、国保は異動がございますので、それから徴収率の関係もありますから、全体としましては8,100万円ぐらいは増えるのではないかというふうに見込んでおります。

それから、現時点、8月末時点におきます収納状況を見させていただきますと、納期が1回増えておりますので1回当たりにお支払いいただく金額は減るかと思いますが、8月末までに収納すべき調定額は2億874万円で、収納額が2億884万円、収納率でいいますと74.4%でござ

います。昨年平成22年度は8月末までに収納すべき調定額は2億7,262万円に対しまして、収納額が2億209万円、収納率は74.1%でございます。これを比較してみますと、平成23年度は前年度より調定額で812万円、収納額で675万円、それぞれ増加はしておりますし、収納率も0.3ポイントは上昇しているというところでございます。

以上のことを見てみますと、国民健康保険税が引き上げられたものの、納期が1回増えまして9期になったことによりまして、1期当たりに納めていただく税額が軽減されたということも見れますので、納税しやすくなっただけではないかというふうに考えているところではございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これは町長にお尋ねをしますけれども、やはり年金の生活の方で税金が所得の4分の1というのは非常に負担が大きいし、この国保税そのものを見ても十数%、課税所得から成っていますが、もうこれ以上の負担は限界だと私は思いますし、毎回その立場で議会でも取り上げていますが、この点についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 国保税につきましては、これはもうこのいわゆる特別会計をとっております。国、国の負担、そして残りのものについては国保税で賄うというのが原則であります。そういった中で今回の改正につきましては、菊陽町の場合は、大津町の、大津町はもう改正されておりますけれども、改正される前のいわゆる税率の方に大津より低いところをやったわけで、大津町はもう既に税率もまたそれから高く、菊陽町よりも高いところに改正されているところであります。そういった点から、そしてそういう今回改正はいたしましたけれども、また時間があれば担当の方からも説明させたいと思いますけれども、現時点の今の状況の中でも非常にもうこの基金の方もすべて23年度でもう繰り入れする全額、残りは残額は0となるような状態まで来るとような状況であります。そういったことで、これからの医療費がどう伸びていくかによって、非常に税率上げたものの不足が生じるような支払いに足りないような分については、一般会計からの繰り入れとか、そういうことも発生してくるような状況ではないかと思っているところであります。

そういったことで、この国保税の引き上げにつきましては、国保運営協議会というのがありますので、そういったところにいろいろ相談しながら、不足する分についてはこの税で賄うというのが基本であります。一番の原因は、国の負担が以前よりも減額されてきておるようなところが一番影響して国保税の方にそういった保険者の方に負担が偏ってきておるというのが一番の課題だと思うんですけども、そういうふうな状況がありますので、今後につきましてはまたその都度どうやっていくかということは慎重に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、次ですけれども、この税の徴収強化を図るということで、初日の監査委員さんの報告の中では、今後税の徴収強化体制をとる旨の発言がありましたが、それはどうなっていますか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それじゃ、小林議員の質問にお答えいたします。

菊陽町としましては平成17年7月から国税局OBの方を委嘱しまして、いろんなご指導をいただいております。その中で、いろいろな滞納処分の手法なんかを勉強させていただきました。それから、平成19年度からは国から地方へ税源が移譲されまして、個人住民税の方が大きく町税が膨らんでまいりました。そういうなのもありまして、徴収体制の強化を図るために平成20年度に入りまして県の地方税徴収特別対策事業に参加しまして、これは職員を派遣いたしております。そして、搜索、差し押さえを中心に町税の徴収強化に取り組んできたところであります。差し押さえた動産につきましては、単独の公売会、あるいはインターネットの公売会、それから関係市町村との合同の公売会などを実施しまして、その売上金を滞納税金に充当してきたところでございます。

平成21年度も、引き続き県の事業に参加しますとともに、職員も1人増員いたしまして、さらなる強化に努めてきたところであります。

それから、平成22年度でございますけど、皆様ご存じかと思いますが、不当利益返還請求権の差し押さえを議会の議決を経まして裁判を起こしまして、これが一応和解をいたしまして、去る6月には260万円も収納できたという事例もございますし、その滞納者の生活の支援もあわせて強化できているのではないかというふうに思っております。また、裁判ではございませんが、現在も同様に1件過払い金の請求手続を進めておりまして、近々収納見込みでございます。

なお、今年の10月からは菊池地域2市2町の合同で搜索、差し押さえをするように計画いたしております。10月ごろから一応稼働するかと思いますので、そのものを含めましてさらなる強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、10月から合同差し押さえをするということですのでけれども、税金の一番の徴収、行政の目的は、一部の悪質な滞納者と、そうでない生活が厳しいためになかなか払えないっていうのを見きわめることが大事だと思いますが、その点について私は国なりに差し押さえなどの収納対策の強化ではなくて、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談、収納活動にすべきだというふうに思いますが、その点についてどういうふうにお考えなのか。前回はかなり強化したときは、差し押さえでそれこそ湯飲み茶わん、サランラップ、めんつゆ、いろいろ町や県段階でもありまして、それで宇土の方、宇城ですかね、自殺をされたということもあります。非常にそういう非情ではないかというふうに思いますので、その点につ

いてのお考えをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

一応滞納者には2種類あるかと思います。1人目は、どうしても支払いが困難な方、でも2人目は、余裕はあるけど支払いをされない方ということは考えられるかと思います。以前から、私どもとしましては、納付困難な方につきましては個々の事情をお聞きしながら、納税相談を行いながら分納の納付も進めて、少しでもお支払いいただくように協議を進めているところでございます。また一方、納付相談にも来られない方なんかもあります。そういう方につきましては、いろんな調査を行いまして、搜索、差し押さえ、滞納処分ですね。こういったのを進めていかなければならないというふうに思いますし、搜索の後につきましては、今後の自主納付あたりもつなげるような取り組みをしていく必要があろうかと思います。確かに差し押さえすればいろんな苦情なりもございます。脅迫まがいなことも今の例で見るとあってるようではございますが、悪質な方につきましてはある程度強めに行かないと、なかなか納付進んでいかないのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国保は、先ほど後藤町長おっしゃったように、社会保険のように事業主負担がないため、当初は国が財政の50%を負担していました。ところが、自民・公明政権が財源を減らし続け、特に小泉内閣は国の負担を25%まで削減をしました。そのため、国保税が大幅に値上げをされてきました。共産党は国の負担をもとに戻して払える国保税にすることを求めています。

10年度、全国加入世帯の20%が滞納する深刻な事態、正規の保険証を取り上げられ、医療機関への受診が遅れて死亡するということもあります。さらに、民主党政権は2010年5月から一般会計からの繰り入れをやめて値上げをという方向を示しています。しかし、近隣では、菊池市で一般会計から23年度1億5,000万円の繰り入れ、大津町では1億円の繰り入れを行っています。菊陽町でも、値上げにより払いたくても払えない、そういう世帯も、悲痛な声もあります。ですから、ぜひそういう視点で一般会計からの繰り入れを行って、国保税の値下げを求めていきます。

3番目に、省エネルギー、エコのまちづくりについてです。

時間がありませんので、1点だけお尋ねをしたいと思います。

原発事故はいまだに収束しておらず、多くの福島県民の生活を奪い、国民に負担を与え続けています。原発は、一度事故が起きれば制御がきかず、使用済み核廃棄物の処理技術さえない、危険きわまりないもので、安全な原発は存在しません。今回の事故で安全神話は完全に崩れました。この地震列島に54基もの原発が存在し、さらに建設中、計画中が14基あります。原発をゼロにし、原発に依存しないエネルギー政策への抜本的な転換が求められます。

野田首相は、定期検査後の再稼働を進めるという所信表明でしたが、原発に依存しないエネルギー政策の転換について町長のお考えをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

（16番小林久美子君「町長なんですけど」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この原発に依存しないということでもありますけども、今回の原子力発電、電力供給対策に対する政府の方針対応は、今回新たな内閣において議論されているところでありますけども、自然再生可能エネルギー導入の方向性は世界的な流れでもありまして、日本もそのような方向に向かうのじゃないかというような状況ないかと考えております。

そういった中で、町としてこの自然再生可能なエネルギーの導入につきましては太陽光発電の補助等をやっておりますけども、そういったものを取り組みながら、今後も太陽熱温水器等も推進しておりますし、省エネということでいろんな学習会等も開いておるような状況であります。そういうところで、町としてできるものについてはきちんと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日の一般質問では、省エネルギー、エコのまちづくりについて、原発に依存しない社会づくりのため、自然再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、エコまちづくりなどについて、ぜひ町としても学習講演会などを企画をしていただきたいということでした。

それから、災害に強い防災のまちづくり、今見直しがされていると思いますけれども、大震災を受けて改善がどういうところが図られたのか。これも、また今後引き続きお聞きしていきたいと思います。

最後ですが、第5期菊陽町総合計画前期基本計画素案、もう皆さんもご案内のようにお手元にあるかと思います。私は、非常に担当課の方が各地で説明をされ、苦勞してつくり上げられているわけですので、できれば5年間の重点施策と新規の取り組みがどういうところに力を入れていくのかっていうのがもう少し分かりやすい内容にしていいただきたいということと、町長が特に進めたいまちづくりの構想を町長の言葉でぜひこれに盛り込んでいただきたいということとを述べまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時7分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 皆様、改めましてこんにちは。今回で第2回目の一般質問を行わせていただきます吉本でございます。

今回は、菊陽町の未来を築いていくであろう子どもたちに関する質問と、菊陽町の人口増加率アップのかぎを握っていくであろうホームページの質問をさせていただきます。

質問の方は、質問者席にて通告どおり質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 質問事項1の保育ママの制度についてのご質問をさせていただきます。

最初のご質問ですが、平成22年4月に新たに2園保育園ができ、待機児童の問題が一たん解消されたに思いましたが、待機児童の数は余り減少していないようです。そこで、本町の現在の待機児童数と算出基準をご質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問の通告にあります待機児童の算出基準はというところでご答弁させていただきます。

待機児童の算出基準とのお尋ねですが、国が示しております待機児童の定義につきましては、入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童というふうにされております。また、具体的な算出における取り扱い事項として示されております主なものとしましては次のとおりでございます。1番、保護者が求職中の場合はさまざまな形態が考えられるので、状況把握に適切に対応すること。2番、広域入所の希望があるが入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村で待機児童とする。3番、家庭的保育事業——いわゆる保育ママ制度でございます——や特定保育事業で保育されている児童は待機児童に含めない。最後に④番、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所に保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童に含めないというふうにされております。

本町におきましては、待機児童数については、これらを踏まえ計算しておりまして、休職中の方についての取り扱いが難しいところではありますけれども、求職中の方につきましては個別に事情を聞いておりまして、待機児童には含めておりませんが、状況に応じて基本的には一時保育により対応できるものというふうに考えております。それから、待機児童数ということですが、9月1日現在で68名、この定義の中に該当する待機児童は68名というふうにしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 待機児童数が68名ということでございますが、待機児童の問題は、人口の増加が進む我が町菊陽町といたしましても、また人口が進む地域といたしましても、どこも抱

えている同じ問題なのかなというふうに思います。しかしながら、待機児童の問題、待機児童数は、どうせ保育園に入所できないといった考え方を持った方々も多数いらっしゃるようでありまして、この数字がすべてではないのかなというふうに考えるところでもございます。

私の知人で、奥様の就職が決まりましたが、子どもさんを預けるところがなく、一番近い奥様のご実家の天草まで子どもさんを預けなくてはならず、そうなれば週末の2日間しか子どもさんと接することができないといったご夫婦がいらっしゃいました。入所申し込みが提出されておりましたので、担当課で現況を聞いていただき、運よく数日後には入所できたと聞きましたが、入所できていなければ、せっかく決まった就職をあきらめるか、一番母親の愛情が必要な時期に1週間のうちに2日しか会うことができない、それも往復約2時間をかけて会いに行かなければならないといったように、ほかにもいろいろな不便さを抱えておられる家庭がかなりいらっしゃるようであります。

菊陽町における待機児童の問題は、これはまだまだ氷山の一角ではないのかなというふうに気がいたします。菊陽町はよく住みやすい町だと言われておりますが、ひょっとしたら小さいお子さんを抱えるご夫婦にとっては非常に住みにくい町なのかなという気もいたすところがございます。そういうことが少しでも解消できるように、次の保育ママ制度についてご質問をさせていただきます。

保育ママとは家庭福祉員制度と呼ばれるもので、生後57日目から3歳未満、一部6歳未満の乳幼児を最大3人まで自宅の有料で預かることの制度であります。仕事や病気のため、子どもの面倒を見られないとか、保育所に入れない待機児童のために、親にかわって自宅、または公共施設で、保育ママとして子どもたちを預かることができ、2000年に厚生労働省により実施された制度でございます。そこで、本町の保育ママ制度についてのお考え方をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 保育ママ制度についての町の考え方はということで、お答えいたします。

近年、全国の都市部におきましては、待機児童の増加に伴い、昨年11月には国は、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの実施方針を示しました。本町では、この方針に基づく待機児童ゼロ計画を平成23年2月に作成しまして、国に提出をしておりますところでございます。

この保育ママ制度、家庭的保育事業というふうに申しますのは、保育所から技術的な援助を受けながら、保育士の免許を持った者が事業の基準に合致した自宅や賃貸アパート等で3人から5人程度の少人数の乳幼児を保育する事業であります。この計画の中で、保育所2園の新設とあわせまして、保育ママの取り組みも掲げておるところでございます。

また、本町では、平成22年3月に策定いたしました菊陽町次世代育成支援行動計画後期行動計画の中でも、3年後の実施に向けて体制づくりを進めていきたいとしておりますことから、

現在では実施に向けた計画を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この保育ママ制度でございますが、保育士さんの免許を持っていらっしゃらなくても、ある程度期間の教育を受けていただければその資格があるということを少し目にしたところでございますが、そのところはどのようなふうになっていますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 基本的には、実施される方につきましては保育士の免許が必要でございます。ただし、この補助者っていう者も同時に付けることができますので、その補助者につきましては保育士の免許は今のところ必要ないというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 都市圏におきまして、保育ママ制度が普及しているようでございます。菊陽町は、近年、比較的若い、そして共稼ぎの多いご家庭が増えてきており、急激にさま変わりしております。皆さんも記憶に新しいトヨタのリコール問題の会見で、豊田章男社長は、このようなリコール問題が起こったのは、トヨタはハード面では世界トップクラスになりましたが、急激な成長によりソフト面がそれについていけなかったようだとされておりまして。ハード面では、全国でもトップレベルの菊陽町かもしれませんが、ソフト面においてトップクラスと言われるような菊陽町にしていかなければ、町の今後の成長はないと思いますし、全国的に注目される町だからこそ、他の市町を常にリードするような取り組みを行っていくことが菊陽町のさらなる発展につながると考えるところでもございます。

菊陽町次世代育成支援活動行動計画の中では、3年後の実施に向けての体制づくりを進めるとありますが、子どもを預けなくては仕事もできないのが実情でございます。この制度を利用すれば、雇用も増えてまいりますし、待機児童の解消にも多少なりともつながっていくのではないかなというふうに思います。調査、分析、実行に要する、この3年間でしょうが、3年後ではなく一日でも早く保育ママの生徒を実施していただき、行政によるサポート体制を図ってほしいと思います。この件に関しまして、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきまして、議員の方からもありましたし、今担当課長も答えましたが、菊陽町の次世代育成支援活動計画後期計画、行動計画の中で3年後の実施ということでやっておりますけども、実際のこの運用に当たっては今月の10月号の広報の中で、まずそういった希望される方に対して呼びかけをやりまして、この制度の趣旨等の説明をしながら、そしてこれはまだ熊本県の中では、まだ熊本市を含めて担当の方から初めての取り組みということで、そういった県の方も体制を整えておられるということでもありますけども、そういうも

のを県の方とも連携しながらできるだけ早い時期に取り組むように取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この件に関しましては、ぜひとも早目の実行をお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、質問事項2の子ども教室の実施についてご質問をさせていただきます。

経済の低迷が続く、格差社会が広がる、この日本におきまして、子どもたちが平等に受けることのできる教育の分野においても、ますますこの格差が広がっているように思います。所得の高い家庭の子どもほど学歴が高くなる傾向があり、高校受験となれば親は金銭的な問題で多少無理をしても子どもたちを塾に通わせ、志望校へと受験をさせております。塾にお金をかければそれなりの学習はできるようでございますが、塾に行くけど成績が上がらないという言葉をよく耳にいたします。私も勉強のやり方が分からない、数字に対する苦手意識と、初歩的なところでつまずき、ますます理解できなくなり、現在このようになってしまったわけでございますが、現在の日本においては最終学歴が大きな影響を及ぼし、最終学歴がその人の人生を左右する割合が大きいために、教育格差は世代を超えた格差の固定化につながる危険性が大きいということを言われております。

OECD、いわゆる経済協力開発機構でございますが、生徒の学習到達度調査結果では、世界の学力を示したフィンランドの教育の特徴として、学校間格差が非常に少ないことが上げられております。また、教育は未来への投資であり、教育に投資をすると税収が3倍になるという調査結果も報告をされております。その一方で、日本の場合は、学校間格差が非常に大きいことが分かってもおります。菊陽町においても、学習サポーターや特別支援指導助手の先生方は非常に一生懸命ご指導されておられますが、果たして理解できていない生徒をすべてカバーをできているでしょうか。

教育基本法の第1章、教育の目的及び理念の第3条、生涯学習の理念では、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならないとあります。義務教育の課程におきましてすべての児童が平等に与えられる学校という、この学びやで、自ら進んで学習をするという意欲を高めるような取り組みを行っていかなければならないというふうにも考えるところでございます。

そこでまず、現在菊陽町が掲げる第5期菊陽町総合計画前期基本計画素案の特色ある学校教育、地域社会の連携の推進の中に4項目ございますが、1番目の放課後子ども教室の実施について、まずご質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの放課後子ども教室につきまして、現状とその趣旨について説明をしたいと思います。

放課後子ども教室につきましては、放課後や週末などに小学校の余裕教室、いわゆる空き教室を活用しまして、子どもたちの安全で安心な居場所を設けて、地域の皆さんの協力を得て、学習支援、スポーツや文化活動、また、世代間交流などを実施することによって、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかにはぐくまれることを目的として実施しております。今年度は、菊陽北小学校で実施しております。菊陽町におきましては、現在児童数が増加している状況があります。余裕教室となる空き教室がないといった状況もございます。また、ボランティアスタッフの確保が難しいといった面もありますので、今後も各小学校、そして地域の皆さんの協力を得て実施できますように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常にいいことかなというふうに思いますが、ただいまボランティアの数が非常に少ないといったお答えでございました。このボランティアというのはどういった感じで募集をされていらっしゃるのか、そしてこのボランティアのどういう方がされてるのかという中身の方を少しお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 放課後子ども教室の場合は、時間的に子どもたちが帰る間の時間、1時間程度、それが1時間半ぐらいになりますけれども、その間でできるものということで、もう内容的には宿題であったり、あるいは菊陽北小学校の場合は今回英語をやってみようと、遊びを取り入れたり英語をやってみようということによってやっておりますし、あるいは工作であったり、スポーツであったり、その1時間を子どもたちと地域の方を交流させるということを通じて置いてまして、その募集につきましてはもうやはりそういう私たちの方で学校の方と相談しながら、どういう方がいいのかなというのを相談をして、こちらの方から校区の地域の方にお尋ねをしたりして探して、来てもらうということなんですけれども、定期的に週2日、2回ありますので、なかなか定期的に来ていただけるというのが非常に難しいところがございますが、それとまたそれをする場合には教える方、それから子どもたちがけがしないように安全を管理する方というのも、もう一人また必要になってまいりますので、その方たちをその地域の方に、区長さんや学校を通じ、PTAを通じながら探している状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、続きまして学校支援地域本部事業の実施についてというところでご質問させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 学校支援地域本部事業につきましてご説明をいたします。

この事業は、教師、先生から要望される地域の人材、いわゆる例えば米づくり、野菜づくりを教える方、高齢者の交流会で昔遊びといいますか、竹馬とかけん玉などを教える人、それか

ら、みそづくりとか、いきなりだんごなどの伝承料理を教える方、それから工作、俳句、英語を教える方、また町の文化財などを紹介される方、さらには学校、中学校などでは職場体験学習先といったものを必要になってくるわけなんですけれども、そういうときにこの本部事業の中にコーディネーターと呼ばれる調整役の人を置きまして、学校の先生にかわって探して、その方たちと交渉して、日程など調整を行って、それらの方たちが持っておられる、技術、経験あるいは知恵などを教育の学校教育の中に取り入れていくというものでございます。菊陽町では、この事業の中心となる事務局を地域教育協議会とも呼びまして、今現在、西小学校に置いております。そして、その中で事業の内容や進め方について計画を行って実施をするという形をとっております。今、今年度は、昨年より4校増えまして、菊陽北小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、菊陽中学校の5校で実施をいたします。利用の件数の件なんですけれども、今年の8月までで、現在14件を行っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ただいま14件あるというお答えでございましたが、実は私の方も北小学校の方に田植えに行きまして、それがこの1件なのかなというふうに今改めて気がついたところでございます。しかしながら、私どもも一緒に田植えに行きますと、どうしても担任の先生方というか、その関係される先生方の温度差によってかなり実施していく内容も変わってくるのかなというふうに思います。昨年に限りましては、モチ米の方を栽培をさせていただきましたが、モチ米を収穫して何をするんですかってお尋ねしたんですけども、まだ決めておりませんという考え方で、これで本当にいいのかなというふうに思って、もう一度せっかくいい事業でございまして、先生方のスキルを上げていくという上でも、もう一度最初からこの事業の本質を話していただいて、すばらしい事業でございまして実施につなげていただきたいというふうに思います。

続きまして、学校支援ボランティア制度についてご質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ご質問の学校支援ボランティア制度につきましては、学校での多様な教育活動、地域に開かれた学校づくりを進めていくために、それぞれの学校の方にいろいろな分野で支えてくださる地域の方、企業の方を、学習面での支援、部活動での指導、登下校での見守り、学校行事への参加、校内美化作業といったぐあいに分類しながら登録させていただいて、学校が必要なとき、その方々にご協力をお願いするというものでございます。先ほど説明しました学校支援本部事業などでご協力いただいた皆さんも登録するという形になります。そして、そのことが地域や家庭や企業の皆さんが学校に対して関心を持たれ、支援という形で学校活動に参加されることで、地域と一体となった学校づくりにつながっていくのではないかと考えております。学校支援本部事業、学校支援ボランティア制度が学校のため、そしてまた地域のためにも、地域づくりのためにも有意義な面が多々あると思いますの

で、今後も学校からの要望を聞きながら、この制度が充実していくように私どもの方は取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、最後になりますが、地域人材の活用促進についてというところでご質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ご質問の地域人材の活用促進についてですけれども、先ほど言いました学校支援地域本部事業、学校支援ボランティア登録を推進していくことで、学校活動における地域人材の活用促進につながっていくものだというふうに考えております。学校以外での活用、活動では、今現在、生涯学習課内に体験活動情報センターを設置しております。現在、生涯学習アドバイザーと呼び方をしておりますけれども、40名の方の指導者を登録しております。

利用としましては、地域から、あるいは子ども会、PTAといった町民の皆さんからの依頼で、地域交流活動、スポーツレクリエーション、そういった目的に、例えば粘土や紙での工作、あるいはプラスチックを利用した工作、絵手紙、伝承料理、いわゆるいきなりだんごとか、そういったものですが、それから陶芸、ニュースポーツと、そういったところに登録されたアドバイザーを派遣いたしております。昨年度は7件と少なかったんですが、今年は既にもう15件の利用があっております。大分私どもの方も広報に力を入れている関係でもっと増えてくるのではないかなということで、今後もこのいろんなセンターでいろいろ習われてる方等おられますので、そういった方にも呼びかけて、アドバイザーの方に登録させていただいて、ご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 地域間の交流というところで非常にいい取り組みかなというふうに思います。私も含めまして今の若い世代というのは、普通に食事をし、普通に水を飲むのが当たり前だというふうに思いがちでございますが、よくよく考えると先輩方の皆さんがこの日本を築き上げていただいたおかげで今の生活があるんだということを、改めて子どもたちにももう一度教育の場で教えていただきたいなというふうに思います。

以上のことを踏まえて、多少重複するところもございますが、次の質問に移らせていただきます。

部活動でサッカーや野球があるように、勉強クラブの設立は可能かという質問でございます。

野球やサッカーなどスポーツが好きな子どもたちは、技術の向上を目指し、それぞれの部活に入り、技術を磨いております。また、歌が好きな子どもたちはもっと歌を上手に歌いたいと

いう思いで合唱部の方に入ります。生涯学習の理念にもございましたが、勉強がしたいという子どもたちにあらゆる学習の場を提供し、そこに教職を定年された方々や学識経験者、また大学生などのボランティアを町内から募り、そして特別講師となつていただき、授業の中で理解できなかったところなどを改めて学習するということが教育格差を少しでも縮めることになるのではないのでしょうか。そこで、昔の寺子屋的な発想ではございますが、勉強をするための、いわゆる勉強クラブの設立の方を可能かどうかということをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） まず、学校では夏休みなどの長期休業中、そこに子どもたちの中の希望者、またはぜひ来てほしいというふうな子どもに学校に呼んで夏休みの宿題、学習が不十分だなと思えるようなところを補充学習させたり、プールで遊んだりというふうなことをさせております。また、授業がある日の放課後に子どもを残して補習授業をしたり、それから宿題をしていない子の居残り学習あたりをさせたりもしています。さらに、教育課程の中ということになりますけれども、月に1回、2回、または毎週、学校によってその時間が異なりますけれども、1時間とか、15分とか、学力充実のための時間をとって、学習に取り組ませております。

さて、議員の質問の部活動で野球やサッカーがあるように勉強クラブの設立は可能かというふうなところでございますが、中学校の学習指導要領には、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることというふうにございます。部活動が学校教育の中に位置づけられているというふうなことになります。そのため、教育課程外の活動ということにはなりますけれども、学校の管理下という概念が発生しますので、学校長の承認が必要ということになるわけでございます。

部活動として承認ということになりますと、それぞれの学校で部活動規定というのがございますけれども、例えば、1、部活動の目標が当該部活動の目的やねらいと合致していること、2、指導計画がはっきりしていること、3、指導者、いわゆる学校内の担当者——教員です——がいること、4、活動場所、活動時間等が明記してあること、その他の規定があります。そのため、当該部活動が学校にある規定に位置づけられるということが必要になります。学校長が承認すれば原則的には部活動としての活動が認められることになります。ただし、一般的な活動の目標としまして、1、日常の活動を通して心身ともに健全で情緒豊かな人格を形成する、2、部の一員として活動することにより、集団生活に必要なルールを守り正しい生活を送る態度を養う、3、自主的に部を選択し、参加活動することにより、自己の個性、能力を伸ばそうとする態度を育成するなどというものが部活動の目標としてはあると思うんですけれども、その目標に当該部活動の目的が合致するかどうか、これが難しいのではないかなという

ふうに考えます。

それから次に、担当者が必ずその場にいることが原則になります。担当してもよいという先生がいるかどうかというのが第2の問題です。

第3に、入部希望者が果たしているかどうかの問題があると思います。入部希望者が少ないと、当該部活動を設立できません。

以上のような点がクリアできるということであれば、学校にあります部活動に勉強クラブの設立は可能かというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ただいまの各種非常に分かりやすいご説明でございました。学校長の承認が必要ということで、先ほども申しましたが、先生方の意気込みがあればというふうに思ってはあったところではございますが、私も教職の友人がおりまして非常に現状を聞くと、担当者の問題が非常にネックになってくるのかなというふうに思います。しかしながら、勉強クラブで子どもたちが学習することになれば、定年された方々も、もう一度それに向けて勉強していかなければならなく、そこに新たに生きがいを見出されていくのかなというふうにも思います。また、学習の場が塾の方に向かいつつある風潮を本来の姿であります学校という学びやにもう一度戻すことができるのではないのかなというふうに思います。

先ほども教育次長の方からお話がありましたが、この問題は幾つもの問題、課題をクリアしなければならないというふうに改めて思ったところでございます。全国的に注目されている、この菊陽町だからこそ、教育に力を注ぎ、この菊陽町から全国に発信していくことが重要だと考えますが、この件につきまして町長のお考えをお尋ねいたしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 教育委員会の事務の中に入る内容でありますけれども、今の教育次長の方からも答弁しておりましたように、内容としてはそういうのができれば非常にいいと思いますけれども、幾つもの課題があるようでありますので、その辺については、また教育委員会の方、ご質問もあったことでもありますし、いろいろ課題はあるかと思いますが、現状の厳しい状況の中にありますけれども、教育委員会の方でこういった面についてはいろいろ検討していただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） これはこれで一つの課題といたしまして、今現在、行われております夏休み期間中の学習だとか、そういうところを充実させていただければいいのかなというふうに思います。

今回、最後の質問でございます質問事項3のホームページの運用についてご質問をさせていただきます。

情報化社会の我が国におきまして、地方公共団体もこぞって情報等の掲載を目的としたホー

ムページを作成されておられます。近年、人口増によりあらゆる分野で注目を浴びております、この菊陽町におきまして、このホームページが果たす役割、役目は、非常に重要だというふうにも考えるところでございます。新たに菊陽町に移り住もうと考えている方々が近隣市町のホームページを見て、菊陽町ではなくほかの町に住まいを構えた方もいらっしゃるというようなことを聞いたこともございます。私も、ほかの県、市町のホームページを拝見させていただきましたが、私のような素人でも簡単にさまざまな情報が見られるようなホームページはできないのでしょうか。ホームページが町の顔であると言っても過言ではないというふうに考えます。ホームページを見て菊陽町に住みたいと思っていただくよう、ご質問をさせていただきます。

まず、現在のホームページに至るまでの経緯ですが、平成14年に最初の菊陽町のホームページが作成され、現在のスタイルになるまで、1回リニューアルをされております。なぜこの変更をしなければいけなかったのか、その理由と現在のスタイルになった理由をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、現在のホームページに至るまでの経緯はということでお答えします。

ホームページの運用は、平成14年から開始しまして、平成22年4月にリニューアルを行っています。リニューアルの理由としましては、ホームページで提供します情報が多くなり、更新の回数が増えてきましたので、古いシステムの方では更新に手間がかかり、また費用が発生したり、あるいは更新できる領域も少なかったりしたためにリニューアルを行っています。

リニューアルに際しましては、平成21年6月に職員13名によりますホームページ検討ワーキンググループを設置しまして、業務終了後に検討を行う中で、ホームページの課題や目指す姿を協議いたしました。その後、検討しました内容を取りまとめまして、その内容を業務仕様書といたしましてプロポーザル方式で業者選定作業を行っています。選定しました業者のプレゼンテーションに基づき、ワーキンググループで企画、あるいは表現、使いやすさ、価格等から総合的に評価を行いまして現在の業者の選定しまして、平成22年4月から運用を開始いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） このワーキンググループ内におきまして、他の県、またほかの市町村のホームページをどのように重視され、検討されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 多くの自治体のホームページを参考にさせていただいておりまして、シンプルで分かりやすく、おもしろいホームページをというようなテーマをもちまして検討を行っています。また、職員の内部からの作業といたしまして、職員がいろんな内容を掲

載する際に、その作成しやすさ、更新のしやすさ、そういった点もいろいろ検討しながら作業をやっていたところでございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私も、ほかのいろいろな自治体のホームページを拝見をさせていただきますと、その自治体のトップでもある町長、市長の顔がすぐ出てまいります。菊陽町も、後藤町長といういやし系の顔とでもいいましょうか、すばらしい顔をしていらっしゃる町長もいらっしゃいますので、その後藤町長のお顔が菊陽町をクリックしていただければ、ばんと出てくるように改善をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、維持管理費の問題でございます。

維持管理費ですが、ホームページ運用管理に当たり、当然費用が発生してくると思われませんが、本町の月額、このホームページに関します月額費用をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 現在、ホームページを運用します管理費といたしましての保守料は月額6万3,000円というふうになっております。現在は、平成21年度まではサーバーの借り上げ料として月額2万3,100円を支払っておりましたが、現在のホームページからは業者さんのホスティングサービスを無償で利用させてもらっているというようなこともございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私もホームページに関しましてはほとんど素人に近い知識でございますが、この月額6万3,000円という額は果たして妥当な金額なのか、また近隣の市町村の価格と比べてみまして、月額6万3,000円という額は果たしてどうなのかというところをお尋ねをさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ホームページの入札時にも価格審査は行っておりますけれども、近隣市町の状況等比較してみますと、毎月の保守料と使用料合計で8万850円の自治体、それと保守のみで7万4,000円の自治体などがございまして、本町の保守料6万3,000円は妥当ではないかというふうに考えております。それと、本町の保守料につきましては、一部修正等が発生した場合の修正の費用等も含まれております。以上のような比較を行っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 続きまして、現在のアクセス数のご質問でございます。

アクセス数ですが、ホームページをリニューアルする前とした後のアクセス数をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 平成22年以前につきましては町にアクセス数を把握する機能がございませんでしたので把握しておりませんが、リニューアル後の平成22年度は14万

7,000件というふうになっております。ホームページもリニューアルしてまいりましたので、以前の件数は把握できておりませんが、増加しているものではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 続きまして、みんなの掲示板が利用されていないのはという質問でございますが、ホームページ内にみんなの掲示板というのがございます。このみんなの掲示板が2010年8月28日から約1年もの間利用されていないのはなぜでしょうか。また、2010年3月27日以降、合計でも6件ぐらいしか書き込みはなされておられません。このような状況を町としてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 理由といたしまして、幾つかの要因が関係しているのではないかなというふうに考えておまして、まず1点目としまして、町のみんなの掲示板以外の情報交流の場がインターネット上にも多くなっている現状があることで、わざわざ町の掲示板を利用しなくても、民間のソーシャルメディアや短文投稿、ブログサービスなどで情報交換ができること、それと、掲示板に意見を投稿する場合には事前登録をしなければならないというふうにしておりますので、そういったこと、それとホームページ内の掲示板の設置場所がトップページから数回数を経たところに位置していること、このような複合的な原因によりまして、現在の掲示板機能が町民同士の意見の交流の場として利用されない、あるいは新しい意見の投稿が余り見られていないというようなことではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私もこの掲示板を利用してみようと思いましたが、やはり今お答えがあったように、トップページから数回数を経たところに位置をしている点ということで途中で折れてしまうんですね、どうしようかなというところで。意見を投稿する際には事前登録をしなければいけないということも最大の理由なのかなというふうに思います。

現状を考えてみますと、みんなの掲示板が果たして役目を果たしていないような感じもいたします。先ほども申しましたが、もう少し簡素化して今より少ない回数でクリックすれば見たい場所に行けるような工夫はできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） みんなの掲示板をはじめといたしまして、全体を検証しながらよりよいホームページというふうになりますよう検討は必要だと思っております。他市町のホームページの状況や、住民の皆様、職員の意見などを参考に、また、利用の状況を見ながら改修が必要なものは時期等も考慮しながら効率的に改修し、よりよいホームページにしていきたいというふうには考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） そうですね。よりよいホームページをつくっていただきたいというふうに思います。

続きまして、バナー広告についてのご質問でございます。

バナー広告を掲載してみませんかというページで、詳細はまだ未定ですが、随時このページにて公開をしていきますとあります。こちらに掲載日2010年3月1日とあり、約1年以上更新がなされておりましたが、このような状況をどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） バナー広告につきまして、ホームページだけではなく、まちのパンフレットや封筒、そういった全庁的な広告のうちの一つとして考える必要があるため、まだ検討を行っている段階でございます。他市町の事例で、広告内容によっては不適切といった事例があったり、また町民の皆様にとりましてホームページ上で広告バナーなのか、町の情報提供用のバナーなのか、少し分かりにくくなっているというような状況もあります。そのようなこともありますので、広告を受け付けるという判断には、まだ至っていないというような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私の友人に大津町のホームページにバナー広告を出している方がいらっしゃいます。このバナー広告の所有者は、検索上位に来るということを常を考えていらっしゃるようでございます。ロジックはさまざまあるようでございますが、社会的評価が高い、このサイトからリンクを張られているサイトは、そのサイトも信頼でき、信頼性の高いサイトを上位に上げることが、このグーグルの考えだそうでございます。ですから、官公庁に広告を出すことで、自社の信用もアップするとの答えでございました。その友人も、菊陽町にこういうのがあればひ出したいというふうに言っておりますし、同じような考えを持った方々が私の周りにも数名いらっしゃるというところでございます。菊陽町におきましても、このバナー広告をすることで、広告収入、企業支援という観点から考えてみましてもニーズは十分にあると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 広告を出されたい、そういった事業所の皆様のご意向もあろうかと思いますが、まずはホームページを利用されます住民の方に配慮しながら、そういった広告につきましては引き続き検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この広告の内容といたしましては、町の方でしっかりと精査をしていただければ余り問題はないのかなというふうに思います。検討をしていただいて、このバナー広

告、早急に対応をしていただければなというふうに思います。

最後になりますが、町出身のプロスポーツ選手、著名人の紹介はという質問でございます。

熊本市ホームページの中のわくわく親善大使に、菊陽町出身のプロゴルファー笠りつ子選手が紹介をされております。今日、お持ちしましたが、こちらのわくわく親善大使のホームページのところで、こちらの方に笠選手が載っていらっしゃいますが、ぜひ検索してご覧をいただきたいというふうに思います。

また、菊陽町には、このスポーツ界におきまして、現在活躍中でもございます中日ドラゴンズの荒木雅博選手、ロアッソ熊本の矢野大輔選手、また笠りつ子選手の弟さん、笠哲郎選手などが活躍をされておられます。また、文化の分野におきましても、バレエで世界的で活躍中の上原絵美さん、元宝塚の映美くららさんなど、調べればまだまだたくさんいらっしゃると思います。こちらの方は、菊陽町を検索していただいて、こちらのウィキペディアのところを検索していただくとずらっとお名前が出てくるところでございますので、こちらの方もぜひご覧をいただきたいというふうに思います。

菊陽町で育って厳しいプロの世界で活躍する方を町といたしましてもサポートし、また現在菊陽町にお住まいの川崎のぼるさんをはじめ、全国的に著名な方々も紹介する、このホームページ上で紹介することはできないのでしょうか。熊本市が行っていますように、親善大使としてお迎えしていただければ、十分町のPRにもなると考えますが、そのようなところをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） そういった有名な方々につきまして、広報紙等では訪問や取材の記事として何度か掲載しておりますけれども、ホームページでの紹介コーナーの設置につきましては、プロの方の場合、本人や所属事務所、あるいは球団などの承諾や肖像権などの手続等がございます。また、町のPR等の設置する効果が望めるというようなことがありましたら、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私の方でも、プロゴルファーの笠さん、また中日ドラゴンズの荒木さん、上原さんのご両親の方にお伺いをいたしまして、こういうことを考えておりますが、いかがでしょうかということをお尋ねをさせていただきました。ぜひともお願いをしたいという答えをお三方ともいただきまして、本人さんから球団とか、いろんな事務所とか言っていただければ、比較的スムーズにできるのかなというふうに思います。

また、ほとんどの選手はインターネット上でウェブサイトをお持ちでございまして、その中で菊陽町などの紹介をしていただければ、アクセス数もアップするでしょうし、例えば今からバレエの世界での活躍を目指そうとするお子さんがいらっしゃいましたら、上原さんに相談すれば目標に向かっての近道に少しでもなるのかなというふうに思います。

最後になりますが、女子プロゴルフの大会で8月28日に初優勝されました笠りつ子プロ選手

の優勝の垂れ幕などを町としても考えていただきたいというふうに思います。私の記憶が間違っていなかったら、笠兄弟がプロになられて、それを祝うパーティーで町長はお祝いの言葉を多分述べられたというふうにと思いますが、小学校、中学校、そして高校、大学とアマチュアで活躍されている方々は有志の方々にその健闘をたたえ横断幕などをつくられているそうですが、プロの厳しい世界で戦っている選手とは置かれている立場が若干異なっているのではないのでしょうか。非常に厳しい世界で活躍されている、そしてその環境の中で頂点をきわめた選手に町としても何らかの優勝のご褒美といいますか、そういったのを差し上げるべきだと私個人的には思うわけでございます。それも含めまして、今後のホームページの運用をどのようにお考えか、最後に町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このホームページの件についてでありますけども、町民の皆さんのニーズも、今議員言われますように非常に多様化してますし、本町が持っております各種情報のデータベース化や、その鮮度が高く、地域の魅力あふれる情報の発信を行っていく必要があると考えているところであります。そのため、本町のホームページにつきましては、町民の皆さんに対する大切なこの情報発信の媒体として常に見直しを行うとともに、編集機能の充実も図る必要がありますし、皆さんのニーズに合わせた分かりやすい情報を素早く発信できるように、この取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ぜひとも、先ほどもお話しいたしました、プロゴルフの大会で優勝された笠さんをたたえる何らかの形で行っていただきたいというふうに思うわけでございます。

最後になりましたが、先ほど来いろんな私もお質問をさせていただいております。その間、この問題に関しましていろんな課題をクリアしなきゃいけないんだというお答えもいただいております。リコーの創業者であります市村清氏が残した言葉に、できないことを考える前にできる方法を考えてくれという言葉を残されて、リコーという会社を今の地位まで上げられたようでございます。できないことを考える前にできる方法を考えてくれ、非常にこれは重みがある言葉なのかなというふうに思います。菊陽町は、まだまださまざまな課題をたくさん抱えてはおりますが、その都度皆さんでできる方法を考え、さらなる菊陽町の発展を望み、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時14分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君、一般質問を許します。

○13番（川俣鐵也君） 皆さん、こんにちは。お昼からの一般質問でこんなにたくさん傍聴していただきまして、本当にありがとうございます。

今日は、今後菊陽町を将来10年間を担う第5期の菊陽町総合計画というのが今策定中であります。私が持っておりますこれが、今年まで行われる第4期菊陽町総合計画の冊子です。このときの10年前の基本的な構想が、「人・緑・元気輝く生活創造都市」菊陽町と、今回の第5期の平成23年から32年までですか、の基本構想、将来像が「人・緑未来輝く生活都市きくよう」ということで、菊陽町のその憲法とも言うべきこの基本計画、この第4期にのっとり、第5期も将来の菊陽町のまちづくりという基本線が行われるわけです。

今日の一般質問の内容には里山整備をというのと、菊陽町が指定している文化財を活用しようという2大項目になっておりますが、これはあくまでも手段としての話であって、これから質問席で質問はしますが、菊陽町のその今の現状、それから将来の10年間、その中の具体的に5年間の菊陽町としての重点施策ということを重点的に質問させていただきます。

今朝、私は自分の事務所から出まして、菊陽町の南の境であります道明まで朝行ってきました。白川を渡るちょっと手前で財政課長の實取課長が8時12分に出勤をしりました。すれ違いました。私が何で道明まで行ったかというのは、この一般質問の趣意書にも書いておりますが、菊陽町は、今人口3万7,000になつとりますが、合併したときの旧原水村、津田村、白水村、この昭和30年と、今昭和に直すと86年ですけど、56年前と旧村、道だけは砂利道やほこり道が今は拡張されて舗装になっておりますけど、実態としてはほとんど変わっておりません。今、光の森を中心に消費の町になって、町外から菊陽町はすばらしいと、また企業誘致もあって税収にも恵まれた非常に称賛の声を上げていただきますけど、あくまでも旧来の山村の基盤であります菊陽村、やはり生産拠点である旧菊陽村の実態というのはほとんど変わっておりません。ほとんど変わっていないどころか、昔は原水駅にもちゃんと駅員さんがおりました。無人になっております。表向きは、下堀川からずっと車で走ってもらったら分かりますが、古閑原まで非常に整備されています。しかし、実態は、ちょっと足を踏み入れば50年前よりも里山は荒れています。納屋は荒れてます。やはり菊陽町が今後とも生産の町としてやっていくためには、第1次産業である農家が元気にならなければ菊陽町の将来はないと、私はもう常々そう思っております。

ですから、今度の質問趣意書も、私は今日、竹製の鳥かごやカブトムシや竹トンボを持ってきましたけど、そぎゃん見苦しいことはすると言われましたからここに入れませんけど、やっぱり気持ちとしてはやはり基盤である農業、これをいかにこの立地条件に恵まれた第1次産業を元気にするかと。だから、今度の基本構想にしても、あとは大体ほったらかしとったらい

んですよ。本当にいろんな社会基盤整備も十分できてます。先ほどの吉本議員の質問じゃないですけど、形はすばらしい、ほかの町と比べると菊陽町が一番できとるんですよ。ですけど、その中身がすべてお上主導でやってきたその弊害が、民間の活力を利用してないと。そこに大きく問題がある。一番分かりやすい例を言えば、菊陽町にも世界の奉仕団体であります菊陽ロータリークラブというのがありました。菊陽ライオンズクラブというクラブもありました。しかしながら、2つとも解散になりましたですね。3万7,000人になる前にあった組織が、これだけ人口が増えとるというのに解散せざるを得ないと、これ情けないことですよ。それだけ菊陽町の行政施策が、民間の同じ行政が手を差し伸べられないところを差し伸べようという奉仕団体があってもそれを活用し切らんだったと。これは行政の責任でもあるんですよ。私はそう思ってます。

ですから、確かに税収は自己税収が63%ぐらいあるかもしれませんが、財政は厳しい厳しいと町長がいつも口癖のように言いますけど、その厳しい財政を、その中から行政サービスというサービスをやっていく上において行政でできないことを民間、行政が仕掛けてくれば民間でも肩がわりできる団体はいっぱいあるんですよ。そこらあたりのその工夫を町としてやっていただきたいという気がします。

前置きが長くなりましたが、質問席で今日は町長とゆっくりと討論させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今度の第5期の基本構想について住民懇談会がそれぞれ行われました。

私も三里木町民センターで行われた住民懇談会には目立たないように参加をさせていただきました。行政需要もお聞きしました。

これは、ほかの会場の様子も二、三、お聞きしておりますが、この基本構想に対する意見というよりも、今の行政の施策に対するクレーム処理みたいなのが多かったような気がします。それだけなかなか行政のやっとなることが末端の町民まで情報公開なり説明する機会が少ないということでは、それはそれでいい会合じゃないかと思います。私ども議員も、町民代表と言いながら、なかなかその住民の皆さんと本当にその座談会なり、何なりそういうふうな話し合いの場というのがなかなか持てないというか、私の怠惰なせいでそうかもしれませんが、なかなかありません、まじめな話をする機会がですね。

ですから、今度はまじめな話をする一番いい機会だと思って今日は質問させていただきますが、今度の菊陽町の構想の中にもまちづくりの目標として4つの都市像という考えがあります。これはもう第4期構想から引き続いての構想です。まず1つは、「人を大切にするまち」、教育、文化、健康、福祉と。それから2番目に、「暮らしやすく安全で安心なまち」と、自然環境、生活基盤、防災、消防、防犯灯と。それから、「活力にあふれ、にぎわうまち」と。これは産業という項目があります。一番下に、「みんなで協働して支えるまち」、住民参画、男女共同参画、行財政。これにのっとなって、これを遂行するに当たって、私は生まれ

だけは中国ですけど、赤ん坊のときから育ったところは鉄砲小路というところで育ちました。ずっと菊陽町の流れを見てきて思うことは、これだけ社会先行投資の目が、いや先の見通しがある歴代のその町長さんのおかげで社会基盤整備は十分整いました。それで、これだけ菊陽町は住みよい町ということで人口も増えました。特に、サンリーから西、この四、五年では光の森を中心にして菊陽町ではないようなあか抜けた立派な町ができております。しかしながら、光の森を中心とする町は消費の町です。お金を使う町です。それを支える旧菊陽村ですね。旧部落、これは農業を主体とした1次産業の町です。もう住民の意識が全く違います。これは、だから行政としても非常にやりにくいと。住民需要が東と西では非常に違うということで、非常に難しい行政の対応もあるかもしれませんが、私は発展する西は別にして東を中心に質問をさせていただきたい。

基本的に人間というのはあか抜けて、都会だ、シティーボーイとかと言われた方が格好いいですよ。しかしながら、今の菊陽町、菊陽町を今後とも元気よく活力あらしめる町にするには、田舎は徹底的に田舎らしく、田舎の持っている資源をいかに活用していくかと、これに頭を絞る必要があるんじゃないかと思います。

それで、この1番目に、里山（竹林）と書いておりますが、何しろ屋敷内、屋敷の後背地にそびえる里山の整備をしていこうじゃないかと。どうしてかと。今、菊陽は農業の分野においてはニンジンが産地指定で、もうニンジンニンジンと言います。確かに農家の所得、菊陽町に占めるニンジンの役割は大きいですよ。しかしながら、そのニンジンばかりじゃない。現に菊陽町を眺めてください。北から津久礼のあの線から南の道明あたりを見ても、人家のある後背地は皆竹林です。竹林以外は雑林ですね。カタツムリとったり、何したり、整備すれば非常に有効活用できるとかと言うておりますけど、この竹林を整備することによって、今俗に言うエコ、環境、これがすばらしいものになると。現に2年前、私同じ問いかけをして整備をしようじゃないかということで一般質問もしました。町長も私と同じ原水小学校出身ですから、大体考えておられることは一緒だと思います。これが50年前よりもまだ悪いんですよ、ね。竹林整備というのは、あのタケノコのシーズンになると、金になるんですよ。だから、ある自分が持つとる資源をいかに活用して、ただ投資するだけでなく環境整備もできる、持ち主には金にもなる。そして、整備することによってその手段として先ほども言いましたけど、東西間の住民の意識は全く違います。交流も全くありません。ですから、そういう交流の場に仕掛けていけるような仕掛けがでけんだろうかというのが私の思ってる趣旨です。これについてちょっと町長のご意見をお伺いしたいと。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま川俣議員の方から話がありましたように、菊陽町、今非常にこの都市化の中で人も増えておりますけども、言われますように、いわゆる市街化区域を中心とする都市部の方と農村部の方でありますけども、そういった中で農村部の方を見ても非常に少子・高齢化が進んでおります。そういった中で、この町周辺といえますか、自分の農地も

含めていろいろ管理上に非常に厳しいような面が出てくるところがあるところであります。竹林等につきましては、非常にこれもいわゆるタケノコの季節あたり、そういったときにこれをうまく活用すれば、その農家、いわゆる竹林を持っておられるところの経済の効果にもつながるのではないかなというところがありますが、中にはそのシーズンになると町が持っております総合交流ターミナルの「さんふれあ」の方に出荷されておる方もいらっしゃるんですけども、全体的には非常にこの竹林をきちんと整備して守っていくといえますか、そういうのが非常にそういったのが難しいような状況になっているのではないかと思います。

竹はいろいろ伐採しましても、もう2年、3年とそのままにしておきますと、またもとのような状態になるというのが現実であるかと思いますが、そういった中でこれをどう活用していくかというのは川俣議員が言われるように、私も非常にその辺関心持っているところでありまして、現実的には行政がそこにどうかかわっていくかというのは非常に難しいところがあります。この竹林以外でも、農地についても、この耕作放棄地がだんだん増えておるといふところもありまして、そういったところありますけども、ただそれを放置しておくというのは非常にさらにそういった竹林につきましては、もう中にも入れないような状況にもなるようなことがありますので、その辺のこういった手法についてはいろいろ所管の方あたりも行っておりますけども、竹林に関してみれば、山口県のどこかの大島、周防大島という町では非常にそこに土地の竹林を持っておられる方たちが共同でいろいろそこを整備するようなところから始めて、NPO法人等も立ち上がったような中で、非常にそれをタケノコ以外にもその竹炭なんかを生産しながら、それでうまく動き出したようなところも出ておりますけれども、そういう面につきましてはやはり議員が言われますように、この民間といえますか、そういったところもどう活用しながら進めていくかというのは課題であるかと思いますが、全体といたしましては本町の場合、いわゆる都市部と農村部のどうそこを調和をとらせながら、このまちづくりを進めていくかというのが大きな課題であるというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 確かに竹林の所有者は個人の所有です。ですけど、今菊陽町は皆さんご存じのとおり非常にフラットな災害の少ない町です。一番高いところで空港、道明の上ですね。北では、あのふれあいの森公園ぐらいが一番高いところで、非常に動きやすい、非常に小ぢんまりしたいい町ですよ。今度の、ちょっといろいろ飛びますけど、ねりんピックのウォークラリーあたりも菊陽町で招聘されてされるということですけど、菊陽町の主要な町道、今の旧57号線から下の津久礼の道に行くのには4本ぐらい、竹林、竹やぶを通るメインストリートがあるわけですね、ストリートというとおかしいですけど。そこらあたりの最低限度の整備をする働きかけぐらいは町の方でやってもらえれば、いろんな意味で、私の気持ちはあれですけど、メイン道路をあそこを同じ行くのに防犯上もいいし、もうあの整備された竹林を間を通っていく木漏れ日の中で、その歩いていく三里木駅なり原水駅を中心としてウォークラリーを

するにしても、菊陽町以外から来た人、菊陽町を知らない菊陽町民の人も、感激するぐらいいい環境を持つとるわけですね。だから、そこらあたりの町でせえと言うわけじゃなくて、そういうのろしを上げていただきたい。そのするためには、自分だけではできませんので、それこそ、県が持つて、国が持つて、そのいろんな環境整備の補助金あたりもあるでしょう。もちろん自分で出さんといかん部分はあるでしょう。だから、それをできるだけ少なくして、ボランティアだけでもメイン道路ぐらいはその整備をできると、整備をするというその町の姿勢ですたいね。本当に50年前と変わらんのですから。全く変わらないですよ。だから、こんななどにこの文章では格好いいことを書かれとつても、この前期のこの第4期の菊陽町総合計画の中でもそういうのはあるんですよ。だけん、それをせっかく10年計画を立てるわけですから、この10年間のうちにある程度毎年毎年少しずつでも、基本基幹道路ぐらいは、わあ、さすがに菊陽町というのはガーデンサバーク構想を持つとる町だなと。町自体を庭園とみなしたまちづくりをされておるんだと、その言葉は知らんでも、菊陽町に入ってきただけでも、ほかの町と違うと言われるぐらいな、そのことは、別に金がかかるわけじゃないわけですから、意気込みを行政としていただきたいと。その仕組みはそれなりに後から考えていけばいいんですよ。こうやって整備をしようと、していこうと思うというのろしぐらいは上げていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その竹林の関係で、言われるようにこれをきちんと整備して、この竹山にも木漏れ日が入るような状態の竹林が道路の沿線にあるというのは非常に魅力的なところだと思います。そういった面で、2年前だったですかね、川俣議員も入られて、町の職員も一緒にこの竹林の伐採を所有者の了解を得られてやられ、非常にそのときも、これからそれがうまくいけばいいなと思ったんですけれども、モデル的にどこか、今町が持つとる制度でわがまちづくり支援事業というのが事業費で30万円ぐらいの年間の予算でありますけれども、そういったものを生かしながら、同じような考えで、特に竹林の所有者の方にそういった方がおられれば、そういうもので取り組んでいただいて、その辺から広がっていけばなと思うところがあります。

さっき紹介した山口県の周防大島町というところだったと思いますんで、そこもその所有者の方々が集まって始めたところが、そこから出発して非常にそれが経済効果にもつながっていったということで、この全町的な広がりを見せておるといふような情報があったわけでありすけれども、そういうことでまずはのろしを上げるということであれば、ぜひ竹林に関心のある方がそういう何かグループでも、何人かでも構いませんけれども、そういう取り組みということでやりたいことであれば行政の方でもそういう面では支援しながら、その必要性についてはPRをしながら取り組んでいこうと思うところがあります。この件については、ぜひ川俣議員さん、非常に自分の政治活動のテーマともされておるような状況でありますので、その辺いろんなまた知恵等もかしていただくならと思っております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 非常に皆さん方に訴えかける力が弱いかもしれませんが、今年度から農業委員会に入らせていただいて、農家、畑のパトロールとか、その休耕田をきれいにするためにヒマワリを植えたりとか、いろんな部署でいろんなことを町は本当にやっておるんですね。やっているけど、なかなかそれが一つの課一つの課、それでその分断されてなかなか小さい町での課の横の連携といいますか、同じことをするにしても、なかなか有機的に結びついていないような気がするわけですか。確かにそれぞれの職員数も非常に少ない、ほかの町村から比べて非常に少ない状態で一生懸命やっておるということは認めますが、1つの課、自分の担当課以外は関心を示す余裕がないのか。もう余裕がないと言えば、それはもう一番余裕がないのでしょうか、そこらあたりの総合的な、もう町、役場というのは、もう一番末端で住民に接しておる役所ですから、その横の連携ですたいね。そこらあたりを少ない金で同じような例えば環境美化をするとか、今度の今、南方を中心にグリーンカーテンが非常に全国区になっておりますが、あれも節電ないしその環境を考えてのことだと思います。そういういろいろないいことをやっても、なかなか課ごとに同じようなことをやってその自己満足をしておるというか、そういうふうな感じを見受けるもんですから、この竹林の整備だけじゃないですけど、それぞれがその町の特徴は何かと。町を生かすにはどうしたらいいかということのお互いの認識を一致するような、そこらあたりの場をつくってもらいたいなど、これは要望として終わります。

これの延長線上で、さっき吉本議員が一般質問して、子どもさんたちのことをいろいろ非常に有意義な提案をされておりますが、私ももうある程度年齢になりました。今、考えるのは、この前も2年前も同じようなことを言ったと思いますが、今の子ども、役場の若い職員さんもそうだと思いますけど、日本の童謡というのがなかなかこのごろ聞かれんのですよね。この前の2年前の質問のときは、この竹林を活用することによって、整備することによって、竹の根からかぐや姫が出てきたとか、竹林の竹の間伐林でほうきつくったり、竹馬つくったり、竹トンボつくったり、そういう年寄りの持つとる技能を子どもたちに教えてやる機会をぜひつくってほしいなということで、年1回ぐらいはその世代間の交流もできるし、東西間も交流もできる。そして、年寄りの持つとる技能を子どもたちに教えられるために、その童謡祭というのを1年に1回ぐらいはしてもらえんかどうかという提案もしました。これ再度提案をします。このまちづくりというのは、その環境づくりプラス人づくりですね。世代間交流と東西間交流、そこらあたり、今町としてもシーズンなったら産業祭あたりのときには、老人会あたりが竹ぼうきあたりをつくって、売とられます。ああいうのを、いろんな行事がたくさんあると思いますが、こういうのを活用して、いろんなその理由づけをして、せめて年に1回は日本人としての心情を世代間を問わず共有できるような場をつくっていただけないだろうか。1つの1問についての最終的な質問を町長に再度お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 世代間交流も含めて、そういった童謡祭といいますか、そういうこともどうだろうかということでもありますけども、世代間交流につきましては、このそれぞれ町民センター等が小学校区ごとに今できておりますけども、そういった中でそのセンターを中心に世代間交流の活発にされてるというようなところもあります。南部町民センター、それからふれあいの森研修センターでは校区青少協あたりも一緒に入られて、子どもさんたちに竹馬、竹トンボとか、そういう伝承的な遊び、先般菊陽町の保育園の対象にした陽っ子まつりというのをやりました。これは、保育園の園児たちが集まる、この町立8園のもうほとんどのところがみんな来ましたが、そのときも老人会の方から来ていただいて、いわゆる伝承遊び、竹細工でつくったあの竹トンボ、あるいは何か女性の方々はお手玉、そういうのもつくってきていただいて、これはもう何年かやっていたいておりますけども、そういういろんなイベントのあるときには特に世代間交流というのは出ていただいているところでもあります。

ただ、全体的な大きなものの一つの祭りの、またイベントとしてのところまでは至っておりませんが、昨年のすぎなみフェスタではステージの方で、これも川俣議員さんの方からいろいろ提案もあってございましたけども、童謡組が来ていろいろと披露したというようなところもありますけども、そういう子どもから高齢者まで一緒になって、また町にあるいろんなそういう伝承的な遊びあたりも含めたところでのそういうものも紹介しながらするような祭りというの、これも都市部と農村部を結ぶ新旧の町民の皆さんが触れ合うのには非常にいいようなアイデアでありますし、町の方でも文化の薫り高いまちづくりをするグループもあります。さんさんコンサートをされておるところでありますけども、そういうところも一緒に入ってきて、いろんな力を出し合いながらやっていけば可能性は十分ありますので、そういう面については取り組んでいきたいと思えます。

そして、もう一つですね。これもこの後あるかもしれませんが、いわゆるガーデンサバールふれあいの里づくり、これにつきましても、もう平成3年ごろから取り組んできたところで、もう20年ぐらいたっておりますけれども、いろんなこの計画しておりました、ふれあいの森公園、それから杉並木公園、そういったそれから杉並木公園遊歩道、これは一部でありますけれどもでき上がっております、全体的には道路整備する中で歩道を整備しておりますけども、これも今はもうでき上がりました杉並木陸橋ですね。これができる、今先の方の交差点工事の方にこれから入っていくところでもありますけども、そういうものができ上がりますと、大体もう一つのネックは、原水駅周辺のその踏切の解消といいますか、ここを歩道あたりの整備ができていけば大体この町域周回歩道の整備の方も大体もうでき上がるような状況です。どうしてもできないところについては道路のカラー舗装等で歩道的な役割をしたところもありますけども、そして一方では、これももうずっと前から取り組んでおまして、いわゆる農地の中に特に鉄砲小路とか、柳水、南方、下津久礼あたりではヒガンバナをいっぱい植えたり、スイセンも植えてあります。そういうところが、もうヒガンバナの季節もうすぐ来ますけども、その咲く時期には非常にきれいな状況も出てきておりますので、道路が回せるようにな

りましたらきちんとした案内板、あるいはこのコースの設定とかをやりながら、そういった中でも新しい町民の方、それから農村部の方もそうでありましても、町外からもいろいろ入ってきていただいて、楽しめるような、そのところまで持っていきたいというふうには考えているところです。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） ありがとうございます。

同じような質問ですけど、2番目に移らせていただきます。

菊陽町の持つ文化財を活用、もうちょっと金になるような活用の仕方がでけんだろうかという思いがあります。もう町では非常に立派な菊陽町の文化財とか、このパンフレットとかできています。先ほども言いましたが、整備をして金を使うだけじゃなく、金を使ったらいかにお客さんに来てもらってソフトの面で金を落としてもらうかというのを考えられんかというのが、私が言いたいことです。

今、この二、三年、非常に南部町民センターの矢野所長あたりが一生懸命、特に中心になって事務的なことをやってもらって鼻ぐり関係が年に1回菊陽町もかなり金を投資して鼻ぐり関係には力を入れておられると思います。それはもうそれなりにいいことだと思います。しかし、単発というんじゃなくて、さっき今町長の説明にもありましたが、菊陽町というのは非常に歩いて時間を過ごすのには一番いいところです。立地的にも熊本市の中心街から三里木で12キロ、南方の先で四里塚がありますけど、16キロですね。もう今の人たちは、特に中高年というのは今登山ブームでありますし、ハイキングブームです。何かあったら、必ず健康管理を兼ねて、その人の動員というのは割と簡単にできると。現に、菊陽町、あの鉄砲小路の蘇古鶴神社の11月23日の祭りのときに合わせてJ Rと共催でウオーラリーがあつてます。鼻ぐり井手がここ2年ぐらいあつてます。500人から600人の方が訪れられるんですよ。せっかくこの菊陽町の指定した文化財、これをもう一度見直していただいて、これを有機的に結びつけられないかと。特に、「さんふれあ」を中心とした北部地、それと鼻ぐり井手を中心とした道明までのあの往還まで結びつけて、そこらあたりのお客さんを呼ぶ企画は行政がある程度知恵を出して、ボランティアガイドも養成しておるわけですからそこらあたりの活用方法はあると思うんですね。そこらあたりをもうちょっとの民間の力をかりんといかんなら、その民間のその団体でも考えれば協力してもらえるところはあると思うんですね。だから、官がすべてやるんじゃなくて、呼びかけ、それとアレンジのアドバイスですたいね。実働は民間にやってもらったらいいんですよ。そこらあたりのその考え方、コーディネートをする、しようと、生かそうという、その思いは町長どぎやんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 文化財を使った、いわゆる地域の活性化ということにつきましては、今議員の方でも言われましたように、この鼻ぐり井手につきましては南部地区、いわゆる白水地域の地域の中でも非常にこの築造400年祭をされた契機に、その一回きりで終わらせないようにと

いうことで、去年、おとしともう2年間にわたって鼻ぐり祭がありまして、今年もまたその計画、11月6日ごろだったと思いますけども、11月6日ですね。菊陽町のいわゆる鼻ぐり井手実行委員会を立ち上げられて、中心になってこのお祭りの準備をされているようなところであります。

そういう中で、またボランティアガイドの方もその町の文化財についてのいろんな説明をするようなものをまとめられたって聞いておりますし、ただその文化財もいろんなそこに来られる方たちがきちんとそれを勉強していくためには、確かにその文化財の近くに駐輪場あるいは車の何台かとめられるような場所も確保していかないといけないかなということで、その辺も整備も進めていきたいと思っておりますけども、いずれにしてもそういう地元の方で機運が高まっておるその鼻ぐり井手もきちんと整理をしながら、もうこれは町の大事な全体の町としても大事な文化財でもありますし、現段階では県の文化財指定に向けて今年その作業も今、生涯学習課でやっております。そういう付加価値をつけながらきちんと整備をし、特にこの文化財と、それから訪れた方たちが、菊陽町のいわゆるの農産物や加工品等も、帰りには町外の方であれば買っていただけるような経済効果の方に結びつかないと、提供するだけでは長続きしないと思っているような状況であります。

議員もご存じのように鉄砲小路の方では、これは民間でいいますとJRの方ともタイアップして、この秋にJRのウオーキングがありまして、これに町の方でもスタンプラリーと一緒にやりまして、来られた方たちがまた来年も来ていただくようなところまで育っておりますけども、鉄砲小路の方からお聞きしますと、非常にあそこに行って、おにぎりとか何かのサービスを受けて、それが非常においしかったということで、地元の農家の方とその米を分けてもらうようなところまでそういう関係ができた方も大分いらっしゃるような話も聞いておりますけども、やはりこの観光ということであれば、大きなものはありませんけども、ある資源を生かして、それが経済効果につながるような取り組みをしなければ長続きしないなというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） ありがとうございます。

今、町長がくしくも言っていただきましたけど、菊陽町内でもなかなか菊陽町の指定しておる文化財というのは知っている方は少ないと思います。まして、町外はもう言わんもがなですね。ですから、知って、来ていただいて、そして先ほど最初言いましたけど、その農家、地元でつくれる、つくっている米なりニンジンなり野菜なり、シーズンに合ったマンゴーなりブドウなり、タケノコなり、そこらあたりを知ってもらう、そして購買をしてもらう、買ってもらう、そういうその仕掛け、金を使うだけじゃなくてPRを兼ねて金になる、そういう工夫を私たちも頑張っていかなんといかんと思っておりますけども、そこらあたりで一番分に音頭をとってもらうのは、その行政が音頭だけはとってもらって、あとはどういう仕組みをつくるか、仕掛けをつくるか、効果あらしめるかというのは、それはその民間も一緒になって考えるべきことで

すから、自分たち生産者も考えることです。ですから、本当にそういう動きがあると、動きをしとると、本気でやるつもりがあるという姿勢だけでも発信していただきたいと。じゃないと、近ごろ、今日は熊日さん来とるかどうかな、来とりませんね。この45町村の中で一番元気のいいという菊陽町の話が一番少ないんですよ。このごろこのあたりで出る情報はすべて合志ですね。ひところは大津でした。菊池でした。菊陽町がナンバーワンになったことは一度もありません。菊陽町で同じことをやっても、その媒体に載る、対外的に発信する回数というたらもう極めて少ない。

ですから、そこらあたり、町長、副町長も来とられますので、町長で忙しくてでけんところは副町長のところで対外的に常に菊陽町を話題にしてもらおうとですね。そこらあたりの努力も非常に必要なんですよ。関心を持ってもらおうと。こちらから売り込みに行くのは大変だけど、来てもらったら金使いに来とるわけですから、そういう仕掛けをぜひやっていただきたいと思いますが、最後に副町長のご意見をお願いします、意気込みを。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） ご指名でございますので、お答えさせていただきます。

今、まず文化財の話が切り口だったと思いますけれども、本町には数々の文化財がありますが、実態として埋もれているというふうな印象が強いかなというふうには考えております。文化財といいますのは、まず私ども町民の誇りとなるものでございまして、ふるさとを愛する重要な宝でございますとともに、やはり経済効果というものを十分に考えていく必要があるんじゃないかなとは思っております。経済効果の面では観光に結びつけること、それから物産振興、特産物ですね、振興。そういったときに文化財を活用することも一つの方法かなというふうに思っております。

そういったことで、例えば鼻ぐり井手につきましてはもう皆さん方にご承知だと思いますけれども、農業土木施設として非常に希少性が高い、なぞも多いということで、もっと売れるんじゃないかなというふうにも思っております。そういったことで、今年度は鼻ぐり井手についての文化財としての調査であるとか、それからまた地域活性化を目指した鼻ぐり井手周辺含めた公園化の検討会であるとか、そういったことを予定しているところではございます。こういった数々のまだまだ埋もれている資源がございますので、こういったことを経済振興、活性化に結びつけていきたいというふうに思っております。

それから、議員がおっしゃった情報の発信でございますけれども、これはそういった部分もあるかなと。私自身、こんなことがあったのに、ああ新聞出てないな、情報提供したのになと思うこともございます。私自身で熊日さんにお電話したこともございます、事前にですね。来てもらったこともあります。もっともっと私含めて役場職員情報発信する。しつこく発信して、何とかメディアに載っけてもらおうという工夫、努力も必要じゃないかなというふうに思っております。

それから、物産振興もそうでございます。「酔紅」開発していただいてやっております。手

前みそでございますけども、私自身熊本市内でございました焼酎愛好会の方々の集まりに持っていきまして、飲んでもらってアンケートをとってまいりました。好評でございましたけども、やはり少し足りない部分もあるというお声も聞きましたので、商工会の方にお伝えさせていただいております。そういった形で、もっともっと機会あるごとに情報発信するということも気をつけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） これで私の質問は終わります。なかなか漠然としとったと思いますけど、町長、思いだけはしっかり受けとめていただきたいと思います。

最後に、第4期菊陽町総合計画の一番最後の答申案の最後に、これは10年前のこれをするときに、本計画の推進に当たっては現在の町内組織では対応できない部分も想定され、組織の横断的な連携が重要であることから、町内組織の果敢な改革や職員の意識改革を図ると書いてあるんですね。確かに、先ほども言いましたが、それぞれ少ない人数でそれなりの部署で一生懸命頑張ってもらったとは思いますが効率的に少ない予算で仕事をする。そのときは、お互いに情報の共有ぐらいは持って無駄のないような施策、それで常に何かあるときは職員自体が関心を持ってもらうように、私たち議員にも至らないところはいろいろ情報提供していただきまして、参加し、協力し、汗を流さんといかんところはもういつでも流す覚悟でおりますので、ぜひ今度の基本構想、基本計画が計画倒れに終わらんようにやる気を見せてやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後2時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） 皆さん、こんにちは。

戸外では35度になっているということで、大変な暑さでございます。ご存じのとおり3月11日には未曾有の大災害がありまして、さらに追い打ちをかけるように台風の被害がありました。政治もなかなかこの事態に追いつかないようで、しかも、閣僚が9日もたたないうちに辞任するという、本当に何か元気をなくすようなことばかりが続いておりますが、なでしこジャパンがただ一人、ただ一つ元気を与える材料として言われておりますけれども、実は私はもう一つ、ちょっと元気をつけられるようなことを紹介したいと思います。

皆さんご存じと思いますが、ドナルド・キーンという日本文学について非常に詳しいアメリカの学者がいらっしゃいます。この人は第2次大戦中に日本軍との交戦の中で、紫式部をこの自分の行李の中に入れて、そして参加したというぐらいの人です。長年もう京都に住まって、日本文化について非常に研究をした人ですが、この人がつい最近日本に永住するということを宣言されましたですね。その内容が実にいいと思います。紹介します。

この国の国民は非常に自立的で尊敬に値すると。ああいう災害のときにも取り乱すことなく、秩序正しく行動をした。しかも、この国民は、災害が何度起きても、それをそのままに放置をしない。心の中に美学を持っておって、そしてもとよりももっとすばらしい形に国土を再生していく。私から日本をとったら何も残らない。私は日本に帰化したいと、こういうことでしたですね。これは非常に私たちの日本国民を励ますような言葉であったかと思います。

さて、私は18回目の一般質問になります。お手元の資料にありますとおり3つ上げておりますが、中部小学校の建設、またかとお思いの方もありませんけれども、紆余曲折を経てきた問題であります。今日の状態では、実施設計に基づく工事の発注と、その開始を迎える段階になっております。これまでの経過には、私にとりましては残念な部分は多々ありましたけれども、民主主義の多数決の原則でありますので、今はこれまでの決定を踏まえて次に進むと、決定を踏まえた段階でよりよい方向に進むと、そういうほかにはないというふうに思っております。

したがって、現時点での可能な検証というのは、与えられた条件の中で基礎教育の施設としてふさわしいものができ上がるか。発注ですね。本体工事の発注に入りますが、発注は合理的かつ公平公正であるか。また、本体工事に要する費用、概算46億円と言われております。この費用は適正か。税の公正な使用にもとることがないか。町の現在及び将来の財政に悪影響を残すことはないか。こういう点に絞られてくるというふうに思います。

この学校の工事の完成は平成25年度であります。町民、議会ともに大きな議論を呼んできた問題でありますし、今仮設校舎が建ち上がって、建設の状態が具体的に目に入ってきております。新たな注目を浴びている状況もございます。しかも、この事業は現在最大の事業で、教育施設としてよりよき完成を見るまでは、注目をしていきたいし、最後まで検証し続けることが町民の代表者たる議員及び議会の責務であると、そういう信念のもとに今回も菊陽中部小学校の建設問題を取り上げます。

今期は、大塚議長のもと議会の活性化が目指され、議会活性化特別委員会を中心に議会本来の活動を目指す試みが動き始めております。その試みの一つとして、今議会では一般質問での質問回数の制限が外され、行政側には反問権が付与されました。質問回数の制限の撤廃については、既に小林議員の一般質問の中で皆さんご覧になったとおりです。お互いが、この良識と節度を持ってこの権利を行使すれば、議会のみならず町政全体の活性化につながるものと私は確信をしております。時間の設定は、以前と同様60分です。質問も、答弁も、正鵠を得た簡潔なものとなるようお互いが努力することを期待して質問席に移りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 菊陽中部小学校建設についてを第1番目に取り上げます。

現在の進捗状況と今後についてと題しておりますが、町長の冒頭の行政報告では、開発の許可はおろたが、建築許可がまだおりていないと、こういう説明であったと思いますが、進捗状況と今後の見込みについて、より具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。

まず仮設校舎での進捗状況と、現在の進捗状況と今後についてということでございますので、今の現状としまして、まず入っていききたいと思います。

現在は、平成25年7月の新校舎完了に向け事業を進めているところでございます。進捗状況は、今申しましたとおり町長の行政報告にありましたとおり、夏休み中に無事に引っ越しを終えまして、児童たちは8月29日から2学期が始まっております。始業式から仮設校舎で元気に授業を受けております。

また、1学期中に、学校、PTAにより安全な通学路の検討をしていただきまして、安全な通学路の指定ができました。また、29日から中部小と菊陽中の職員をはじめ、PTA、交通指導員の方、それから校区青少協の皆さん等による交通指導、また見守りのおかげをもちまして児童たちは元気に登校しておる状況です。この結果から、今度25年度に新校舎への引っ越しを迎えるわけでございますが、そのための自信ができたのではないかなというふうに感じております。

それから、今ご質問がありました校舎関係の建設準備の方でございますが、校舎建設のために必要な開発許可と建築確認申請の許可でございますけれども、開発許可につきましては既に熊本県の方から評価をいただいております。また、建築確認申請につきましては、本日も構造計算担当課の方に、係長以下コンサル、出向きまして、体育館等の部分でございますが、その最終の確認段階に入ってきております。そういうことで、もうしばらくしますと許可関係のゴーサインが出てくるのではないかなというふうに考えております。ただ、今、本日の中では、いつということはちょっと明確にお話ができない状況でございます。そのような状況の中で、今後建築確認の申請の許可がおり次第、工事発注、事務を終えまして、工事請負契約書に向けて進めてまいります。そういう状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） やがて確認申請許可されるというふうなことです。今体育館の件でというふうにおっしゃいましたが、体育館のその重量計算か何かですか。どの辺で遅れているんですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましては、構造、専門的なお話になりまして、私もちょっと構造とか建築という形での本当の専門ではございませんが、体育館構造物だけにつきましては

は今の現校舎の計画の中で計算を進めるパターンが違っておりまして、ほかの体育館等を除きましては、レベルといいますか、パターンが同一部分で若干低い見方の、簡単に言いますと若干低い見方の手続で計算して進めるという状況でございますが、体育館等につきましては1階、2階に校舎、教室ですね。それから、3階部分に大空間の体育館を移されてくるものですから、それからまた鉄筋コンクリートと屋根部分が鉄骨づくりになります。屋根部分が鉄骨づくり、壁までが鉄筋コンクリートという状況で複合体の施設になります。そういうことで、計算過程が若干変わってまいりまして、その部分について最終的には今詰めをしているというような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 学務課が示された工程表によれば、8月には工事の入札が終わって、9月の議会ではそれが通過をしてというふうな予定になっておりましたが、結局この今のことによってずれ込んだわけですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今申されましたとおり、体育館等のその計算の過程によって今ずれ込んできているという分でございます。

ただ1点だけ、全体工程につきましては、若干の余裕を持たせておりますので、その辺の取り戻しというのは十分可能というふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その計算のパターンという点は私ももう素人でよく分かりませんので、いづれまたお聞きに上がりたいと思います。

次に、移ります。事業を遂行していくわけですが、その遂行上の危機管理の現状について質問をしたいと思います。

まず、指名業者の選定がございしますが、どこで行うのか。その際に、業者の経営状況はチェックをするのかどうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま質問がありました事業遂行の際の指名業者の選定をどこでやるかという点と、経営状況についてチェックするかという点でございます。

指名業者につきましては、菊陽町の契約の方法といたしましては一般競争入札と指名競争入札がございますけれども、私どもの方で特に進めているのは指名競争入札でございます、その指名競争入札に参加いただく業者さんの選定につきましては、町の内部で組織しております指名審査会の方で選定していきまして、最終的に町長の決定をいただき、決定している状況でございます。

次に、経営状況についてということでございますが、これは経営状況と一口に申ししましても、建設工事、あるいはコンサル、あるいは役務、物品の提供、いろいろ業者さんがおられますので、それぞれ出していただく書類等も違ってきますが、代表的なものとして建設工事業者

さんにつきましては、国土交通大臣登録の経営状況分析機関が行います客観的な経営状況という分析が出てきます。これは、純支払い利息比率や負債回転期間、純資本売上純利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフローといったものでございまして、それらをトータル的に経営状況の評価がなされて点数として示されてくるものでございます。

また、これも踏まえまして、この経営状況の評価と、さらに完成工事高、自己資本額と利益額、技術職員数と元請完工高、その他企業の社会性等をもって算定されます総合評定点を含みますもので、これが経営規模等評価結果というものが出てまいります。これは国土交通大臣あるいは県知事の方で行うものでございます。これが、経営状況のチェックする大もとの資料となります。

また、建設コンサルタントなどにおきましては、これにかかります貸借対照表、損益計算書等の資料をもってチェックを行っているという状況でございます。

また、その他、建設新聞やインターネットを通じての県内の入札や落札などの情報、さらには情報誌2社からの情報及び必要に応じた電話での問い合わせなどにより、完成工事高や営業利益等の推移でマイナスが発生している業者さんの情報、あるいは警戒されている業者さんの情報、熊本地方裁判所における訴訟案件、不渡りや破綻情報、破産などの情報についてチェックをしている状況でございます。なお、この情報誌などの情報につきましては、あくまでも入札担当課内部での情報という取り扱いとしております。さらに、インターネットを通じまして、熊本県や熊本市などにおける入札やその結果、指名停止などの状況について情報収集を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 業者の経営状況というのは、いろんな面にわたってチェックをしておると、こういうことですね。その指名審査会ですか。このメンバーを伺えませんか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 指名審査会のメンバーにつきましては、会長を副町長にお願いしております。委員といたしまして、総務部長、産業建設部長、それから商工振興課長、財政課長、担当課長、以上6名でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） そうしますと、そこで指名業者の選定も行われるし、あるいはあとの入札の結果等の審査もそこで行われるということですね。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの入札の結果についての審査というご質問がありましたが、指名競争入札におきまして、後で出てくる審査というのが出てきます行為といたしましては、総合評価方式をとります際の価格以外の経営状況については、県の審査会に持ち込みまして、

そこに諮った上で、最終的に審査会の方にその意見の結果を持ち込みまして、チェックいただいた上で決定する流れとして一つございます。

また、私どもの方では採用しておりませんが、低入札価格調査で入札があった場合にその審査をお願いするといった手続というのも1つ考えられると思います。

さらに、先ほど冒頭に一般競争入札ということを申し上げましたときに、一般競争入札はいろいろ手続の仕方があると思いますけども、今県内でよく行われているのは条件つきあるいは制限つきといったものでありまして、例えば評定点が何点以上、実績高とか、いろいろなものの条件、あるいは地域指定等も行う場合もございますし、その条件に見合った方が、登録者の中に限ると思いますけども、入札に参加いただいて、そしてその入札に参加いただいた、これはもう価格のみでございますので、価格のみから決定していくことになりますけども、一般競争入札の仕方の中に事前審査型と事後審査型の二通りがございます、これは私どもの方ではまだいずれを採用した方がいいかというのは結論は出ておりませんが、事前審査でありますと入札に参加いただいた業者さんのすべての状況をチェックいたします。それをもって参加資格のある方をチェックするという行為が出てまいります。また、事後審査型になりますと、最低の価格で入札された方だけの審査を行いまして、特に価格とその経営状況等と総合的な観点で審査いたしまして、そこに決めていいかどうかの事後審査という行為が出てきます。その事後審査において問題なければ、そのまま落札の決定という方向になりましょうし、もし不都合がある場合には、また他の業者さんを審査するような流れもありますので、審査というご質問に対してはいろいろな案件の中で出てくる場合は想定されると思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次は、イエスかノーかで結構ですので、最終的な意思決定は、これは町長ですね。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） はい、そうでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この先日落札した業者が、落札をした後、契約まではいってなかったんですけども、途中で倒産をしたという事例がありましたですね。そういったふうになんかケースがありそうですが、落札した後、その落札業者なりに何らかの瑕疵といいますか、きずといいますか、そういった状態が生じた場合にどういうふうにその対策はされますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの落札した方ということでご質問ありましたが、前段といたしまして、先ほど指名業者あるいは落札業者と云々という状況のご質問もありましたので、関連といたしまして、1つ前に、指名競争入札における指名業者の選定段階ということで1つ申し上げますと、これは菊陽町が指名停止を行った場合の指名停止期間にある場合であれ

ば、当然指名を行わないといった状況があるかと思っておりますし、もろもろの状況で経営状態が不健全である場合なども指名しないということも考えられます。

次に、ご質問のありました契約、落札したあるいは契約を締結した、いろいろの場面というのがあると思いますけども、先ほどご質問の中で1つありましたのが、落札されて経営が倒産したという表現をお使いになりましたけども、実際には裁判所、法的な手続が整っていった、その法的な処理がなされたところでもう倒産といいますか、といった状況が出てくると思いますので、事例でお話しされたであろう案件につきましてはそこまではいつていない状況ではなかったらうかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても落札がありますと落札業者におきましては、これは7日以内に契約を締結するよう事務手続を進めていただくこととなります。当然契約保証金等の準備等もいただきながら、工事の準備にかかると同時に、契約に向かって確実に手続をとっていただくというような流れがあらうかと思います。

したがいまして、落札という結果を町の方でお示しました以降につきましては、落札された業者さんの権利が発生しますので、これは町と契約の相手、契約されようとする方との関係の中で、7日以内の中できちんとした手続をもって契約を締結していくこととなります。ただし、議会案件になりますと、別途違う流れが出てきますので、そこはもう省略させていただきますが、あと契約が締結された後ということも考えられますので、その部分について申し上げますと、例えば請負人の方が破産の宣告を受けたときであっても、これは工事を続行する事由を妨げられることはありませんで、請負契約の履行を存続することができますことから、発注者側から当該契約を解除することはできないということになっております。逆の場合であれば、発注者側、請負の方から発注者側に対して解除することはできるようなんですけども、発注者側からの解除はできないということになっておりまして、実際の手続の中では破産管財人などを立てられて手続をとられると思いますので、そういった部分での町との関係は出てくるかと思っておりますけども、直接の関係としては解除することはできないということになっております。

また、契約に当たりましては、当然その契約に大もとの契約に基づく約款を定めておりまして、その約款の中には、発注者であります町の解除権について定めているところがございます。契約の相手方が、これはの経営状況にかかわる場合も当然含んでくるかと思いますが、正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないときとか、あるいは契約相手方の責に帰すべき理由により工期内に完成しないとき、あるいは工期計画を相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき、あるいは契約相手方の解除権、当然町の解除権もありますし、契約された相手方、対等の立場でもありますので、その中で解除権を当然約款の中に明記しておりまして、その解除権によらないで契約の解除を申し出たときなどは町は契約を解除できることとなっております。

先ほど、一つの例で申し上げられた例の場合には、契約しようとする相手の方から解除したい申し出があったのでという手続の流れで進めた状況がございました。

なお、補足になりますが、先ほど指名停止というようなことを申し上げたことがあるかと思いますが、契約締結後に受け入れ業者が菊陽町による指名停止に該当するようなことになったといたしましても、先ほど申しました契約約款等に基づく契約の解除等に当たらなければ、当然契約を続行するというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大体状況というのはほぼ分かりましたけれども、実はこの今回の中部小の設計につきまして実施設計落札業者が本町以外で指名停止処分を受けたという情報を私は入手をしたわけですが、それは事実かどうかですね。事実であれば、その内容はどういうことか、つかんでおったら、知らせていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 非常に答弁といたしまして難しい立場にあります。といいますのが、町が指名しているような指名した事案ではありませんので、町の行為としての指名停止の状況であれば、当然内部の情報としてご提示すべきものと思いますが、今お話しいただいた件については、県外、あるいは県外ですね、の内容ということで、当然インターネット等で検索すれば検索できる内容でもありますので、そういう意味では一般的に公開された情報とは思いますが、この一般質問という公の席の中で、契約を締結し契約が完了した業者の内容につきまして公の席で申し上げることはできたらお控えさせていただきたいと思います。町の方では指名停止は行っておりませんし、県内の指名停止もあったということは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ちょっと私もそれはよく分からん、一般質問でなぜ答えられないのかよく分からないんですが、そういう事実があったかないかは答えられるでしょう。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 今、答弁の中で申し上げましたように県内ではなかったとか、ちょっと微妙な言い回しをしたかと思いますが、今おっしゃったように、質問にありましたように、本社が国の機関である業務委託において指名停止があったということは確認しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 本社が国の機関に対する仕事の中で指名停止が発生をしたと、こういうことですね。私のこれは私の聞きました情報では、その本社1カ所じゃなくてまだほかにもあったということも聞いております。内容も、これはまたここで言うな、言われないうことで、すから聞いても言われないうでしょうけれども、ちょっといろいろこれは私は何もこの中部小の問題にけちをつけようとか、そういうことで言っているわけではありません。今後も発生する

問題だと思いますので、あとのことも考えて、こういう際にはどういうふうな処置をとるかというふうなことで、そういう意味で質問をしております。その情報によりますと、もう一カ所、九州管内でも指名停止があっていると。

それでは、ちょっと質問変えます。それでは、その情報をつかまれたのはいつの時点ですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 今の質問でございますけども、お答えいたします前に、先ほど申し上げたのは国の機関が出先の局において本社が指名停止があったということを申し上げました。

1カ所というふうに申し上げてたつもりはございませんで、関東方面と九州方面であったというふうに確認しております。また、九州方面にありましては、その局の管轄が福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県を含む管轄の局であったというふうに思っております。

また、内容を確認いたしましたのは、情報提供があったということもありますし、何月何日ということまでは記憶に残っておりませんが、平成23年3月の下旬前後だったかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その指名停止に至った内容については言えませんか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ある意味では事例というようなことで受けとめていただく範囲で申し述べたいと思います。

1件の場合には、履行期限までに業務を完了させず著しく履行を遅滞させたということで、この分についてはその局としては不正または不誠実な行為であるということで、その当局に対するその契約相手方の行為に対して指名停止がなされたようでございます。

もう一点につきましては、業務担当技術者を配置いたします業務において、故意にその技術者を欠勤させたということというようなこと等々でございまして、これも局と契約相手方との関係で不正または不誠実な行為であるとの判断のもとに指名停止となった事例があります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その情報をつかんだ時期を今3月の中旬とおっしゃいましたか。末ですか。

（財政課長實取初雄君「末です」の声あり）

末ですね。ということは、この実施設計をおさめる期日ですね。これはたしか3月末日であったというふうに思いますが、それに近い時点でその情報をつかまれたということですね。そういうふうに理解していいですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 下旬と申し上げましたけども中下旬、ですから下旬に、工期の末日に近いものではなくて、その少し前、前後というふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その情報を把握した時点で、その事後処置についてだれがどのように判断をして、どのような処置を町としてはとったか、あるいはとらなかったか。そして、その業者はこの事実について町に何か釈明か何かしたかどうか、その辺を知らせてください。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 指名停止案件に該当いたします場合には、これは入り口からちょっとご説明させていただきたいと思いますが、先ほどの冒頭の中で、建設工事については国の出先機関の経営状況、あるいは国あるいは県の経営事項審査結果がありまして、それをもとに通常、県内であれば熊本県及び各関係町村に指名願を提出され、それぞれの県、市町村の中で一般競争入札であったり、指名競争入札だったり、参加されていきます。したがって、菊陽町の工事でありますれば菊陽町の判断の中で当然指名停止案件が出てまいりますので、町の方で対応いたします。一方、県内におきます事故等に基づく措置基準というのも指名停止の中に定めておりまして、これについては当然県の方に指名願出しておられる方がほとんどでありますから、そういう意味からしても、通常であれば熊本県において指名停止がなされることがほとんどでございます。それを受けて、町の方としては確認いたしまして、町の指名停止案件に該当するかどうかをチェックしていきます。ただし、県内の市町村の指名停止状況につきまして、該当案件があるかどうかについては、インターネット、ホームページ上で検索できるものがあれば当然チェックがかかりますけども、そうでない場合には、すべての町村に日々指名停止の状況を確認しているような状況はございませんので、そういう意味では漏れる状況はあるかと思っております。

また、県内以外でありますと、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準ということで、これは贈賄あるいは独占禁止法違反行為、競争入札妨害や談合、暴力団関係、あと不正または不誠実な行為ということで、これは特に町内の関係になろうかと思っております。そういうことで指名停止案件に該当いたします際には担当の方でチェック受けまして、指名停止すべきどうかにつきまして先ほど申し上げました指名審査会の方に一緒にお諮りして審議いただいた上で、町長の方に決裁を上げまして、そこで指名停止を決定して指名通知を業者さんの方にしていくというような状況でございます。

ですから、今回の案件につきましては、指名停止に該当するような案件ではございませんので、そういう意味で指名審査会の方にも上げております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町としては、指名停止までには当たらないという判断をしたということですね。今日はその程度に確認を止めておきます。

時間もありますので、もっと大事な問題もありますから次に、この件については少し意見を述べて次に移りたいと思います。

なぜこの質問をしたかと申しますと、先ほど申しましたように中部小の建設についてけちをつけるとかそういう狭い見ではなくて、実はあとのこともあるもんですから、この実施設計料の落札率が30%だったんですね。異常に低かった。実は、菊陽西小学校ですか、増設の設計がありますけども、これは3,100万円ぐらいで落札をしてますね。増設の工事の設計で3,100万円、菊陽中部小学校という非常に大規模なそういう設計事業の中で1,700万円、非常に不思議でしょうがなかったんです。

これも、これはそうでなければ幸いですが、なぜ質問したかといいますと、1つは、この設計業者の中には最近人件費を節約するために人員を削減して経費の安い外国に業務を委託して、その製品を今度は受け取って、それを納品するという企業もあるかというふうに言われております。どうもやっぱり今度の指名停止の内容が、期間中に納品ができなかったということ、それから完了するべき期間に人員を派遣しなかった、人手不足を明らかに予測させるような、そういう状態だと思ったものですから、最後にこの中部小のことについて、そういうことは絶対に起こしてほしくない。これだけはまず申し上げておきたいというふうに思います。

次です。建設工事の発注ですけれども、総工費概算46億円ですね。これも余りうわさばかりで物を言っちゃいけません、火のないところには煙は立たないということで、一括発注か分離発注かというふうな、そういうことが既にうわさになっております。中部小学校のその工事を一括発注するのか、分離発注するのか。お聞きしたんですが、私よく分からないので、その分離発注、一括発注、メリット、デメリット、教えていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の中部小学校にとってお話をするわけではございませんが、積算上のお話をさせていただきます。まず、分離発注と一括発注と同じ物件を、2つ、3つ、4つというような形に分けて発注しますと、工事費の組み立てとしましては直接的に係る工事費、直接工事費といいますけど、これにかかわりまして経費率が国で定めておるそれなりの基準の率がございます、その率に直接工事費が幾らだから何%という率が出てまいります。ですから、幾つも分割をしてまいりますと、どうしても直接的な工事費が小さくなってまいります。おのずから経費の流れといいますのは、小さな直接工事費に対しては大きな経費がかかっていくと。どうしてもこれは皆さん仕事をする場合には小さくても同じような経費がかかっていくというふうな部分がございますので、どうしても経費率が高くなっていくという部分がございます。ですから、端的にどっちがいいかという話になりますと、一括発注となりますと1個での直接工事費になりまして、大きな金額になればそれなりに諸経費率が下がってくるということで、小さく諸経費率的な部分がかかってまいります。ただ、これは一般的な、その部分でございますので、あといろんな工種に応じてはどうしても、同一の工事としては発注できない部分

とか、そういうのはおのおのの工種というのがまた別で決まってまいりますので、大体大まかな流れとしてはそんなことかと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 一般常識で考えて今おっしゃったとおりだろうと思うんですよね。一括発注した方がやっぱり経費はかからないと、簡単に言えばですね。これも素人考えですが、分離発注をしたというふうに考えた場合、例えば、トンネルをこの両方から掘るとしますね。これをこっちの業者、こっちの業者、2つに分けたとしますと、事務所が2つになるわけですから、それに発注者がいろんなことをやっても微妙なこのすれ違いが生じたり、そういう可能性もあるんじゃないかという話も聞きます。これもだから同じ中部小のその校舎をつくるのに、幾つかにこれを分けたというふうになると、そういったおそれも出てきはしないか。ですから、私はこれはぜひ一括発注で、できるだけその経費を抑えていただきたい。それから、学務課なり教育委員会なりの指導性が通りやすいような、そういう発注の仕方にしていただきたいという希望を持っておりますし、注目していきたいというふうに思います。

それで、今どちらを採用するかと今聞いても、それは答えられないでしょうから、希望を申し述べるだけですけれども、ご承知のようにこの総工費ですね。総工費が6月議会の答弁によりますと、概算で約46億円ですね。このうち30億円が地方債、借金ですね。これには、年利1.7%の利息がつきますので、合計約7億円ですから、借金の部分、地方債は37億円になると。これを何年で償還するか分かりませんが、常識的に25年ぐらいで返還するとすれば、完済の時点ではもう我々はいなくなってるかもしれませんですね。平成22年度の決算報告、この前聞いたばかりですが、財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるということですが、0.939ですから、これは改善されてると、町全体としてはですね。しかし、財政の弾力性ですね。弾力性というのは非常に漠然とした言葉ですが、要するにいろんな事業がしやすい状態を保つということですよ。金の流れが硬直化しないで、流動がきちんとして、その弾力性を示す数字ですね。これが経常収支比率があって、これは70%か75%が標準のときに、もう現在83.6%になっておる。それから、今のその借金の公債費の比率が15%で黄信号、20%で赤信号、そういう言われる中で13.2%、黄信号に近づいておる。先ほどからも出ておりますが、菊陽町は非常にこの財政力豊かだという評価をあちこちで聞きますけれども、私はこれは町長はもう厳しいというふうにおっしゃいますが、そちらが正しいと思います。相対的によそと比べてよいというにすぎない。

あと、光の森の複合施設、これはこの前町長はもう金額を示されませんでした。その前は7億円から8億円と言われた時代がございました。それから、光団地の建設が7億5,000万円、菊陽中学校の耐震工事が18億円、それから菊陽西小学校の増築、鼻ぐり井手公園の造成、古閑原団地建設、各学校・園の空調設置、各種道路の整備、町営体育館の建設、運動公園造営、こういうふうに大型事業がメジロ押しに並んでおります。こういった中では、さらにこれはその単年度の金だけで一般会計の中から出すわけにいきませんので、当然これはもう公債費

になると思いますが、どんどんその借金の部分が積み重なっていくんじゃないかというふうに危惧をしておりますから申し上げております。財政課長の話では、平成25年度が債務のピークで、104億円に達するけれども、何とか過去の経験からしてしのげるんじゃないかという答弁でしたけれども、果たしてそうかなと少し首をかしげております。

それで、この質問の部分ですが、本体の建設工事費を値切って不十分な校舎をつくってはならないと思います。これはもう公共施設ですからですね。けれども、財政の柔軟性の維持、税の公正公平で有力な使用、それから後世に大きなツケを残さないという観点からすると、本体工事費は可能な限り抑制すべきだというふうに私は考えますが、これは町長にお聞きします。どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われる内容のとおり、やはりそういう節減できるようなところについては節減すべきだと思いますけれども、今回はこの実施設計まであって、その中でこの新しい学校校舎でありますので、その辺は財政的にも十分配慮しながら、設計の方の、実施設計の方に担当の方で当たったというような状況であります。それで、できるだけその落札するといひますか、入札に付しますけれども、そういった中で競争力の働くようなところを、その辺でいろいろ建物ですので最低入札価格あたりの設定も必要かと思ひますけれども、入札に對しましてはその詰め上がった設計の中で、できるだけ安い価格で落札するようなことになればというふうに思つてるところであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 申し上げましたように、この中部小については、この設計、施工を、その辺を本当に教育施設にふさわしいようなそういう形にぜひ持つていつていただきたい。それから、総工費も可能な限り抑えていただきたい。その辺を注目していきたいと思ひます。本日は、このぐらひのことに、質問に、中部小に関してはとどめておきたい、注目をしていききたいと思ひますので、よろしくお願ひをします。

次です。時間がもう余りありませんが、これはもう言いつ放しで結構ですので、そこに書いてありますとおりに交通弱者、買い物弱者への対応を含めた整備計画について、この1点で結構ですので、今何か計画があれば、お答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまのご質問ですけれども、本町で利用できます陸上の公共交通機関は、JR、路線バス、タクシー、町内巡回バスなどがあります。タクシーは利用者の需要に応じた貸し切りの輸送になりますけれども、その他の公共交通は乗り合い輸送になります。

町が支援しているものとしましては、路線バスの赤字路線に対する補助を行つていまして、また町が運行しているものとしては町内巡回バスがあります。交通弱者に対する福祉施策及び公共施設利用促進のために運行しているところであります。町会巡回バスにつきましては、平

成14年10月から試験運行、平成15年10月から本格運行し、平成19年10月に路線を見直し、南部線の設定を行っています。

公共交通機関の利便性の向上につきましては、利用者にとって使いやすい路線、ダイヤ、町を南北に結ぶ路線、JRや既存民間路線との連結など、可能性を調査しまして、町内巡回バスの見直しの必要や、場合によりましては新たな公共交通システムの導入も含めた検討をする必要があると考えております。そのために、利用者の利用目的などを把握することが重要でありますので、本年度中に利用実態等の調査を行いまして、公共交通利便性の確保に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、まだこの件については具体的な計画はできていないということですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 本年度に利用者の実態の調査、巡回バスの利用状況も含めた実態調査を行いまして、その後、計画変更がやるべきものなのかどうか、そういう検討をやりたいというふうに思っております。したがって、本年度は調査をやりたいなというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 実は、この件につきましては非常に要望が強いんです。現在のあのバスの状況を大型バスを回してありますけれども、それよりも小型のバスをもっとその回数を増やして、そしてこの運行経路ももう少し増やして運行してほしいという状況が、要望が出ております。

合志市、熊本市の件もありますがちょっとこれはまた複雑ですんで、合志市の場合にはレターバスというのがありますですね。これは、右回り、左回り、光の森駅まででこの右回り、左回りあって、それぞれ1日に8便運行しているということですね。このバスについては市が購入をして、30人乗りですね。大体1カ月3,400人ぐらい使用してるという話を聞いています。

それからもう一つは、このレターバスがカバーできないところに循環バス、これは電鉄バスに委託をして、20人乗りぐらいですが、このレターバスが行けないコース、5コースを週に3日、二、三往復してると。かなりきめ細かなそういうことがされてるようです。この料金については、1乗車100円、小学生以下50円、それから障がい者割引で大人が50円で、小学生以下が30円というふうな、そういうところまで考えてあるみたいですね。隣のまねをせよとは言いませんけれども、菊陽町は菊陽町で、この交通弱者、その辺も視野に入れたバスの運行をぜひ企画していただきたいというふうに思います。

これは、確認しますが、今年度中に調査計画を終えると、調査を終えるということですか。その点だけ教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 本年度中には利用者の皆さんの調査を行いたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 来年度は、じゃあ計画は来年度になるということですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 調査内容をしっかり分析しまして必要な見直し等を行っていくべきだというふうに考えておりますし、以前の町内巡回バスの運行から少し変わりました状況としまして、鉄道をまたぐというような、あの線路の狭さというのもあったわけなんですけども、図書館等の通りで違う路線も確保できておりますし、そういった状況の変化も見ながら、あるいは利用者の状況の変化も見ながら調査を行って、来年度見直すべきものは見直していきたいというふうな考えでおります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、そういうふうに確認をし、あとはまた課の方にもお伺いして、いろいろ意見も述べさせていただきたいというふうに思います。

それからあと、その一般質問では、まだあと残した部分がありますけれども、特別に急ぎませんので、これは次に回したいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時7分

再開 午後3時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君、一般質問を許します。

○1番（中岡敏博君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。

私は先の町議選で初当選させていただきました中岡敏博でございます。私のような若輩者にたくさんの票と応援をいただき、当選させていただいたことに心から感謝いたしております。ご支援いただいた方々の期待を裏切らないように、そして常に初心を忘れず、町民の皆様の立場に立って、発展を続ける菊陽町のよりよい未来のためにできる限りのことをやらせていただこうと思っております。特に、菊陽町の将来を、いや、日本の将来を担う子どもたちのために、そしてこれまで菊陽町を築き、支えていただいた高齢者の皆様のために、労苦を惜しまず、何事にも正面から挑み、解決していく所存でおります。

私は、平成9年から菊陽町の依頼で、少年の健全育成を目的に武蔵ヶ丘コミュニティーセンターにおきまして小学児童を対象とした空手道を続けさせていただいており、これまで約300名の子どもたちに接し、指導してまいりました。また、今年の1月まで菊陽町の嘱託職員として役場に勤務させていただき、町の宝である子どもたちの安全を守るため、スクールパトロール隊の隊長として子どもたちの安全対策に心血を注いでまいりました。政治家としては全くの素人ですが、大学卒業後に国会議員や県会議員の秘書として約4年間活動した経験もございます。これらの経験を生かし、20年以上続けている空手道の精神にのっとり、誠心誠意頑張ってまいりたいと思います。町民の皆さん、そして職員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

本日は、大きな項目として「人・緑未来輝く生活都市きくよう」を将来像とする第5期菊陽町総合計画の施策の大綱であります「住みよい安心・安全なまちづくり」についてご質問させていただきます。

町の皆様に安心して生活をしていただくために役場はさまざまな準備や努力をされているものと思います。災害や火災をはじめ、犯罪や交通事故に対してどのようなケースを想定されて、対策をとられているのかをお尋ねしたいと思います。

この後の質問は、通告に従いまして質問席でいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） まず、最初の質問をさせていただきます。

菊陽町には危機管理室というシステムがあって、危機管理監という中心的な人物がいて、どのような機能がなされているのか、町民の方々は全くというほどご存じありません。議員になりまして、町民の方々とお話することが多くなりましたが、口々に、役場は問題などに対して対応が遅い、反応がないなどの批判的なことばかりを耳にします。私の記憶では、四、五年前の町の姿勢は凛としてほどよい緊張感がありました。また町民の皆様の不安や問題が生じますと、即対応がなされ、二、三カ月でほとんど解決し、住民の方は喜ばれ、役場に対する信頼感は絶大なものでした。しかし、今はどうでしょう。本当に町民のために危機管理室をはじめ、役場全体が有効に機能しているのでしょうか。特に危機管理室においては有名無実と言わざるを得ない状態なのではないのでしょうか。このような町民のご意見につきましてもご質問いたします。現在の危機管理室の役割、構成員はどのようになっていますか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、今の中岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

危機管理室でございますけども、これは平成18年10月31日に制定しました菊陽町危機管理室設置規定に定めて、総務課内に置いているものでございます。

まず、危機管理室の役割でございますけども、設置規定に基づきまして私どもはその事務に

当たっているところでございます。

その内容としまして、1点目ですが、有事、災害時における町民の危機管理に関すること。2点目としまして、国民保護に関すること、3点目として、各種犯罪、不法行為等の防止に係る住民相談に関すること。4点目として、職員の不正行為等の防止のための情報収集、調査に関すること。5点目、公益通報者保護に関することでございます。

次に、構成員でございますけども、室長以下5名でございます。室長は、私総務課長が務めております。副室長は、総務課の課長補佐兼人事秘書係長、それと担当係長として交通防災係長、主査として交通防災の係員、それと先ほどちょっと述べられたんですけども、危機管理監として嘱託職員を置いている状況でございます。

以上です。

(1番中岡敏博君「今」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 指名してからしてください。

中岡敏博君。

○1番(中岡敏博君) すいません。今、説明を受けましたが、危機管理監におきましてはいろいろな町内に出ていかれて、防犯講話とか、おれおれ詐欺についての講話をして、町民の方に防犯の啓発等もされてるようではありますが、関連する業務、生涯学習課の出前講座の中にも危機管理室が担当する分野があると思いますが、関連する業務においても、できれば教えていただければと思います。お願いします。

○議長(大塚 昇君) 総務課長。

○総務課長(平野誠也君) ご質問にお答えしたいと思います。

その他の関連業務ということでございますけど、今議員が申されたように、防犯講話とか、不審者対応の訓練とか、いろいろな業務があるかと思います。基本的には、先ほどお答えしました事務が私どもに課せられた事務だと思っております。ただ、議員が申されましたように、防犯の講話等につきましては防犯上必要なことだと思っております。そのため、危機管理監をその任に当たらせているところでございます。ちなみに、平成21年度でございますが、18回の講話、平成22年度に9回、それと平成23年度では現時点で8回実施しているところでございます。これは、学校、保育所、それと各地域、地区の中に入って講話等を行っているような状況でございます。そのほか、行政の事務の執行に当たりましてはさまざまなトラブルがございます。その辺につきましては、各課と私どもと各課等が連携しまして、また町長の指示を仰ぎながらその解決に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 中岡敏博君。

○1番(中岡敏博君) 私が理解している危機管理室の危機とは、生命、身体、財産が危うい状態でありまして、例えば町民が凶悪事件など緊急事態にさらされたときの迅速な情報伝達、意思決定を行う機構と訓練等、また対処責任者の明確化などについて危機管理室としては十分だと

思いますか。充実させるための課題がございましたらお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、この危機管理室の任に当たっている職員というのは、ほかにも多くの業務を抱えながら事務に当たっているところがございます。このことから、今議員も申されましたように、組織の見直しであったり、担当する分掌事務等の見直し等も必要かとは思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 次の質問に参ります。

続きまして、皆さんも既にマスコミ等でご存じかと思いますが、私が調査しましたところ、8月に入り、今年に入り8月現在、県下で5件もの殺人事件が発生しております。しかも、そのほとんどが熊本市内をはじめ菊陽町の近隣地域で発生しており、その中には幼児を対象とした痛ましい事件も含まれております。菊陽町の犯罪発生率は、人口比率でいいますと依然県下のトップ水準にあり、また大津署管内の犯罪発生件数は、今年に入り、約700件。未成年者に対する声かけ事案、これは分かっている数字ですが、既に70件以上に上っているとのことであります。

では、菊陽町でも凶悪事件がいつ何どき発生してもおかしくないと言えるのではありませんか。いや、常にその危機にさらされてると言っても過言ではありません。なぜならば、菊陽町は人口増加率が他の自治体に比べて突出しており、なおかつ大型商業施設や、その周辺、店舗に対する流入型の都市を形成しているからであります。

私も、町が警察力のために努力されているのは存じ上げております。過去に武蔵ヶ丘にありました駐在所を含め、幾つかの駐在所が統廃合されまして、現在合志菊陽交番になりました。しかし、これは菊陽町にあるのではなく、合志市にあるのです。そこで、犯罪防止の大きな一つの力であります自主防犯ボランティアの活動支援についてお伺いしたいと思います。

先の6月議会におきまして、芝議員の質問に対し、学務課長が答弁され、見守り隊との名称が出ておりましたが、これは組織ではないと。町には、ほかにも自警団やパトロール隊と称して活動されている方々がおられると思います。

では、その現状はどのようになっているのでしょうか。先日、新町の方々が自主防犯組織を新結成されたとお話をお聞きしました。町として自主防犯団体数、活動人数、活動内容など、把握していることを教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

自主防犯活動というのは、ボランティアという形で自主的に行われておりまして、法律に基づいたものではございませんけれども、地域住民の方々が安全・安心な地域づくりは自らの手

で行うと、そういう気持ちで活動をされているところでございます。犯罪を防止するためには町民一人一人の方が、犯罪意識を高めるとともに、犯罪を起こさせにくい地域の環境づくりを行うことが重要だと思っております。自主防犯活動が地域の防犯力を高める上では大きな役割を果たすものだと思っているところです。

ところで、お尋ねの団体数、人数、活動内容についてでございますけれども、読み上げますと、長塚自主防犯パトロール隊、下津久礼防犯パトロール隊、南方さんぽパトロール隊、南八久保自主防災組織、花立、南花立区防犯パトロール隊、菊陽町セーフティーパトロール隊、古閑原見守り隊、光の森自警団の、以上8団体を現在私ども確認しているところで、総勢365名の方が活動されているという状況でございます。

今、議員も言われました新町地区でも新しく結成されたということで、今後こういう団体についてもサポートしていきたいというふうに思っております。

また、このほか、役場職員でございますけれども、これは有志によって113名の者が安全・安心パトロール隊というのをつくっております、週1回3人体制で午後8時から巡回を行っているところでございます。

次に、活動内容でございますけれども、それはそれぞれの地域によって違うところもあるかもしれませんが、主に防犯パトロール中の声かけ励行とか、街灯の点検、それとか放置自転車等の調査等をやられているところでありまして、南八久保自主防災組織においては防犯講習会等も実施されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 今、南八久保の防犯団体には講習会をなされているというお話がありましたが、では町は連携、協力、組織の拡大、育成のためどのような支援、また定期的な講習会の開催や防犯グッズ、さまざまな防犯グッズ、用品等がありますが、その中でご支援、提供されているものがありましたら、紹介してください。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、町の方では各団体、先ほど8団体、大体365名の方がいらっしゃいますけれども、活動の中で発生する傷害事項とか、例えば賠償責任等が発生した場合に、それに対応するための安心して防犯活動に取り組んでいただくということで、防犯組織に加入している方々のボランティア保険というのに加入しております。そういうことで、一応1つは防犯活動の支援ということで取り組みをしているところでございます。

次に、育成講習会の開催でございますけれども、これに関しましては活動している方々の防犯意識の向上を図るために、これは熊本県の方が主催して開催しておりますが、防犯講習会の積極的な参加をお願いしているところでございます。

また、防犯グッズの提供でございますけれども、菊陽町自主防犯防犯パトロール団体に対す

る防犯資機材支給要綱というのがございます。これに基づきまして、活動を支援するための帽子、ベスト、誘導赤色電灯、腕章、防犯ステッカー等を支給しているところでございます。

最初に述べましたように、自主防犯活動は地域の防犯力を高める上で大きな役割を果たしております。今後とも、今の既設団体だけじゃなくて新規の団体を設立できるよう促進するために、区長様等にも働きかけながら取り組んでいきたい。それとまた、既設団体の活動も、今後スムーズに行えるようなサポートをしていきたいというふうに思っております。自主防犯団体の活力を高めて、地域防犯力の向上を図るためにも、議員の皆様にもご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 私も多数ではございませんが、個人で防犯活動をされている方、今後始めようとしている方、始めたいけれどもきっかけを探している方などを存じ上げております。また、子どもの登下校時間帯に犬の散歩、ウォーキング、ジョギング、庭の手入れなどをされている方もいらっしゃいます。これらの陰の努力を役場は下から支えていくことをぜひ自主防犯意識のともしびを消さないようにお願いしたいものであります。そういえば、先日の熊日に掲載されました美里町の100年続く夜回り活動のように、自主防犯活動は身近な人が無理をせず長く続けることができることこそ安全・安心のまちづくりの一つではないかと思います。

それでは、次の質問に参ります。

菊陽町では業務として日々頑張っているスクールパトロール隊についてお尋ねいたします。

勤務体制、隊員の人数、活動の効果、またこれは町民からなのですが、隊員はボランティアなの、シルバー人材からの派遣なの、警察のOBの方々なの、女性の隊員はいないのなどの質問を受けます。町民の方もいま一つ理解されていないようなので、お尋ねします。雇用体系についてはどのようになっておりますか。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） ご質問にお答えしたいと思いますけども、冒頭議員の方からも言われましたように、このスクールパトロール隊に関しましては、議員の方もコーディネーターをされておりましたので、十分ご承知のことと思いますので、以後の答弁につきましては簡潔にお答えをさせていただきます。

スクールパトロール隊は、もともとこれ緊急雇用対策事業の一環の一つとして事業を立ち上げたものでございます。実際コーディネーターを含めて5人の隊員が活動しております。コーディネーターは町が委嘱した非常勤の職員でございますけども、その他の隊員4人につきましては緊急雇用対策事業の一環の臨職の職員として雇用して、その雇用期間は6カ月間、更新を含め、最高1年間となっております。この緊急雇用対策事業につきましては、もう議員もご承知かと思いますが、事業そのものは平成23年度で一応終わる予定となっているものでござい

ます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、スクールパトロール隊、中学校、小学校、保育園、幼稚園の業務を主にされてると思いますが、どのような業務をなされているのか、具体的にお教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） ご質問にお答えしたいと思います。

スクールパトロール隊の業務につきましては、スクールパトロール実施要領に基づいて実施をしてるところでございます。町内を2つの区域に分けまして、巡回しながら、学校、保育園等の施設周辺、あるいは通学路、公園、遊び場、その他危険と認められる箇所において、異常や不審者を発見した場合は、それに対処するとともに、警察等への通報を行うこととしておるところでございます。その業務の内容を具体的に示せということでもありますけども、これも議員十分ご承知のとおり、毎日活動した状況をコーディネーターを含めた中でのミーティングを行って、またその趣旨のもとに次の活動へとつなげていくというような状況でございます。その具体的内容については、今日ちょっと持ってきましたけども、この業務日誌、これはもう日々毎日活動内容を記されているものでございます。毎日、その状況は違いますから、一々読み上げはしませんけども、この中に具体的な活動内容というのは記されているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 私も、パトカーでの巡回、見せる防犯効果は非常に高いと思います。犯罪者は、パトカー、パトロール隊を警戒し、子ども、保護者は安心する、姿を見てですね。これが犯罪防止の防止活動の手本となるよう、これからも襟を正し、頑張っていただければと思います。そして、一番身近にいる町民の方々を巻き込み、しっかりとした一層の連携強化を図ることこそが、防犯・防災において最も大切なことだと思います。

そのほか、青色回転灯パトカーの貸し出しなど、ほかの自治体で盛んに取り組まれていることを参考にし、積極的に活動することも必要ではないかと思います。

また、スクールパトロール隊、防犯、犯罪者は警戒するんですが、町民の方もどういうことをされているのか、どういうことをしているのかをしっかりと見られていると思います。その点は、十分に隊員の方も自覚をされて、活動をさせていただければと思います。

先ほど言いました青色回転灯パトカーの貸し出し等、ほかの自治体で盛んに取り組まれていることなどで参考にされてる考えがありましたら、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 今の質問は通告にはございませんけれども、そういう提言を受けて検

討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） では、次の項目に参ります。

学校、子どもに関する防犯についてご質問いたします。

最近、町の至るところで三角コーン型表示の子ども110番の家や店をよく見かけるようになりました。そこで、教育委員会や危機管理室も把握されていると思いますが、子ども110番の家の菊陽町全体の設置数、小学校区別の設置数はどのようになっていますか。また、児童数、通学路の環境などにより設置数に違いがあるのか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

子ども110番の家でございますが、まず目的としましては、緊急避難先として子どもの保護、また事件の未然防止を目的として始まっております。子ども110番の家につきまして、その旨を表示した、今議員もおっしゃられましたが、プレート、これは黄色いプレートなんです、余り大きくはございませんが、目につく場所に張るというような形と、セーフティーコーン、これは本年度だったかと思いますが、警察、公安の方からの配布いただいとるという部分でございます。本町における設置数としましては、全体で227カ所でございます。ほとんどが菊陽町の場合は通学路に面した個人住宅、店舗、事業所等が登録されております。

また、本町における小学校区別でございますが、6校区別の児童数と設置数を申し上げます。児童数につきましては、5月1日のデータでございます。子ども110番の家の設置数としまして、菊陽中部小学校が児童数が756名、38カ所でございます。菊陽南小学校、これが69名で24カ所でございます。菊陽北小学校、193名、45カ所でございます。武蔵ヶ丘小学校が699名で、41カ所でございます。また、菊陽西小学校、680名で59カ所でございます。武蔵ヶ丘北小学校が313名、これが20カ所でございます。これを見ますと、児童数が多ければ必ずしも110番の家が多いという状況ではないという部分が見えると思います。

また、設置数の違いでございますが、それぞれの学校区で、皆さんご存じのとおり、既存の集落の地域、または新興地域などの地域ですね。この環境の違いの要因が一番大きいのではないかと思います。

以上が違いまでですね。このような状況になっております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、設置依頼ですね。設置依頼はどこが責任を持って行い、どのような依頼内容のものでしょうか。110番の家なので警察が依頼をされているのか、またはほかのところが依頼をされているのか、お教えてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、あの子ども110番の家、これにつきましては、今申しましたとおり通学路途中が菊陽町の場合が一番多ございます。多いというか、通学路にあるという状況でございます。その中で、設置依頼につきましては、町内の小学校のそれぞれ若干違いはありますが、PTAが主体となって学校と協力しながら、校区にお住まいの住民、店舗の事業主などに依頼されております。また、依頼内容につきましては、これも町内の学校それぞれ違いがありますが、直接の訪問であったり、文書による依頼をされておるという状況でございます。

また、中身につきましては、依頼内容の中身でございますが、緊急避難場所としての提供、見守りをお願いしたり、時には電話やトイレの借用という部分もございます。子ども110番の家を表示したプレートを張っていただき、またあるいはセーフティーコーンを設置いただくという部分を説明されているという状況でございます。警察からの直接の依頼というのはございませんで、中には警察の方から巡回に来られるときに状況を聞かれないという立ち寄りがあるのかと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 3番に用意していた質問なんですが、もうどういう認識をされているというのは飛ばさせていただきます。

私の認識は、まず通学路内や車や人通りの多い見通しの場所に多く見られる。答弁でもございました。しかし、子どもの遊び場、公園、住宅街、逆に人通りの少ない危険箇所とされる場所に今設置をされていない。ほかにも、万が一のときに子ども110番が必要な場所があるのではないかと思います。110番の家がより充実するための対策はどのようなものをされていますか、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

子ども110番の家の充実としましては、まず小学校PTA、校区住民の方、校区事業所等との連携ですね。また、さらには警察、当然もう常に警察というのはありますが、との連携でございます、が必要です。そのためには、各小学校のPTAと小学校が主となりまして、校区の地域の方々と連携を深めるための取り組みが必要ではないかというふうに考えているところであります。

例で申し上げますと、平成22年12月の広報に載っておったわけでございますが、新山区でありました子ども110番の家の探検ラリーですね。このような部分が開催されておまして、平成22年11月14日に新山区で開催されましたが、新山区にある子ども110番の家を子どもたちに認識させると、これが一番重要かということで行われておまして、家の人を知る、緊急時にすぐ飛び込める関係をつくれるようにすると、そのために実施されたということでございます。子どもと保護者、60人が参加されまして、110番の家を見つけると、家の人とあいさつを交わすという取り組みでした。このような取り組みや啓発、これが充実につながるのではない

かというふうに考えております。要は、私どもが、今議員もおっしゃりましたように、登下校中せっかくの子ども110番を一番いいポイントということで110番の家を設置したとしても、子どもたちがそこへ駆け込めない状況であれば、やはり充実しないということになりますので、このような取り組みを踏まえて、やはり常日ごろから、その子ども110番の家の方とどういう方がおられるとか、登下校中ちょっと出ていただいたりとか、こういう機会をつくって充実を図っていくというのが一番大切ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 周知徹底のためにどのような努力をされているっていうのと、新山地区がされた試みですね。私もスタンプラリー、また学校の町探検授業での確認、110番の家の方をしっかりと確認して、どういう方がいらっしゃるかっていうので、子どもたちも安心、信用をして、何かあったとき、万が一のときに駆け込むことができるのかと思います。

あと、PTA自治会、子どもたちが一緒になって安全マップ、危険箇所及び110番の家の安全マップを作成するなど、そういうことをすると周知徹底、また110番の家の効果が充実するのではないかと思います。

最後の質問になります。

昨今、子どもを巻き込んだ悲しい事件、事故が絶えません。皆さんお忘れでないでしょう。過去に大阪教育大学附属池田小学校に2001年6月8日、刃物を持った男37歳が乱入し、児童8人が死亡、教師を含む15人が重軽傷を負った悲惨な事件のことを。起こるはずがない、想定外であったということなどの安全神話の崩壊は、防災ならず防犯においても共通しております。

では、菊陽町において、学校に不審者が侵入しそうになった場合、または侵入した場合、対応、対処方法についてどのように対策がなされていますか。

これは2番目になりますが、不審者侵入時、対応マニュアルがあるならば、それに沿ってお答えください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校の安全対策でございますが、これは法律の方に学校としての対応を定められております。学校保健安全法第29条において定められておりまして、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において、当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び基準を定めた対象、要領——マニュアルでございますが——を学校において作成するものとするがあります。これを受けまして、町内の小・中学校では、危険等発生時におけるマニュアルを作成しているところです。

ご質問は具体的にどのような対応をとるのかということですが、このマニュアルに沿ってということでございますので、一例としまして、武蔵ヶ丘中学校のマニュアルに沿ってご説明をしたいと思います。

まず、状況としまして、各校での来校者、これにつきましては、対応でございますが、玄関にまず皆さん議員さんは行かれていますと思いますが、学校に入りますと玄関の方で大体事務室があります。そのあたりに受け付け簿、これに記入していただく。また、名札を着用して校舎内に入っていただきます。このことは、玄関に掲示しておりますし、保護者へは通知により周知しております。ただ、中には、受け付け簿、常時なれている方はそのまま入られてる可能性はございます。まず、名札を着用して、だれであるかというのを確認していただきたいということでさせたいということでそういう対処をとっております。また、不審者に対しては、受け付けは済みましたかの声かけをすることにしております。

これからがまた要領、マニュアルでございますが、学校内に不審者が侵入しましたら、対応1としまして、気がついた職員が、どんな用事か、だれに用事か、一定の距離を保ちながら確認をするという状況をしております。それから、近くの職員に、集まれ、だれかお願いしますと応援を依頼します。それからまた、近くの職員は別の職員になりますが、応援は職員室、校長室に緊急連絡という状況になります。不審者侵入の、また放送を使いまして緊急避難連絡、これは臨機応変にとるような形になりますでしょうけども、こういう準備をするようにしております。

対応2としまして、まず生徒の安全確保で避難させる、また誘導するという状況が一番でございます。不審者が刃物など危険な凶器を所持していないか、精神状態、薬物などを判断しまして、必要に応じてさすまたであったり消火器、いすなどを利用して制止させるという状況もあるかもしれません。

それから、校長等の判断で警察出動依頼、一番菊陽町では今皆さん議論にもなりますように菊陽合志交番、これが一番近い部分になりますが、北署、南署、こちら側におきましては大津署とか、そういう部分になってこようかと思います。

また、必要に応じて、けが人等発生しましたら、救急車、医療機関への要請、これも養護教諭、それから職員、臨機応変にこの辺は対応していくという部分でございます。

対応3としまして、避難場所での生徒の人数確認、点呼でございます。そして、校長まで報告と。それから、生徒の動揺を静め、指示を待つという状況をとります。

対応4としまして、緊急連絡を教育委員会、またこちら、菊陽町の場合は菊池教育事務所、これが県の一番近い事業所でございます、県の教育事務所、それから警察署、必要に応じて医療機関へ行く。

それから、報道機関対応が出てまいります。この場合は、窓口を一本化しまして管理職、固定しまして管理職で対応するということになります。

以上が不審者侵入からの対応でございます。

その後の対応としましては、これは教育委員会が学校から通報を受けましたら、当然総務課の方で今議論に前段の質問でありました組織等を利用されまして通報して、重点的なパトロールを行っていただいたりというような手続をとっていただいております。

その後、学校においての状況としましては、マニュアルは原因説明と再発防止のため、職員会議を実施しまして、事件の経緯、今後の対策、再発防止について協議し、実践していくというところでは。

それから、その後、保護者会の開催。保護者会では、事件の経緯説明や今後の対策、連携について協議をしていくと。それ以降につきましては、日常の子どもたちの教育、それから職員関係の教育へ生かしていくという状況です。

以上が不審者への対応であり、マニュアルであります。このような対応マニュアルは、学校にちょっと大き目のものを掲示しております。年度当初の職員会議などで共通認識、また対応ができるようにしておるという状況です。また、文書としましても、共通に共有しております。今はパソコンとかいろいろございますので、すぐ引っ張れる、またいつも確認できるという状況になっておる。

また、不審者情報などがあつたとき、これは他地区にあつた場合に連絡が入ったりと、そういう部分でございますが、その都度職員会議により情報の共有や児童・生徒に対して注意を促しております。

また、武蔵ヶ丘中学校については以上の対応であります。

また、先ほど申し上げましたとおり、当該学校の実情に応じたマニュアルを作成すると、置くこととしておりますので、小学校、中学校では若干の違い、当然は出てこようかと思えます。しかし、マニュアルは先ほど言いましたように定めることになっておりますし、実践していくという状況でしております。

また、教育委員会としましては、教職員をはじめ、児童・生徒たちが不審者の対応ができるように、また一層の指導をしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 今、不審者が侵入したときにどういう対応をするかっていうのを具体的に教えていただきましたが、危機意識の醸成のための講習会の実施、またロールプレーですね。実践訓練で、不審者が来た場合、どういう状態になるか。また、不審者が侵入した場合、通報訓練ですね。当然ながら不審者の対応をする方も精神状態は安定しているわけではございませんので、こういう訓練を定期的に行う必要があるのかなと思います。学校単位でそういう訓練をなされているかとは思いますが、警察等に協力をお願いして、実践的な不審者対応訓練、もしも刃物等を持ってきた男性が、者が入ってきた場合、どう対応するとかというのを実践的にする必要もあるのではないかなと思います。

それと、未然防止のための環境の整備においては、先日東京の方に視察研修に参りまして、小学校、中学校の正門には警備員がおりました。その近くには駐在所がございました。私が見てきたところは、渋谷区、大田区、世田谷区、港区の主に日本でも犯罪が多い、中心的な小学校を見させてもらったんですが、ハードの部分では出入り口を1つに絞って、ほかの入り口は

あけない。それと、フェンスですね。フェンスには東京においては警察のキャラクター、ピーポくんがございますが、キャラクターをある間隔をとりながら合計８枚張って、不審者は近寄らないように、また子どもたちが自分たちで書いて、不審者ですね。不審者に対して、犯罪に対してどう思っているかという絵を子どもたちが書いて、それを十何枚掲示されている、フェンスに張ってある小学校もありました。その防犯意識ですね。危機意識が強いということが、当然ながら不審者、犯罪者を近寄せないものであると私も考えます。子どもたちが楽しく安心して学べるはずの学校で悲惨な事件が発生することは許されないことであります。そこで、何かが起きてからではなく、起きることを常に想定し、あらゆる機会において、相互に声をかけ合い、これでよいではなく、これでもか、これでもかという強い危機意識を常に持って用意を怠らないことが安全・安心につながると私は思います。

菊陽町が安全・安心のまち、よきふるさとなるように祈念いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

ご苦勞でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後４時８分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成23年9月15日（木）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成23年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成23年9月15日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 中 岡 敏 博 君 | 2 番 | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番 | 吉 本 孝 寿 君 | 4 番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番 | 渡 邊 裕 之 君 | 6 番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番 | 石 原 武 義 君 | 8 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9 番 | 芝 和 長 君 | 10 番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12 番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14 番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 君 | 16 番 | 小 林 久美子 君 |
| 17 番 | 梅 田 清 明 君 | 18 番 | 大 塚 昇 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 7 番 | 石 原 武 義 君 | 8 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 水 上 孝 親 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 岡 典 次 君 | 福祉生活部長 | 眞 鍋 清 也 君 |
| 産業建設部長 | 松 本 東 亞 君 | 会計管理者兼
会 計 課 長 | 阪 本 修 一 君 |
| 総 務 課 長 | 平 野 誠 也 君 | 総合政策課長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 財 政 課 長 | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 人権教育・
啓 発 課 長 | 堀 川 俊 幸 君 | 福 祉 課 長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 健康・保険課長 | 村 田 節 子 君 | 介護保険課長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 環境生活課長 | 大 山 陽 祐 君 | 町 民 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 堀 川 正 信 君 | 農 政 課 長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 建 設 課 長 | 松 村 孝 雄 君 | 都市計画課長 | 坂 本 恭 一 君 |
| 下水道課長 | 今 村 敬 士 君 | 商工振興課長 | 吉 川 義 則 君 |
| 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 | 図 書 館 長 | 堀 行 徳 君 |
| 学 務 課 長 | 松 本 洋 昭 君 | 中央公民館長 | 矢 野 陽 子 君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

石原武義君、一般質問を許します。

○7番（石原武義君） 皆様おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くから傍聴いただき、大変ありがとうございます。

議席番号7番石原武義です。去る4月23日の選挙で2期目の議席をいただきました。大変ありがとうございました。2期目ですので、町民の皆様方の負託により一層こたえるべく、気持ちを新たにしている次第であります。

このところ、地方自治体のありようとその一翼を担う議会の存在意義が問われています。言いかえれば、議会を構成する議員の存在価値であります。今私も議員には、その存在価値について懐疑的な視線が注がれています。

議会は執行部の提出する議案の単純な承認機関のみに陥ることなく、また議員は陳情その他の仲介役に終始することなく、おのれの政治信条に従い議員活動をすることが、広く町民の皆様から求められている議会と議員のありようではないかと思っております。

幸い、全議員を構成委員とする議会活性化特別委員会が設置されました。委員長は坂本秀則議員であります。私も、議会のより活性化に向けて努力するつもりであります。

以上、前置きにして、今回質問するに至った質問事項の趣旨について少々述べさせていただきます。

選挙が終わって間もなく、5月12、13日と東京で開催された地方自治経営学会研究会に参加してまいりました。岩下議員、甲斐議員、そして私の3人が今回は参加しました。その内容は、6月議会で甲斐議員が報告されたとおりであります。

折しも3月11日の東日本大震災の渦中でもあり、大方の先生が、基礎自治体である市町村と災害とを関連づけて話されました。災害のさなかにあつては、基礎自治体、とりわけ最小単位の共同体が重要な役目を果たすと述べられていました。かいつまんで申しますと、大混乱の中では、信頼と協調に支えられた秩序ある行動が求められています。最小単位の共同体である行政区、そのまとまりが重要な役割を果たすとのことでした。私もそう思います。

昨今、地方自治体に関する議論が活発になされています。いわく、地方自治体へもっと権限を移譲すべし、国は県へ、県は市町村へ、いわく、日本の元気はまず地方自治体の元気から等々であります。

今回私は、今申しました基礎自治体、例えば菊陽町、大津町、そういったその自治体の根幹をなす行政区、言い換えれば自治体を構成する行政区にスポットを当てながら、その重要性について考えてみました。

先般、6月の定例議会で渡邊議員が自治会に焦点を当て熱弁をふるわれました。まだ記憶に新しいところであります。そこでは、自治会のあるべき姿を描き、そのためには行政は何をすべきかといった問題意識がありました。私にも共通しています。

今回私は、視点・観点を少々変え、自治会の活性化にはまず最初に各行政区の住民のコミュニケーションが必要であるとの認識に立ち、そのためにはまずコミュニケーションが育ちやすい環境づくりが必要であるとの観点から質問を行います。

俳句に「秋深し、隣は何をする人ぞ」という有名な句があります。俳句としては大変味わい深いものであります。しかし、暮らしの安全・安心という面から見ますと、感心できる生活環境ではありません。私は、こうした句が生まれ不了な生活環境づくりが必要であろうかと思っております。つまり、コミュニケーションあふれる地域づくりを目指さなければならないと思っております。そのためには行政は何をなすべきか、こうした観点から、今回の質問事項の第1番目に、地域共同体のコミュニケーションの育成と充実としています。第2番目の項目に、巡回バスの運用とサービスの向上としています。

それでは、個別的、具体的な質問は質問席から行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） まず、大きな項目の地域協同体のコミュニケーションの育成と充実について質問いたします。

ここに項目を1つばかり小さい項に分けております。

まず、この取り上げた趣旨は先ほど申し上げましたとおりであります。いわんとするところは、各小さな共同体である行政区、そのコミュニケーションづくりがまず一番必要であるという認識に立って、今回この質問を行います。

①、町は各行政区の各種行事の催しの現状についてどう把握しているかに問うております。

町民憲章の最初に、「さわやかなあいさつで心の触れ合う町をつくります」とうたわれています。お互いさわやかなあいさつができる第一歩は、日ごろのコミュニケーションであろうと思います。そのためには、そういったコミュニケーションが育つ環境づくり、つまり出会いの機会、触れ合いの機会が必要であります。そのために、各行政区で、夏祭り、それから運動会等々、その他いろんなものが催されていると思います。

私の住んでいる緑ヶ丘では、歴代の区長の尽力によっていろんな行事が行われています。夏祭りに始まって、9月敬老会、10月運動会、年が明けて1月どんどや2月に文化祭といったぐあいです。特に、緑ヶ丘は新興住宅地でありますので、コミュニケーションづくりに歴代の区長が腐心されてきました。

少し前置きが長くなりましたが、各行政区のどこでどういう行事が今現在行われているかお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

各地区の各種行事につきましては、行政区運営補助金を行政区に対して交付していることもありまして、補助金交付申請の際に、各区から事業実績及び決算報告並びに事業計画及び予算の提出を求めています。それによって把握をしているところでございます。

ちなみに、平成22年度事業実績報告でいきますと、夏祭りを実施されている地区が18地区、伝統的祭りを実施されている地区が22地区、体育祭を実施されている地区が12地区、スポーツ大会を実施されている地区が28地区、文化祭を実施されている地区が12地区であります。そのほか、校区単位での体育祭というのでも実施されております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。大変ありがとうございます。今も述べられましたように、各行政区、地域でいろんな行事、夏祭り、運動会等が開かれていますということを述べられまして、私も、そういうところ、時々顔を出したりしておりますので、よく分かっております。

6月の定例議会で渡邊議員の質問に答えて、その自治会の一般的な役割として6つの項目を並べられました、答弁として。ちょっとばっかり読み上げますと、自治会の一般的な役割として、防火防犯・清掃などの共同防衛機能、防犯灯や道路の管理維持などの環境整備機能、それから行政連絡の伝達、行政補完機能としてあります。それから、行政への陳情、要望などの団体機能、5番目として住民と行政の調整機能、6番目に運動会あるいは祭りなどの親睦機能、こういった役目があると答弁されております。まさしくそのとおりであります。

これは誠に的確な認識であります。しかし、住民同士の十分なコミュニケーションが図られてなければ、せっかくこうした立派な役目も十分こなすことができなくなり、こうした機能は十分には果たせません。コミュニケーションの育つ環境づくりという意味合いで、各種行事の現状について今質問いたしました。

これが①、次は②に移ります。

今先ほど述べられましたように、いろんな行事があります。そこで、町はこういった行事に対して、今現状等はどういう援助等々をされておりますか。援助、助成、意味合いがちょっと違うかと思いますが、その辺のところをちょっと説明していただけないか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、援助についてでございますが、夏祭り等につきましては机、いす等の貸し出しを、また体育祭やスポーツ大会につきましてはスポーツ用具の貸し出し等を行っているところでございます。

次に、助成についてでございますが、これは夏祭りあるいは体育祭等に限定して助成しているものではありませんが、先に述べました行政区運営補助金、全体的な運営のための補助金として交付をしているところでございます。

また、総合政策課が所管しております菊陽町わがまちづくり支援事業補助金交付制度を活用して、地域住民の融和、交流を深めるための事業として、平成21年度に光の森2町内子ども会が実施されました夏祭りに対して助成をいたしております。

ただし、この助成につきましては、新たに取り組む事業に対して助成するものでございまして、2回目以降、引き続き夏祭りを実施されているものについては助成をしておりません。

このほか、同じ平成21年度におきましては、柳水区の遊水公園落成祝賀式典に対する助成、入道水区の相撲土俵上屋新設に対する助成、新山区のひろえば街が好きになる運動に対する助成をいたしたところでございます。平成22年度におきましては、新山区の子ども110番スタンプラリー事業に対し助成をいたしております。

このように、地域の活性化や地域住民の連帯意識の高揚などを図り、魅力ある地域づくりに資するために新たに取り組む事業でありましたら、そういった助成をすることといたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。いろいろと助成をされてるということですが、普通の一般の行政区、大体、その金額はちょっと今おっしゃられなかったようですけども、大体町は区に対してどれぐらいの金額を、年額ですか、助成されているか、その辺のところをちょっとお聞きしようと思っております。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） 助成の額についてでございますけれども、行政区の運営補助金ですけども、定額の補助金といたしまして、1行政区当たり年額6万5,000円です。戸数割りとしたしまして、1世帯当たり年額200円を補助いたしております。

また、行政区が新設されましたときの補助金としましては、新行政区の設置に必要な経費としまして、町長が設立時に適当と認めるものに要する経費としまして、100万円を限度として補助をいたしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 今、年額、普通の標準の行政区には6万円と、1世帯当たりまた200円ずつ助成してるということですが、先ほども冒頭申し上げましたとおり、町の活気あるまちづくりは、各行政区の活気あふれる行政区にしなければならないと思っておりますが、そのためにいろんな行事を各行政区は苦心しながら、乏しい財政の中で、自治会費なり等集めて、その乏しい中からいろいろ捻出されてやっておるわけでございますね。だから、もう少し今度は、災

害においても何が一番必要か、行政区のまとまり、これが災害においても一番重要な役割を果たすということを、その5月に行った東京の地方経営研究大会ですか、皆様、先生はそう述べられておりました。

というわけで、やはり私どもは、これから各行政区、そのまとまり、コミュニケーションがより以上活発になされるような環境づくりをすることが、一番菊陽町の安全・安心、それから活気あるまちづくりにおいても必要じゃないかと思います。

菊陽町は、ご承知のとおり、旧来からある集落と、それから新興住宅、この2つに大まかに分けられますが、昔からある集落、ほとんど江戸時代から形成されたところですけども、東からいえば古閑原、入道、柳、馬場、鉄砲小路、新町があり、それから南方、そういったところはもう江戸時代からそういう集落はできて、もうコミュニケーションは大体そこ積んでおられますから、もう十分図られているんですけども、一方、新興住宅地になりますと、全国からの寄せ集まりでございます。本田さんもあり、ソニーさんもあり、東京エレクトロンもあり、それから自衛隊もありますので、いろんな方が住みついておられます。私が今住んでる緑ヶ丘でも、北海道、東京、沖縄、いろんな県外の方から来ていらっしゃいます。大阪もいらっしゃいます。一戸建てが270戸ぐらいありますかね、今緑ヶ丘で。夫婦とも菊陽町出身という方は、もうほとんど、何軒かしかがございません。大まかに見てみますと、菊陽町出身の方、どちらかが一方、だんなさんが菊陽、奥さんが菊陽、そういったとこの割合は十何世帯に1世帯ぐらいしかありません。9割以上は菊陽町外からいらっしゃっています。そしてそのまた大多数、半分近くは県外からでございます。そういうところには、やはりまず最初にコミュニケーションづくり、まず一番必要なのは、名前は分からなくても、例えば自分たちの行政区に住んでいらっしゃる人、顔を見れば分かるぐらいのコミュニケーションが最小限必要じゃないかと思っております。

それで、先ほども申しましたとおり、各種行事を歴代の区長が尽力しながらやっけていらっしゃいますけども、そこで今金額を聞いたんですけど、もう少しこれは何とかならんのか、いかにこれが一番重要であるということは今申しましたとおりでございます。地域の共同体の安全・安心ということにおいても、それから活気あるまちづくりということにおいても、各最小単位である地域共同体が元気づくこと、そのためにはいろんな催しをして、まずコミュニケーションづくりから始めなければならないと思っております。

というわけで、この6万円、年額、それから1世帯当たり200円というのは、もう少しやっぱり大幅にこうこうなりはしないか。当然これからは人口も、あと4年ぐらいしていったら横ばいになってくる。横ばいになってくるということは、住民税等々の税金も横ばいになってくるということでございます。いずれ乏しい財政になると思います。しかし一方では、この金額はもう少しやっぱり増額した方がいいんじゃないかと思っております。

そこで、いろいろ考えましても、ふるさと納税制度というのがございます。皆様当然十分ご存じのことではありますが、このふるさと納税制度というのを利用拡充し、活用し、これに

よってその金額を集めると言っちゃいけませんけども、寄附を募る、そしてその寄附、これはどういうふうにして使うか、使用目的を明確にし、これはもう各行政区に分配するんだというようなことをしたらどうかと思いますが、我ながらこの提案はいい提案じゃないかと思って自画自賛しております。町長、いかがでしょうか、この考えについて。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 石原議員、非常に地域づくりの中で、行政区が今いろんな、質問にもありましたように、祭り、夏祭り、それから地区の運動会あるいは文化祭、いろいろ取り組んでおられるということで、やはり地域が日ごろそれぞれの地区の中でお互いの顔が見え、そして何かあったときには助け合うという、いわゆる地域力と言っておりますけども、そういう意味では非常に、今回の質問の中でそうして取り上げられたということは時宜を得た質問だと思っておりますけども。

その中でのふるさと納税制度ということでもありますけども、これにつきましても、また後で担当の方から実態等については説明させますけども、やはりこういうものが、これは町の方でもいろいろ、町出身者の方、議員も知っとられるかと思っておりますけども、議員さん方も、今回も計画されとるかと思っておりますけども、東京の方に研修等に行かれたときに菊陽の出身者との会合を持っておりますが、そういったところに出かけてはPRをしております。そして、広報等でも、そういうふるさと納税制度があるようなところはパンフレットもつくって実施しておりますけども、実態としては、この後答弁させますけども、額的にはまだ非常に小さいというようなところでございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ちょうどふるさと納税制度という、そういうことで私が気づいたときにこういう提案をしたんですけども、折しもタイミングよく、これは6月24日夕刊ですね、熊日に、ふるさと納税が急増していると、これはもう東北3県をとった資料でございますが、熊日に大きく出ておりました。3カ月で3億円、09年比較すると、2年前ですか、95倍。これはもう災害という特別な需要がありましたから、こういうぐらいになったということをしております。これは、宮城、福島、岩手の3県で、県に納めた寄附金だそうです。だから、それにまた別にして、各市町村にまた納められてる金額は、またこれに匹敵するぐらいにありはしないかということで、考えてみますと、かなり高額な金額が集まっております。だから、そういうことも我が町でも活用、利用できないかと思って提案したところでございますが。

せっかくですので、ふるさと納税制度というのが出ておりまして、ちょっと申しますと、出身地や応援したい都道府県、市町村に寄附をすると居住地の個人住民税などが軽減される仕組みで、自分の意思で納税先を選べる。2008年5月に導入、住民税は5,000円以上の寄附が対象だったが、今年6月22日の地方税法改正で2,000円以上に引き下げ、一定の制限や限度はあるが、寄附額とほぼ同額が納税控除されるとあります。そういうことで、ぜひこれから、これは議会も執行部も一緒になって考えながら取り組んでいく問題だと思っております。

そこで、③でふるさと納税の現状を問うとしております。ひとつ、どれぐらい年額にすると集まっているか、その辺のところを少し説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

年度ごとに申し上げますが、平成20年度、件数が2件、金額3万円です。平成21年度は4件、6万4,000円、平成22年度は4件で13万7,400円、平成23年度は、現在まで2件で11万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。金額の別に大小は、今ここで取り上げるあれで、少ないとかというつもりは全然ございません。これから一緒になって取り組んでいこうというところでございますので、10万円前後がずっと来ております。

それで、今後、4番目に、ふるさと納税の拡充にはPRと啓蒙が必要としております、この「啓蒙」という字をちょっとばかり、もっと的確な言葉「啓発」と改めさせていただきます。そういうことを余計にしまして、納税の拡充には今後の取り組み方が必要であると。今までは、じゃあどういう取り組みといおうか、どういうことをなさってきたか、そして今後はどういうふうにして拡充に向けて取り組んでいこうかと、その辺のところをお聞きたいします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、お答えいたします。

ふるさと納税の拡充には、菊陽町出身などで菊陽町にゆかりがあり、町外に在住されている方のご協力が必要となってまいります。ただし、現状としましては、認知度の低さと確定申告が必要であると、そういった手続上の煩雑さ等がございまして、ふるさと納税というのは今本町等については、東北地方については先ほど3億円といったようなことが、95倍というふうなことが言われておりますが、全国的にそれほど広がりを見せているというわけではないんじゃないかっていうふうに認識としております。

また、そもそもふるさと納税の主たる目的といたしまして、都市と地方の地域格差是正というのがありました。その役割を果たすほどの寄附金があっているのかというのについては、まだ確信が持てないような状況ではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、町としましては、関東、関西などを中心に、町外に在住しておられる本町出身の方に対しましてPR活動が必要と考えております。先ほど町長がお答えしましたように、関東において活動しておりますふるさと菊陽会、こういったものの会合のときには、パンフレットをお配りするようなこともいたしてきたところでございます。

申しましたように、具体的には関東地域に在住されております本町出身の方のそういった会あるいは県の東京事務所などを通じてPRいたしているところでございます。また、町民の皆さんを通じて、子どもさんやご親戚で町外に在住されている方などへのPRというのも考えて

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 今いろいろこういうことをやってきたとおっしゃいました。そして、なかなか、金額の多少じゃないんですけど、10万円前後という、これは皆さんたちがどう判断されるか、私どもがどう判断するかですけれども、一番大きな原因は、今部長が申されました認知度の低さにあるというふうなことでしたが、私もそう思います。そのために、これはもう積極的なPRをしていかなければならないと思っております。そのPRの仕方、今後どういうふうにして持っていくか、東京の県人会とかいろいろそういうところをしております。そういう取り組みは、今後また研究して、一緒にやっていこうじゃないかと思っております。

先日、吉本議員が、菊陽町出身者には有名なプロ野球選手もいらっしゃる、それからプロゴルファーもいらっしゃる、バレリーナの方もおっしゃいましたけれども、バレリーナの方はまだ20歳前後で、等々で今スイスにいらっしゃいますけれども、金額を期待するわけにはいきませんけれども、そういう人たちにも、ちょっと誠心誠意を持って、こうやって寄附していただけると、その金は各行政区に分配するんだ、その分配金はいろんな行事、祭り等々に使うんだという、この使用目的を明確にして、何とかお願いしますというふうに持っていけば、大体こたえてくれるんじゃないかならうかと思っております。ただふるさと納税お願いします言ったら、何に使うのか分からなくて、やっぱり寄附をしようとする人も二の足を踏まれるかもしれませんので、とにかく使用目的を明確にして、ここはどここの行政区、あなたはどここの出身ですね、今町長が住んでいらっしゃる馬場、馬場にちゃんとこういう金を分配しますよ、そしてもっと祭りや等々が盛んになるようにしますよと言えば、よし、分かったと言うんじゃないかと思っておりますので、そういう辺のところも気をつけながら、PRの仕方、そういうことも必要じゃないかと思っております。

それから今、まだ若い人たちで、いずれ菊陽町内から出ていかれて、そして熊本県内あるいは県外へと巣立っていかれまして、そこで何か当然収入が得て生活をされます。そういうときに、これは10年後、20年後ということですけども、最初の方から、今の中学校3年生なら3年生、そういう人たちに向かって啓発活動、多分地域学習というのが社会科かなんかにはあるんじゃないかと思っておりますけれども、その地域学習の中の一環に取り入れて、ふるさと納税制度の説明と、そして大きくなったらひとつこの菊陽町のためになってくれんかといった啓発、そういう辺のところも必要じゃないかと思っておりますけれども、教育長、いかがでございましょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） ふるさと納税そのものについての指導っていうのは今学校の中ではないと思いますが、税金の仕組みであるとか、税金の大切さであるとか、そういったものについては、学校の社会科であるとか、あるいは昨年まで実施しました、菊陽中学校が租税教育という指定を受けて税金の勉強をしたという、そういった状況の中で税金の勉強をしていくわけで

あります。ふるさと納税そのものを取り上げたということはないと思いますが、ただこのふるさと納税の趣旨は、あくまでもふるさと、例えば菊陽であれば菊陽の活性化とか発展を願うというふるさとへの思いを託した事業でありますから、小・中学校でやるとすれば、そういった税金の仕組みとともに、やはり国を愛する、あるいは郷土を愛するといった、教育基本法であるとか、あるいは学校教育法、あるいは指導要領の中にも、道徳、特に指導要領の中では道徳という中でそういった郷土を愛するといったような項目が出てまいりますので、やはり菊陽を本当に愛する心を育てていくというのがこういったふるさと納税につながっていくんじゃないかなと思います。

議員のおっしゃったようなことも大事でありますので、校長会等でもこういったお話はしながら、学校の中でもそういった郷土への愛着といったようなものを育てていく、そんな指導をしていくようお話をしてみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。まずその第一歩、そういうあれは、郷土を愛する心、ふるさとを愛する心、こういう気持ちが芽生えることが一番必要ではなかろうかという趣旨でございました。まさしくそのとおりであります。できればもうふるさと納税制度という言葉そのもののずばりも使って、大きくなったらひとつ寄附をしてくれよというようなニュアンスで事業等に当たっていただけたらなおいんじゃないかと思っておりますけども、それはいろいろと、学校教育という枠内での制限もあるかと思いますので、まずはふるさとを愛する心、だれしもそのふるさとは忘れられないところでございます。私も随分菊陽町を離れて県外に住んでいましたけども、本当にふるさとというのは忘れられないところでございます。そういった意味合いからも、ぜひ積極的に愛する心を育て、そして行く行くはふるさと納税につながって、町の財政に少しでも寄与でき、各行政区がその分配金のもとに活発になっていけるならば一番いいんじゃないかと思っております。

そして、PR等々、啓発等々の活動ですけども、今まで漫然といっちゃ失礼ですけども、こうやってきました。それでやってきたところでは、まだこの10万円前後にしか満たない、4件からその前後ですね、件数で。だから、もう少しちょっとやり方を変えるなり、何かあるかと思います。

例えば私の年代にあっても大体退職しておりますから、そうあれですけども、それ以下の人たちになりますと、大体同窓会というものをやっております、そりゃ還暦祝いなんか等ありますし。その学年ごとに同窓会の幹事さんは必ずいらっしゃいます。東京は東京でされてると思いますし、大阪は大阪って。そういうところの幹事さんは、例えば昭和45年卒業の幹事さんはだれだれだと、そういうところに役場の方から行かれて、趣旨を説明して、こういうPRをしたいんだ、よろしく住所等をちょっとしてくれんか、お手伝いをしてくれないか、幹事さん等々にというふうに触れ回っていてもいいんじゃないかと思ったり、そういうことも今後のPRの仕方としてやっていけばいいんじゃないかと思っています。もちろんこれは、執行

部、そして議会も一緒になってやれば、なお一層、余計金額が集まるんじゃないかと思っております。

極端に言えば、有名選手がいっぱいいます、名前は申し上げませんが。そういうところには町長自ら行って、こうこうだと言って、100万円単位でひとつお願いしますと言えば、かなりのあれが集まってくるんじゃないかと思うんで。これもやっぱり誠意の見せようでありまして、ただ郵送して、こうこうがあります、お願いしますというんじゃないでして、そういった高額所得者には、直接町長が行かれるなり、副町長が行かれるなり、とにかく頭を下げて、銀行の営業マンじゃないんですけども、もう足で駆け回るといって、こういうぐらいの気迫が必要じゃないかと思います。

そういうことを申し上げまして、じゃあこれからふるさと納税をやって金額を集めようとするところまでなりました。じゃあ、集めようとする、じゃあ当然目標はどれぐらいの金額に置くかと。これぐらいがひとつ目標、努力目標としてしようじゃないかというところになりますが、これは私の個人的なあれでは、今62ですかね、行政区があるのは。各区長さんが62名じゃなかったかな、ですか、その前後、行政区がありますね。各行政区に10万円ずつ分配するとすれば、620万円、とりあえずこの620万円を何とかして集めようじゃありませんか。そして、620万円集まったら、各行政区に10万円ずつそれを分配する。とりあえずの、何年間かでなくして、とりあえずの努力目標でやってみる、こういうことを思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現状では、金額、件数につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、もちろん寄附を増やしていくということは望ましいことではあるというふうに考えますけども、ふるさと納税が、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したいという気持ちを形にする仕組みとしてできておりますので、そういうことから寄附金的な状況でございます。そういったものに具体的な目標を掲げるというのはなじまないのではないかとこのように現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 努力目標と申して金額を申しましたけども、金額をこうこう掲げるのはなじまないんじゃないかということでしたけど、声を出して言わなくても、そういった腹づもりのもとでひとつやってくれということでございますので、そのためには、腹づもりであっても、一応暗黙でこれぐらいやってみようじゃないかというようなところ、それをちょっと申し上げたところでございますので。しかし、620万円、なかなかいいじゃないですか。各行政区に10万円ずつ分配できる。今まで年額2万円しか払っていないわけでしょう。それから10万円なら、これはもっと活発になりますよ。そういうことを申し上げまして、努力目標620万円、

これは表には出さなくても、腹づもりとしてひとつぜひやっていただきたいと思います。

大きな項目の2番目、巡回バスの運用とサービスの向上についてとしております。これを2つに分けて、運用のあり方、それからサービスの向上についてとしております。

今ここに取り上げました提案というものは、別に思いつきで取り上げてるわけではなくして、最初私がしたのは平成19年の9月議会でした。そのときにこういうこともちょっとは申したんですけども、私の耳、それからよく届きますので、ここに正式に執行部側に提案しようと思っております。

そこでまず、運用のあり方としておりますけども、その1、選挙時における投票所への運用も行い、投票率の向上に役立てるべきだと思う。その用意はあるか問うとしております。

最近、投票率は年々低下傾向にあります。これはもうどこの市町村にとってもそうでございますし、別に菊陽町だけが下がってるから菊陽町だけが悪いということを申し上げてるわけではございません。しかし、その投票率の低下、その原因の一つとして、有権者の高齢化が考えられると思います。高齢化とともに、つまり足が遠のきます。したがって、その対策の一つとして、期日前投票から投票日まで、今現在、運用中の巡回バスを利用、運用したらどうかと思います。これもまた我ながらすばらしい提案と思っておりますけども、町長、いかがでしょうか。つまり、町長が掲げるところの高齢者に優しいまちづくり、その一環ともなります。町長、この点についていかがでしょうか、投票所への巡回バスを利用できるようにしてもらえませんかという提案でございますけども。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 選挙時における投票所へのこの巡回バスの運用ということの、投票率を上げるためにもというご質問でありますけども、この選挙への送迎というのが非常に難しい問題であると考えております。確かにこの無料バスの運行というのは、選挙の投票率の向上に寄与する可能性は十分あると思うところでありますけども、現在の巡回バスは、道路運送法上ではこの路線バスと同じ取り扱いになっておりまして、定時、定路線での運行が前提となっております。つまり選挙での巡回バスの流用というのはできないような状況であります。

また、仮に選挙目的として無料バスを走らせるとなると、町所有のバス、もしくは貸し切りバスの運行となるということになります。しかしながら、無料バスの運行は、有権者にいわゆる投票の強要をすることにつながったり、送迎をしない地域との公平性が失われたりしないかという観点から、選挙を所管する総務省の方も望ましくないという見解を示すようであります。また、バスに乗ったか乗らないかによって投票の有無が公になることもありますし、さまざまな誤解を招くおそれがあることから、選挙時の無料バスの運行は、この投票率の向上にはつながると思っておりますけども、今言ったような理由で難しいように考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 私はすばらしい提案じゃないかと思っておりましたけども、町長は、いろ

んな法律上といえますか、そういった制約があつて、ちょっと難しいんじゃないかなというふうなお考えですけども。何か突破口はありはしないかと思うんですよ。法律は大体いろんな、何ていうか、言葉は悪いけども、抜け穴みたいなのはあります。その辺のご指導を、詳しい方にご指導をいただきながら、何かその辺はできないかと思っておりますけども。

そのためには、やっぱり町長さんもそういう積極的に、何かないか、やってみようかというふうな気持ちがないと、やっぱりそういう突破口も見つからないかと思います。年々投票率は下がり、高齢化社会は進む、したがって当然足は奪われるというわけで、何かやっぱり手助けが必要ではないかと思うんですね。高齢化社会に優しい、高齢者に優しいまちづくりというのもちろんいろいろなところでうたっております、ご存じだと思いますけども。そういう発想の一環からも、そういうことをやってもいいんじゃないかと思いますが、何かやりようがあるんじゃないかと。運用バスがこうこう難しいならば、ほかにかわりようが、やりようがあるんじゃないかと。いろいろ勉強なさってみたらいかがと思いますが。

このいろんな問題については、次また福島議員が、この辺のところっていうか、いろんな問題点、ありようについては質問を用意されておりますので、表面的なことだけをこれからちょっと申し上げていこうと思います。

②、町内には道幅の狭い行政区、例えば原水区では中尾、そういうところもあり、小型バスも取り入れるべきじゃないかというのが私の気持ちでありますし、またそういう声も聞いておりますので、またこれも一つ提案という形で、今ここに提案をしました。これまたいかがでしょうか、担当の方、どなたでも結構でございますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまのご質問にお答えします。

バスの小型化につきましては、経費削減の観点から以前からも検討しておりまして、バス事業者とも協議してまいりました。現在巡回バスは、中型バスの55人定員、座席数が25席で運行しております。巡回バスの小型化については、平成19年度に利用者数の状況及び経費削減等を勘案しまして委託業者に申し入れをしておりましたが、実現には至っておりません。その理由といたしまして、巡回バスの運行形態にあります。委託業者の電鉄バス及び産交バスとも、現在路線は7路線ありますけれども、電鉄バスが2路線、産交バスが5路線となっておりますけれども、それぞれそれぞれの路線を1台のバスで巡回運行しておりまして、向陽台線や南部線では、1日当たりの平均利用者数が約20名から39名ございまして、30名定員で座席数17の小型バスでは、座席に座れなかったり、乗れない方も発生するというようなこともありまして、利用者の方にご迷惑をおかけするなどから導入を見合わせた経緯がございます。

現状はこのような状況でございますが、第5期の総合計画にも掲げております巡回バスの見直しの際には、そういったバスの小型化も含めた総合的な検討というのはしてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ぜひこういう手だて、声が多々あるということをまず承知していただければと思います。なかなか通れない道幅から、無理して通ろうと思えば通れますけど、その通っている場合はほかの乗用車が全然そこはもうすれ違いができないというふうになってくるという行政区もあります。そういうところ、したがってどうかというふうに提案したところであります。

路線の問題とか、それから乗車率の問題とか等々については、昼からの福島議員が多分質問等々されるかと思います。その折にまた詳しく見解等々述べていただければと思います。

そこで、今度はサービスの向上についてという面に移らせていただきます。

利用者を乗せるときは所定の場所でよいが、降ろす場合は利用者の都合のよい場所にしてもよいと思います。この件に関してどうでしょうか。少なくともサービスの向上といえますか、ここで持ってくるのは、大体私が見たところによりますと、あのバスの中で2人ぐらいしか乗っていらっしゃらないんですよ、2人、多くても5人以内ですね。だから、例えばどここの行政区からは1人ぐらいしかいらっしゃいません、乗ってるとしても。だから、その方の利用者、乗ってる方の一番都合のよいところに降ろすぐらいの柔軟性も必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） バス停についてということでございますけれども、バス停以外の箇所での乗降につきましては、一定の条件を満たせば、バス停とバス停の間で、すべてをバス停と位置づけることによりまして、フリー乗降が可能となる場合がございます。一定の条件といえますのは、交通量の少ない箇所で危険がないこと、そしてバスの後方にフリー乗降というようなことを表示するということが上げられまして、その判断は公安委員会が行います。しかし、フリー乗降につきましては、安全面の確保の観点から、都市部では厳しく、実際には過疎地のみで実施されているようでございます。

現在、町内巡回バスの路線の中で、フリー乗降の可能性のある箇所もあると考えられますけれども、路線は交通量が多いところが多く占めておりますので、実施できる区間は非常に難しい状況かというふうに考えております。なお、公安委員会での判断は、区域や路線で定めるということではなくて、その都度判断がされているようでございます。

また、それぞれの地域にバス停を設置しておりますので、一定の利便性というものは確保されているのではないかというふうにも考えております。

フリー乗降につきましては、利便性の向上というメリットもございますけれども、先ほど申しましたように、安全面の確保という問題もございますので、町内に特定区域を設けることができるということにつきましては慎重に検討すべきことだなというふうに、なかなか難しいことだというふうに考えておりますので、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） この問題は、ぜひひとつまた考えていただければと思います。

要は、ドア・ツー・ドア、できるだけタクシーに近づける、これが一番のサービスじゃないかと思ってこういう提案をさせていただきました。ぜひそういうことも、心の片隅じゃなくして中心部に置いて、ぜひ取り組んでほしいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時51分

再開 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君、一般質問を許します。

○5番（渡邊裕之君） 皆様こんにちは。渡邊裕之でございます。

第3回定例議会での質問をいたしたいと思います。

まず、前段といたしまして、今週の日曜日、9月11日を迎えまして、未曾有の大震災から半年、そしてアメリカの同時多発テロから10年という節目の年でございます。どちらも多くの方々を犠牲にいたしまして、心より哀悼の意をささげます。

そしてまた、この間にも、和歌山県、紀伊半島において、三重、奈良、本当に大災害が起きました。あそこ的那智勝浦町でございましたでしょうか、町長さんの奥様、そして結納を迎えられるはずだったお嬢様が亡くなると。そういった中にも、公務優先でなさる町長にも敬意を表し、またお悔やみを申し上げたいと存じます。

私たちにとっても、この問題は大変な問題であります。紀伊半島の台風は、またここでも使われた言葉が「想定外」でございました。もう想定外はないと、あれだけの未曾有の大災害、東日本大震災を受けても、まだやはりこういう状態にあるというのは、他人事、自分のところにはないというような意識があるのではないかと思いますので、どうか行政当局の担当課、担当の皆様、そして我々も含めて、こういった問題は日ごろより考えていかなければならないと、身につまされております。

この11日という節目で申し上げますならば、8月11日、私どもは教科書議連を立ち上げました。子どもたちに誇りと希望をつなぐ議員の会、県下200名の基礎自治体議員が結集をいたしまして、教科書の問題に取り組むということで発会をいたしました。

実は、これを持ちかけて発会したのはこの菊陽町のあそこのジョイフルでございまして、私と宇城市の中山議員と、この教科書問題、もう一人PTAの関係者の方いらっしゃいましたが、この問題で、やはり勉強会、議連をつくろうということで、発会を目指すための発起人と

なりまして続けてまいりました。あと、中山議員が中心となって、自民党市議団の皆さんが全面的に賛同いただいて、こんな大きな会になりました。ご案内のとおり、熊日の紙面でも、田尻善裕議員がこの問題取り上げておりまして、私も連絡とりました上天草でも、何川議員もこの質問されております。

今回タイミングを逸しまして、私はこの質問はいたしません、12月に、教科書選定のこの過程ですとか、採択されました教科書の歴史認識等々含めて質問いたしますので、今日も含めて、教育委員会の皆様にはいろいろとお時間割かせますけども、よろしくお願いいたします。

そしてまた、内閣がかわりました。野田総理が首班指名をされました。私もその党にありまして、野田さんや前原さんといった方々とはといいますか、別におつき合いはないんですけども、日本新党時代からのそんな関係もございます。まだ私が、こちら熊本に帰ってきて、24歳、5歳、日本新党の党员でございました。そのときに、野田議員が36歳、日本新党の躍進のときに当選をされて、旧宮原町に香山祥一さんという議員さんがいらっしゃいました。この方、松下政経塾のたしか4期生だったかな、原口一博議員と同期でございまして、この方に使われまして、私空港から市民会館まで送りました。やはりその道中のお話等聞いておりまして、また講演を聞いておりますと、若干36歳なのにこの落ちつきは何だと。全く今の総理の姿勢と変わらない、やはり当時から総理というものを目指して、ぶれずにやってこられたというところがあるかなと思います。県会議員からたたき上げてこられたその選挙戦等の話も、18年も前でございますが、鮮明に覚えております。内閣の布陣等々で不安や不満もございしますが、もう今、この無駄な、3月11日からこの無駄なときを、すべてが無駄とは言いませんけども、与・野党間のこのいざこざというのは、もう端から見ても恥ずかしい、国会議員の劣化というものがやっぱり日々感じられるものであったかと思えます。にも増して、昨日もまた、谷垣総裁は対決姿勢を持っているということで、もういいかげんにしてほしいと思っております。

こういった中において、私ども地方議会、地方議員は、やはりしっかりと議論を重ね、私たちの地域でできることをやっていかなければなりません。そういった思いで、今回も教育行政について2点を質問をさせていただきます。

1点は、給食費の徴収に関する条例の制定についてでございます。

これまで、私会計から公会計へということで同僚議員からも質問があったかと思えます。いろんな学校で、PTAの役員さんも含め、学校の先生方、大変苦慮されております。こういった問題を、今日終止符を打つ、もうこの問題は二度と質問をしない、そんな意気込みで今日は質問をさせていただきます。

2点目は、コミュニティースクール制度でございます。これは、私が1期目のとき、今から5年か6年前になりますが、質問をさせていただきました。まだ制度開始して間もなかったせいか、当時の次長からは、まだ全然そういった検討はしていないということでございましたが、文科省は、これから5年で学校の1割以上増やしたいということでございます。しかし、認知

度も低いと。これは、問題は各教育委員会の取り組みにあらうかと思しますので、ここを進めるという意味でも今日は質問をいたしたいと思います。

それでは、通告に従って、質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

このまま続けて質問してよろしいでしょうか。

それでは、質問事項、質問要旨にのっとって行いますが、まず番号を振っておりますが、今回からは質問回数の撤廃ということで、私この順番というものを余り考えておりませんで、黒丸でしておりましたが、一応便宜上打っております。こういうふうに考えていただきたいのは、1と2がこれまでの過去の対応についてお尋ねをし、3、4は、これ関連してまいりますので、もう1つとしてお尋ねをいたします。

さらに、この2番の子ども手当、ここからお尋ねをしたいと思います。と申しますのが、これは昨年12月19日の報道で、厚生労働省からの発表で、子ども手当からの天引きということであったかと思えます。現在は、子ども手当自体が児童手当にかわるというようなことで、また大震災が起こって、この問題がどうなったかというのがちょっと分からないものですから、昨年の12月時点で、12月18日の報道でございますが、滞納給食費についても子ども手当の支給額から差し引く仕組みを導入する方向で調整に入ったということとなっております。この経過と、それを受けて教育委員会としてどのように対応されたかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの子ども手当の対応ということと進捗状況関係についてお答えしたいと思います。

まず、子ども手当についてでございますけども、ちょっと段取りが今の質問で変わりましたので、ちょっとまちまちになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

子ども手当につきましては、口座振替は、今回の平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法、これは10月からのもう開始ということで決定されております。これにつきまして、入手して、今手元でございます資料、議員今申されましたとおり、12月の資料しかお手元にお持ちでないかなと思いますが、私どもとしましては、今現在での資料しかございませんので、この部分でお話をさせていただきたいと思えます。

この特別措置法につきましては、時限立法ということで、厚生労働省令または市町村事務につきましては今現在検討中でありということで、発出されていない状況でございます。ただ、これにつきましては、やはり今議員申されましたとおり、2月とか、直近までにいろんなことは検討されております。ただ、その情報としてはまだ正確でなく、検討されている途中の段階で出されている分という形になります。

この特別措置法の第1条としましては、これはもう決定でございますので、趣旨としては、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるように、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるとあります。ですから、要は、この特別措置法は10月から来年3月

までで執行をするということです。それから、24年度以降は、今定まっていない、しかし円滑に移行するようにということでの目的でこの法が設置されているという状況でございます。

平成24年度にこの制度がどのようにスタートするかも今現在不明です。しかし、今回の特別措置法第25条で判断しますと、これ条文が長うございますので、簡潔にしました。学校給食費につきましては、子ども手当の受給資格者が事前市町村長へ子ども手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書、これを提出がないと口座振替ができないようでございます。まだこの辺の手続も決定してないですが、このような方向で進みそうです。

教育委員会としましては、どのような対応ができるのかは、やはりこれを注視しているところでございます。

また、今の段階で分かる範囲ということでちょっと簡単にご説明したいと思います。

まだこれは決定ということでは来ておりませんが、おおよそんなふうじゃないかということでございまして、まず第1番目に、学校の方から、1番は国といいますか、国の方からそういう措置法できまして、順々にいきまして、町でいきますと福祉担当部署が子ども手当になりますので、こちらの部署の方から、教育委員会、私どもの方へ申出書、今の申しました申出書を送付されると。そして、その申出書を学校へ教育委員会から送付すると。その申出書を保護者に対して学校から配付していただく。そして、それを吸い上げていくと、逆へ戻していくと。そして、最終的に福祉担当部署へ上がっていきまして、その個人個人の、どういうふうに子ども手当から、どの、要は教科書代であるのか、給食費であるのか、その辺を払える、法的に払える部分を担当部署が判断しまして、決定通知という形の公布がまた逆戻りしておりていくと、そして支給事務へ入っていかれるというふうな状況になろうかという、検討中というところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これは、国が、野党も、子ども手当が、制度が決まったときにいろいろ言われておりました。本来であれば、こういったものが差し引かれて、実費として差し引かれた上で支給されれば何の問題もないと。煩雑な、こういった申出書が必要ということは、そういったものを出さない可能性も大にあるということで、非常に制度としては見込み薄かなと思います。すみません、これは報道であって、どういう形で取組まれたかということで前段としてお尋ねをいたしました。

それでは、この問題については、坂本議員や北山議員等、質問されておりますので、何度もお答えになってるかと思いますので。本町における未納者の額と数、前年度、把握しておられたら、まずそこをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

せっかくでございますので、給食費の趣旨から今の状況までをご説明を簡潔にしたいと思い

ます。

まず、給食費につきましては、ご存じのところでございますが、学校給食法で定められておりまして、第11条第2項に規定する学校給食費の食材費の部分でございます。これが保護者が負担すると定められているところです。これ以外の部分の給食費、人件費であったり、光熱水費、設備、これは設置者、菊陽町でいけば菊陽町が負担するという形に定められている部分が根拠になります。

それから、給食費の徴収方法につきましては、各学校により方法が異なっております。今現在、菊陽町8校ございます、小・中学校合わせて8校ございますが、口座振替が6校ございまして、PTAによる直接集金、手集めでございますが、これが2校ございます。

未納者の現状ということで、菊陽町の平成22年度分実績でございます。未納がありました学校数としましては、8校中5校、前回からすると大分改善してきております。それから、給食費の総額としまして1億6,626万円、これが食材費でございます。未納額については、全国調査が行われました平成17年度のデータからしますと、全国調査の比率から0.5%でございましたが、それよりも、22年度の実績としては0.23%ということで、本町の場合は低い状況で、いい形が出てきました。前年度に比べましてかなり減少しているという状況でございます。

未納者への対応の取り組みとしましては、校長先生、教頭先生、学級担任、学校事務職員、PTAにより、電話、文書による督促、保護者との面談、家庭訪問による督促、それから学校だより、給食だより、PTAの会議などで周知を図られているという部分でございます。保護者に対して、学校給食の意義理解促進に努めておられると、ここが一番大事なところでございます。

また、教育委員会、町としましても、この辺はどうかカバーしていきたい。要は、未納者の中にもタイプがございまして、意図的に払われない方、それから生活困窮で払うことができない方、部分がどうしても出てまいります。そういう関係で、生活困窮者につきましては、菊陽町が補助する就学援助制度の活用をお願いしているという状況でございまして、今現在、就学援助で給食費を町の方が負担しているという方でございますが、児童・生徒としては333名、それプラス生活保護世帯という形になりますが、14名という状況で、それに月額、年額の給食費を掛けていただければ、大体およそどれぐらい菊陽町が負担しているかというのはお分かりになられようかと思います。

また、天引きという形の部分がどうかということで考えはないかというような部分でございますが、公会計についてはまた次ということでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 件数と額がおっしゃらなかったですけど、これは前回も公表は差し控えるということだったんですが、今回も。じゃあ、これはいただけますか、後ほど。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これは、以前議員さんからそうなんですが、やはりいろんなところで、皆さん非常にご苦労されて、学校、PTAが収集されております。ですから、手元に調査として、教育委員会は毎年やっぱりこの状況をつかまえながら、どういう方向でいくかというのは常に検討はしているんですが、やはりデータとしては、人数程度と率とか、そういう関係程度までしかちょっと今のところは差し控えさせていただいてるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 人数と、それぐらいだったら公表できますですか、公表といいますか、データいただけますか。出せない。1億6,000万円……

（学務課長松本洋昭君「トータル……」の声あり）

の中で幾らが未納なのか。件数として、各学校は、これはPTA、町Pの中で今されておりますので、それはそれで把握をいたしますが、給食実施者としての教育委員会としては、この数字は公開できないということですか、この件数も含めて。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今まででも、それぞれの各学校での未納者数等については発表しておりませんし、各学校の数字を、何を使われるか分かりませんが、そういったものが出ていくと、この学校は、あの学校はというような状況が出ると困りますので、今後もその数字については出さないつもりでおります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、PTAを通じてこの数字は把握したいと思います。

もう時間も、この問題、余り時間割きたくないのですが、本題に入りたいと思いますが、ある学校では6年間未払いの保護者がいたと。そういう事実は把握しておられるでしょうか、またどういう対応とられたか、把握しておられたら、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） どこという特定としては把握はしておりませんが、おおよそのところは、ここじゃないかなという雰囲気では理解しとるところでございます。

ただ、対応としましては、やはりかなり苦労をされておったという部分で理解している程度でございます。

（5番渡邊裕之君「じゃあ、教育委員会等は何も動いてないということですね」の声あり）

はい。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 6年間未払いで、PTA会長さんも単年度制です。校長先生、教頭先生も、大体3年や、長かったらそれ以上いらっしゃるかもしれませんが、そういった中で、教育行政が現場にこういうことを任せっきりであれば、これごね得ですよ。結局、後で債権の話いたしますが、債権が発生しない以上、給食費はごね得で、逃げたら払わなくていいという前

例つくったら、これ、昔私割れ窓理論の話しましたけど、こういうことほったらかしにしたら、ほかの方々もまねしますですよ。これに対してはどういう認識を持っておられるのか、教育長お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 給食費の未納については、もう皆さんおっしゃるように、不公平感という、そういう状況は否めないと思います。ただ、現在私会計というふうな形でその徴収をしていただいて、PTAの役員さん方、あるいは教頭、教諭等がそれぞれ苦勞している状況は聞いております。先ほどおっしゃいました6年間というふうなもの、私個人的には聞いております。そういった努力もされておる状況であります、やはり私たち、地域によっては、教育委員会の職員と一緒にその未納者のところを訪問するとかという状況もあるようでございますが、現在は菊陽町としてはそこまでやっておりませんで、どうしても学校とPTAの方をお願いをするというふうな形で終わっております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ですから、こういう質問をしたわけでございます。

前回の、ちょうど1年前の北山議員の質問に対して、教育長のいろいろ上げますと、教育委員会が主体となってこの問題解決してるようには答弁からは見えません。しかも、督促など、後で法的措置等の質問もいたしますが、こういったものを見ると、訴える側はPTA会長や校長先生だと、ここまで至っても、まだ教育行政が主体となって取り組んでこないという答弁。

そして、ここからお尋ねしたいんです。これは町長もお尋ねしたいんですが、いろいろとそういった調停等含め、支払い督促等含め、今後検討していかなきゃならん状況にあるかと思いますがという、公会計は考えてないということです。町長も、この最後に、給食問題あたり、PTAあたりでいろいろな場面で取り上げながら、払う方式でやっていかなきゃならんと思っておりますが、教育委員会の方ともいろんな話をしてみたいと思います、1年前でございます。この間にどういう議論をして、改善に取り組もうとされたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 前段として、法的措置という部分でございますので、簡単にちょっと法的措置の方を、渡邊議員の方から申されるかもしれませんが、ちょっとご説明させていただきます。

まず、当然学校給食法は、先ほど申しましたように、学校給食法で定めてる給食費の食材ということでございますので、民事と、民法上の流れに沿っていくという状況が発生いたします。そういう中で、2つの手法がとれるというふうにしております。1つ目は、支払い督促、簡易裁判所へ申し出て、持っていくという方法でございます。ただ、これにつきましては、裁判所に赴くとかそういうことはもう必要ない、書類上だけのやりとりをやっていくという部分でございます、ただ異議申し出が反対の未納者からありますと、どうして訴訟へ発展していくというのはもう免れないのかなという部分が1点でございます。

もう一つの点としましては、少額訴訟という形で、60万円以内という部分であれば、回数的には限定されてきますが、またこれも総額、先ほどの支払い督促と似ておりますが、こういう関係で裁判所へ申し出て、手続をとって、最終的に判決いただいて、それから和解なのか、判決で執行まで持っていくかという状況が民事的になされていくという状況かと思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） その制度は存じ上げておりますが、では現段階で、その相手方となって教育委員会が立たれるということですか、立てるですか。お尋ねいたします。

要するに、教育委員会が支払い督促を訴える、支払い督促なり少額訴訟を起こすということですね。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今のところは、そういった考えはありません。

（5番渡邊裕之君「制度としてできるかということです」の声あり）

制度としては、教育委員会、先ほど私がお答えした中身をおっしゃいましたが、今までの支払い督促の状況を見ますと、校長、PTA会長というふうな形でのやつがありましたんで、学校長会等でもこの辺の話をしますと、結果的に、結局仲間をやっぱり訴えるという、これは本来なら当たり前のことなんです、しかし人間のその心情としてなかなか難しいところもありますんで、訴訟に入るというふうな、裁判をするというふうな状況は好ましくないということで、なかなか学校として踏み切れない。学校長あるいはPTA会長と教育委員会の方が一緒になって支払い督促を発するという事は可能であると思います。それは、やろうと思えばやれないことはないと思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 債権者として足り得ると。裁判といっても少額ですけども、その債権を教育委員会が持つておられると、債権者として債務者を訴えるということができるということですかね。もう一回、確認です。すみません。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 訴えるという形になると思いますが、結局今、私会計であります、設置者は町でありますから、教育委員会がその中に入って督促をするというふうなのはできると思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ここが公会計、私会計のところの部分で一番大きなところ、債権として裁判に足り得るかというところがあるかと思います。そういったところで、これまでも公会計の話が出てきたと思いますが、なぜこの支払い督促という便利な制度があるにもかかわらず、6年間の未納者に対して教育委員会として何ら手を打たなかったのか、それについて明確な答えをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 明確な答えはありませんが、PTAの方へのお願いをしてきた状況だけでありまして、直接的に私どもが出向いてそういった未納者への話をするという状況は全くありませんでした。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私も武蔵ヶ丘中学校のPTA会長をしております。もちろん一切の給料はありません。この6年間の未納に対してのされてる方は、ちょっともう何年かされておりますが、全くのボランティアであります。一方、行政もそうです、学校現場もそうです、お仕事として取り組んでおられますんで、これをPTAに、確かに給食費の負担というのは保護者が負担とするとなっておりませんが、だからといって徴収まで縛るものではないと理解をしております。

私、今年度学校・保育園給食委員会の会長と、いきなり総会に行ったら会長になっておりましたんで、ここで、教育長、去年の値上げに関してのアンケートとられて、目を通していただいたと思いますが、この黄色い線を引いているところは、やはり未納に対する不満、上げるのは構わないと、しかしかえって未納が増えるんじゃないかと、未納の対策をしっかりとしてからという意見が大半にありました。これは先生方がまとめられてるんですが、給食費の値上げに賛成と言われる方々のほとんどがこの未納についての意見を持っておられましたと。値上げをするなら、未納も同時になくしてほしいということでございます。これを現場で、単年度制のPTAに任せるということ自体が、私は教育委員会としての、怠慢という失礼ですけども、非常に教育行政としてこういった問題に取り組まなかった菊陽町の体制としてはいかがかと思えます。

先進事例申し上げますならば、幾らでもあります。横浜市も、これは議員の提案によって、継続審議になりましたけども、これに対して給食費の条例をつくりまして、公会計として裁判を打っておられると。私は一番参考にしたいのは、先ほど支払い督促ありました、お隣の宮崎の小林市でございます。ホームページご覧になりましたでしょうか、きちっとホームページの中で、給食費の定め方や購入の仕方等々書いて、給食費の未納対策、小林市では給食費の100%収納を目標に、給食費未納ゼロを合い言葉にたくさん対策を取っておりますということで、対策その1からずっと書かれております。そして、支払い督促で、21年度が7件、22年度が10件、ほとんど支払いに応じたが、支払いに応じなかった方を対象に行う強制執行を22年度は1件行っていると。ここまで徹底してやらないと、もう昔の性善説にのっとった、この給食費に、法律によって負担するという言葉では立ち行かなくなっているということなんです。

法律は、モラルの下にあります。ですから、我々が本当に100%の道德心を持っていれば、こんな文章で書くような決まり事は要らない、しかしそれぞれが守らないから、お互いの契約として法律があり、決まりがあるんです。決まりを守らない人間がいるなら、決まりをつくっ

て、そこにきちっと守らせなければならない。これを言うと、私が本当に100%守ってるかというと、そうでもありませんので、ちょっと心苦しいんですが、しかしこれはだれが一番損をしてるか、だれが一番困ってるかというのは、やはりまじめにお支払いになってるその子どもたちでありますから、ここはぜひ公会計について、また条例制定、どこでしたか、町田市は21年に条例を制定されます。これは、教育委員会の議決で、条例じゃないですかね、これは規則でしたですかね、行政が出してますから。徴収規則です。町田市教育委員会は21年4月から施行するということで、内容は主に12条から、納付の催告から教育長が講ずる措置、こういったところまで明確にうたっております。

まず、菊陽町は、給食費の条例ございません。近隣自治体も基本的にはないんですが、これは、申しましたとおり、PTAの皆さんが、狭い自治体、地域の中においては、例えば先ほどの未納はほとんど西側です、私、よく知ってます。徴収で回ってるとこはほとんど未納はございません。しかし、やはり人数が多くなって、人と人とのかわりが希薄になったら、これはほかの事例ですけども、もう殴られたというような事例もあります。ごね得が通らない、ここが行政の僕は限界だと思っております。限界を突破するには、決まり事をつくらなきゃならないんです。そこに対して、条例を制定する、そこまでしてきちっとこの問題を解決させる。教育長は、この給食委員会の顧問ですね。

(教育長赤峰洋次君「顧問ですかね」の声あり)

はい、顧問です。この間一緒に研修に教育長と行きましたけども、顧問でいらっしゃいます。私もその会長でございますから、何としてもこの年度にこの問題を終わらせるという強い信念を持って、公会計化、そして条例化、取り組む思いはおありなのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 私会計か公会計かということで、公会計にというお話であります、公会計ということになりますと、今のような状況で、支払い督促等を含めて未納者へのそういったものができるとは思いますが、ご存じのように、菊陽町は単独校でございます、単独調理方式でありますから、多少給食センター方式とは徴収の方法が違うところもあります。それと、単独調理場ということになりますと、地域の活性化というふうなものもありまして、お店等もばらばらに仕入れをする状況もございます。したがって、うちで集めたものがさらに各学校の会計処理というふうな状況も出てまいりまして、その辺についても非常に難しい状況があるなというふうなこともありました。

そういう状況もありまして、一括購入、共同購入というふうな形が給食センターのような形でできればそういったものも少し解消するのかなと思いますが、そういった意味では、公会計というふうなものに一応踏み切れなかった状況も1つございます。

さらには、先ほどお話がありましたように、子ども手当の状況が出てまいりますので、その辺の詳しい数値は、先ほど課長が申し上げましたようにまだ来てませんから、これが定かでは

ありませんが、そういう方向で進むであろうということでの準備はうちとしてもしていきたいと思っておりますし、今私会計から公会計へという、その辺までの検討は十分行っていない状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 先ほど子ども手当の話で、申し出が必要ということで、これはやはり強制的に、そういうところは手渡しで、役場の窓口来てもらうとか、そこまでやらないとだめなんですよ。ですから、やはりここは公会計をする、きちっと条例をつくって、条例なり、担当、教育委員会でなさるんだったら規則なり要綱をおつくりになって、その決まり事のバックで、例えば現場で徴収をされる、そういうような後ろ盾をつくるべきじゃないですか。

再度聞きます。

じゃあ、町長、これ町長、北山議員の質問にも答えて検討とおっしゃってますから、公会計と条例化についてご検討いただけないか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 学校給食の関係につきましては、いわゆるもう教育委員会の所管でありますので、教育委員会の方で、今教育長の方からもいろいろ答弁しておりましたけども、そういった中で十分検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 検討は、去年の北山さんのときからされてるんです。結局私が「検討する」という言葉を許さないのは、これは行政用語で何もしないということだからです。検討するなら、いつまでやるかっていうことは、私が1期目のときに申し上げたはずですよ。それをしてない。議員もそこまで詰めてないのは議員の問題でもあります。こういうことがいたずらにやってたんであったら、全く問題は解決をいたしません。さらには、そういう不作為というものが起こるんであれば、大変失礼であります。今度の任期満了時に再選ということで私は手を挙げられない。それは教育委員会全部です。この問題に対して取り組もうとしないんですから。

国で22億円あるんです。私たちは22億円解決できませんが、1億6,000万円の中の幾らか分かります。こういう状況、いろんな先進自治体はやってるのに、何でうちの町だけできないんですか。であれば、もうこれは堂々めぐりですから、質問いたしません。直接請求制度を使って条例の制定を、PTAの皆さん、今の保護者の皆さん、こういうアンケートに不満を持って書かれた保護者の皆さんを通じて直接請求をするような形をとります。もしくは、この問題、坂本議員も取り組んでこられましたんで、議員の中で議論をして、議員発議で条例を上程をいたします。その準備に入ります。教育委員会がいつまでに検討して返答するということがなれば、そこまで待とうと思いましたが、公会計、決まり事をつくらないというんであれば、12月議会までに上程するような形で検討をいたしたいと思います。

それでは、この問題終わりました、コミュニティースクールに入ります。

22分です。これで足りないかもしれませんので、残りはまた12月議会に、先ほど申しました教科書問題とあわせて質問をいたしたいと思います。

これにつきましても、教育長も次長もまだ赴任されてませんでしたけども、当時増永次長でございましたか、明確に、学校評議員制度があるからということでお断りをされました。

当時、今民主党の政調会長前原誠司さんが民主党の代表でございまして、地方議員フォーラムの中で、このコミュニティースクール制度の推進ということで強くおっしゃっておいりました。民主党政権になりまして、文部科学省も強く推進しておりますから、民主党が進めたのかなと思ったら、これ小渕内閣のときに、そういった諮問委員会の中で、教育改革会議でしたですか、16年、こういう制度ということで始まりました。

制度の説明は結構でございます。簡単に申しますと、これは文科省から出てるものでございまして、これはこの間の日P大会で、広島に分科会で配られておいりました。残念ながら、PTAで、私は県Pの理事もしておりますが、全くこういったコミュニティースクール制度も知らない方がPTAをやっておられるってということで、もう愕然としております。これは、文科省と県の教育委員会も悪いんだろうと思いますし、いろいろ見ますと、この制度を取り入れたくないという教育委員会が多いようでございます。そりゃそうですね。地域の皆さん、保護者の皆さんが学校運営に参画をすると、学校の運営方針や人事までに意見を出せるということですから、できればこういうものはしたくないというのがあるかもしれません。

そこで、まず前提として、これ資料があったらお尋ねをいたします。武蔵ヶ丘の話ばかりで恐縮でございます。最近よく聞くのが、あの中学校にはやりたくないから私立にやるという保護者の声を聞いて、私は会長として、そんなことはない、ぜひ武蔵ヶ丘中学校へ来てくれという話をします。こういう数、前年度で、それぞれ進学するために私立高校を選ばれたってということもありますが、それは公教育が否定されてるということでもあります。いろいろな学校の問題も聞いております。昨日も同僚議員とそういう話をしておりましたが、そういう数、把握していらっしゃいますか。前年度のこの武蔵ヶ丘中学校校区の小学校の卒業生で、武蔵ヶ丘中学校校区にしながら入学をしなかった、私立を選ばれたお子さんの数っていうのは分かりますか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 数ははっきり申し上げられませんが、そういった形で、うちの場合には、結局入学者名簿等が上がってまいりますので、その時点で、よそに行く子がどれくらいいるか、そういった把握は十分しております。ただ、今議員おっしゃったように、いろんな親さんの思いがありまして、決して地域の学校が悪いからとか、そういった思いもあるかもしれませんね、中にはいらっしゃるかもしれませんが、それだけでなく、私立にやるという、これはもうそれぞれのお考えですからいいと思いますが、すべてが公教育を否定するというものではないという受けとめを私はしております。ですから、学校は学校で頑張ってる部分がありますから、できれば町の学校にみんなが来ていただきたいという思いはありますが、数的には、

そういったことで、入学前に状況として出てまいります。

それと、途中で逆に私立に行った子が帰ってくるという現実もあることも事実でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それを聞いたのは、私も、実は小学校の中学校への進学、三里木と青葉台の子どもたちだけ菊陽ということで、西小校区ですけども、その西小のPTAとして、また当時議員でございましたけども、ぜひ一緒に武蔵ヶ丘中学校にということで。そのときには大変喜んでいただいたかと思っていれば、変えてもらわん方がよかったと、菊陽中の方がよかったです。それで、会長になってみると、いろいろ聞くんです、もう学校変えてくれと。今もう耳に入ってるかどうか分かりませんが、授業中に勝手に出ていくと、先生にため口と。それに対して指導ができてない、指導されてるんでしょうけども、結果が結果ですから、そういった状況等々が広まりまして、もうこの学校にはやりたくないというようなお子さんがいますか、保護者の方、これPTAの一緒にやってるような方でもそういうことをおっしゃいますから、本当に残念なんですけども、そういう実態というものは把握されてますでしょうか、学校の状態。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 教育委員会としましては、教育委員が直接学校を訪問するという状況は年に2回でございます。そのほかに、点々その学校にお尋ねすることはあるわけでありまして、生徒指導の状況、不登校、いじめ等を含めて、毎月学校からの報告等もあっておりますので、そういう状況はございます。ただ、一部で学校が荒れてるとかというふうな言葉を聞くことももちろんあります。そういった状況の把握は、委員会にも報告が上がってまいりますし、私どもも足を運びますので、そういう状況は分かっておりますが、中には、言葉として、学級崩壊があるとかというふうなうわさが飛んだりする状況もありますが、決して現在の中学校の中で学級崩壊という形はないと。ただ、議員おっしゃったように、授業中に教師の指導を無視して出ていくという子がいたりすると、そこが学級崩壊だという形でお話が伝わっていく状況はあるように思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私も決してまじめな子ではなかったですけども、授業中に勝手に出ていくってことはなかったですね。これはあくまでも、悪いなりに先生に対する尊敬なんです。やっぱり授業中にそういうことしちゃいかんというのは、みんなそうでした。分からんなりに、授業聞いてなくても、その間は我慢して座ってた。しかし、やはり今の親と先生の関係もあるでしょう。若い先生方、僕らからすると、もう先生っていうのは怖い年上の存在でしたけども、我が中学校でも、若い、本当にいい先生いっぱいいらっしゃいます。そうすると、やっぱり親の方から高圧的に、モンスターペアレントなんていう言葉もありますが、そういうふうに親がなめると子もなめる。会話聞いておきますと、ため口なんです。若い先生ですか

ら、兄貴みたい、姉貴みたいな感じですかかもしれませんが、親しき仲にも礼儀ありで、きちっと締めるとこは締める、そういうことが教育現場でできてないなら、このように敬遠される、すべてが敬遠じゃないですけども、敬遠されるようなご意見が出てもいたし方ないと思います。ここは議員として、また同僚議員らとともに抜き打ちで視察をいたしたいと思いますが、これは前段として申し上げました。

コミュニティースクールという制度、私は、文科省の制度で、教育委員会の皆様はもちろんこの制度に関しては熟知されておりますので、制度論は申し上げます。こういった問題に、やはり先生方の限界といいますか、やっぱり公務員の限界というのは、さげすむ意味で言うてゐるんじゃなくて、やはり我慢をしなけりゃならないと。そこで、もちろん手は出せませんけども、言われっ放しで我慢をしなきゃならない。昔の先生はぼこぼこ殴りました。そりゃもう、それが公で、先生が子どもを指導するのに、愛情持って殴る、しかるっていうのは当然認められたと。そこが寸止めがきかなかつたらいろいろ問題あったかと思いますが。そういった中で、もう公だけじゃ、公共、要するに行政だけでは対応できない。

昨日吉本議員が質問されましたですね、何でしたっけ、こういった支援地域本部やいろんな制度もそうです。これもほとんどもうコミュニティースクールを推進すれば一緒にできるような、ボランティアもそうです。こういった事例が泗水の小学校、中学校でございまして、時間があればいろんな話を聞きに行きたかったんですが、小学校の方でご不幸もありましたので、また時間を決めて、今度こういったところに視察に行きたいと思いますが、まず教育委員会として、これまでこういったコミュニティースクールの検討をなさってきたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） お答えしたいと思いますが、その前に、武蔵ヶ丘中学校ですが、校長、教頭が今3年目でございます。当初来たときは、非常に遅刻が多くて、非常にあきれた状態であったと。それでも、一生懸命やりながら、現在ほぼ遅刻をする者は数名にとどまっているというふうな状況でございますので、学校側として非常に努力はされている部分はあるというふうなことはご承知おきください。

先ほどの18年3月にご質問のあったことの検討はされたかということによろしいですかね。

（5 番渡邊裕之君「いや、その後も含めて、教育委員会として検討されたこられたこと」の声あり）

その当時、私おりませんでしたのであれなんですけども、学校運営協議会制度についての検討というのは、平成19年3月に先進校視察というふうなことで福岡県の春日市の方に行っているようです。しかし、その後、特に同制度についての検討というのは行っておりません。また、推進するというふうな方向にもないというふうなところでございます。

と申しますのも、私が以前勤務しておりました菊陽北小学校の場合、学校評議員の方が校区青少協の事務局長をされておりました。その関係で、地域、保護者、子どもが一緒になってゲ

ームや実験、伝承遊び、食バザーなどを行う原っ子フェスタというのがあるんですけども、坂本議員も十分ご存じだと思いますが、その昔遊びの講師をまとめて紹介していただいたり、材料等の準備までしていただいたり、夏休み中の愛校作業の中で、区長さん方を引き連れて学校北側の裏山の枝落とし、それから除草作業、それから校内の樹木の消毒あたりまで、学校評議員の方と何人かの方、それから区長さん方がしていただいたりしました。それから、運動場のフェンスがありますけれども、ちょうど川のすぐ上になりますけれども、堀川のすぐ上になりますけれども、カンネンカズラが生えてこうとしているというふうなことを話しますと、「ああ、ほんなら、分かった」っていうことで消毒をしていただいたりして、学校のために絶大なる協力をしていただいております。そのような経験上、私が菊陽北小におったときには、地域とともにある学校づくりができていっているなというふうに感じていたところです。

もうちょっと言わせてください。熊本県教育委員会は、保護者や地域住民などによる学校応援団を組織して、学習支援活動を通して学校の教育活動を支援したり、学習環境整備支援あるいは安全パトロールなどを行うような熊本版コミュニティースクールの導入を進めています。実際に、町内にある幾つかの学校が、学校だより等を通じて学校応援団の要請をお願いしているところです。このようなことも、地域の支援を得る取り組みの一つというふうなことで、コミュニティースクール熊本版と、いわゆる文科省が言っているコミュニティースクール、似通ったところがありますので、そこら辺の部分を今考えているところです。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 中学校の話をされました。私は、校長先生にも教頭先生にも本当に敬意を持って接しております。一生懸命努力されたの分かっておりますが、私は保護者の立場でございますから、保護者のそういう声があるということをお伝えしました。現状として、そういう現状があるということ。日々取り組んでおられますが、やはりそこにも限界があるのであれば、私どももしっかりやらなければならないというところで、このコミュニティースクール制度の中で、さっきの給食費の問題も、こういった中で、保護者が、地域が入って一緒に運営すれば問題も解決するかもしれない、そういう思いで推進をしております。

今お話がありました。北小学校、要するにこれは、合う合わないはあると思います。今の事例は、もうそういうような地域と一体となってなさっているような学校ではなくて、やはり都市化した中で、なかなかこの地域と学校とが離れていく、地域活動にも参加しないような保護者が増えている、そういうようなところでいかにこういう制度を使って地域の学校として運営をしていくかということでございます。

そういう、県が進めておるのであれば、こういった話も、残念ながら私どもの、熊本版コミュニティースクールも耳に入っていないんですけども、この手続、これは学校や保護者からの申し出によって教育委員会が検討するというようなことでございます。読みましょうか。コミュニティースクールは、小・中学校はもちろん、幼稚園、高等学校など、地域の公立学校に導入が可能です。導入するかどうかは、学校、保護者や地域の皆さんの意向等踏まえて、学校を

設置する地方公共団体の教育委員会が決定しますということでございます。

ということは、これは議員の立場としてあれこれ言うよりも、この制度を先生方と地域の皆さんと保護者ときちっと認識をして、例えばこの泗水小学校の事例や、これはどこでしたっけ、先日ちょっと広域連合でお邪魔しました東海市の小学校の事例等あります。どういう形が、例えば熊本県版がいいのか、文科省が進める方がいいのか、それは別として、こういったものをまずはPRをしていく、こういう制度がありますと。認知度は、たしかベネッセかなんか、7%って書いてありました。

私も別件でアンケートをとりまして、そこの中ではほとんどこういうふうな、これはいじめとかありませんか、いろいろ相談事ありませんかということで全保護者に出しまして、67ほどしか返ってきておりませんが、この裏に簡単なコミュニティースクールの制度を書いて、これご存じですかと。もしこれを読んで、こういう制度進めたいですかっていうことで質問いたしましたところ、有効回答数が67なんですけども、知ってるっていう方が4名、知らないっていう方が60名、無回答が3名。そして、進めてほしいという方が21名、よくないという方が2名、分からないという方が40名。これほとんど、これをもとに、進めてほしい21人だから、これでうちの中学校で進めようっていうことじゃないです。こういうふうに、どういう制度で、うちの中学校に入れたらいろんな問題が解決する、こういう問題ができる。例えばお米づくりだったり何だったり、こういう伝承の、昨日お話がございました、ああいうものも含めて、このコミュニティースクール制度を使うことでできるんじゃないかという考え方も持たせる、そういった意味でもPRはしていかなければならないと思います。

ですから、文科省が進めようとしてるのを教育委員会で止めてしまっていないと思いますけども、やはりそれはきちっと手続に入る、要するに申請するのは、一義的には保護者、地域でございます、もちろん学校もありますけども。そういった意味では、例えば学校の先生方には教育委員会からお話をさせていただいて、町のPTA等で研究をして、それを各単Pの方で語っていただく。そして、地域は、区長会初め、また民生児童委員の皆さん方にこの制度をお話をして、どういうものなら自分たちが日ごろ学校に赴いていろんなことができるか、年に入学式と卒業式と地区懇談会しか行かないのに、そういうことではやはりいけません。だから、そういった意味では、教育委員会としては、少なくともPRをして、少しは前に進め、その上で各学校で取り組みたいというのであれば、それは法律にのっとって前に進めていくというふうになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 議員のご提案はもう大変意義あるご提案だと思います。ただ、PTA活動ってなのはなかなか、形骸化っていうことを使っておりますが、いろいろ難しい面もありますが、私はコミュニティースクールの一番身近なのはPTAのその活動ではないのかなと、学校に一番身近な活動であると思っております。そういった中で、議員は会長さんでもありますし、PTAの中のやっぱりそういった活動の充実というなのは、学校にはすごい影響があるん

ではないかなと思っておりますし、今後ご提案いただいたコミュニティースクールについても、いろいろと考えてはいきたいと思いますが、現段階ではこれをすぐという状況にはございません。

ただ、もう一つお願いは、武蔵ヶ丘という名前が出ましたが、武蔵ヶ丘中学校のいい面も、うんとやっぱり議員さんとして、PTA会長として出していただきたい。例えば英語暗唱大会で郡市で優勝した、あるいは県で優勝した。県で優勝するなんてなのは、今まで英語暗唱大会ではなかったことなんです。だから、いつかある議員さんとお話ししましたが、そんなこともありますし、いい面もどんどん出しながら、悪い面はやっぱりご指摘をいただきたいと、そんな思いでおります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ありがとうございます。今PTAはPTCAという流れになってると。

「C」っていうのはコミュニティーです。こういうような流れもあります。PTAの形骸化というのは、単年度制もありますし、要するに年間行事というのは毎年変わらない。そういった中で、やはり県Pから見ても、新しいものに取り組もうという時間もあります。ですから、コミュニティースクールを推進するわけでございます。ぜひ、これも、来年からじゃあ始めようかというわけにもいかない、申しましたとおり、議員が言うからできるものではなくて、学校と地域と保護者と、この制度を推進してほしいということを初めて教育委員会に要望いたしましてから進むことでございます。一保護者として、この制度を推進する者として、またしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、我が中学校のそういう部分だけ申し上げました。そういう部分や、5月に行われました体育祭においても、30人31脚、ありますですね。前日までもひざをすりむいて成功しなかった子どもたちが全員成功したんです。もう私は、それを聞いて、前から聞いてた風評というのが飛びました。そういう立派な子どもたちだと思っております。しかしながら、まだほかにもありますが、そういうことが起これば、この学校には行かせたくないという保護者がいるのも事実であります。保護者の立場からちょっと厳しいことを申し上げましたけども、PTA会長としてもそうですけども、また議員としても、この学校教育、菊陽町からすばらしい子どもたちを世に放つ……。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君に申し上げます。発言の制限時間を超えますので、直ちに終了してください。

○5番（渡邊裕之君） はい。時間が過ぎてしまいました。またこの質問は、建設的な質問いたしたいと思っております。オーバーいたしましてすみませんでした。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時2分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○12番（福島知雄君） 皆さんこんにちは。議席番号12番の福島知雄です。よろしくお願いします。

午前中は質問者議員の顔ぶれがよかったのか、たくさんの傍聴者がいらっしゃいましたけども、昼からはぼつりとあそこに1人いらっしゃいます。感謝申し上げます。気持ちを持ち直して、一生懸命質問してまいりたいと思います。

先月の8月9日、この議場で子ども議会が開催をされ、私も傍聴に参りました。子ども議長、また質問者の子ども議員、それぞれりんとして、大変すばらしい子ども議会であったというふうに思っております。出席された子どもさん、また親御さんたちに話を聞いてみますと、大変好評であり、行政、議会に興味を持つようになったと、今後定期的な実施をしてほしいというような話でありました。私もそう思いますし、今後定期的な開催を切望するところであります。

ところで、10月3日からパスポートの申請、発行の手続が本町の町民課の前でできるようになりまして、県庁まで行く必要がなくなり、町民の皆様も大変喜ばれるものというふうに感心をいたします。子ども議会、パスポート、いずれの件も私が一般質問で取り上げまして、取り組んできたわけですが、実施していただいたことに喜びを感じ、評価をいたしたいというふうに思います。

さて、米中樞同時テロから10年を迎えました。日本人24人を含む3,000人の方々が犠牲になられたわけでありまして、10年を過ぎましたが、当時テレビで映し出された映像が今でも鮮明によみがえってまいります。ショッキングで非常に痛ましい事件で、二度とこのような事件がないよう祈るばかりであります。

また、沖縄尖閣諸島沖での中国漁船の衝突事件は、9月7日で1年を迎えましたが、政府の場当たり的な対応、いまだ終結を迎えておりません。日中間の大きな外交問題の一つというふうになっております。その中国が、空母ワリヤークを保有したということで、この空母を保有するには、1974年、当時周恩来さんが総理であったわけですが、周恩来首相が必要を説いたということに始まっているということでもあります。用意周到でしたたかな中国をこの件を見ても分かります。

国内におきましては、3月11日の東北地方大震災から半年を迎えましたが、政府の初期対応のまずさ、危機管理の希薄で、復旧・復興が遅れております。今なお不自由な生活を強いられて多くの被災者の皆さんがおられ、早急な復旧・復興を望み、被災された方々に哀悼の

意をあらわしたいというふうに思います。

さて、本町を眺めてみますと、後藤町長が２期目当選されてから１年になります。初当選以来５年になるわけですが、徐々に後藤カラーが出てきたのかなというふうにも思っております。昨日、どなたでしたか、後藤町長はいやし系の顔だというふうに表現されましたけども、つくづく眺めてみますと、そうなのですかね。しかし、後藤町長は大変したたかな面もあります。頑固で強情なところもありますし、その部分をよい方向で生かしていただき、短・中・長期的な実行可能な政策をとり、実施をしていただきたいと、そのようにエールを送り、期待をいたします。

ところで、スピード時代の今日、コンピューターは私たちの生活に欠かせないものになってきております。反面、情報セキュリティの強化が課題となっております。日本を代表するソニー、そのソニーが米国に拠点を置くハッカー集団の攻撃に遭ったという報道がなされましたけども、皆さんご承知のことだというふうに思っておりますが、そのソニーは、情報セキュリティを強化するために、担当役員を新設してサイバーテロ対策をしたということであります。

本町においては、個人情報をはじめ膨大な情報がコンピューターには入っております。その情報をどのようにセキュリティ対策をするかということになってくるわけですが、今回のその質問は、そういった関連の情報管理についてと高齢者対策、あるいは商工業活性化、地域活性化にもつながっていくであろうと思われまます町内循環バスに関して、今後の方向性なりを質問してまいります。

あとは通告に従いまして、質問席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○１２番（福島知雄君） それでは、質問事項１番目の情報管理についてということでもありますけども、今述べましたように、コンピューターの普及によりまして便利になった反面、そこには大きなリスクもあるということでもあります。秘密情報がたやすく外部流出し、不特定多数の目にさらされるという現実もありまして、情報漏えいが今社会問題化になっております。世は、セキュリティ対策、意識の問題であろうかというふうに思いますけども、本町のコンピューターには、今言いましたように、個人情報はじめ膨大な資料が入っているわけですが、そのセキュリティ対策をどのようにしているかということをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの情報セキュリティ対策はということでお答えします。

情報セキュリティ対策につきましては、個人情報保護法や菊陽町電子情報保全対策大綱に基づきまして行っているところです。この大綱と申しますのは、菊陽町が所掌します情報資産につきまして、情報セキュリティ対策について総合的、体系的かつ具体的に取りまとめているものでございます。

外部からの侵入による情報漏えいや情報破壊に対する防御といったしましては、インフラ環境といったしまして、住民情報系、これは住民基本台帳とか税とか、そういった業務情報等になりますけれども、そういったものは、ネットワークはインターネットなどの外部ネットワークとは完全に切り離しておりまして、外部から侵入されることはないように構築しております。

また、ウイルス対策としまして、サーバー、クライアントともに、デスクトップ用ウイルス対策を実施しているところでございます。

また、内部情報系、これはメールの機能とかそういったものも持っておりますけれども、そういった内部情報系のネットワークにつきましては、インターネットに接続していますので、ファイアウォールによる不正侵入防御やウイルス対策、スパムメール対策も厳重な対策を講じていまして、通信ネットワークを流れるデータも暗号化しておりまして、第三者によるデータ傍受、改ざんを防ぐ機能なども行っているところでございます。

情報漏えいにつきましては、内部の対策も必要になりますので、職員の個人データアクセスにおけます識別と認証を行っておりまして、アクセスログ記録も管理していますので、だれがいつ何を処理したかを把握することができるようにして、このことを職員に伝えておりまして、情報の漏えいが起こらないような対策を講じているところでございます。

また、職員が使用していますパソコンも管理しておりまして、どのパソコンが何の作業を行っているのか、どのインターネットを閲覧しているのかと、そういった記録も管理するようにしておりまして、通常時の職務の状況も把握し、情報のセキュリティー対策も内部に対する対策も構築しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 対策はよく分かりました。それで、セキュリティー対策とか、今言われましたサイバー対策、この診断は実施されたことありますか。セキュリティー対策の診断、サイバー診断。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 業務の中に住基ネット業務を持っております、これは全国的な住民基本台帳のネットワークになりますけれども、そういったネットワークもございまして、外部からのセキュリティー診断というふうなもの、ちょっと時期は正確には覚えておりませんが、そういった診断もやったところではございます。毎年、通常時、外部における診断を行っているかという、現在はそういう外部における毎年度の診断というところまでは行っていない状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） その予定とか、そういう検討は今後されていきますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 外部におけますセキュリティー対策の診断につきましては、今の

ところ予定はしておりませんが、通常時の状況というのを常に把握しながら、必要性が出るようでありましたら検討することもあるかとは思っておりますけれども、今のところは、まだ外部診断というものは持っておりません。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それじゃ、現状ではセキュリティー対策は万全だということですね。その場で結構です。ですね。

それで、次のバックアップ機能は万全かということですが、東北地方震災でも分かりますように、天災地変というのはいつ襲ってくるか分かりません。本町は津波の心配はないかと思われそうですが、地震とか火災とかというのはいつ襲ってくるか分からないわけですが、そういった災害が発生したときに、本町のコンピューターが災害に遭う可能性もなきにしもあらずなんです、そういった万が一のためのバックアップというのはどのようにしてるのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまのデータのバックアップ機能はということでお答えします。

データ資産のバックアップにつきましては、現在、毎日各業務のバックアップデータを作成しておりまして、磁気テープによる耐火金庫に保管するというようなバックアップ体制を行っております。

それと、停電時等のデータ破壊等もございますので、停電時のデータバックアップ機能といたしましては、無停電電源装置によります停電、瞬断、電源・電圧の瞬間的な変動などによります電源障害からシステムを保護するような対策、及び庁舎全体の一部がカバーできるような停電時に発電機によります電源の確保と、そういった機能も確保しているところでございます。

また、住民基本台帳につきましては、住基ネットによります氏名、生年月日、性別、住所の4情報につきましては復元できるようになっておりますし、戸籍のデータにつきましては、熊本地方法務局にもデータが保管されていると、そういった機能も持ちまして対応しているところでありまして、このように一定水準のバックアップの機能は確保しているものというふうに思っておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 毎日の業務の中でバックアップをしていると、なお停電時の対策もしているということですが、今大手企業では、社外バックアップを取り入れてる企業がだんだん増えてきているわけですが、本町において、庁舎外バックアップ、恐らく、たしか自治体で取り入れてるところもありますが、そういった検討はしたことありますか。また、今後するつもりがあるのかないか、その点をお伺いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 今年の３月に発生しました東日本の大震災を受けまして、改めてこの災害時のバックアップ体制というなのが、重要さが認識されておるところかというふうに思っておりますけれども、災害時のバックアップ体制といたしましては、県外等の遠隔地にデータを保管するというようなものも考えられるかと思います。セキュリティー問題も含めまして、通信の問題あるいはデータ復旧の問題、そういった課題があるようでございます。庁舎内にデータ資産を置かずに、データセンター等違う場所で資産を保管するという自治体も検討されているかというふうなことも出てきておりますけれども、どこの地域が安全なのかといった、そういった問題も出てくるのかなというふうにも思っております。

また、ほかのところにデータ資産をバックアップとして置くということと同時に、同一システム使用のほかの自治体間で相互のバックアップシステムの機能を構築すると、そういった機能も可能になってきております。そういった内容につきまして、技術的な進歩がどこまでなのか、そういったことを見据えながら検討はしていく時期も来るものかと、そのように考えておるところです。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○１２番（福島知雄君） 庁舎外バックアップ、県外バックアップと、どこにしていいか、どこが安全なのか分からないってということなんですけども。

私も一回この話を聞きに行ったことあるんですけども、最近はこのバックアップの会社が日本国内に何社もあります。費用的にも非常に安くなっております。そういった、費用的に安く、本当思いのほか安いんですよ。そういった試算あたりも一度、採用するかしないかは別にして、してみたらどうかというふうに思いますけども。やはり東北大震災のように、庁舎がなくなると、ああいったことが起きれば、全部資料がなくなるわけですから、その辺のところは十分検討されて、庁舎外バックアップも一度検討してみたらどうかというふうに思います。

町長、どうですか、この辺は。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員が言われましたように、東日本大震災、東北地方の方では、もう庁舎自体が流れて、すべて津波の被害に遭って、何もかもなくしたというようなところがありますし、やはり本町の場合でも、津波等の心配はないかと思っておりますけども、いろんな事態が発生することもありますので、その点は、担当課長も申しましたように、非常に技術的な進歩もあっておりますので、議員の話によりますと、会社関係の方でも、社外バックアップの関係で、費用も思いのほか安いということでもありますので、その辺も十分調査して、そういった体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○１２番（福島知雄君） ぜひ調査なり検討なりをしていただきたい。経費的にそうかからないのであれば、採用する方向で取り組んでもらいたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

2番目の町内巡回バスについてということですが、この問題は、昨日甲斐議員さん、そして今日石原議員さんが触れられましたけども、この件につきましても、私は平成20年6月に一般質問をしております。当時、今の総務部長が総務課長だったんですけども、そのときの答弁で、乗降者数として、平成15年が7,807人、平成16年度が9,383人、平成17年度が1万1,505人、平成18年度が1万2,032人、平成19年度が1万4,672人、徐々に増加をしております。これも、いずれの年度も南小児童の送迎の利用も含んでるということだったんですけども、平成22年度が2万1,298名というふうに書いてありますが、平成20年、21年度の利用者数、これ南小児童の送迎を含めて結構ですので、どうなってますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 集計が、利用者につきましてが10月から翌年9月までというように集計になりまして、21年10月から22年9月までが、事業の成果にも書いておりました2万812名になっております。平成20年から21年9月につきましてが2万35人ということで、七百名増えておるといような数字になっております。

（12番福島知雄君「ちょっともう一回数字いいですか」の声あり）

20年10月から21年9月につきましてが2万35人、21年10月から22年9月にかけてが2万812人というふうになっております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今言われた数字は、平成22年度の菊陽町一般会計、主要な政策の成果ということで、5番目に町内巡回バスの運行ということで、平成22年度が2万1,298名というふうに書いてありますが、これは数字違うんですけど、どっちが本当なんですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 今回、路線部ごとに集計を出しておりまして、全体数というよりも、路線ごとの個別集計をとっておりまして、その分が集計できますのが10月から9月までということで、ただいま申しましたのが21年10月から22年9月までということで2万812名、それと20年10月から21年9月が2万35名ということで、主な事業の成果と少し時期をずらした数字を出しておりますので、ちょっと申し訳ございませんけども、そういった部分で少し数字が違って、今申しました数字と少し違っておるといようなことでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 数字の違いは理解しました。

この実績をどのように受けとめてるかということです。利用者数が多いと思うのか、少ないと思うのか、これだけで結構ですが、答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） これも路線ごとになるかとも思いますけれども、南部線、これ南小学校学童が多く利用しておりますけれども、南部線、井口線、南方線、青葉台線、向陽台

線、こういったものにつきましては、21から22に向けての増加しておりますし、これまでも少しずつの増加は見られてるかというような傾向でございます。21から22にかけまして、道明線、古閑原線につきましては、若干ではございますけれども、20名とかそういった数字で減らしたしておるというような状況でございます。

全体的には、少しずつ伸びていっておるというような数字となっております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） この主な政策の成果ということで、ちょっと読んでみます。ご案内の町内巡回バスの運行、巡回バスは、住民の福祉向上や町内施設の利用促進を図り、特に交通手段のない高齢者、子どもたちの交通手段として、町内各地から菊陽町役場と「さんふれあ」、菊陽町図書館をつなぐ6路線を週2回、南小児童の登下校のため週4回運行している。平成22年度は2万1,298名、今若干数字は違ったんですけど、利用があり、その費用として820万3,000円を支出したというふうにこの成果報告がっております。

それで、南小学校の週2回、南小児童の登下校のための運行週4回を別にしますと、6路線を週2回運行してるということですよ。この6路線それぞれの、今路線名ちょっと言われましたが、再度路線名と直近2年間、平成21年、22年、6路線それぞれの運行回数とそれぞれの路線の利用者数をお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 南部線を除きます6路線の利用者数と運行数ということで、21年、22年という形で申し述べていきたいと思えます。井口線が21年1,108人、206便でございます。それと、22年1,112人、208便、同様です。それと、南方線、845名、309便、22、1,009名、312便、青葉台線、514名、204便、22が631名、210便、道明線、924名、306便、22年が846名、315便、古閑原線が620名、208便、22、537名、210便、向陽台線が5,642人、416便、22年が5,927名、420便というふうになっております。合計いたしますと、21年が9,653名で1,649便、22年が1万62人で1,675便というふうになっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） そうしますと、1回の平均乗車数はどうなりますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 21、22、これ1,000名を二百何便とかという形で割っていておりますので、四捨五入しますと、ほとんど同数になりますけれども、井口線が1便当たりの利用者数が5名、南方線が3名、青葉台線が3名、道明線が3名、古閑原線が3名、向陽台線が14名というふうな数字になっております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） この結果を見ますと、費用対効果を考えたときに、決して効率がいいというふうには思えませんけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 町内巡回バスの導入に向けまして、導入当初、町内各地域から、公共施設を通りながら、「さんふれあ」あるいは役場等への路線をつくってまいっております。そういった意味で、その路線ごとの張りついております、利用される方々の人数にも差がございますし、またそれぞれの地域でどういう形の利用をされるかという部分も違ってきてると思いますので、そういったことで利用者数の差もできてきてるのかなというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 年間の費用が820万3,000円、南小学校児童の送迎を含んでいますので一概に出ないかとも思うんですが、6路線の一人頭の経費といいますか、町が補助する金額というのは、出てるのであればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 全体の、1人当たりの、すみません……

（12番福島知雄君「そうです」の声あり）

1人当たりに直してということで、大体一般の方が9,600、南部線が1万名ということで、ほぼ半分近くが南部線、学童の方になっておりますので、その半分というような意味合いから申しますと、大体400万円程度が一般の方に係ります経費というようなことで、それを、大まかになりますけれども、1万名程度で割っていくというようなことになりますから、大体400というような数字になっていこうかというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。この町内巡回バスは、いろいろ、いろんな角度からまた検討すべきところがたくさんあるかと思います。また、午前中の石原議員の質問に対しましても、小型等を検討していくというようなことでありましたし、乗降自由ができるかどうか、そういったところも含めて、可能であれば乗降自由もしていきたいと、フリー乗降というふうにしていきたいというふうな答弁でございましたので、見直しということで、次の質問に移っていきます。

町内巡回バスの見直しというふうな、総合計画の前期基本計画の中で素案として上がっております。3年前の吉岡、今の部長の答弁では、改善すべきところは改善していくというふうに考えているということでありました。それから3年を経過したわけでありまして、多少重複するところはあるかもしれませんが、その検討したところがあれば、検討した、あるいは改善したところがあれば、それを説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、平成20年6月の一般質問の際に、巡回バスの利用者数も増加しており、引き続き巡回バスの運行を行いまして、その利用増に向けて努力したいと考えていま

す、また、デマンド交通につきましては、メリット等もあるようでしたら、現在の利用者を配慮して、そういった委託料の問題を考え合わせながら今後検討していければというふうに思っているというふうに私の方で答えたいしております。

その後、当時巡回バスの利用者が1万2,000人程度、先ほど議員がおっしゃったような状況でございますが、そういった利用がありまして、巡回バスというのは、当然この方々のために継続すべきであるというふうに判断したところでございます。

また、デマンド交通の導入につきましては、議員の方からは、長洲町の方に既に視察に行かれておりまして、さらに八女市の方で今後それを導入するというような、ちょうどそういった時期にご質問いただいておりますが、そういったことがありまして、まだその2カ所についてはちょっと調査ができませんでしたが、そのほかのところ、全国デマンド交通システム導入機関連絡協議会というのがもう既にできておりまして、その中の幾つかのところを調査しましたら、委託料等も発生してくるというようなことがありまして、巡回バスを運行しながら、また新たなそういったデマンド交通を導入するということになりますと、また負担が増加するようなことがありましたので、デマンドバスの導入というのは今まで見送ってきたところでございます。

デマンド交通を導入する場合の手続としましては、タクシー会社に委託する場合には区域運行というものの認可が必要でございます。あくまで既存路線型交通の代替もしくは補助的役割ということで、既存路線バスと競合してはいけないというふうにされているところでございます。関係者の意見調整としまして、市町村が実施する法定協議会を開催し、そこで関係者の合意が必要だというふうに言われております。乗り合い区域運行の認可を運輸局から得ることの手続を行うことになります。このようなことを念頭に置きながら、本年度中に巡回バスの利用者状況等に関する調査を行うということで昨日答弁をいたしております。来年度には、その結果を踏まえまして、巡回バスの変更でよいのか、あるいはほかの交通システムの導入の可能性があるのか、そういったものを探りながら、財政的な問題、費用対効果の問題、こういったものがありますので、サービスの水準と財政的な手当てがバランスよくどの程度まで可能であるのかというような視点からもこういったものを検討していきたいと現段階では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 吉岡部長には、次の質問のところまで踏み込んでいただきまして、ありがとうございました。

次の質問に移りますけれども、その前に、昨日の会議の質問の中で、吉野課長の答弁で、町内巡回バスの見直しをすると、そのことについて今年度に調査をするという答弁をされましたですね。それに対して費用が発生するかと思いますけれども、その費用等はいつ計上される予定なんですか。今年度中に調査されるわけでしょう。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまのご質問でございますが、今議会の一般会計補正予算の中に計上いたしておりますので、それを承認いただければ調査に入ることになります。委託料としまして430万5,000円を計上させていただいておりますので、これで調査をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。十分調査をして、どうしたら有意義な、有効な運行ができるか、研究をしていただきたいというように思っております。

次のデマンド交通システムの導入は検討したかということなんですが、今の吉岡部長の話では、どうも私の受けた感想としては、町内巡回バスを運行していきたいというような答弁だったかなというふうに思っていますけども。

私は、より利用者にとって利便性のあるこのデマンド交通システム、これを導入された方がいいんじゃないかなというふうに思っておりますけども。ちょっと説明しますと、このシステムは、完全予約制により、小型車を利用してバス並みの料金で自宅や指定場所から目的地まで利用できるシステムである。通行例を見てみますと、その町でエリアを決めまして、ワンエリア内、大体200円から300円、そのくらいで利用ができるということなんですが、先ほど総務部長も言われましたが、長洲の方にもちょっと行ってまいりました。宇土市の方にも行ってきんですが、宇土市で導入されてるのはデマンド交通とちょっとシステムが違うんですが、町内巡回バスよりも一歩進んだシステムみたいでありました。長洲の方が、本年の10月、来月から恐らく導入されるということでありました。長洲町では、この導入するに当たりまして、先ほど総務部長が言われましたように、交通機関の代替というふうな格好になりますんで、行政あるいは各種団体、タクシー業界、運送業界、警察等を含めて、もちろん許可機関であります国土交通省を含めて協議会を立ち上げ、検討して、10月ぐらいから運行にこぎつけたということでもあります。確かに大変苦労はされております。ただ、宇土あたりの話を聞いてみますと、これが運行されてから、大変高齢者の方が喜ばれていると、行動範囲も広がったということで、また以前みたいに病気もしなくなったというようなことでもあります。また、人が動くということは、そこに消費なり、物流なりが発生するわけですから、地元商工業、そういったものに非常に波及効果があるというふうに思っております。

町長、どうですか、このデマンド交通システムを町長はどのように理解しているか、またどのように思っているかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） デマンド交通につきましては、住民の方が、ドアからドアへという、非常に小回りがきくということで、非常に有効であるかと思っております。

巡回バスにつきましても、この導入時期に当たりましては、何名かの議員さんからもこうい

った、その時代はこの巡回バスの必要性ということであって、今も一定の機能を果たしているわけでありますけども、さっきの路線ごとに見てますと、非常に効率的に悪いようなところも出ておりますので、そういった面で、今回きちんと調査をした上で、この見直し、今後どうするかという部分につきましては、十分検討した上で、内容的に利用率の高い、そして利用者の方々におかれましても、今の状況ではこの投資効果っていいですか、非常に出てないようなところの路線もありますので、そういった面も含めまして、きちんとした形で取り組むためにも、デマンド交通、実際されてるようなところでの実態等も十分調査させた上で、きちんとした、どういう方向に進むかは、今年度の予算措置もお願いしてますので、そういうところできちんと精査して、今後のことについては、それを見た上で、また判断しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひぴしっとした調査をしていただきたいというふうに思います。

このデマンド交通システムというのは、福祉タクシーあるいは福祉バス、今の本町で行っています町内巡回バス、こういったいい部分を取り入れたのがデマンド交通だというふうに私は思っております。今町長が言われたように、ドア・ツー・ドア、ドアからドアへ、高齢者の方の話を聞きますと、町内巡回バスは来てるけども、そのバス停まで行くのがおっくうであると。坂道を上ったり、雨の折、傘差してそこまで歩いていかんといいかんのが大変であると。例えば10人乗りぐらいの乗り合いタクシーで来ていただければ、恐らく田舎の方であれば庭先まで車入ってくるわけですよ。そうして、目的地の玄関先まで送ってもらうならば、毎日でも乗りますというような高齢者の方もいらっしゃると思います。非常に利便性がいいわけですから、ぜひ検討委員会等も立ち上げて協議、研究をしてもらいたいと思いますけども、この辺はどうですか、導入する導入しない、町内巡回バスも関連してくるかもしれませんけども、デマンド交通システムというのを一回研究されてみたらどうですか。町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは、まず庁内の中で、今回予算措置もお願いしておりますけども、いろんなデマンド交通あるいは乗り合いタクシー、いろんなのがあるかと思いますが、それと巡回バスの、これも実際動いてるような状況の中で、こういった方法が一番本町にとってはいい方法であるかということも含めて十分検討させた上で、どの方法をとっていくかということにつきましては、そういう調査の結果を見ながら、また十分内部の方でも検討させた上で、見直しの方については取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。この町内巡回バスは、南部線と向陽台線というのはそれなりの利用者があっております。ただ、ほかの路線が非常に利用者が少ないということです。そういった町内巡回バス、あるいはそれを補うことのできるようなこういったデマンド交通システム、含めたところで十分な検討をしていただきたいということを提案いたしまして、

私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時44分

再開 午後 1 時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○6 番（坂本秀則君） 皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。

最後の質問者になりました。議席番号 6 番の坂本です。

私は、町民皆様の声、要望を行政に届ける確かなかけ橋になりますと約束し、議席を預かったわけですから、本日は私に寄せられた声、要望を通告に従って質問してまいります。

質問は、質問事項 1、新町井手問題について、2、上井手かんがい排水事業について、3、下原堀川線と原水新山線 3 差路について、4、図書館ホールについて、5、し尿処理場跡地及び白菊保育園跡地についてを質問いたします。

質問は、質問席により質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6 番（坂本秀則君） 最初に、質問事項 1 の新町井手問題についての①新町井手問題ですが、新町井手は、全長約 5.02 キロ、「（北、中）」と書いてありますが、北とは新町井手の支流で、馬場地区、本村の南側から分かれ、馬場地区の十一軒の村中を流れ、最後は菊陽自動車学校北側で本流と合流する約 1,880 メートルの支流のことを指します。また、中とは、新町の大原神社北側から分かれ、新町区の北側を流れ、最後は新町ローソン西側で本流と合流する約 480 メーターの支流を指します。

この新町井手の現状を把握しているかを質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

新町井手につきましては、その大部分が未改修の土水路であります。周辺の農地より川底が高く、いわゆる天井川になっております。そのため、井手の決壊や、あるいは一度はんらんしますと、水は行き場を失い、長い時間引くことがないため、被害が大きくなります。また、今年度におきましては、梅雨時期の豪雨により 4 カ所決壊し、復旧しましたが、地元関係区から早期改修の要望が出ております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私は、去る9月7日に、馬場公民館において、新町井手改修についての新町、馬場、鉄砲小路の地権者及び関係者の集会に、新町井手問題に関しての一般質問を通告した関係上、参加したわけですが、その中で、皆様の声、要望は、改修工事は緊急を要するものだという、まさに決起集会そのものでした。

この新町井手は、先ほど答弁にも申されたように、全長のほとんどが土水路でございます。上井手より南側の古閑原、入道水、柳水、馬場、新町地区の水田並びに道、また住宅地の雨水の排水路の役目も果たしており、集中豪雨が起きれば、先ほど申されましたが、毎年のようにどこかで決壊が起きております。大変危険な状態でございます。

集会で、農政課の方の係長の説明がありました。水路の改修と取り入れ口の水門並びに堰の改修は一体として国及び県の補助事業にのせて実現していきたいとのことでしたが、町長が掲げる第5期菊陽町総合計画基本構想素案で、農業の振興項目のところで記載されております高生産、高能率の農業が展開できるよう、用水路、農道、未整備農地などの生産基盤を促進すると掲げてあります。財源の厳しい折ではございますが、水害防止、またこれに伴う二次災害の予防のためにも、流域の方の生命・身体・財産の保持のためにも新町井手改修工事は不可欠だと考えますが、町長の見解はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのこの新町井手の改修関係の工事ということでありますけども、議員言われるように、当該地区、圃場整備等も実施してないようなところもありまして、未改修の状況が多いようなところもあるわけでありまして、これにつきまして、地元の方からそういった要望が出ているところであります。

議員の方からとも言われましたように、このためにはやはり、延長も相当あるし、できれば県営、団体営のこの土地改良事業を計画的に、効率的にするような、そういう中で進めていきたいということを考えておりまして、本年度にその調査設計を要望しているところであります。

また、この新町井手の未改修部分の延長が大変長いということから、短期間での改修は難しく、金額もどれぐらいになるか、これからそういった事業費あたりの試算等もやってみなきゃ分かりませんが、現在農政課の方で関係機関の方と打ち合わせをさせておりますので、補助事業にのせて取り組みたいというふうなところで検討しているような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） その補助事業ですよ。どういう補助事業にのせてやるのか分かりませんが、時期とすれば、町長、来年度、もしできれば、補助事業がいいのが見つかって、それにつかれば、来年度からでも事業開始の予定はありますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ、今年度、来年度の調査設計ということで要望してますので、そういう中で取り組んでいきたいと思っておりますけども、現在非常に土地改良関係の事業というのが、国の方で今6割カットにあって、この後に出される質問の方にも影響しておりますけど

も、非常にそういう厳しいような状況にありまして、ぜひそういうのにきちんとお世話をやきたいと思っておりますので、時期的なものについては、そういうところをクリアしていけば、クリア次第取り組んでいきたいということで、来年度がこの調査設計の一応要望ということで進めておるといことでありますので、来年、まずその部分がのるかどうかが課題であります。

ただ、緊急性というのは非常に高いと思っておりますので、できるだけ早くそういうところもきちんと取りつけて、取り組みたいということで、今の段階でいつからということまではちょっと言えませんけども、とにかくそういう採択等ができればもう取りかかっていたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今日傍聴の中には、馬場の区長様、また新町の区長様が来ておられますが、今日陳情も出されたんですかね。何か出されたようなこともお聞きしました。できれば、一刻も早く工事に着工していただきまして、早期の完成をお祈りしたいと思います。

次に、質問事項の2の上井手かんがい排水事業についてですが、今回で3回目の質問になります。くどいようですが、本事業の工事完成は、原水住民の念願であります。また、原水の地名に由来する、原野に水を引き入れた上井手を未来永劫子孫のために残すことは我々の使命だと考えます。

そこで、①の工事の進捗状況はについてお伺いします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

県営上井手かんがい排水事業は、菊陽・大津両町の総事業費として約6億2,100万円で、総延長が2,855メートルであります。当初、25年度末事業完了を目標として現在施工中であります。完成年度は未定になっております。

総事業費のうち、菊陽町分の事業費は約2億6,150万円で、町負担が約25%の6,500万円で、延長が1,375メートルであります。

平成21年度からの進捗状況は、北小学校東側より上流に向かい、工事延長が698メートルで、工事費が1億6,070万円で、全体の51%が完成しております。

この事業につきましては、菊陽・大津両町で、上井手沿線の区長さん、土地改良理事さんで構成されています上井手かんがい排水事業推進協議会で工事の円滑な実施を図るために協力をいただいております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、②の本年度の工事予定についてご質問します。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 平成23年度の工事予定ですけど、施工延長は289メートルです。これ

は一応3カ所なっております。3カ所で289メートルです。工事費が5,530万円で計画されており、町負担が25%の1,382万円であり、全体の71%が完成予定であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 次に、③の今後の計画はですが、県にお伺いしたところ、予算の都合上ですかね、事業計画が一、二年長くなるかもしれないということでした。その辺を踏まえて答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 平成23年度施工しますと、菊陽町では残りの延長が388メートルになります。2年ほど前から農業農村整備事業の予算が厳しくなっておりますが、周辺住民の方が安心して生活できるよう、早期完了に向けて県に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 前回は質問しましたが、この工事に同意されてない地権者の方への対応等含めて、全区間完成するのかなどなのか、その辺の答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（松本東亜君） お答えいたします。

これまで地権者の方に、農政課としては前向きなお返事をいただいているところで話も進めてきたところでございますが、農政課以外の部署でちょっと課題がございまして、まずはこれまでのその課題を解決するよう今努力をしております、そういった解決を図りながら、一つ一つ前に話を進めていきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 前回の質問時には、何か地元の有力な方のご協力をいただいて説得に行くとか答弁なさいましたが、その辺はどうなってるんですか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（松本東亜君） 4月から私が産業建設部長に参りまして、前回等の答弁等拝見しておりますが、まずは私も勉強のつもりで、その地権者の方とお会いいたしまして、十分そのお話を聞いて、そういう中で解決策を導きたいと考えておりますので、そういうご協力がいただける方々、おありになると思いますが、まだその間の段階までは行っておりませんので、まずは地権者の方のお話を聞いて、町の考え方、誠心誠意を持って問題の解決に当たりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 解決は、前部長はかなり難しいようなことも委員会の中で聞きましたが、どうでしょうか、町としての。

町長にお尋ねします。どうでしょうか、この問題については。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、今産業建設部長が申し上げましたけども、この上井手関係の件とは別な内容のことについて、そちらの方の解決ができなければ協力できないということで、そういう内容になつとるわけでありますけども、そういった面で、今産業建設部長の方が、いろいろありますけども、十分お話を聞きながら、解決策を見たいということで、現時点では答えが出てないというふうな状況であります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 上井手の改修工事は原水地区の念願でございます。ぜひとも工事がすべて完成しますよう、最大限の努力をお願いいたしたいと思います。

続きまして、質問事項3の下原堀川線と原水新山線三差路についてですが、①の下原堀川線と原水新山線三差路の安全確保はできているかについてですが、ここは幾度か大きな事故が発生しております。下原堀川線の跨線橋の開通で、交通量も増加の傾向です。その点を踏まえて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

ご質問の交差点につきましては、平成12年に熊本県公安委員会と一時停止の交通規制での交差点協議を行い、平成13年度、14年度で工事を行い、平成15年4月に供用開始しております。この交差点を図書館側から通行しますと、一時停止箇所で一たん停止していただきまして、徐行し、前に進みますと、県道新山原水線の通行車両は、東側は多少見づらいですが、十分確認できると思います。交差点での交通事故の大半は安全確認を怠ったことによる事故とのことでありますので、朝夕の交通量の多い時間帯におきましても左右の安全確認を十分していただき、時間に余裕を持って通行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） あそこの交差点は、図書館側から来れば、左側は今結構見通しもよいということでしたが、カーブミラーは、右側、右折のためのカーブミラーだけしかついてませんよね。夜になれば、車のライトがついてるのはいいんですが、自転車とか無灯火の自転車とかもおると思うんして、カーブミラーも左右両方つけた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） おっしゃるとおり、カーブミラーは、図書館側から見ますと、東側向きの片方で、直径1メートルのやつがついておりますけども、私が運転する際は、カーブミラーに頼らず、肉眼で直接見た方が私は通行する際は安全だと思いますけれども、西側については、一たん停止のところで止まって見れば、かなり遠くまで見えると思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） あそこは、今鉄砲小路の公民館のところで、交通取り締まり、スピード違反の取り締まり等も頻繁に行われて、かなりスピードも近ごろじゃ出てないんですが、西側から来る車も、スピードが出ればですよ、その肉眼でも右左、お年寄りだったら運動神経もそんなによくないですけど、もう2秒か3秒ですぐ近づいてくる可能性もありますよね。だったら、カーブミラーでもつけとった方が安全じゃないかと考えますが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） あそこはたしか40キロ規制だったと思いますけども、公民館の横に白バイが止まって、レーザーあたりでスピード違反の検問をしていたのを見たことがありますけども、道路というのは交通法規を守って通行するのが当然のことですので、そのスピード違反あたりについては、警察等をお願いして取り締まりを強化していただきたいと思いますが、カーブミラーについては、また交通の係と現地を見て、つけた方がいいようであれば検討したいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） いや、そうはおっしゃいますが、幾度か大きな事故が起きていますので、②の質問に移りますが、将来は信号機を設置すべきではないかについてです。下原堀川線が全線開通したなら、交通量はかなり増加すると思われます。菊陽バイパスと図書館北側には信号機の設置が予定されていますが、この三差路は予定がないと認識しております。できれば、3カ所同時に信号機を設置するのが望ましいと考えますが、新規の信号機設置は、毎年度県下で数カ所とお聞きしとります。それならば、早目に設置計画を立てて県への要望活動をすれば、少しでも早く設置できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

信号機の設置については、議員が今申されたように、熊本県公安委員会にお願いするものですが、要望しても、優先順位等がありまして、最近は特に厳しい状況でございます。

しかし、次のお尋ねの県道大津西合志線までの延伸計画が具体的なものとなれば、四差路交差となりますので、当然信号機の設置は必要なものと考えており、その進捗に応じて要望していきたいと考えます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 3番に移りますが、それ考えがあるんですか、その延伸は。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ただいま申したように、次の延伸計画が具体的になった場合は要望していくということです。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 3番ですが、3番の県道大津西合志線までの延伸は考えられないかですが、この件に関しては、先輩議員が数回質問されております。再度質問いたしますけど、町長、今実現すればまた信号機もという話でしたが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この県道大津西合志線までの延長は考えられないかというご質問でありますけども、今言われたように、これまで何度かほかの議員さんの方からも質問があったところであります。

ご承知のとおり、この下原堀川線につきましては、ＪＲと県道熊本菊陽線をまたぐ杉並木陸橋が完成し、開通しておりますけども、菊陽バイパスの交差点がＴ字路となっております、暫定の供用開始となっているところであります。

そこで、この交差点につきましては、バイパスから南へこの道路を延ばし、バイパスとの交差を十字交差とするものであります。この交差点の工事につきましては、本年度の完成を目指して今取り組んでいるところであります。

また、県が施行しております沖野の東を通ります県道辛川鹿本線のバイパスにつきましては、平成24年度末完成予定と聞いておりまして、予算の関係から25年度までずれ込む可能性もあるというようところで聞いております。この2カ所の道路が開通しますと、車の流れや交通量が変わってくると予想されますので、延伸の計画につきましては、この開通後の状況を見ながら検討したいというふうに考えております。

また、この延伸を計画する場合は、県道大津西合志線の南約100メートルは合志市でありまして、また県道から以北の合志の市道になります、市の道路ですね。竹迫東回り線というのがありますが、こちらの方の整備もしていただく必要があると考えているところでありますので、合志市の方のいわゆる竹迫東回り線の整備について、こちらの方もこれを拡張されますと、また非常に交通量の流れがよくなるのではないかと考えておりますので、合志市との連携が必要であると考えております。

いずれにしても、将来的には延伸は必要と認識しておりますけども、現段階では、下原堀川線の全線の早期完成及びいわゆる辛川鹿本線のバイパスの全線開通が優先であると考えておりますし、さらには県の方にも要望しておりますこの菊陽空港線の延伸、そちらの方も町としては考えておりまして、そういったものを総合的に含みながら、この路線のところについても考えていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えてはおります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今の答弁は、将来は延伸の考えはあるということによろしいんですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 将来的には、合志市の方と連携として、当然こちら側から上げるよりも、どちらかといえば合志市の方からおりてくる車の方が多くなるんじゃないか、もちろんこっちから上がっていく車もあると思いますが、そういうことで、合志の方の、どういう取り組

みをされていくか。以前、菊陽の方に市の議員さん方が来られて、現状の中で上に上げてくれないかという要望があったというところでもありますけども、まず本町のいわゆるバイパスの交差点あたり、その辺がまだ、課題も抱えておりますので、そういう面をきちんと、町の方の計画してる分を先に完成させた上で、その車の流れも見ながら、そういった中で次の、将来的には取り組んでいきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、4番の図書館ホールについて質問いたします。

①のホールリハーサル室及び倉庫等の建設計画が予定されているが、具体的な説明をについてですが、本年度予算で、建設に当たり、調査等委託料が50万円計上されております。その使い道を含めて説明をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

まず、お答えする前に、図書館ホールの施設と利用状況のご説明をさせていただきたいと思っています。

図書館ホールは、客席数500席、2つの楽屋を有し、平成15年に開館し、今年で9年目を迎えます。22年度のホール利用の状況につきましてですが、利用者数が約1万8,500人、稼働率で56.7%、年間126回の催し物が開催されており、そのうち吹奏楽やカラオケ発表などの音楽関係と民謡など踊りに関する催しが35回程度開かれております。

ご質問のリハーサル室等の建設計画の具体的内容ということですが、現在建設計画が具体化しているわけではございません。ただ、楽屋が狭いなどの利用者の方々からのご要望がございますので、建設が可能か、またその場所はどこがよいか、建設費はどれくらいかかるのかなどの調査を今年度中に行う予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 使用者の方は、本当今答弁にもありましたように、楽屋が狭くて、着がえもままらなく、また食事もとれないと。舞台衣装で観客の皆様の前を通過して、本来なら舞台衣装はステージ上のみで見せるのが本当だと言われました。ぜひともホールリハーサル、また倉庫、楽屋等の建設をしていただきたいと思います。

建設計画は未定なんですけども、もしも建設が予定された場合、②の建設検討委員会を設置し、使用者の意見、希望を取り入れるべきじゃないかですが、予定された場合、こういうことができますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 先ほどの私の答弁でも申し上げましたとおり、ご利用いただいておりますお客様方のご要望というのを伺って、それに沿う形で調査というのを今年度行っていきますので、要望関係という部分が十分反映できるかなと思いますので、今後についても、建設検討委

員会という形ではなく、ご要望を聞いて、それにこたえられるという形でいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長、今館長の答えでは、まだ建設は未定ということでしたが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私もいろいろ図書館ホール行きますけども、私の方も、議員が言われたように、この出演者の方が、いわゆる楽屋、今図書館の方の視聴覚室が楽屋的な使い方をされておりますけども、あそこでされると、いわゆるステージ衣装でいろいろお客の方と出会うという、そういうところをどうにかならないかということでもありますので、楽屋の増設、いろいろ外の方も、いろんな何か図書館のつく関係で、そういう場所がとれるかどうかということでもありますけども、楽屋的なもの、いわゆる動線、いわゆるステージの方に直接楽屋から向かえるような、そういうところができないかということを調査させて、そういうことは考えておりますけども、よその文化会館みたいな大きなリハーサル室、そういうまでしますと、また駐車場をつぶしたり、いろんなことが出てきますので、また経費も相当かかるかと思います。そういったことがありますので、今回、今調査費も50万円ということですから、さっき図書館長が言ったようなところを、楽屋的なものができるかというところをまずさせたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、③のホール使用者及びスタッフ等のホール入場・退場の時間を見直すべきではないかについてですが、この件につきましては、出演者及び出演者の関係者が、出演時間に今の入場の時間ではとても準備が間に合わない、また退場時間も、後片づけ等していけば退場時間に間に合わなくなるということで、多くの皆様が要望を上げられていましたので、質問いたします。

どうかこの見直しができないかと思っておりますので、ご説明、答弁お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） それでは、議員のご質問のホールの使用者及びスタッフ等のホール入場・退場の時間を見直すべきではないかというご質問にお答えいたします。

まず、ホールを使用できる時間帯についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、朝の区分として午前9時から正午まで、それからお昼の区分として午後1時から午後5時まで、夜の区分として午後6時から午後10時までとなっております。その区分の時間帯の中で準備と後片づけをお願いをしているというのが現状でございます。

しかし、催し物の都合により、議員がおっしゃいますように、朝区分の準備のときの入場、それから夜の区分の後片づけ後の退場などにつきましては、ケースに応じて弾力的に運用をい

たしておりますので、その辺は条例の改正等まではしなくていいんじゃないかなというふうに
思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 弾力的にというのは、じゃあもう希望があれば早目に入場させてあげると
いうことでよろしいんですか。だけん、その希望があればすべて入場させてやるということ
で。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 常識で考えられる時間の範囲内であれば、なるべくご要望におこたえ
したいなと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、続きまして、④のCD及び書籍等の販売を許可すべきではない
かということですが、これは出演者及び関係者のCD、また書籍等の販売、その件について質
問いたします。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） それでは、議員のCD、書籍等の販売を許可すべきでないかというご
質問にお答えしたいと思います。

図書館ホールは図書館に併設された社会教育施設のため、多少の制約があり、専ら営利を目的
とした販売はできないことになっております。しかし、菊陽町図書館ホールとしては、講演
会の講師の方が出版されている書籍やコンサートなどが行われたときの音楽家の方が出されて
いるCDの販売については、これもケースに応じて弾力的な運用を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、5の運営業務委託契約はどのように結んでいるかについてで
すが、菊陽町にもホール、ステージ運営を仕事にされてる方もおられます。技術面、またいろ
んな免許も必要になるかと思いますが、その方たちも参入できるようなやり方が望ましいと思
うので、この質問を上げております。どうですか、中身、ご答弁、ご説明よろしく願いいた
します。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） それでは、現在のホールの運営業務委託の契約内容についてご説明し
たいと思っております。

契約につきましては、年度当初に音響照明の専門の方を1日1回、1人当たりですね、派遣
をしていただくための単価についての見積りの入札を行って、業者を決定して、1年間の単
価契約という部分で随意契約を結んでおります。ただ、今、今年度の見積もりにおきまして

も、菊陽町の業者の方々については今入っておりませんで、すべて今町外の方の見積もりというふうになっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今のをもう少し詳しく、だけんもう時間関係なしに、もう1日は1日ですか。もう半日でも同じお金、1時間でも同じお金なんですか。その辺、詳しくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 基本的には、先ほど答弁しました区分により来ていただくことになりますので、1区分いらっしゃっても1回分ということになります。ただ、図書館ホールとしましては、朝区分だけおいでいただいてもお支払いするという部分だと多少やはり高くつくという部分がありますので、そういう場合には、基本的に午後に次回以降のステージを借りられている方々の打ち合わせをそのときに入れるというふうな工夫をいたしまして、なるべく朝昼というような、一日出てきていただくような部分で、何とか効率よく運用させていただいております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 利用者、使用者の人が支払うこのスタッフの料金は、図書館の利用料とは一緒なんですか、別なんですか。そこはいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 基本的には同じでございます。

（6番坂本秀則君「同じ」の声あり）

はい。図書館ホールが支払ってる金額と、もし利用者の方々がプラスで余分に来てほしいという部分でご要望されるのであれば、町と契約してる金額と同じ金額でお支払いをいただいているようです。

（6番坂本秀則君「だけん、それは出演者の方が支払うわけ」の声あり）

ああ、そうです。はい。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それは、じゃあ、極端なこと言うなら、もう一日、朝、昼、晩と出演者が変わればどうなるんですか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 基本的に、大体借りていただく場合には、2名までは町の方でお支払いをしておりますので、大体その枠の中でおさまっているかと思います。大がかりな部分の場合には、一回借りられる方が、大体朝から昼区分まで、もしくは夜区分まで利用されて、借りて、大がかりにされるときのみですので、1年間にもう数回ぐらいの部分しかないと思いま

す。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、その数回の中では、この方は2回分受け取るような形になるんですか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） そういったケースっていうのは、基本的に今ございませんけども、もし万が一そうなった場合というのは、図書館側がお願いした場合には、図書館の契約の中で図書館がお支払いをしておりますので、それはもう1回ということは、1日1回がそのまま朝から夜までずっと続くことになりますので、1回の支払いになります。ですから、仮に金額がそこで2回カウントされるっていうことはございません。図書館が払う場合はですね。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 見積入札ということですが、これに必要な免許とかいろいろあるわけでしょう。その辺を具体的にちょっとお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 基本的には、国家資格となってる部分が、舞台機構調整技能士、これが1級、2級、3級というのがございます。それからあと、これはまだ国家資格ではございませんけども、照明技術技能認定っていうのが、要するに照明の部分、この辺をする部分について、やはり1級と2級という部分がございまして、両方とも専門性と、それから安全性というのを持つためには資格をとということで、片一方の国家資格の場合には知事が実施をするということになっておりまして、もう一つの照明の方につきましては、社団法人日本照明家協会の中で安全性と専門性を高めるためについてということでされている部分で、基本的には、じゃあホールの方ではってということで、大体この資格を持っていらっしゃる会社の方々のところに今見積もり依頼をお願いしてるという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、本年度は見積入札何社参加されてあるわけですか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） 3社行っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） できれば、町内の仕事は町内の方に任せることができれば最高かなと思いますが、いろいろな国家資格等が必要ならば、そういうのも指導なさいまして、菊陽の業者の育成もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5番のし尿処理場跡地及び白菊保育園跡地についてですが、①のし尿処理場跡地の利用計画はあるかと、2番目も一緒に、白菊保育園の跡地の利用計画があるか、一緒に答弁お願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、し尿処理場跡地及び白菊保育園跡地の利用計画についてお答えします。

し尿処理場の跡地につきましては、施設稼働時に地元の方にいろいろご迷惑をおかけしたということもありまして、地元、これ下津久礼区になりますけれども、の意見を尊重する必要があるということで、平成19年に地元の役員の皆様に跡地の利用についてご意見を伺っております。そのときの意見としましては、現在区の方で、県の委託によりまして、みらい大橋付近の県所有地の公園管理に人手を要しておりまして、地元管理に依頼し、管理に手間が要するような公園は遠慮してほしいという意見や、運動施設的なものが要望も多くよいのではというような意見が出されておりました。その後、地元も含めた住民の方々のご要望に対応していきたいと、跡地利用について検討を行いましたけれども、まだ結論までには至っていない状況です。

また、町内には災害時のごみ一時保管所としての機能も必要でありますし、現在はし尿処理場跡地にこの機能も考えているところでありますので、こういった機能にも配慮いたしまして、町民の皆様の全体的なニーズも把握しながら、必要に応じて跡地の利用の計画を検討していきたいというふうに考えておるところです。

また、白菊保育園跡地の利用計画についてですけれども、旧白菊保育園跡地の利用計画についてですけれども、白水地域では特に地域でのいろんな催しが多く行われておりまして、南部町民センター、菊陽南小学校、あるいは現在の白菊保育園等が利用されておりまして、旧白菊保育園の跡地は、その際の駐車場用地として数多く利用されております。このような利用がっておりますので、現在は旧白菊保育園の跡地の利用については、このままの状態を利用を続けたいというふうに考えている状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今後、土地利用に関して、民間の方とか近隣地域の住民の方とかが利用したいといった場合、その対応はどうかございますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 利用の仕方についてですけども、一時的な利用あるいは相当期間、一月等も含めてある程度の期間を要する利用というのがあるかと思うんですけども、長期の利用については、やはりそういった利用ってというのは、誘致を含めて、簡単な使用許可というのとは出てないかというふうに思っておりますけども、簡単な、ちょっと、ごく一日とか、そういう利用の部分については、状況によって判断することもあるのかなというふうに思っておりますけども。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、民間の方が買い取りたいというオファーが来たときには、今後と

も絶対売却はしないということでもいいんですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 公共用地の払い下げ等につきましては、払い下げ基準を設けてお
ると思いますので、その内容に沿った措置をとっていくことになろうかと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 失礼しました。予定に入っておりませんで、普通財産、今のし尿処理
場跡については、総合政策課長の方で答弁いたしましたようなことで、臨時の形での使用等で
ございますけども、もともとあそこがし尿処理場跡地ということで、菊池環境保全組合の方か
ら関係市町より譲与を受けた土地であります。したがって、菊陽町が譲与を受けておりま
すので、現時点は菊陽町の所有ということで、普通財産としての管理をしております。

行政財産と違いまして、普通財産につきましては、当面は直接的な行政としての利用はあり
ませんけども、そういった緊急的なものに利用していくということでございます。

その中にあって、売却という点でございますけども、その点、なかなか難しい部分ござい
ます。近年の状況といたしまして、平成22年度の今回の決算には出ておりましたし、この前の
監査委員さんの報告にはありました肥後銀行グラウンドの入り口のところの700平方メートル
ぐらいの土地につきましても同様に、ある一定規模の土地であります。形が三角に近いよう
な土地がございまして、そのような場合に、町の将来的な利用が見込めないであろう土地で
あります場合には、今の土地区画整理地内の土地の処分なんかもございますけども、売却処分し
ていくというふうな方向もあろうかと思っております。

ただし、し尿処理場につきましては、譲与を受けた土地であるということ、それと白菊園の
跡地につきましては、先ほど答弁にはありませんでしたけども、鼻ぐり井手祭りの際の駐車場
としても当然活用いただいているということで、地域の利用状況、それから南小学校あるいは南
部センター、白菊園、鼻ぐり井手周辺の中の一部の、その南校区の拠点の一部に位置する白菊
園の跡地でもありますので、その辺十分見据えた上で、もう将来的に利用することがないとい
うような状況がありますれば売却するような方向も出てくるかと思っておりますけども、総合
政策課長も申し上げましたように、現時点においてはそういった方向には至っておらないとい
うことでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今、じゃあ雑草とかの処理はどうなってるんですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 普通財産にもいろいろございますが、その中で、今日の課題として上
げていただいておりますし尿処理場跡地と白菊園につきましては、普通財産として今財政課の
方で管理しております。し尿処理場につきましては、広いところが8,500ぐらいございまし
て、狭い方の入り口が1,800ぐらいだったと思いますけども、合わせて1万600ぐらいあります

が、一昨年につきましては、課長さんたちにご協力いただきまして、町長もおいでいただいて、雑草の刈り取り作業を行いました。なかなか普通財産の管理について予算に計上してまで管理するというのは、厳しい財政状況もあるもんですから、そういった措置をいたしました。

昨年度の状況といたしましては、なかなか職員でやるっていうのはちょっとしんどいし、危険性もあるっていうことで、公園管理センターの方に中型の刈り取り機的なものがございまして、その職員にお願いしまして刈り取りをお願いしたところでございます。

本年度につきましては、まだ取り組んでおりませんで、これは今ちょうど伸びてきている時期でもありますので、冬場に入る前には何らかの措置をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、年がら年じゅうきれいな状態にするというよりも、隣近所に迷惑がかからないよう、あるいは火災の発生等の原因にならないような状況の最低限の管理をしたいということでございます。

もう一点の白菊保育園につきましては、ここの管理上は、ここ数年特に雑草についての予算は計上しておりません。予算計上させていただいたのが、入り口のところにドングリの木、カシノキございまして、隣の方の通行路の途中になるもんですから、その強剪定を委託してお願いしたことはございます。雑草については、小学校でお使いになるとき、あるいは保育園でお使いになるときの前に、保護者等の皆さんに余裕があられるときにはお切りいただく、駐車場として利用される前にお切りいただくことも現状としてあるようですし、そうでないときには職員で、休みのときにでも、時間があいたときでも切りに行ってるような状況で、今予算建てしてその処分をお願いしてるというふうな状況ございません。

ただし、年に一回程度は、白菊園の跡地については、シルバーあたりにもお願いしながらやっていきたいとは思っております。といいますのが、普通財産の管理上、ほかにも、皆さんご存じのように、光の森の公民館予定地、それからほかにも公民館予定地等の普通財産もございまして、そちらの方もシルバーをお願いしてるような状況もございまして、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私に寄せられた声で、白菊保育園の跡地は曲手公民館にでもという声をお聞きしました。そうなった場合どうなりますか。ちょっと最後、少しですが、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 私の方では、直接、1分しかございませんので、すいません。地域の公民館につきましては、今光の森等で事例がありますように、町の方で必要があれば土地を確保して、その分で地域の方にお貸し付けさせていただくような状況で進めておりますので、そういった制度にのっかるべき話がありますれば、同様の対応になっていくかというふうに思い

ます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君に申し上げます。時間が来ましたので、速やかに終了してください。

○6番（坂本秀則君） これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労でございました。

明日からは各常任委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時55分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成23年9月16日（金）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成23年9月20日（火）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成23年9月22日（木）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（5 日 目）

（平成23年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成23年9月22日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第39号 菊陽町暴力団排除条例の制定について  
日程第2 議案第40号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第3 議案第41号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第4 議案第42号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第5 議案第43号 平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第1号）について  
日程第6 議案第44号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について  
日程第7 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君 | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君 | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君 | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君 | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9 番  | 芝 和 長 君   | 10 番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12 番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14 番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 君 | 16 番 | 小 林 久美子 君 |
| 17 番 | 梅 田 清 明 君 | 18 番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 7 番 | 石 原 武 義 君 | 8 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                  |           |                   |           |
|------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長              | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長             | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 長            | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長           | 水 上 孝 親 君 |
| 総 務 部 長          | 吉 岡 典 次 君 | 福祉生活部長            | 眞 鍋 清 也 君 |
| 産業建設部長           | 松 本 東 亞 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 阪 本 修 一 君 |
| 総 務 課 長          | 平 野 誠 也 君 | 総合政策課長            | 吉 野 邦 宏 君 |
| 財 政 課 長          | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長           | 阪 本 浩 徳 君 |
| 人権教育・<br>啓 発 課 長 | 堀 川 俊 幸 君 | 福 祉 課 長           | 渡 邊 幸 伸 君 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 健康・保険課長           | 村 田 節 子 君 |
| 環境生活課長            | 大 山 陽 祐 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 堀 川 正 信 君 |
| 建 設 課 長           | 松 村 孝 雄 君 |
| 下 水 道 課 長         | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 |
| 学 務 課 長           | 松 本 洋 昭 君 |
| 生涯学習課長            | 佐 藤 清 孝 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 介護保険課長    | 宮 本 義 雄 君 |
| 町 民 課 長   | 山 崎 謙 三 君 |
| 農 政 課 長   | 荒 木 一 雄 君 |
| 都市計画課長    | 坂 本 恭 一 君 |
| 商工振興課長    | 吉 川 義 則 君 |
| 図 書 館 長   | 堀 行 徳 君   |
| 中央公民館長    | 矢 野 陽 子 君 |
| 農業委員会事務局長 | 志 垣 敏 夫 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 廣 野 豊 徳 君 |
| 書 記    | 山 川 真喜子 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時1分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

佐藤議員より、少々遅れるとの連絡が入っておりますのでお知らせしておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第39号 菊陽町暴力団排除条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第39号菊陽町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） 皆さんおはようございます。

議案第39号菊陽町暴力団排除条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。

本町における暴力団の排除に関しては、議会での決議や個別の条例、要綱等により対処してきたところでございますが、基本となる条例を制定していなかったこともございまして、今回基本理念等を定め、町、町民等及び関係機関等が連携し、暴力団の排除を推進するとともに町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与するため、本条例を設定するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、個別の条例、要綱等につきましては、先に皆さん方には資料として差し上げているところでございます。

それでは、条例の内容についてご説明を申し上げます。

まず、第1条目的でございますが、本条につきましては本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものでございます。

次に、第2条定義でございます。

本条につきましては、本条例における用語の定義を規定しております。

次に、第3条基本理念でございます。

本条につきましては、菊陽町における暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものでございます。

次に、第4条でございます。

第4条町の責務につきましては町自らが基本理念に基づいた暴力団の排除を総合的に推進し、あわせて町民等の取り組みについても必要な措置を講じる責務があることを規定したものでございます。

次に、第5条町民の責務でございます。

本条につきましては、暴力団の排除に関する町民の役割の重要性にかんがみ、暴力団の排除のための町民の努力義務について規定したものでございます。

次に、第6条事業者の責務でございますが、本条は暴力団の排除に関する事業者の役割の重要性にかんがみ、事業者による暴力団の利益につながらない健全な事業活動の推進及び町が実施する暴力団の排除に関する施策への積極的な取り組み等に関する努力義務について規定したものでございます。

第7条推進体制の整備でございます。

本条は、町が暴力団の排除のための施策を町民等及び暴力追放センター、その他関係者と一体となって総合的かつ効果的に推進していくための体制の整備について規定したものでございます。

次に、第8条町民等及び町民等が組織する団体に対する支援ということでございますが、本条につきましては町民等及び町民等が組織する団体が暴力団の排除のための活動を行おうとしても、そのために必要な情報やノウハウを保有していないため、その活動に自主的かつ総合的に連携、協働して取り組めるよう町が暴力団の排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものでございます。

次に、第9条広報及び啓発でございます。

本条につきましては、町民等が自主的かつ積極的に暴力団の排除のための活動に参画できるよう町民等に対する暴力団への正しい認識や暴力団の排除の必要性の理解の浸透を図るため、町が広報及び啓発を行うべきことを規定したものでございます。

次に、第10条県との連携でございます。

本条につきましては、町が実施する暴力団の排除に関する施策が講じられるよう県と連携して推進していくことについて規定したものでございます。

次に、第11条町の事務及び事業における措置でございますが、町が実施する事務及び事業が暴力団を利することのないように、暴力団員を町が実施する入札に参加させないなど、町が町の事務及び事業の全般から暴力団を排除するための必要な措置を行うことについて規定したものでございます。

次に、第12条少年に対する教育等のための措置でございます。

本条につきましては、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、町長、教育委員会が中学校において生徒に対する教育が行われるよう必要な措置を講ずることや、社会全体において少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する職員の派遣、情報の提供などの必要な支援を規定したものでございます。

次に、第13条でございます。警察への援助要請でございます。

本条につきましては、暴力団から危害を加えられるおそれのある者や不当な行為により困惑している者がいる場合は、必要な援助を大津警察署に要請することについて規定したものでございます。

次に、第14条委任でございます。

この条例に関しましては、必要な事項等は町長が別に定めるということで規定しております。

なお、本条例につきましては附則としまして公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり、あつ……

（「再確認」の声あり）

佐藤議員が遅く来ましたので、ただいまから再採決を行いたいと思います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第40号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第40号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第40号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございますけれども、地方税法等の一部改正に伴いまして、本条例を改正する必要があるとございますので、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回の税条例の改正につきましては、現下の厳しい状況及び雇用情勢に対応して税制の整備

を図るための地方税法等の一部を改正する法律、それから施行令、施行規則等が改正されまして、6月20日に公布されたところでございます。

これらの改正のうち、条例を改正する必要がある分につきまして、今回提案させていただいております。主な内容は、寄附金控除の関係、それから肉用牛の売却の関係、それから罰則、過料の引き上げの関係でございます。

それでは、1ページめくっていただきまして、菊陽町税条例の一部を改正する条例でございます。この部分につきましては、3条立てでいたしております。第1条が本文、それから附則の改正、それから第2条が平成20年の附則の改正、それから第3条が平成22年の附則の改正という条立てになっております。

条文が長うございますので、参考資料で説明させていただきたいというふうに存じます。

参考資料のところを1枚めくっていただきますと、下の方にページが振ってございますので、まず1ページをご覧いただきたいというふうに存じます。

まず、説明は改正案の方を中心に説明させていただきます。

第26条が町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございます。これを「3万円以下」を「10万円以下」に引き上げるというところでございます。

それから、次の34条の7、寄附金税額控除につきましては地方税法等の条文が整理されまして簡素化されましたので、それに伴いまして条文を整理するものでございまして、内容は特に変わったものではございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページの下段の方に、36条の3町民税の申告でございますが、こちらも条文の整理でございます。

それから、次の4ページをお願いいたします。

4ページは、町民税の不申告に関する過料でございますが、これも「3万円」から「10万円」に引き上げるというところでございます。

次の53条の10退職所得申告書の不提出に関する過料、これも「3万円」を「10万円」に引き上げるというところでございます。

続きまして、61条の固定資産税の課税標準、これにつきましては条文の整理で改正いたしておるところでございます。

それから、4ページの一番下に固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、これにつきましても、次の5ページに移っていただきまして「3万円」を「10万円」に引き上げるというところでございます。

5ページの2つ目の75条、これは固定資産税に係る不申告に関する過料、これも「3万円」から「10万円」に上げるというところでございます。

それから、続きまして88条の軽自動車税に係る不申告等に関する過料につきましても「3万円」から「10万円」に引き上げるものでございます。

それから、次のたばこ税に係る不申告に関する過料、これは新設でございまして、内容は同じように10万円の過料を科するというのが主なものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページの107条のところですが、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、これも「3万円」から「10万円」に引き上げるものでございます。

それから、次の133条特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、これも「3万円」から「10万円」に引き上げるものでございます。

次の139条の2につきましては、条文の追加でございまして、特別土地保有税の不申告にかかわる過料の分を、10万円以下に課するところを追加するものでございます。

それから、7ページをお願いいたします。

7ページの特別土地保有税の減免、139条の3でございますが、これは条文の整理でございます。1つ繰り下がったというところでございます。

続きまして、第7条の4寄附金税額控除における特別控除額の特例、これは34条の7が全面改正されました関係で条文が簡素化されました。それに伴いまして、こちらの附則第7条の4もあわせて簡素化するというところでございます。

続きまして、次の8ページをお願いいたします。

中段に、第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、こちらの特例を24年度から27年度まで3年間延長するというところでございます。あわせまして、条文にはございませんけれども、今まで「2,000頭」までは免税ございましたが、「1,500頭」までという形に少し下がるというところでございますが、1,500頭を販売する方は特にございませんので、そちらの方は影響はないというふうに考えています。

続きまして、10ページをお願いいたします。

10ページの上段、第10条の2新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますけど、こちらは条文の整理でございますが、知事の「認定」から知事への「登録」という形に、形上条文が訂正されましたので、あわせて改正いたしております。

続きまして、中段の16条の3上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例につきましては、これも附則の第7条の4等が改正されました関係で条文の整理をいたしたところでございます。こちらから次の11ページの中段の第16条の4土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、それから12ページです。上から5段目にございます第17条の長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例、それから一番下にございます短期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例、それから次の13ページの下段にございます第19条株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例、それから次の14ページの中段でございますけども、20条の2先物取引に係る雑所得等に係る町民税の課税の特例、それから15ページの中段でございますが、20条の4条約適用実施等及び条約適用配当に係る個人町民税の特例につきましては、同じよう

に前の条文が変わりました関係で、条文を同じように整理したところでございまして、大きく変わったところはございません。

続きまして、17ページをお願いいたします。

17ページは改正条文の第2条の関係でございすけども、附則の改正をいたしております。

その中で、ちょうど中段にあります第2条の第9項町民税の所得への納税義務者が云々とございますが、この特例を平成23年12月31日までから2年間延ばしまして、25年12月31日までとするものでございます。

それから、次の下の下段でございすが、16項、こちらも23年12月31日から25年12月31日までに延ばすものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

下段でございまして、21項、こちらも23年12月31日までを、25年12月31日までに2年間延長するものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページは改正文の第3条の関係でございす。

附則としまして、この条例は22年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するということでございすが、これは平成22年3月に定めました附則の改正でございまして、19条の3の改正規定関係を25年1月1日から27年1月1日に変更するということでございまして、実際この施行につきましては、まだ25年1月1日施行ということでございましたので、施行自体は実際はあっておりませんので、2年間施行するのが延びるというような形になります。

それから、一番下のところでございすが、第6項こちらも25年度から27年度に延ばすというような改正でございす。

それから、前のページから3枚目の裏でございすけども、上から10行目ぐらいに附則というところがあるかと思ひすけども、附則でこの条例改正の全体的な公布の日等を定めております。

基本的には、この条例は公布の日から施行するということでございすが、ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということでございまして、第1条の次に(1)第1号がございすけども、これは過料を「3万円」から「10万円」に引き上げるということが主でございすけども、これは公布の日から起算して2カ月を経過した日ということを施行日といたしております。これは過料ということで、一応納めていただくような形になりますので、周知期間が要するということで一応2カ月経過しているということにいたしております。

それから、(2)第2号でございすけども、肉用牛の関係の分野のところですが、これは平成25年1月1日からの施行でございす。

それから、(3)第3号でございすけども、固定資産の関係の分につきましては、高齢者の

居住の安定の確保に関する法律等の一部を改正する条例の施行日ということにしてありますが、施行日というのは平成23年10月20日ということでございます。

それから、次の第2条町民税に関する経過措置でございますけども、34条の7の規定につきましては、23年1月1日以降ということでございます。

それから、新条例の附則第8条の規定につきましては、25年度以降の個人の町民税に適用というところでございます。

それから、第3条例、固定資産税に関する部分につきましては、23年度以降の固定資産税ということでございます。

続きまして、最後の次のページに、第4条がございますけども、第4条につきましては従前の例によるという経過措置をつけております。

以上、早口で分かりにくいところがございましたけども、地方税法が改正されてそれに合わせまして町の税条例を改正する必要がございます。その中で、税法でうたわれている分につきましては、今回は地方税条例の方は条文を外していいというような改正になりました関係で、大分割愛された条文が多々あったかと思います。私どもとしましては、今までよりも少しは分かりやすくなったかなという感じでございますが、何分地方税法が変わりますと、即税条例の改正というのが来ますので、今回は6月20日施行ということで間に合いましたけども、通常はぎりぎり3月の専決とかでいつもお世話になっておりますけど、今回は私どもも十分内容を精査する時間があったかと思います。内容がなかなか分かりにくいところがあったかと思いますが、ご承認の方をよろしくお願いいたします。お世話になります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、議案第40号について説明をしていただきましたけれども、平成22年度の、今回一番大きいのは過料が「3万円」から「10万円」に上がるということだと思いますが、今まで菊陽町ではどの程度、平成22年度でもいいですし21年度でもいいですが、どの程度あったのかということを1つと、それからなかなか税金の滞納とかの関係もあるかと思いますが、非常に生活が厳しい場合に負担になるのではないかと懸念しますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） 小林議員の質問にお答えいたします。

過料につきましては、現時点では3万円でございまして、23年度の適用はございません。それから、22年度も適用があったということは聞いておりませんので、ここ数年は適用はないものと考えております。これはあくまでも罰金という形ではございませんで、あくまでも秩序的な過料でございまして、ほとんどの市町村で適用はないというふうに聞いております。

また……

（「生活困窮者とか滞納者の方に影響はないか」の声あり）

過料の件で生活困窮者とか滞納者の方に影響はないかというご質問だったと思いますが、もともと適用はここ数年ございませんので、影響はないと言えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第41号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第41号平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第41号の平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

この件につきましては、歳入の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたものまたは不用額が見込まれるものがあり、さらに状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたことから、既定の予算に追加または変更を加える必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6億7,334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億3,134万3,000円と定めるものでございます。

また、第2条で地方債の追加及び変更を第2表の地方債補正で計上しているところでござい

ます。

2 ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

12の地方交付税は4,136万4,000円を増額し5億2,936万4,000円に、18の財産収入は財産売払収入を1億3,043万8,000円増額し3億8,224万5,000円に、20の繰入金基金繰入金を6,000万円減額し6億7,195万円に、21の繰越金は3億7,610万5,000円を増額し5億2,610万5,000円に、22の諸収入は雑入を1億172万3,000円増額し1億6,522万5,000円に、下のページで23の町債は総務債を1,920万円減額、消防債を8,730万円増額し13億9,570万円としております。その結果歳入合計は、補正額として6億7,334万3,000円を増額し、総額は125億3,134万3,000円となります。

4 ページをお開きいただき、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費は総務管理費などで2億2,976万7,000円を増額し18億4,707万9,000円に、3の民生費は社会福祉費などで1,538万円を増額し36億7,712万6,000円に、4の衛生費は保健衛生費を1,527万4,000円増額し11億854万4,000円に、6の農林水産業費は農業費などで2,164万7,000円を増額し2億9,036万7,000円に、8の土木費は下のページの道路橋梁費、都市計画費、住宅費などで2億3,680万4,000円増額し18億8,721万4,000円に、9の消防費は1億1,083万9,000円増額し4億7,318万9,000円に、10の教育費は小学校費、中学校費、社会教育費などで1,974万7,000円増額し17億52万9,000円とし、最後に14の予備費を2,046万円増額しております。その結果、歳出合計は補正額として6億7,334万3,000円を増額し、総額は125億3,134万3,000円としております。

6 ページをお開きいただき、第2表の地方債の補正で、1の追加として新たに防災行政無線デジタル化更新事業8,730万円を計上しており、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

また、2の変更につきましては、限度額のみ調整を行っており、臨時財政対策債を1,920万円減額し5億6,680万円としております。

したがって、地方債の総額が13億9,570万円ということでございます。

7 ページ以降は補正予算に关します説明書としております。補正額の大きなもの、新たに計上したものを中心に、主なものの補正額についてご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきます。

歳入でございますが、款の12地方交付税、目の1地方交付税を4,136万4,000円増額し5億2,936万4,000円としておりますが、説明欄の普通交付税の増額で、算定の結果4億9,936万4,000円となり、前年度の5億8,924万7,000円と比較しますと、8,988万3,000円、15.3%の減となりました。

次に、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4農林水産業費国庫補助金、節区分の3

農業振興費補助金で、説明欄の戸別所得補償制度導入推進事業補助金は直接交付に切りかえすために全額を減額するもの、経営体育成支援事業補助金は県補助金からの組み替えによるものでございます。

次に、目の6土木費国庫補助金、節区分の1住宅費補助金は、光団地建設事業の補助金交付申請に伴い、516万2,000円を減額し1億1,120万8,000円とするものでございます。

下のページで、款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の1社会福祉費補助金で、説明欄の補助金500万円は、災害時要援護者避難支援計画システムの導入に伴うもの、節区分の2老人福祉費補助金で説明欄の補助金134万円は、生活介護支援サポート要請事業に係るものでございます。

次に、目の4農林水産業県補助金、節区分の1農業委員会費補助金で農地制度円滑化事業補助金723万円は、農家台帳システムの改修に伴うものでございます。

次に、目の5商工費県補助金、節区分の1商工振興費補助金374万6,000円は緊急雇用創出交付金を増額し4,615万4,000円とするものでございます。

12ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入、節区分の1土地売却収入で、説明欄の第2地区保留地処分金は1億2,842万8,000円を増額し3億7,505万7,000円とするものでございます。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金につきましては、歳入が確保できました範囲で減額による調整を行い、財政調整基金を6,000万円減額し4億5,000万円としており、基金繰入金総額を6億7,195万円としております。

下のページで、款の21繰越金、目の1繰越金を3億7,610万5,000円増額し5億2,610万5,000円としておりますが、平成22年度からの繰越金が決定したものを補正するものでございます。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入で、説明欄の財団法人自治総合センターからの500万円のコミュニティー助成金はそのまま行政区に交付するもの、県収入証紙代100万円は、パスポート申請関係、財団法人熊本市町村振興協会交付金9,572万3,000円は定期的なものではありませんが、サマージャンボ分の交付金でございます。

次に、款の23町債につきましては、14ページにかけまして、先ほど地方債の補正で説明した内容でございます。

下のページからは、歳出でございます。

人件費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、職員の人事異動による組み替え等がありますことから、説明を省略させていただきますが、後ほどご覧いただき、38ページ以降に補正予算についての給与費明細をおつけしております。

15ページでございますが、款の1議会費では、節区分の13委託料で、緊急雇用創出交付金を活用いたしまして、議会会議録電子化委託料270万4,000円を計上しております。

16ページをお開きいただき、款の2総務費、項の1総務管理費では、目の6企画費で、節区

分の19負担金補助及び交付金500万円はコミュニティー助成金をもって境ノ松区の備品及び柳水区の屋外放送設備に対します補助金を計上いたしました。

次に、目の8財政調整基金等費で、節区分の25積立金1億9,500万円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成22年度歳計剰余金5億2,610万6,000円の2分の1を下らない額、2億7,000万円を積み立てるものでございます。

次に、目の10地域政策費、下のページで、節区分の13委託料の430万5,000円は地域公共交通体系の調査等を行うための委託料でございます。

次に、目の11電子計算費で、節区分の13委託料1,061万6,000円は農家台帳システムのバージョンアップなどの委託料、節区分の18備品購入費306万円は農家台帳システム機器等及びネットワークパソコンの購入費でございます。

18ページをお開きいただき、項の3戸籍住民基本台帳費で、節区分の11需用費107万1,000円は10月から開始しますパスポート申請受け付けに必要な収入証紙の購入でございます。

下のページで、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉費で、節区分の7賃金、12役務費、13委託料などは、災害時要援護者避難支援関係の経費でございます。

次に、目の2老人福祉費で、節区分の13委託料110万円は、昨年度に引き続き県補助金を受けて50名の生活介護支援サポーター養成のための委託料を、20ページをお開きいただき、節区分の23償還金利子及び割引料は平成22年度に実施した補助事業に対する国県補助金の確定に伴う返還金等でございます。同様のものが幾つか後の方にも出てまいります。

22ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費の節区分の19負担金補助及び交付金で、太陽光発電システム設置費補助金840万円は、昨年度の実績等を踏まえ140世帯分を増やし210世帯分として1,260万円の補助金を見込むものでございます。

24ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費で節区分の15工事請負費の農道舗装工事1,270万円は白水台地6号線及び原水21号線を予定しております。

また、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金で、菊陽町内用排水路修繕工事助成金128万2,000円は大菊土地改良区及び馬場楠堰土地改良区で実施します事業費の一部を助成するものでございます。

次に、目の15農業集落排水事業費で、節区分の28繰出金188万4,000円は農業集落排水特別会計の運営に必要な繰出金の額を増額により調整しております。

次に、款の2林業費、目の2林業振興費で、節区分の13委託料623万7,000円は町有林の活用策といたしまして、菊陽中部小学校改築に使用する木材を確保するため、町有林のヒノキを伐採、搬出するための委託料でございます。

26ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費、節区分の19負担金補助及び交付金で地域商工業夢づくり応援事業補助金50万円は、菊陽町商工会が県補助金を受けて実施しますニンジンと馬肉を組み合わせた料理開発などの事業費の一部を補助す

るものでございます。

次に、下のページで、款の 8 土木費、項の 2 道路橋梁費、目の 2 道路橋梁維持費で、節区分の 11 需用費の修繕費は町全域に及びます道路舗装の補修、側溝等の改修、区画線、誘導ブロック等の修繕等に必要な経費の不足額 1,411 万円を、また節区分の 12 役務費では、道路清掃等手数料の増額 440 万 4,000 円を、節区分の 13 委託料の工事委託料 600 万円は J R に委託して平成 22 年度から取り組んでいる三里木歩道橋の補修工事費の不足分を増額するもの、また節区分の 15 工事請負費 1,775 万円は古閑原上堀川線カラー舗装及び川久保南方線水路改修工事、これも昨年度から取り組んでいるものの工事費を完成させるものでございます。

28 ページをお開きいただき、目の 3 道路新設改良費で、節区分の 15 工事請負費 551 万 3,000 円及び節区分の 22 補償補填及び賠償金 192 万 9,000 円は花立 2 号線交差点の改良及び信号機移設工事関係でございます。

次に、項の 3 都市計画費、目の 2 土地区画整理費は下のページにかけて保留地処分金を財源として菊陽第 2 地区の事業の推進を図りますとともに、雨水対策及び下原堀川線の開通を目指して土地区画整理法第 77 条第 1 項の規定による直接施行を実施しますための工事請負費や関連の弁護士費用などを計上しております。

次に、目の 3 公共下水道費で、節区分の 28 繰出金 2,522 万 1,000 円は下水道特別会計の運営に必要な繰出金の額を増額により調整しております。

次に、目の 4 公園管理費で、節区分の 15 工事請負費 626 万 6,000 円は都市公園フェンスの設置及び改修、園路舗装の補修、樹木等緑化工事を予定しております。

30 ページをお開きいただき、項の 4 住宅費、目の 2 公営住宅建設事業費で、節区分の 15 工事請負費は町営光団地建築工事関係で、消防署や開発協議の段階で必要となった防火水槽の追加や、雨水調整池の構造変更等で 1,530 万 5,000 円を追加し 2 億 6,890 万 5,000 円とするものでございます。

下のページで、款の 9 消防費、項の 1 消防費、目の 2 非常備消防費で、節区分の 19 負担金補助及び交付金 1,048 万 8,000 円は東日本大震災に伴う補償で、1 年限りの措置として公務災害補償負担金の消防団員割が増額となるもので、これは財源としては特別交付税において措置されることとなっております。

次に、目の 4 防災管理費で、節区分の 13 委託料 120 万円は防災ヘリからの目印となる公共施設にサインを表示するもので、菊陽町役場及び菊陽北小学校につきましては、熊本県において整備されますことから、町の方で菊陽南小学校及び菊陽西小学校を予定し、他の小・中学校につきましては、次年度以降におきまして計画的に進めていこうとするものでございます。

次に、節区分の 15 工事請負費で防災行政無線デジタル化更新整備工事は本年度から 4 年かけて整備することとし、総額を約 3 億 4,000 万円と見込んでおり、本年度は親局を含み 9,700 万円の工事費を計上いたしました。

また、災害用の備蓄関係で、節区分の 11 需用費の消耗品のうち、26 万 5,000 円はアルファ

米、乾パン、カロリーメイトで4年間で4,000食を計画的に備蓄したいと考えており、節区分の15工事請負費のうち、施設整備工事363万3,000円は当該備蓄用の倉庫を、32ページをお開きいただき、備品購入費の災害時用備品157万5,000円は毛布などを予定しております。

下のページで、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費で節区分の19負担金補助及び交付金8万3,000円は菊陽中部小学校の合唱コンクール九州大会出場の補助金を計上いたしました。全国大会にも出場されるということも聞いております。

34ページをお開きいただき、項の3中学校費、目の1学校管理費で、節区分の13委託料396万1,000円は武蔵ヶ丘中学校にエレベーターを設置しますための設計委託料を、節区分の15工事請負費126万円は武蔵ヶ丘中学校の給食室給湯設備改修工事を、節区分の19負担金補助及び交付金で、子どもたちの自立支援に向けた事業補助金45万円は全額県費をもって武蔵ヶ丘中学校で実施する事業への補助金でございます。

最後に、37ページをお開きいただき、款の14予備費を2,046万円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第41号ですけれども、一つはページ31ページの市町村防災行政無線のデジタル化更新整備工事で、今年度から4年間で3億4,000万円ということで、先ほど課長さんからデジタル化になったら大きく変わるというのはお聞きしたんですけれども、これは今回の震災とかいろいろ受けてそういう事業が進んできたのかどうか、何か突然お聞きしたような気がしますからその点と、これによる主な効果についてお尋ねをします。

それから、ページ22ページの太陽光発電のシステムについては、同僚の梅田議員さんがいつも太陽光発電のシステムの補助を導入するようになっていうことで質問をされていましたが、22年度の実績が110世帯ということですが、この補助金がどういう内容なのかについてもお尋ねをします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） まず、デジタル化の件でございますけれども、今、議員がおっしゃられましたけれども、今回の大震災を受けてというわけではございませんで、この計画につきましては、22年度で一応計画書をつくりまして、それに基づいて整備していこうというところで進めておるところでございます。

今説明がありましたように、小学校の事業費として3億4,000万円ほどございますが、単年度ではなかなか難しいということで、23年度、要するに本年度ですけども、ここでは一応親局

を基本に整備をしたいと、それ以降につきましては年次計画で子局等の整備を図っていくというところでございます。

このデジタル化することによりまして、今まではアナログということで、一方的な放送のみの装置であったわけですが、デジタル化することによりましていろいろな多様なシステムが構築されることになります。分かりやすい施設としましては、公の施設等にメッセージ表示板等をつけることもできますし、各消防署等はもちろんでございますが、戸別受信機等があるところについては、そこにそのデータがすぐに送れるというようなシステム化ができるということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 次に、太陽光発電システムの補正について、その内容につきましてお尋ねということでございますのでお答えいたします。

太陽光発電システムにつきましては、平成21年度から太陽光発電システム、それから太陽熱温水器天日ぶろにつきましてもあわせて補助をやっておりまして、平成21年度の実績としまして太陽光発電システムの方が132件で710万円余りです。平成22年度につきましては、165件、交付額で920万円程度補助しております。

そもそも、太陽光発電につきましては、当初の補助の目的としましては、環境政策、地球温暖化防止のための政策になって、今年度につきましても当初予算としましては、温暖化防止のためを目的にしましてお願いしたところでございますが、ご承知の3月11日以降震災に伴います原発事故の方から、目的が少々シフトしまして、現在はあわせて、地球温暖化防止の目的とあわせて電力供給対策としても効果がなされているものと思っております。ちなみに、国、県の補助が太陽光発電システムにはございまして、事業仕分けの段階で国の予算は一回全額0になったところなんですけれども、8割方復活しております。そういうその不安定な見込みの中で、当初につきましては全く見込みがつかないんですけれども、当初のお約束として3年間はやっていきたいというところだったものですから、当初は70基、これも大まかな目安だったんですけれども、原発事故の影響等もございまして、昨年、一昨年よりもさらに申し込みの件数が多くなったところでございますので、その見込みとしまして、今回140基840万円の補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第42号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第42号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（宮本義雄君） おはようございます。

議案第42号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

表紙をめくって1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,441万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を18億5,245万4,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では平成22年度介護保険特別会計の決算に基づきます繰越金、社会保険診療報酬支払基金及び県の交付金等の清算によります過年度分の交付金、そして歳出につきましては、国、県に対する過年度分返還金、介護給付費準備基金積立金の増額であります。

では、8ページをあけてください。

まず、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の2地域支援事業支援交付金は、過年度分として168万3,000円の補正増をしております。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は、過年度分として89万7,000円の補正増をしております。

次に、9ページをお願いいたします。

款の10繰越金、項の1繰越金は、平成22年度からの繰越金として1,097万6,000円の補正増をしております。

次は、10ページです。

歳出についてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、国、県等への過年度分返還金として491万2,000円の補正増をしております。

次、11ページをお願いいたします。

款の4地域支援事業費、項の2包括的支援事業・任意事業費は、補正額は0ですけれども、目

の 1 と 3 でそれぞれ財源内訳の組み替えをしております。

次に、12ページです。

款の 5 基金積立金、項の 1 基金積立金、目の 1 介護給付費準備基金積立金は766万3,000円の補正増をしております。これは、介護保険料を財源としまして、今後の介護給付費のための基金に積み立てるものであります。

次に、13ページでございます。

款の 8 諸支出金、項の 1 償還金及び還付加算金、目の 1 第 1 号被保険者保険料還付金は還付金としまして91万4,000円の補正増をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第 5、議案第43号平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、議案第43号平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

最初に、歳入歳出予算の補正についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,023万3,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を22億8,073万7,000円と定めております。

また、第2条で町債の変更を第2表の地方債の補正で計上しているところでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債の補正で限度額のみ調整を行っております。

流域下水道事業負担金につきまして、負担額が減額となりましたので1,610万円を減額いたしまして地方債の合計限度額を8億880万円といたしております。

それでは、8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を1,115万円増額し6億9,953万円としております。これは、雨水処理人口の増加と企業の生産設備拡充に伴います污水排除量の増加で使用料の増額としております。

次に、款の2分担金及び負担金、目の1下水道事業受益者負担金、節の1現年度分を1,000万9,000円増額し2,437万9,000円としております。これは、開発工事等に伴う新規下水道受益区域の拡大によるものでございます。また、同じく目の2下水道事業負担金、節の2下水道管理費負担金を48万1,000円増額し、549万6,000円としておりますが、これは堀川污水中継ポンプ場ポンプ修繕工事費分の一部を合志市に負担していただく費用を増額したものでございます。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を2,522万1,000円増額し、5億297万6,000円としております。これは、北部流域下水道維持管理負担金につきまして、平成22年度分の菊陽町から北部流域下水道への排水流入量が本年7月に確定いたしましたして、維持管理負担金の精算請求が行われるわけでございますが、22年度の排水流入量の増加によりまして、維持管理にかかる負担額が当初の予定額よりも増えたためにその財源の一部を一般会計からの繰入金で賄うものでございます。

次に、款の6繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金を947万2,000円増額し、2,547万6,000円としておりますが、平成22年度からの繰越金が確定いたしましたので補正をするものでございます。

次に、款の8町債、目の1土木債、節の1土木債の1,610万円の減額でございますが、流域下水道事業建設負担金の減額によります補正でございます。

次の10ページをご覧ください。

歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費、節の27公課費47万円の増額は、消費税の中間申告予定納税額の不足分を補正するものでございます。

次に、11ページでございます。

款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費でございますが、人件費につきましては職員の

人事異動による組み替えでございますので、説明を省略いたします。

節の11需用費につきましては511万4,000円の増加でございます。これは、原水1号マンホールポンプ内の水中ポンプの更新及び堀川汚水中継ポンプ場の破砕機等污水ポンプの修繕工事を行うものでございます。

次に、節の12役務費は2万7,000円の増額、これはマンホールポンプの非常通信用の電話料金です。

次に、節の19負担金補助及び交付金の4,736万2,000円の増額でございますが、熊本北部流域下水道維持管理費負担金でございます。歳入の内訳でもご説明申し上げましたが、北部流域下水道への流入量、平成22年度の流入確定量でございますが、これが当初の予想よりも多くなりましたので、22年度の精算額として本年度に負担する流域下水道の維持管理負担金額が増額になっております。

次に、目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費でございますが、人件費につきましては職員の人事異動によるものでございますので、省略いたします。

節の19負担金補助及び交付金の377万2,000円の増額でございますが、これも熊本北部流域下水道維持管理費負担金でございます。北部流域下水道への流入量、平成22年度流入確定量により増額になっております。

節の23償還金利子及び割引料の318万3,000円の増額でございますが、これは使用料の合志市事業所分の合志市への還付金でございます。これもセミコン内の合志市事業所分の排水量の増加によるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

款の3事業費、目の1流域下水道事業費、節の19負担金補助及び交付金の1,603万円の減額でございますが、流域下水道処理建設負担金の今年度負担分の変更によるものでございます。

次に、目の2流域関連公共下水道事業費でございますが、これは人件費のみの増減額となっておりますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第44号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、議案第44号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

最初に、歳入歳出予算の補正についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ194万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を8,440万1,000円と定めております。

それでは、8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を188万4,000円増額し7,532万5,000円とし、款の6繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金を前年度繰越額が確定したことから5万8,000円を増額し105万8,000円としております。

次に、9ページをご覧ください。

歳出でございますが、款の2維持費、目の1維持管理費、節の11需用費を80万円増額しております。これは、管の閉塞事故時の対応及びマンホールポンプの修繕費を増額したものでございます。

節の13委託料の114万2,000円の増額につきましては、白水浄化センターの活性炭の取り替え作業の業務委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率について**

○議長（大塚 昇君） 日程第7、報告第4号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、報告第4号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました平成22年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

本件につきましては、本定例会初日に代表監査委員から審査結果の報告がなされたところでもございます。

表紙をめくっていただき、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、下段の括弧書きで記載している早期健全化基準に対しまして、上段に実際の比率を記載し、各比率が下回っておれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計及び土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するもので、5億2,610万5,000円の黒字になりましたことから、赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました普通会計に国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計を加えた実質収支額で、すべての会計において黒字でありまして、合計では5億7,724万4,000円の黒字になりましたことから、赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して14.2%という結果となりました。

最後に、将来負担比率は、地方債残高、公営企業債等繰出見込み額、組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等の将来負担額から、基金等の特定財源及び基準財政需要額算入見込み額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては標準財政規模から基準財

政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして、割った比率でございます。早期健全化基準350%に対し11.8%という結果になりました。

以上、すべての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、1枚めくっていただき、資金不足比率でございますが、公営企業法非適用企業として事業を推進しております下水道特別会計及び農業集落排水特別会計におきます資金不足比率でございます。平成22年度下水道特別会計決算における歳出総額17億3,208万1,000円に対して、歳入総額が17億5,755万7,000円であり、歳入歳出差し引き額が2,547万6,000円となっており、これは決算書に示してあったものですが、2,547万6,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また同様に、平成22年度農業集落排水特別会計におきます決算における歳出総額3,952万円に対し、歳入総額が4,057万8,000円であり、歳入歳出差し引き残額が105万8,000円となっておりますので、黒字でありますことから資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。したがって、両特別会計ともに経営状況は安定しているということができます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時25分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成23年9月27日（火）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（6日目）

（平成23年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成23年9月27日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 発議第3号 消防団活動への支援に関する意見書（案）について

日程第3 発議第4号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）について

日程第4 発議第5号 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書
（案）について

日程第5 議員派遣について

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中 岡 敏 博 君

2番 野 田 恭 子 君

3番 吉 本 孝 寿 君

4番 吉 山 哲 也 君

5番 渡 邊 裕 之 君

6番 坂 本 秀 則 君

7番 石 原 武 義 君

8番 甲 斐 榮 治 君

9番 芝 和 長 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞佐男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久美子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

7番 石 原 武 義 君

8番 甲 斐 榮 治 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

総 務 部 長 吉 岡 典 次 君

福祉生活部長 眞 鍋 清 也 君

産業建設部長 松 本 東 亞 君

会計管理者兼
会 計 課 長 阪 本 修 一 君

総 務 課 長 平 野 誠 也 君

総合政策課長 吉 野 邦 宏 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

税 務 課 長 阪 本 浩 徳 君

人権教育・
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君

| | |
|-------------------|-----------|
| 健康・保険課長 | 村 田 節 子 君 |
| 環境生活課長 | 大 山 陽 祐 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 堀 川 正 信 君 |
| 建 設 課 長 | 松 村 孝 雄 君 |
| 下 水 道 課 長 | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 |
| 学 務 課 長 | 松 本 洋 昭 君 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 清 孝 君 |

| | |
|-----------|-----------|
| 介護保険課長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 町 民 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 農 政 課 長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 都市計画課長 | 坂 本 恭 一 君 |
| 商工振興課長 | 吉 川 義 則 君 |
| 図 書 館 長 | 堀 行 徳 君 |
| 中央公民館長 | 矢 野 陽 子 君 |
| 農業委員会事務局長 | 志 垣 敏 夫 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 廣 野 豊 徳 君 |
| 書 記 | 山 川 真喜子 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

順序は、産業建設常任委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の順といたします。

まず初めに、産業建設常任委員長小林久美子君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 皆さんおはようございます。産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

委員長の小林です。よろしくお願いいたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、1、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定について、2、認定第7号平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、3、認定第8号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてです。そのほか、請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、以上4議案が付託されました。

9月16日、20日の2日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、請願に関しましては紹介議員であります坂本議員から説明をしていただき、質疑、応答を行い、慎重に審議をいたしました。

なお、現地調査は、白川の危険箇所、沖野遊水地、花立遊水地、新町井手、その4カ所を行い、担当課より現状について説明を受けました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告いたします。

まず、都市計画についてであります。区画整理の工事の事業完了については平成28年度末であること、保留地が売却できなくとも事業自体は終了し、売れない場合は一旦一般財源などが必要になるという説明でした。

さらに、議員の方から、保留地については、なかなか買いたくてもひとまとまりになっていないので、そういうふうにはできないかという質問がありましたが、それに対しては、地権者を優先に考えるので、保留地が悪い形だったりすること、また町所有の土地がないので1カ所にまとめることは非常に難しいことなど、答弁をされました。

あと、景気や地価の下落に関することなどは、詳細のその議事録を参照してください。

次に、商工振興課につきましては、南方大人足線の改良工事について質問が出されました。平成23年度から25年までの5カ年計画で整備を行う計画で進められているそうですが、東日本大震災の影響で、やはり国の補助金が減り、計画どおりの完了は難しく、2年から3年は遅れると考えているということでした。

さらに、緊急雇用創出基金事業についての質問も出されました。この事業は平成23年度で終了します。今雇用されている方の今後の問題等についても審議が及びました。

次、建設課についてです。

建設課につきましては、町営住宅使用料の収入未済額について、甲斐議員から質問が出されました。滞納者に悪質な方はいないかというような質問に対しては、やはり収入がないことが原因、また就労も勧めているけれども、なかなか仕事がないと言われるというような答弁がありました。

原水団地や、今後建設予定の光団地の家賃の設定についても、近隣のアパート等の2分の1とか、いろいろな条件がありますので、そのことについても詳細に説明を受けたところです。

また、議員から、グラウンドゴルフなどをされる方から公園にベンチを置いてほしいという要望があるのでぜひ対応してほしいという質問に対しては、平成22年度でも市販のベンチを設置したというお答えでした。可動式といいますか、ちょっと動かしてもいいようなベンチにしたということでした。

あと、菊陽バイパスの雑草について、見苦しいので改善をという質問を議員の方から出して、ここについては、特にここ1年、町の方もひどいというのを把握されており、町にも頻繁に苦情があるために、国土交通省にも何度も要請したが、やはりなかなか改善されないために、文書で改善依頼を行ったということでした。

また、甲斐議員の方から、国土調査費の基準点観測点検についての質問に対しては、町全体を網羅する基準点を残り5カ年で設置する方針で、23年度も実施するということでした。

また、石原議員からは、公園管理については、できるだけ地元の住民にやってもらうことが行政区のまとまり、自治会のまとまりという点でも健全な行政区の運営にもつながるのではないかという意見が出されました。

その後、下水道課につきましては、来年度の企業会計移行に向けて取り組んでいることの報告を受け、そのことを中心に議論されました。

農業委員会につきましては、農業者年金についてなどの質問が出されました。内容については委員会議事録を参照していただきたいと思います。

以上が一般会計や認定第1号、認定第7号、認定第8号に関する審査の経過です。付託された議案につきまして、まず一般会計と特別会計の報告を先にさせていただきます。

この3議案につきましては、採決を行いました結果、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第7号平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第8号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

その後、請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願については、結論としては継続審査ということになりました。その審議内容を少しご紹介します。

審議の内容としては、1、生計費を基準にした明確な賃金体系とはどういうことか、また2つ目に、建築業だけを考えてルールをつくると、農業関係、商工関係ほかの関連性で、関係ではどうなのだろうか、いろいろトラブルも起きてくるのではないかと心配する声もありました。また、積極的に前向きに検討してほしいという意見では、それはこの議事録にはないと思いますけれども、いろいろあるけれども、今公共工事も減少し、本当に建設業の方は非常に厳しいと、自分の知ってる方もお金を回す仕事しかしていない、生活がやっていけないというふうに聞いていると、ですから前向きに検討してほしいという意見などが出されました。

委員会としては、まだ全国でも先進地は、野田市や神奈川の川崎市など数例ありますが、先進地の条例を学習したり、また請願内容につきましても、菊陽町は一般競争入札ではなくて指名でしている部分とか、何カ所かありますので、もっと精査をしたいということで継続審議ということで、全員の賛成を得てそういうことに決定をしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑がございましたら自席でお答えしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第7号平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第7号平成22年度菊陽町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第8号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願については、委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方

は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、総務常任委員長渡邊裕之君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） 改めまして、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち本委員会に属する事項の認定について、また認定第2号平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

16日と20日の2日間にわたり、担当課から説明を受け、慎重審議を行いました。

その過程につきましては、要点を記録した資料がお手元に配付されておりますので、主なもののみ報告をいたします。

まず、西部町民センター関係でございますが、こちらは、勤労青少年ホーム、児童館、地域センターの3つの業務を1人で担当しているのかという質問に対して、センター長が1人いるが、人員配置がなかなか難しい状況であるということでした。

また、三里木町民センターと西部町民センターで使用料に差があるとの質問に対しては、自主講座が多いので使用料が多いのではないかとこのお答えでございました。

選挙管理委員会、監査関係でございます。

選挙時の職員の時間外勤務手当、休日出勤手当は通常的时间外手当と同じかという質問に対して、同じだということです。

立会人等の報酬は幾らかということに對しまして、記載のとおりのお答でございました。

また、ポスター設置を建築業組合に委託されているが、1つの業者が行っているのではないかという問いに関しては、組合の複数業者に事務分担されて設置されているということを聞いていますと、詳細については確認するというところでございました。

また、開票の時間短縮への質問ですが、開票の支援システムなど導入し、1時間程度短縮しているということで、早稲田大学のマニフェスト研究所の調査では、県議会選挙における開票事務の効率ランキングでは、菊陽町は県内1位であったということです。

また、在外選挙人名簿登録は現在32名、申し出制でございまして、最終所在地の選挙管理委員会に登録されることになっているということでした。

続きまして、税務課でございます。

滞納繰越分の調定額に対して予算が少ないのはなぜかという問いに對しまして、予算編成上、徴収率を乗じた見込みで計上しているということでした。

評価替えは毎年かという問いに對しては、3年越しで、毎年約1,000万円、債務負担行為によるものであるということでした。

会計課でございます。

資金の運用状況の問いに対しましては、現在ペイオフ解禁によって預金の保護制度がなくなったために、決済性の預金、預金保護の対象となる決済性の預金にしていると。また、各種基金につきましては大口の定期預金で運用しているが、金利が少なく、運用益は望めないということです。運用益が高いものとして国債や地方債の購入も考えられるが、運用期間が5年以上と長いため、運用はしていないということでございました。

続きまして、人権教育・啓発でございます。

講師謝礼が400万円というものに対しての答えでございますが、学習会の講師として、学校の先生などに払っているということでございます。

さらに、一部の学校のみやっているのは問題ではないかという問いに対して、学力保障だけではなくて、人権学習もやっているという答えでございました。

続きまして、総合政策課でございます。

先の震災の津波でデータが流れたという話がありましたが、さまざまな自治体において、協力関係で自治体同士の情報のデータを持ち合って保管するなどの対策が行われているが、本町ではどうかという質問に対しまして、自治体と協力してまでは行っていないと。データセンターにバックアップ機能を持たせるか、他の自治体と協力して自治体間でバックアップ機能を持たせるかは、データの安全性も含めて情報を集めている段階であるということでございます。

以前、データセンターに預けると経費がとても安く済むが検討したことがあるかという質問に対しましては、バックアップを2カ所で保管するということは2カ所分の手間と経費がかかるということで、実現しなかったという経緯の説明でございました。

続きまして、行政改革推進係からでございます。

仕分けなどの行財政改革について、本町はどうかという質問に対しましては、事務事業や施策を対象にした行政評価を行っており、外部評価を実施する中で、事業仕分けの手法と同じように継続や廃止、見直しなど今後の方向を示している。

その説明に対しまして、その決定した後どうするのかという質問に対しましては、それぞれの事業担当課に渡し、事業計画や予算要求に活用するという答えでございました。

また、その事業の中で、文化の薫り高いまちづくり事業は有意義に行われているかという質問でございました。チェコ少女合唱団は、小・中学生を招待し、また芸術性も高かったと思われる。マジックショーについては賛否両論あると思われるが、十分楽しんでいただけた面では効果があるのではないかという答えでした。

続きまして、総合政策係でございますが、一般コミュニティー助成事業についての緑ヶ丘という説明に対して、いすなど備品購入の助成事業に自治センターの助成が採択がされているという答えでございました。

さらに、赤字路線補助の生活路線バス運行補助金と地方バス運行等の特別対策補助金の路線についての質問に対して、国庫補助が3路線、地方バス運行が11路線であります。この路線

は、赤字の補助は菊陽管内だけかという質問に対しましては、路線全体の赤字を関係市町の運行距離の割合で算出すると。交通センターから半径5キロは抜く形になり、これはすべて九州産交さんになるという答えでございました。

続きまして、財政課でございます。

経済対策交付金の説明をという質問に対しまして、きめ細かな臨時交付金は庁舎のトイレ、農道、町道に、きめ細かな交付金は児童館の修理及び保育園修理、光をそそぐ交付金は学校図書、図書館修理に活用したということでございます。

「さんふれあ」の寄附金に対する今後の見込みについての質問でございますが、23年度以降は、協定書の見直しがあり、売り上げの2分の1以上という取り決めになっているという答えでした。

これに対して、赤字となった場合、町が負担しなければならないのではという再質問に対しましては、管理は指定管理となっております。町長が理事として入るために町の意見は反映されますが、運営については社長の方針となるということでございました。

土地の売り払い金の面積と平米単価ということでございます。肥後銀行のグラウンドの北側でございます、西小のそばですね。これは、884.43平米でございまして、平米単価が3万3,700円ということで、これに対する不動産鑑定は2社による鑑定なのかという質問に対しまして、1社のみということで、ほかの取引事例や対象土地の形状から評価をしてもらったという答弁でございました。

役場庁舎の管理のあり方についての考えはという質問に対しましては、入札または見積徴収などによる単年度契約としておると。安定的で効率的な管理に向けて、コストの削減も視野に、長期継続契約手法の活用を考えているということでございました。

続きまして、土地取得特別会計についてでございます。

利率についてはどうかという質問に対しましては、2つに分けており、それぞれ1.33%と1.20%ということでございます。

先日売れた工業団地はどのぐらいかと、残りの面積はという質問に対しましては、約2万平米を2億8,000万円で売却する予定、残りは約7万3,000平米ということでございます。

償還金は利率変動かという問いでございます。元金均等であり、固定利率制という答えでございます。

普通財産の処分について、規約等の制定はされているのかということでございますが、これは検討中であるということです。

公会計制度の導入に伴い、現在財産の見直しを行っており、普通財産の処分についての取り扱いについては内部規定を定めることとしておりますということです。

公共用地の償還は何年目かということでございますが、4年償還しており、公共用地の先行取得等の事業債の趣旨から10年以内に事業化する必要があり、場合によっては施設整備に伴う新たな地方債を起こすことができるが、繰上償還が発生することを念頭に入れて事業推進を図

るということの答えでございました。

続きまして、あわせて公共財産に関する調書について説明がございました。その中で、有価証券のＪＲの分はないのかという質問に対しまして、ＪＲの分は現在マイナスであり、保有しても株主の権限はないと。株式解散とともになくなる予定だということでございました。

また、出資権利500万円の計上漏れがあったということでございますが、いつからかという問いに対しまして、昭和53年に計上すべきだったが、財政に関する調書のみ計上が漏れていたという説明でございました。

最後に、総務課でございます。

不動産鑑定費についての質問でございます。これはどこのものかという質問に対して、光の森の公民館用地であり、光の森の４丁目、６丁目、７丁目の土地を住宅供給公社から購入した分だという答えでございました。

この公民館用地を確保はしたが、自治会の意見はあるのかというお尋ねに対しましては、公民館建設する計画は出ていない状況だと。まだ若い世帯が多いので、将来的には必要かもしれないので、先行投資の意味でもあると。さらに、住宅ローンの支払いなどで、現在は建設する余裕はないということで、公的施設では飲食ができない、敬老会などの開催をするような施設が必要になってくるかもしれないというような議論があったようでございます。

最後に、総務課の交通防災係でございます。

最初に消防です。消火栓も防火水槽もない地域はどうするのかという質問に対しまして、管轄の消防団、区長さんと協議の上、どこに消火栓など必要かを上げてもらっているということでございます。

最後に交通でございますが、図書館横の道は通学路になっているが、夜は真っ暗になるので、町の防犯灯の設置ができないかという質問に対しまして、現地を確認し、早急に対応を検討しますという答えでございました。

以上が主な審査の過程でございました。

なお、付託されました２議案につきましては、採決を行いました結果、認定第１号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

続きまして、認定第２号平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、これも全員賛成により認定といたしました。

これで本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては自席にてお答えいたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第2号平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第2号平成22年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長岩下和高君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

本委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定について、認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第3号「子ども医療費を町外病院でも窓口無料化にすることを求める」請願について、以上6議案が付託されました。

9月16日、20日の2日間にわたり、各担当課係長等から詳細な説明を受け、請願に関しましては紹介議員であります小林議員から説明を受け、質疑、応答を行い、慎重に審議をいたしました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけをご報告いたします。

まず、町民課の方です。

パスポート業務の手数料は町へ入ってくるのかという質問に対しまして、新規・切りかえ発給で、1件714円が平成24年度に入ってくるようになっていくということです。県の収入証紙の販売手数料として、額面の3.15%が平成23年度から入ってくるというようなお話。

次に、環境生活課。

木ごみの処理の現状はということで、家庭系の木ごみ処理については、町内の公園等を巡回し、対応していると。破碎された木材チップは希望する排出者に無料で返還をしているということです。

次、新たなごみ処理施設の用地選定の進捗状況についてという質問に対しまして、現在検討中であり、用地選定委員会の一定の結論づけがなされた時点で、全員協議会で報告、説明を行いたいというような回答です。

次に、福祉課。

他市町村からの保育園の入所委託金について、どのような理由で他市町村から通園をしているのかという質問に対しまして、他市町村から入所申し込みは基本的には断っているが、町立保育園に通園している児童が転出したり、転出先の保育園での受け入れができない場合に限り、その年度内のみ入所を認めているというような回答です。

次に、新設の私立保育所を2園公募しているが、なぜ今の時期にというような質問に対しまして、平成19年度に光の森キャロット保育園、平成22年度にこうのとり保育園と優貴保育園が開園したことで待機児童がゼロになったと。しかし、再び待機児童が増加しており、推計をとったところ、平成28年をピークに165名の待機児童が発生するということが見込まれている。平成23年度中であれば、安心こども基金を活用することにより、町が12分の1の負担で私立認可保育園を設置できるというような理由から、平成23年度に2園の公募を行っているということです。

今後、児童数が減少に転じた際には、公立保育園の統廃合も視野に入れながら対応が必要になってくるというような答えでございます。

次に、健康・保険課。

子宮頸がんの対象者数と接種者の現状はどうなっているかという質問に対しまして、平成23年度8月31日現在で、対象者数が991名、接種者が195名になっているというような回答がありました。

次、介護保険課。

家族介護用品の助成はどのような方が対象であるかというのを質問いたしまして、要介護3以上の要介護認定を受けられている方で、施設に入所されていない方、在宅で介護されている家族に対し、月額6,250円を上限に、おむつ等の介護用品購入費を助成をしているというような答えでございます。

次に、図書館。

図書館の資料は年間どのくらいなくなっているのかというような質問に対しまして、年に1回蔵書点検を5月に実施しており、ほぼすべての図書館資料の所在確認を行っている。今年度の点検では、所在不明資料が7冊、昨年度は3冊だったというような答えでございます。

次、学務課。

各学校への栄養士の配置はというような質問に対しまして、それと設置がないところは献立

はどうなっているのかというような質問に対しまして、栄養士の配置については、定数により決まっており、現在武蔵ヶ丘小学校、菊陽西小学校、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校に配置されていると。献立については、毎月1回、栄養士と各学校の調理員が会議を行い、共通の献立を決めて給食を提供しているというような答えでございます。

次、生涯学習課。

スポーツ振興費の中のプールの入場料の説明をということで、この経費は、アクアビクスという教室を年に3回実施しており、非常に人気のある講座ですと。パークドームのプールを使い、その施設使用料ですというような答えでございます。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました6議案につきましては採決を行いました。

結果、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定といたしました。

次に、認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定をいたしました。

次に、認定第4号平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定といたしました。

次に、認定第5号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

次に、認定第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

次に、請願第3号「子ども医療費を町外病院でも窓口無料化にすることを求める」請願については、賛成者なしにより不採択と決しました。

なお、請願第3号につきましては、委員の方々の意見をご報告いたしますと、現在中学3年生まで医療費の無償化が拡大されており、手厚い助成の制度になっていると。次に、町内医療機関への配慮をするべきだというような意見。次に、今後予想される厳しい財政運営の中、毎年発生する事務委託料は負担が大きいなどの意見がありました。

私自身も子ども医療の恩恵を受けている一人の親ではございますが、確かに町外病院の窓口の無料化というのは本当に便利なことで、私も過去に一度、一般質問をした経緯があります。しかしながら、厳しい国保財政、今後進んで行く高齢化などを勘案いたしますと、できることは自分たちでしていくことはしていき、我慢をしていかなければならないというように私も思っております。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 総務委員長に、これは委員長に対する質問になりますね。総務委員長に質問をいたします。

人権啓発課で団体補助金というのがありますが、400万円ちょっとぐらいが支出をされております。毎回申し上げておりますけれども、これは、これまでの経過から、すぐ右から左に廃止できるというふうな、そういうものでもないということは認識をいたしておりますが、あくまでも民間の運動体、解放運動ですけれども、民間の運動体に対して自治体が補助金を出すというのは、これはやっぱり不適當ではないかというふうに毎回申しておりますが、減額の努力をお願いをしております。自然と削減していった、最終的にはこれなくすというふうなことで要望しておりますが、その辺の努力についての質疑等はございませんでしたか。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長渡邊裕之君。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） これに関しましては、こちらに記載のとおり、私からもこの件については質問をいたしました。確かに以前小林議員がこの件について一般質問されまして、一つの団体の収支報告を出されまして、その中で、やはりその年にありました選挙に対する活動費と認められるようなものがありましたので、これについても質問をいたしましたし、このように公費を助成している団体が政治活動をするようなことがあってはならないということは委員長としてもきちっと申し入れをいたしまして、この記載になっております。

ですから、今後も収支報告等を厳しく見定めることと、やはりこの活動に関しても見ていくようにするには要望いたしましたし、本年度もまた減額をして助成とのことでございますので、この方向性で了としたということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 別件ですが、同じく総務委員長に質問いたします。

あとでまた、これは議員の発議のところで出てくるかもしれませんが、消防団の待遇の問題ですが、皆さんご存じのように、今在来の集落には消防団がございます、分団で。しかし、新興の住宅地には自衛消防団ということで、活動には格段の差があります。在来の消防の方ですけれども、これは自治会からも随分助成があったりとか、何か非常に経済的にも厳しいという話を聞いております。最近は団員も減ってるとか、そういう状況で、なかなか難しい状態にあると。私なんかは新興住宅の方の出身ですけれども、火事とかそういう場合には実際にこの分団にお世話にならにやいかんということで、非常に申し訳ないような気持ちを一面持っておりますが、この消防団の待遇について、ちょっとやっぱりお寂しいんじゃないかという気

持ちを持っています。もう少し手厚い待遇が必要じゃないか。

それから、これも、例えば服装等についても、出初め式等に行きますと、幹部職員はそれなりの服装でありますけれども、一般の団員については、昔ながらのはっぴ姿で、しかも長靴ですよね、ゴム長というスタイルですね。誇りも余り持てないんじゃないかという気もいたします、これ老婆心ですけども。そういった点等についても、もう少しこの消防団の、ほとんどもうボランティア的に活動していらっしゃいますので、この人たちが活動しやすいように配慮すべきではないかというふうに考えます。

同時に、今朝テレビの方で、女性の消防団というのも出てきております。これも新しい発想ではないか。もちろん男性と同じような活動はできないと思いますが、災害の際のいろんな精神的ケアとか、女性しかできないような、そういうところもあるかというふうに思いますが、そういった面で、ちょっと話が長くなりましたが、消防団のそういったことについては議論はございませんでしたか。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長渡邊裕之君。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） 消防団のそのような、今質問ございましたような事項については質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 文教厚生常任委員長さんに質問をします。

保育所のことがる書いてございました。どうもこの議事録を読みますと、町の考え方が少し変わったのかなという印象を持ちましたが。といいますのは、民営化という一つの方針が出ておりましたですね。しかし、今の状況になりますと、もともと保育園が8園、町立保育所ですね、8園ありました。それが現在では、私立の保育所が3カ所加わって11園ですか。今度また2園募集するということですから、それが成立しますと、町立の保育所8園、それから私立が5園と。将来的には、いずれこれは、大体その人口というのは10年ぐらいで一つのピークに達して、あとは減っていくとか、そういうところもありますが、あとは町立の保育園の方を統廃合するという考え方が出てるようです。ということは、この民営化という路線は引っ込めて、あとの統廃合という路線を選んだのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） 民営化を推進していくということですかね。

（8番甲斐榮治君「方針が変わったかと。あと町立の保育所を。要は私立が5つになるでしょう、増えるでしょう」の声あり）

その現状を見ると、当然待機児童の数を勘案しますと、当然私立の保育園で対応していなくてはいけないという形になると思いますので、将来的には当然人口も、甲斐議員がおっしゃったように、頭打ちになってくるというような現状を考えますと、当然国の政策等もまた今後

あると思いますので、町立の保育園は縮小していくというような考えだと思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の件は、これは執行部には今は聞けませんので。ただこういうふうに理解していいですかね。民営化の方針は引き下げてはいないけれども、近未来の、近い将来の対応を、ここに、議事録にあるような形でやっていくというふうに理解していいですかね。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） 当然委員会の中では議論等はありませんでしたが、執行部の意見としましては、町立の保育園を縮小するというような方向でという話がありました。以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成22年度一般会計決算について、事業内容を見てみますと、やはり菊陽中部小学校の改築事業に係る基本設計はじめ実施・開発設計に5,261万2,000円の支出、仮設校舎賃貸契約2億1,946万9,000円、締結されています。そのほかに、西小学校普通教室改修工事2,288万7,000円の支出、施設整備等図られています。平成22年度の決算については、小・中学校関係の整備に特に重点化されています。

また、環境対策として、省資源・省エネルギー対策の一つとして、太陽光発電システムの設置、太陽熱温水器の設置など、自然エネルギー推進に力を入れ始めたという印象を持ちます。

安心・安全なまちづくりのために、防犯灯の設置や各地区の施設整備など、計画的に図られています。

また、社会福祉対策や児童福祉対策などが充実され、歳出の中で民生費の占める割合が歳出の中では第1位で、約3割に上っています。

しかし、問題を数回にわたって指摘してきました同和団体への補助金の廃止や解放子ども学習会はいまだに続けられています。近隣の山鹿市では、子どもの教育の機会均等の観点から、議員が提案し、所管の委員会の議員と同和団体の役員の方と懇談を重ね、お互いの理解が得られ、解放子ども会学習会は平成23年から廃止をされるということです。これは、教員の労働強化を改善することもつながってくると私は思います。

菊陽町総合計画、第5期総合計画の素案のページ37ページを見ますと、集会所指導事業の学級講座の充実と交流学習会の促進ということで、菊陽町はこの点についてはまだ転換が行われ

てないと思います。同和対策の特別措置法が失効した今、見直すべき時期であり、この点については、同和活動助成金の廃止、学習会の廃止等を求め、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 私は、今の同和対策、同和補助団体に対する援助とか、その施策に対することに関して、今の状態では継続すべきという立場から賛成討論をいたします。

同和対策事業及び地域改善事業対策というのは、時限立法でありましたが、延長を重ねられて、約33年の間続けてきました。それで、平成14年3月にはこの法律はなくなりましたが、相変わらず、やっぱり差別の解消という問題が残っている。現に、菊陽町においても、人権大会その他、まだ実施せざるを得ない状況にあると思います。県下でも、さっき委員長の報告の文章の中にもありましたが、まだ19自治体においては、隣保館という、やっぱり同和対策事業の一環としての活動をせざるを得ないという状況にあります。

ですから、やっぱり潜在的に差別という意識がなくなる限りは、一般対策として、これはなくなるのにこしたことはないと思いますけども、現時点では継続してやっていかなければならない必要な事業だと思いますので、これは妥当な政策として評価をしたいと思って、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

決算監査報告もございましたが、少し述べますと、まず歳入では、町全体の徴収率が前年度の94.2%から94.5%まで引き上げられたことは、徴収に対しまして成果がよかったかなと思います。

自主財源につきましては80億円で、歳入全体の64%を占めたことは、これまでまちづくりの成果でも高く評価できると思います。

また一方、歳出では、繰越明許費の執行はありますが、限られた財源をもとに、効率的に効果的に事業の推進により、町の将来像として、皆さんご存じのとおり、「人・緑・元気輝く生活創造都市」を目指した事業を展開されました。

主なものとしたしましては、子育て支援の充実に向けて、保育所待機児童の解消を図るために、私立保育園の2園の開設に努められ、また一方、小学校6年生までを対象とする子ども医療費助成制度など、菊陽町らしい独自政策も展開され、また小・中学校の耐震対策も設計などに着手され、さらには福祉、健康づくりにも幅広い範囲で、人を大切にする仕組みが整ってありました。

次に、横道合志2号線の道路改良につきましては、防犯灯や交通安全の施設整備など、安心・安全で暮らしを快適にするための施策で着実に実施され、また最後にパートナーシップによるまちづくりの推進として、事務事業の評価の実施や住民の皆様と協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりも取り組まれております。

このような施策を展開する中で、地方債等年度末残高は、繰上償還もあり、前年度から約1億3,000万円の減に抑制され、一方で基金の年度末残高は、健全な財政運営に心がけていると思われまます。

これらのことから、平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算につきましては、私は認定すべきものであります。翌年度の繰越明許費額として計上された3億円の事業が早急に推進され、また今後とも効率的な、効果的な行政運営と財政の健全化に努めてもらいたいと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論を行います。

22年度は、歳入において124億円、歳出116億円と、膨大な数字でございます。そういったことで、一々のことではなく、普通地方公共団体の財政運営が健全なものであるかどうかと見るためには、財政構造の弾力性等を判断する主要財政指標という物差しがございます。

まず最初に、当菊陽町の財政力指数は0.939です。この指標が1に近いほど財源に余裕があるということで、菊陽町は県内でトップクラスにあることは間違いないと思います。

2番目に、経常収支比率。財政の弾力性は経常収支比率により判断されるが、菊陽町は83.6%と少し高いが、ここ10年間同じ水準で、問題はないと思われまます。

3番目に、公債費比率。一般財源の中から借金返済に充てられる比率で、10%以下が望ましいとされていますが、菊陽町は本年度13.2%、21年度より1億2,683万2,000円減少しておりますけれども、現在高として、借金が100億7,500万円ほどございます。菊陽町は、大型事業がメジロ押し、公債費率をもう少し下げる努力をしていただきたい。

また、一般会計全体として、実質収支額は5億2,610万5,795円の黒字でございます。

そのほか、一般会計の主な成果を見てみますと、まず最初に職員の研修がございます。国際アカデミーに2名、市町村アカデミーに13名、日本経営協会研修に6名、熊本県市町村職員研修に61名参加されています。支出は183万8,000円です。少ない金額で人的投資、長い目で見たときに、職員の能力向上、見識の高まりが見られると思います。

また、外国青年招致事業、中学生海外派遣事業を実施し、国際交流を図り、子どもたちが国際化時代に対応できるように人材育成にも力を入れてございます。

また、全国瞬時警報システム、J-ALERTも設置されました。これは、人命を守るために、緊急地震速報等の情報を防災行政無線を通じて速やかに伝達するためでございます。

まだまだほかにも菊陽町の主要施策の成果が載っておりますけれども、時間の関係で割愛させていただきます。

財政的にも、主な事業に対しても、他町村に先駆けて頑張っておられることが目に映ります。森を見て、1本のハゼノキがあるからだめだとかというのではなく、ハゼノキが好きな人もいます。全体を見て、いいのか悪いのか判断すべきであると考えます。

よって、認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成し、賛成討論を終わります。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

賛成の立場であります。若干申し上げておきたいことがありますので。もちろんこれは、予算に私も賛成をいたしましたし、あとはこの決算については、それが基本的にいろんな法にのっとって、町の規約にのっとって執行されているかどうかという認定でございますので、これは基本的には賛成というのが当たり前じゃないかというふうに思いますが、ただなぜこの決算の議会があるかという、次につながるようなことを考えなければ決算の意味はないと。そういう意味で、先ほどの運動体に対する予算の執行の問題も申し上げました。

さらに、1点だけ、先のために申し上げておきますと、これも私の不認識かもしれませんが、繰越額と不用額がちょっと多過ぎるんじゃないかと。予算というのは、もう少しやっぱり厳密に考えるべきじゃないかというふうに、そういう感想を持ちます。なかなか、実際上はある程度の余裕を持って予算を見とかないと難しいという面はあるかもしれませんが、できるだけこの予算の編成については緻密にやっていただきたい。

そういう要望を申し述べて、賛成討論といたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第1号平成22年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定とするものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時6分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今議長からなしということがありましたけれども、認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計は、監査報告にもありましたように、この過去5年間の年度別保険税の収納率、70%台の前半となっています。監査委員の決算監査報告書では、徴収事務の円滑化と滞納整理の向上をと述べられています。

しかし、私は、今議会の一般質問でも取り上げましたとおり、課税所得の1割、もう多い人では十二、三%になりますが、を超える国保税っていうのは余りにも重税感があるということを、それが現状だと思います。先ほど建設業のルールづくりもありましたけれども、本当にやっとなんて、やりくりして税金を納めている、そういう声を多く聞きます。

今年7月に厚労省が発表した2009年の相対的貧困率は16%に悪化しました。私の所属しています全日本民医連という全国の組織がありますが、この病院の関係でも、国保など手遅れで死亡事例調査、2010年の集計で71人に上り、前年より1.5倍に上りました。これは氷山の一角にすぎません。

国民健康保険の財政悪化については、繰り返し述べてますように、国が国保財政に対する国庫補助を削減したことによるものです。それが国保税の値上げにつながっています。また、滞納者への資格証の発行などにより、安心して医療が受けられない事態となっています。

町は23年度から国保税の大幅な値上げを行いました。先ほど数人の議員さんが一般会計の賛成討論で、菊陽町、県内でもトップクラスの財政力だという討論がありましたが、そうであれば、一般会計からの財源の繰り入れで国保税の値上げを抑えなければ、ますます滞納者が増加するのではと危惧します。

私は、国民健康保険は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で実践、具体化する内容だと考えています。

以上の意見を述べて、反対討論とします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険事業は、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が弱いという構造的問題を抱えています。高齢化や医療技術の高度化により医療費の伸びと長く低迷し続ける社会情勢によって保険税収入は伸び悩むなど、依然として厳しい財政状況にあります。

このような中、本町の平成22年度国民健康保険特別会計においては、健全で安定な運営を図るため、厳しい社会情勢の中でも保険税収入が確保され、また病気の早期発見、健康管理のための特定健康診断や人間ドックの診断助成を行い、その健診結果による生活習慣病予防対策として特定保健指導が実施されています。医療費等の支出に対しては適切な収入が確保され、厳しい中にも財政運営が行われていることが確認できます。

今後とも、国保税の収入対策は、低所得層に考慮をしながら収入率の向上に努めていただき、また医療費抑制につながるよう、疾病予防のための生活習慣病予防対策事業を実施され、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを町執行部をお願いしまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第4号平成22年度菊陽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対

する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第5号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

認定第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、請願第3号「子ども医療費を町外病院でも窓口無料化にすることを求める」請願につ

いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 請願第3号「子ども医療費を町外病院でも窓口無料化にすることを求める」請願書で、先ほどの文教厚生常任委員長の報告では全員賛成で不採択ということでした。それに対して、請願を採択していただきたいということで討論を行います。

先ほどの賛成者なしの理由では、既に中学3年生まで拡大をしていること、また町内医療機関への配慮、また事務委託料の財政負担ということでした。

しかし、先ほど副議長さんが報告されたように、菊陽町は県内トップクラスの財政力のある町です。これは非常にうらやましいことです。また、私は、そういう財政力があるのを、この菊陽町、人口が増えて、子育て世代が非常に大きく増えている町で、ぜひそういうところに力を入れていただきたいということで17年間頑張っていますが、この県内トップクラスの財政力を生かせば、1,000万円前後のサービスが本当に町外に受診している3割の方にできるのに、とても残念な結果だというふうに思っています。

1つは、なぜこの請願を出したかといいますと、やはり200名の方の保護者の方がぜひそういう制度に改善してほしいというお願いをされたことです。また、その一つの理由として、子育て世帯、皆さんもご案内だと思いますが、今非常に非正規の労働者が増えています。身近にもそういう方がいらっしゃるのではないのでしょうか。共働き世帯、また1人で子育てをしている人などそれぞれです。特に菊陽町は、先ほど申しましたように、県内、いや全国的にも子育て世代が増加して、非常にまちづくりが成功していますし、より保護者の方に沿った施策が重要だと思っています。

また、町は中学3年生まで医療費無料化、子育て支援の充実に力を入れてこられました。このことも評価しています。

また、無料化を町外窓口に拡大した場合に、町内の医療機関に配慮をするということですが、町内の医療機関の方も、もちろん小児科専門やそういう方は、子どもたちが悪くならないようにというのが一番の願いではないかと思います。

こういうのが出てくるときは、救急や時間外などで、なかなか町内の小児科の病院があいてない。やはり私も二十数年の看護師の経験がありますが、子どもは、人がいないとき、またお正月、お盆、休日などに具合が悪くなったり発熱したりします。そのときに、町内のかかりつけ医ではなく、日赤や市内の病院に行かなければならないときもあります。お母さんがお話しされるのは、まず財布の中身を見て、考えてしまうと言われます。私は、予防の点からも、そ

ういう1,000万円前後の財政負担で賄うのであれば、ぜひこの制度を改善をしていただきたいと、皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 請願第3号「子ども医療費を町外病院でも窓口無料化にすることを求める」請願書に対して不採択の結果が出ましたが、この不採択に賛成の立場から討論を行います。

まず、昨年までは小学校6年生までの医療費無料化を町は実施をしました。続いて、今年度から中学3年生まで無料化にすることということで、現在進行中であります。

しかしながら、これには窓口無料化に対するいろいろな問題があるということで、ペナルティーとして、年間約1,250万円ぐらいが無料化にすると町の負担増になるということになります。

今町は、中部小学校の建設を推進をしております。平成23年から25年度までの借入総額の概算であります。30億円とした場合に、元金総額約30億円と利子見込み額約7億円の合計37億円の負債を25年間かけて返済することになっていると、そういう状況。これは確定ではありませんけれども、大体こういう水準で進行するのではないかとということです。この負債額は、年間約1億6,000万円程度になるという、この負の遺産が25年間町はずっと続けていくわけです。単に窓口無料化にしたら1,250万円の負担は何でもない出費ではないかというご意見もありましたけれども、やっぱり大きな負債ですね。我々は、37億円という金は想像にもつきません。年間所得、高齢者は年金が3万円とか5万円とかという方もいらっしゃるわけです。その方に37億円という金をどのように受け取りますかといったら、恐らく想像もつかないというふうな心境だと思います。

それで、これ以上、いろいろ子育てには町は非常に手厚い手当をしておりますから、まず権利をもらったわけですから、それに伴う義務というものもある程度若い方々には考えていただいて、それなりの努力をしてもらいたいということと、それからもう一つ、私なりに言わせれば、私はもう後期高齢者に近づいております。なおかつ、低所得者の後期高齢者、いわゆるそういう方の手当は余り出てこないわけです。希望とすれば、80歳以上、医療費を無料化にさせていただきたいと、こういうふうな希望も持っております。

まず、子どもたちの手当を十分に行うということは非常によいことですが、今まで一生懸命に働いてきた老人の方の立場も考えていただきたいというふうに私は考えて、不採択に対する賛成討論を終わります。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

念のために申し上げます。採決は委員長の報告に対して行いますので、お間違いのないようをお願いいたします。

請願第3号「子ども医療費を町外病院でも窓口無料化することを求める」請願について、委員長の報告は不採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第3号 消防団活動への支援に関する意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、発議第3号消防団活動への支援に関する意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、先に配付のとおりであります。

この議案は、坂本秀則君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、坂本秀則君から趣旨の説明をお願いします。

○6番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

発議第3号消防団活動への支援に関する意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。東日本大震災における消防団員等の災害補償への国の支援について要望するものの。

趣旨説明は、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

では、案文の朗読をいたします。

本年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震に加え、太平洋沿岸を中心とした大津波等による未曾有の被害をもたらした。このような中、消防団員は、地震発生直後から地域住民の避難誘導、搜索、救助、消火、避難生活の支援等、広範囲にわたり、日夜懸命に活動を続ける中で、水門閉鎖や避難誘導の際、津波に巻き込まれるなど、極めて多数の消防団員が死亡または行方不明となった。この影響を受け、日本消防協会の福祉共済制度における殉職消防団員に対する弔慰金が大幅減額される事態となった。

全国には88万人余りの消防団員が生業を持ちながら、日ごろから訓練を重ね、災害等が発生した場合には、消火活動、救助活動、避難誘導を行うなど、住民の生命・身体・財産を守り、住民が安全で安心して暮らせるよう、地域に根差した消防団活動を行っているところである。

福祉共済制度は、消防団員が住民の安全・安心を守るという崇高な消防の使命と旺盛な郷土愛護の精神に燃え、我が身の危険を顧みず、消防の第一線に立って活動することを念頭に、消防団員及びその家族をサポートするもので、消防団員確保の面からも極めて重要なものであ

る。

よって、国におかれては、消防団活動への支援について、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記。１、東日本大震災をはじめ消防団活動において殉職した団員の遺族あるいは負傷した消防団員に対し、公務災害補償をはじめ福祉共済制度の給付金の見直し、子弟の就学支援など、生活全般にわたりできる限りの支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣野田佳彦様、総務大臣川端達夫様、財務大臣安住淳様、内閣官房長官藤村修様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第4号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、発議第4号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は、川俣鐵也君外6名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、川俣鐵也君から趣旨の説明をお願いします。

○13番（川俣鐵也君） それでは、発議第4号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）。

上記の案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきます。

これは郵便局のネットワークということで、菊陽町には特定郵便局が2局、久保田郵便局と原水郵便局がありますが、ぜひこのお願いをしたいということでこの意見書を提出させていただきます。

提案理由としては、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するため、郵政改革法案の早期成立を求める意見書を衆参議長及び関係大臣に提出していただきますよう要望しますということで提出をさせていただきます。

この意見書案については、この提案理由は案文の朗読をさせていただきたいと思います。

これまで郵便局は、地域社会において情報、安心、交流の拠点としての役割を担っており、特に金融機関の少ない地域で高齢者を多く抱える当菊陽町においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献をしてきた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、保険の郵政三事業は民営、分割化され、郵便外務員に貯金、保険の取り扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不満の声が多く寄せられています。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金、保険を提供できない郵便局があらわれ、公益性、地域性が失われるおそれがある。

当町においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満、不安を解消するため、昨年4月、郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、以降、秋の臨時国会、先の通常国会といまだ成立しておらず、たなごらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4,000郵便局ネットワークは、国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣野田佳彦様、総務大臣川端達夫様、郵政改革担当大臣自見庄三郎様。

以上、疑問点その他ございましたら、自席でお答えをさせていただきます。どうぞ皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第４号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４ 発議第５号 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書  
（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第４、発議第５号大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書（案）についてを議題といたします。

議案は、さきに配付のとおりであります。

この議案は、梅田清明君外５名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、梅田清明君から趣旨の説明をお願いします。

○１７番（梅田清明君） 発議第５号大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書（案）でございます。

先ほど発議第３号でも消防団の意見書が出ましたように、東日本の大災害におきましていろんな不都合がありますので、このたび教職員の派遣制度のことに対しての意見書を提出いたします。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由として、大規模災害時における教職員派遣について、人数面や各自治体の費用負担のあり方等、国として明確なスキーム作成に努めること。

あとは案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

大規模地震や豪雨等の非常災害時において、被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきました。このたびの東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童・生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について、国としての明確なスキームが存在しないために、今回の大震災では、派遣教職員の確保に当たり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや教職員の派遣に係る費用負担のあり方等についてさまざまな問題が浮き彫りになっています。

こうした実態を踏まえ、先般宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった

場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在被災地を中心に、大規模災害時に備えた教職員の派遣制度の構築を求める声が高まっています。

政府におかれては、大規模災害時に被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記。1つ、東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

1つ、大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地のマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。

1つ、同制度の導入に当たっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣野田佳彦様、文部科学大臣中川正春様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑においては、自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程と会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

これで平成23年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時53分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大 塚 昇

菊陽町議会議員 石 原 武 義

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊陽町議会会議録  
平成23年第3回9月定例会

平成23年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919